

2025.12.17

欧州委員会は業界関係者に PPWR ガイドライン草案を内示

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和 (訳)

本稿は、先頃欧州委員会が業界関係者に内示した「包装及び包装廃棄物に関する規則 (EU) 2025/40 の一部規定の解釈に関する欧州委員会通知」の全訳である。この通知は現時点では公開されていない。

欧州委員会「包装及び包装廃棄物に関する規則 (EU) 2025/40 の一部規定の解釈に関する欧州委員会通知

通知の対象及び適用範囲

包装及び包装廃棄物に関する規則 (EU) 2025/40[1] (以下、「PPWR」) は、2025 年 2 月 11 日に発効し、2026 年 8 月 12 日から適用される。

[1]Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) (OJ L, 2025/40, 22.1.2025)

採択後、欧州委員会は、加盟国当局を含む関係者から、PPWR の一部規定の解釈に関し質問を受けている。事業者及び加盟国が新たな要件に適応するには時間がかかるため、欧州委員会は、EU 全体における明確性と統一的な適用を目的として、これらの規定を解釈する本ガイダンス文書を発行する。

このガイダンス文書は、EU 法の条項の解釈に関し確立された判例に基づいており、その判例[2]では、用語だけでなく、法制上の法が設定される意味合いや、その法を構成する法の目的も考慮する必要があると規定されている。

[2]KRONE-Verlag, C-65/20,:471, paragraph 25

このガイダンス文書は、法的義務を定める PPWR の規定に代替する、追加する、又は改正するものではない。このガイダンス文書は単独で検討されるべきではなく、法令と併せて使

用し、単独の参考資料として使用しないようにされたい。

EU 法令の拘束力ある解釈は、欧州連合司法裁判所の専権事項である。

1. 包装の定義

法的規定

第1条(1)ポイント(1)：

「包装」とは、その材質に係らず、経済事業者が他の経済事業者又は最終消費者に対し、製品を収納、保護、取扱い、配送又は提示するために使用することを意図した物品であって、その機能、材質及びデザインに基づき包装形態によって区別できるものをいい、以下を含む：

- (a) 製品の寿命全体に亘り製品を収納、支持又は保存するために必要な物品であって、製品の不可欠な部分となることなく、製品と共に使用、消費又は廃棄されることを意図したもの；
- (b) ポイント(a)に規定する物品の構成要素又は補助的な要素であって、当該物品に一体化されているもの；
- (c) ポイント(a)に規定する物品の付属要素であって、製品に直接掛けられ、又は取り付けられ、包装機能を果たすものであって、製品の一体部分とはならず、製品と共に使用、消費又は廃棄されることが意図されているもの；
- (d) 製品を分配するために販売時点において充填されることを意図して設計され、かつ意図されている物品（「サービス包装」とも呼ばれる。）；
- (e) 販売時点において充填されるか、又は販売時点において充填されることを意図して設計され、かつ意図されている使い捨ての物品であって、包装機能を果たすもの；
- (f) 茶、コーヒー、その他の飲料を入れた透過性のあるバッグ、又は茶、コーヒー、その他の飲料用のソフトな使い捨てシステムのシングルサーブユニットであって、製品と共に使用及び廃棄されることが意図されているもの；
- (g) 機械で使用することを意図され、製品と共に使用及び廃棄されることが意図されている非透過性の茶、コーヒー、その他の飲料用シングルサーブユニット。

附属書 I には、第 3 条(1)(1)の包装の定義の対象となる物品を示すリストが掲載されている。

欧州委員会の解釈

物品が包装に該当するか否かの解釈は、第 3 条(1)ポイント(1)の包装の定義に基づくべきである。本規則附属書 I には、包装と見なされる物品と包装と見なされない物品を示すリストが示されている。PPWD に基づいて設立された EU 司法裁判所の判例によれば、附属書 I の包装を示すリストに記載されている物品があるだけでは、その物品が包装と見なされるには不十分である[3]。包装の定義も確認し、遵守する必要がある。

[3] case C-772/24, Interfel, paras. 23-26

例えば、スーパーマーケットで消費者の自家用として空の飲料カップが販売された場合、それは包装の定義によれば包装とは見なされない。一方、スーパーマーケットが補充ステーションでこうしたカップに商品（例えばコーヒー）を充填した場合、そのようなカップは包装となる。

ティーライトや墓石灯の容器は包装とは見なされない。これらの容器は、規則第 3 条第 1 項ポイント(1)の包装の定義に該当しないためである。また、墓石灯（ろうそくの容器）は、規則附属書 I において非包装の例として挙げられている。

物品の製造工程で使用される接着フィルムは、その機能によって包装と見なされる場合とそうでない場合がある。接着工程用フィルムは、製造工程において、原材料又は中間材料を半製品又は最終製品に変換することを可能に又は容易にするよう設計される場合がある。これらのフィルムが、中間製品がその後の中間製品又は最終製品に変換及び／又は組み立てられるまで中間製品に付着したままであり、製造サイクルの実現手段として機能し、当該工程の明確な技術的ニーズを満たす場合、PPWR 第 3 条(1)ポイント(1)にいう包装とは見なされない。

靴や衣類用のダストバッグは、製品の収納、保護、取り扱い、配送、又は最終使用者への提示を目的とする場合、PPWR の適用上、包装と見なされる。纖維包装は、第 3 条(1)ポイント(1)に規定される一般的な包装の定義から除外されないが、纖維販売用包装はリサイクル性の要件から除外される（PPWR 第 6 条(11)(g)）。靴や衣類の包装用のダストバッグは、製品を運ぶことを主な目的とせず、むしろ製品のライフサイクルの様々な段階において製品を保護するために供給されるため、必ずしも「キャリーバッグ」とは見なされない。

2. 植木鉢及び播種トレイ

法的規定

包装の定義：

第3条(1)(1)：「「包装」とは、その材質に関わらず、経済事業者が製品を他の経済事業者又は最終消費者に収容、保護、取扱い、配送又は陳列するために使用することを意図した物品であって、その機能、材質及びデザインに基づき包装形態によって区別できるものをいい、以下のものを含む：

(a) 製品の寿命全体に亘り製品を収容、支持又は保存するために必要な物品であって、製品の不可欠な部分ではないものであって、製品と共に使用、消費又は廃棄されることを意図したもの。」

附属書I 第3条(1)(1)(a)における包装の定義の対象となる物品を示すリスト

包装物品：植木鉢及び植木鉢（播種トレイを含む。）であって、販売及び輸送のみを意図したもの。

(…)

包装以外の物品：植木鉢及び植木鉢（播種トレイを含む）。製品の様々な段階を通じて企業間取引で使用されるか、又は植物と共に販売されることが意図されている。

欧州委員会の解釈

包装の定義に沿って、附属書Iの文言は以下のように理解される必要がある：

・包装：販売及び輸送に使用されることを意図した植物又は植木鉢（播種トレイを含む）。これには、最終消費者に販売される前の最終段階で植物が栽培された植木鉢又は植木鉢、播種トレイが含まれる。

・非包装：事業者（苗床や栽培業者）が生産サイクルにおいて使用する栽培用鉢及びトレイ。但し、最終消費者に植物と共に販売されることを意図した最後の鉢又はトレイを除く。

附属書Iにおける「包装」及び「非包装」の文言には販売という要素が含まれているものの、実際には、花や植物は販売を目的として「輸送用鉢」又は「販売用鉢」に移植されることはない。むしろ、植物が栽培された同じ鉢が輸送及び販売にも使用される。

包装と理解されるべき物品の解釈は包装の定義に従うべきであり、附属書Iはあくまでも参

考資料である。従って、包装は企業対消費者取引に限定されず、企業間取引において製品の収容、保護、取扱い、配送、又は陳列のために使用される物品も対象となる。しかし、花や植物を収容、保護、取扱い、搬送、又は陳列する役割を担わず、製造サイクルの単なる補助手段に過ぎない植木鉢は、PPWR 第 3 条(1)ポイント 1 にいう包装とは見なされない。

この解釈は、汚染者負担原則及びこれらの物品のリサイクルを確保するという PPWR の環境目標に合致する。

3. 包装製造業者の定義

法的規定

第 3 条第 1 項ポイント(13)によれば、「製造業者」とは、包装又は包装された製品を製造する自然人又は法人を意味する。一方、

(a) (b)の規定を条件として、自然人又は法人が、包装又は包装された製品を自らの名称又は商標を用いて設計又は製造している場合（包装又は包装された製品に他の商標が表示されているかどうかに係らず）、当該自然人又は法人を意味する；

(b) 包装又は包装された製品を自らの名称又は商標を用いて設計又は製造している自然人又は法人が、2025 年 2 月 1 日に適用される勧告 2003/361/EC に定める零細企業の定義に該当し、かつ、当該包装を自らの名称又は商標を用いて設計又は製造している自然人又は法人に当該包装を供給する自然人又は法人が同一の加盟国に所在する場合、「製造業者」は、包装を供給する自然人又は法人を意味する。

欧州委員会の解釈

製造業者とは、包装又は包装された製品を製造する自然人又は法人である。「製造業者」の定義における「又は」という文言は、PPWR の意味におけるサプライチェーンにおいて、製造業者は常に 1 社に限ることを明確に示している。製造業者を正しく特定するには、定義の全ての要素を用いる必要がある。

まず、誰が自らの名称又は商標を用いて包装を設計又は製造しているかを特定する必要がある（第 3 条(1)ポイント(13)(a)）。販売用包装（サービス用包装を除く）又は集合包装については、製造業者とは、加工業者（供給業者）から供給された包装に最終加工（例えば、切断、充填、封緘）を施し、自社の製品を充填して、当該包装又は包装された製品を EU 市場に供給する経済事業者をいう（第 3 条(1)ポイント(5)～(6)）。言い換えれば、販売用包装

及び集合包装については、製造業者は通常、充填業者、即ち製品ブランド所有者となる。

輸送用包装又はサービス用包装（最終形態）が空の場合、製造業者は通常、輸送用包装又はサービス用包装を実際に製造する会社をいう。但し、当該包装が当該包装の使用者によってその名称又は商標の表示によって明確にブランド化されている場合は除く（第3条(1)ポイント(l)(d)及び(7)）。この場合は、使用者が製造業者となる。

しかし、自社の名称又は商標で設計又は製造された包装又は包装された製品を有する企業が小規模企業[4]、即ちブランド所有者であり、包装（包装材料ではない）を供給する企業が同一の加盟国に所在する場合、この包装供給者が製造業者となる（第3条(1)ポイント(13)(b)）。勧告2003/361/ECによれば、従業員数が10人未満で、年間売上高が貸借対照表上の年間合計額が200万ユーロを超えない企業は小規模企業とされる。フランチャイズ店が直接間接フランチャイズ本店の資本又は議決権の25%以上を保有しておらず、企業をパートナー又は関連会社にするような支配力又は決定的な影響力を行使していない場合、これらの条件下ではフランチャイズ店は小規模企業と見なされる可能性がある。そうでない場合は、第3条(2)及び第3条(3)に従ってフランチャイズ本店のデータの対応する割合又は合計を集計することにより、関連する閾値が評価される。

（注：[4]の脚注は見当たらない。）

包装に表示がない場合、「製造者」は供給者、又は包装製品を市場に投入する者のいずれかとなる。決定的な基準は、誰がその包装の設計仕様を発注し決定するかである。

また、再利用可能な包装の場合、決定的な基準は、自らの名称又は商標で包装を設計又は製造させた自然人又は法人が誰であるかである。

包装が包装製品の製造者の特定の要件に従って設計され、その商標が付いている場合、後者（即ち、使用者）が再利用可能な包装の「製造者」となる。これは、特にオープンループ再利用システムにおいて当てはまる。

但し、再利用可能な包装を自社の名称と商標で設計・製造させた企業が小規模企業であり、包装を製造する企業が同一の加盟国に所在する場合、後者が製造者となる。

再利用可能な包装が（リユース）システム運営者の特定の要件に従って設計され、その商標が付いている場合、当該包装の（リユース）システム運営者が「製造者」となる。これは、特に閉ループリユースシステムにおいて当てはまる。再利用可能な包装に特定の商標が付いていない場合は、当該包装とその特定の設計を発注したのがユーザー（即ち、リユースシ

システム運営者) であると特定できる場合を除き、当該包装の製造者が「製造者」となる。

4. 包装生産者の定義

法的規定

第3条(1)ポイント(15) :

「生産者」とは、販売方法（遠隔販売契約を含む）の如何を問わず、次のいずれかに該当する製造者、輸入者又は販売者をいう：

- (a) 製造者、輸入者又は販売者が加盟国に設立され、当該加盟国の領域内及び当該領域において、輸送用包装、サービス用包装又は一次生産用包装（シングルユース包装又は再利用可能な包装のいずれかとして）を初めて提供する；又は、
- (b) 製造者、輸入者又は販売者が加盟国に設立され、当該加盟国の領域内及び当該領域において、ポイント(a)に規定する包装以外の包装で包装された製品を初めて提供する；又は、
- (c) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国又は第3国に設立されており、輸送用包装、サービス用包装又は一次生産用包装（シングルユース包装又は再利用可能な包装のいずれか）を、他の加盟国の領域において初めて最終使用者に直接提供する；又は、
- (d) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国又は第3国に設立されており、ポイント(c)に規定する包装以外の包装で包装された製品を他の加盟国の領域において初めて最終使用者に直接提供する；又は、
- (e) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国に設立されており、最終使用者となることなく包装された製品を開梱する。但し、他の者がポイント(a)、(b)、(c)又は(d)に定義される製造業者である場合を除く。」

欧州委員会の解釈

製造業者と販売業者は、PPWRに基づく義務に関して異なる。製造業者は、それぞれのEU加盟国における包装廃棄物の収集及び回収にかかる費用を負担する責任を負っている（第45条(1)）。このため、登録及び認可の申請は、第44条に規定されている関係各国当局に提出する必要があるが、製造者は、包装が廃棄物となるEU加盟国においてのみ、EPR料金を納付する必要がある（規則第45条(2)）。一方、製造者は、包装がEU市場に初めて提供される前に、第5条から第12条に規定されている持続可能性及び表示要件を満たしている

ことを確認しなければならない。EU 全体で製造者は 1 社に限る。

PPWR における製造者と生産者の様々な役割の概要

	製造者	生産者
定義	包装又は包装された製品の製造業者。 ブランド所有者が小規模企業である場合は免除される。	包装又は包装された製品を、当該製造業者が所在する加盟国において初めて、又は他の加盟国の最終消費者に直接提供する製造業者、輸入業者、又は販売業者。
数量	EU 全体で 1 つの経済事業者	加盟国の領域において初めて包装を提供する経済事業者
機能	包装が持続可能性及びラベル表示要件に適合していることを確保する。	包装が廃棄物となる加盟国における廃棄物管理に資金を提供する。生産者は、当該加盟国において初めて包装を提供する経済事業者である。

「包装生産者」とは、流通及びサプライチェーンにおける適格企業であり、加盟国における環境・生産・再生利用に関する義務を履行する責任を負う企業である（第 45 条）。

本規則は、輸送用包装やサービス用包装などの空の包装の場合であれ、販売用包装や集合包装のように製品が入った状態で市場に提供される場合であれ、包装ごとに 1 人の生産者を明確に定義することを目指している。

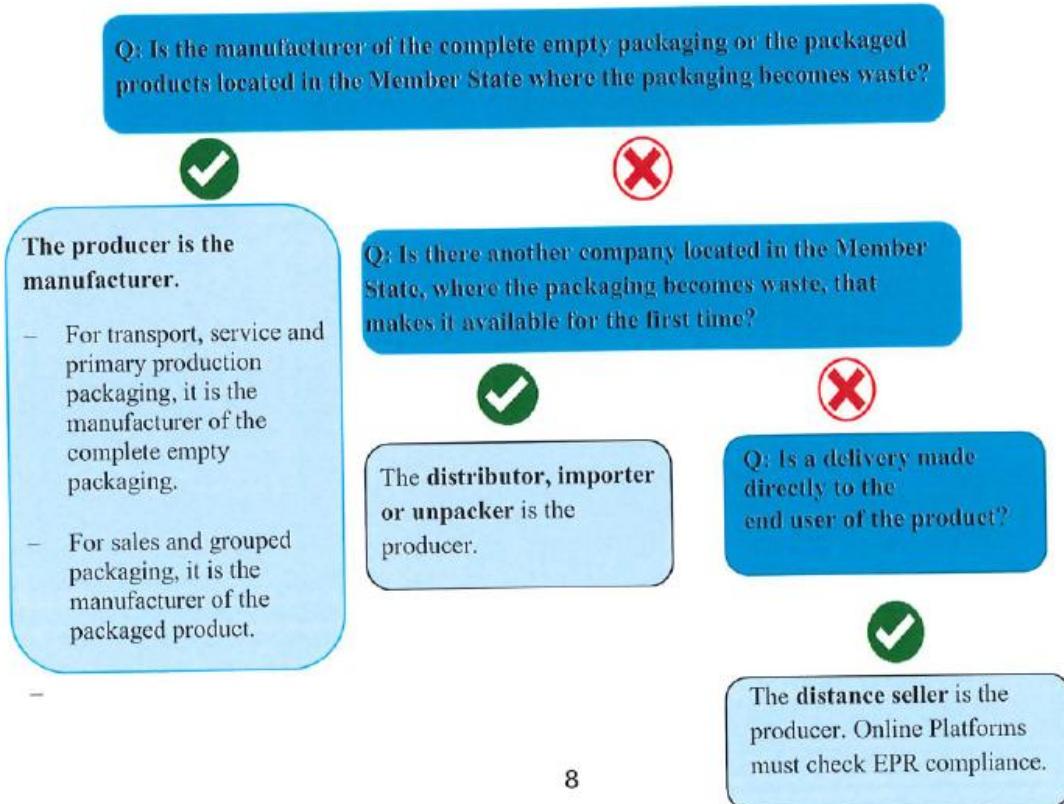
EPR 義務の観点から見ると、空の包装が充填された時点で「初めて利用可能になった」と見なされる。包装は、包装として使用された場合にのみ、市場で利用可能になったと見なされる。

生産者の定義は、包装が廃棄物となる加盟国において、製造業者、輸入業者、販売業者のいずれであっても、EPR 義務を負う経済事業者を特定することを目指している。従って、製造者と生産者は必ずしも同一の経済事業者とは限らず、包装の生産者は販売方法や市場に提供される包装の種類によって異なる。包装又は包装された製品がいずれの加盟国でも廃棄物とならない場合、EU 域内に生産者は存在しない。

包装は、多くの場合、複数回利用可能となる長い供給・流通チェーンの一部である。生産者は、当該包装が加盟国においてその後も利用可能になるかどうかに関わらず、当該加盟国において初めて包装を提供する経済事業者を指す。市場への提供には、包装又は包装された

製品の実際の供給につながる可能性のある、流通、消費又は使用のためのあらゆる提供が含まれる。オンライン販売の場合、最終消費者への製品の直接提供は、最終消費者の加盟国における市場への提供と見なされる。

以下に、生産者を特定する方法を示した図を示す。



輸送用包装の生産者に関しては、生産者の定義から、輸送用包装の使用者、ひいては生産者が誰であるかを決定するいくつかの要因が明らかになっている。以下の要因を考慮することが重要である：

- 当該物品は包装機能を果たすか？ 包装は、それ自体では包装機能を果たしない複数の部品又は補助要素で構成されることがしばしばある。従って、包装が他の要素と組み立てられて初めて包装機能を果たす場合、組立て業者が製造業者となり、このため、最初の潜在的な生産者となる。製品又は包装材料は、特定の状況において包装機能を果たし、包装として使用されている場合に、包装と見なされる。
- 輸送用包装の製造業者は誰か？ 販売用包装及び集合包装とは異なり、空の包装については輸送用包装の製造業者を特定する必要がある。従って、最初の提供は、義務を負う製造業者が加盟国内における商業活動の一環として、最終形態の輸送用包装を更に供給した

時点で発生する。

(c) どの加盟国で、誰に包装が提供されるか？ 製造業者が所在する加盟国以外の加盟国で輸送用包装が初めて提供される場合、受領者が包装製品の最終使用者である場合にのみ、製造業者が生産者となる。そうでない場合は、受領者が生産者となる。例えば、企業 A は加盟国 1 で名称も商標も付していない大きな段ボール箱とラップを製造している。企業 A は、空の未組み立ての段ボール箱とラップのロールを同じ加盟国の企業 B に販売する。この取引では、箱とラップは最終形状の包装ではなく、輸送用包装として使用する前に更に組み立てる必要がある包装材料又は製品である。従って、EPR の観点からは包装は提供されていない。企業 B は他の要素を使用して箱を組み立て、それによって箱が最終形状を構成する。この場合、企業 B は加盟国 I における生産者となる。但し、企業 B が段ボール箱（中身が入っているか空かを問わず）を他の加盟国の企業 C に販売する場合、当該他の加盟国における生産者は企業 C となる。更に例を挙げると、企業 A が企業 B に販売した際に大型段ボール箱が最終形態となる場合、企業 A は加盟国 I における生産者となる。最後に、段ボール箱が第 3 国に輸出された場合、EU 域内では廃棄物とならないため、いずれの加盟国にも生産者は存在しない。

販売用包装の生産者に関しては、生産者とは、包装を充填し、加盟国の領域内で初めて利用可能にする経済事業者を指す。例えば、企業 A が果物を容器に充填し、包装された果物を同じ加盟国のスーパーマーケットに販売する場合を考えてみよう。この場合、企業 A は包装を初めて利用可能にし、当該加盟国で廃棄物となるため、企業 A は当該加盟国における生産者と見なされる。しかし、企業 A が包装果物を他の加盟国のスーパーマーケットに販売する場合、当該スーパーマーケットが当該加盟国において包装果物を初めて市場に提供するため、生産者となる。

第 3 条(1)ポイント(15)(d)に規定する状況において、生産者とは、包装製品を他の加盟国の領域において初めて最終消費者に直接提供する製造業者、輸入業者又は販売業者を指す。第 3 条(23)によれば、「最終消費者」とは、EU 域内に居住し、消費者又は専門的最終消費者として製品が提供された自然人又は法人であり、かつ、当該製品を自己に提供された形態で更に市場に提供しない者を指す。上記の例を用いて更に例証すると、企業 A がウェブショップを運営し、包装された果物を他の加盟国の最終消費者に販売する場合、企業 A が生産者となる。この場合、企業 A は当該他の加盟国に拠点を置いていないため、当該他の加盟国に公認代表人を任命する必要がある。

これに拠り、決定要因となるのは、専門的な最終使用者が製品を製造に使用し、その結果、製品を供給された形態で再び利用可能にしないかどうかである。第 3 国から輸入された包

装品を受け取り、包装された製品を発送する前に開梱又は小分けに再梱包するなどの取り扱い作業を行う物流会社は、最終使用者とは見なされない。むしろ、包装された製品の所有権を有していないなくても、製品が再梱包されている場合、彼らは輸送用包装の製造者と見なされる。

5. 輸入者の定義と「支店」の地位

法的規定

第3条(1)項17は、「輸入者」を「EU域内に設立された自然人又は法人で、第3国からの包装を市場に投入するもの」と定義している。

欧州委員会の解釈

輸入者の定義は、規則(EU)2019/1020に基づいており、ブルーガイドに規定されている一般的な解釈指針に沿って解釈されるべきである。定義から、次の2つの条件が満たされる必要があることが分かる：(a) EU域内に設立されていること、及び(c)（注：(b)のまちがいか）EU域外を原産地とする包装又は包装された製品を市場に投入していること。

「設立」とは、執行及び市場監視のための管轄権を確保するためEU加盟国に登録住所を有すること、並びにEU域内にコンプライアンス、トレーサビリティ、及び是正措置に関する責任者が存在することを保証することを意味する。

殆どの場合、支店は独立した法人ではなく、親会社のアイデンティティに基づいてのみ事業を営むため、独立して権利又は義務を負うことではない。従って、支店が締結した契約は親会社に対し法的拘束力を持つ。

EU法及び各国の税法において、支店は通常、税務上の恒久的施設[5]として扱われる。しかし、納税義務と税務登録を有することは、支店に別個の法人格を付与するものではなく、規制遵守における支店の地位を変更するものでもない。CJEUの判決（例：Berlin Chemie事件 C-333/20、Adient事件 C-533/22）は、恒久的施設は法人化と同等ではないことを確認している。

[5] According to Article 5 of the OECD Model Tax Convention, 'permanent establishment' means a fixed place of business through which the business of an enterprise is wholly or partially carried on. It includes especially: (a) a place of management, (b) a branch, c) and office.)

支店は別個の法人格を有さないため、PPWR に基づく輸入業者としての資格を得ることはできない「設立」の要件は、単に支店事務所であるということではなく、EU 域内に設立された自然人又は法人を指す。支店は、加盟国の法律に基づいて設立され、独自の法人格、権利義務を有し、資産を保有し、独立して訴訟を起こしたり、訴えられたりできる場合、別個の法人（即ち子会社）となることができる。

従って、EU 域内に支店のみを有する非 EU 域内製造業者は、EU 域内に子会社を設立するか、第 3 条(1)ポイント(19)に定義される公認代理人を選任する必要がある。

非 EU 域内自然人又は法人の支店が、PPWR 第 3 条(1)ポイント(18)に定義される「販売業者」となり得るかどうかについても、同様の論理が当てはまる。

PPWR における EPR は、加盟国の領域内で初めて包装又は包装された製品を販売する「生産者」（製造業者、輸入業者、又は販売業者）に適用される（本注記のポイント 4 参照）。本規則は、VAT 登録のみを受けている事業体、又は法人格を持たない恒久的施設を有する事業体には、EPR 義務を明示的に適用しない。VAT 登録のみを EPR の目的における「施設」と同等であると主張することは、PPWR 第 3 条(1)ポイント(17)における輸入業者の統一された定義と矛盾することになる。加盟国は、生産者の概念のハーモナイゼーションを損なうような追加要件を課すことはできない。

6. 食品接触包装における PFAS 規制

法的規定

包装及び包装廃棄物規則 (EU) 2025/40 第 3 条(1)ポイント(13)は、「製造者」を「包装又は包装された製品を自らの名称又は商標の下に設計又は製造した自然人又は法人（包装又は包装された製品に他の商標が表示されているか否かを問わない。）」と定義している。

第 3 条(1)ポイント(10)は、「市場への投入」を、空の包装又は製品が入った包装を EU 市場に初めて提供するものと規定している。第 3 条(1)ポイント(11)は、「加盟国の領域内での提供」を「流通、消費又は使用のための包装の供給（有償又は無償を問わない）」と規定している。

第 5 条(5)は、「2026 年 8 月 12 日以降、食品接触包装は、パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）を以下の限度値以上の濃度で含有する場合、当該限度値を超える PFAS 含有

包装の市場への投入が他の EU 法令によって禁止されていない限り、市場に投入してはならない」と規定している：

(a) 対象 PFAS 分析で測定された PFAS の総量（ポリマーPFAS は定量から除外）については 25ppb；

(b) 対象 PFAS 分析で測定された PFAS の総量（該当する場合、前駆物質の分解を前提とした場合）については 250ppb。（ポリマーPFAS は定量から除外）；及び、

(c) PFAS（ポリマーPFAS を含む）については 50ppm。総フッ素量が 50mg/kg を超える場合、規則(EC) 1907/2006 第 3 条ポイント(9)、(11)及び(13)にそれぞれ定義される製造業者、輸入業者又は川下使用者は、要請があった場合、本規則第 3 条(1)ポイント(13)及び(17)にそれぞれ定義される製造業者又は輸入業者に対し、本規則附属書 VII に規定する技術文書を作成するために、PFAS 又は非 PFAS の含有量として測定されたフッ素量の証明を提供しなければならない。

第 58 条(2)は、「第 1 項の規定に反し、人の健康の保護を目的とした特定の法律の対象となる接触に敏感な包装に関連して人の健康へのリスクがあり、そのリスクが包装材料の包装内容物に移転される場合、監視当局は、包装材料に起因する人又は動物の健康へのリスクに関する評価を実施してはならない。こうしたリスクを管理する所管の官庁、具体的には規則(EU) 2017/625、(EU) 2017/745、(EU) 2017/746、(EU) 2019/6 又は指令 2001/83/EC に記載されている所管の官庁に警告するものとする。」と規定している。

公的管理規則（規則(EU) 2017/625[6]）は、次のように規定している：

「第 34 条

1. 公的管理及びその他の公的活動におけるサンプリング並びに実験室での分析、試験及び診断に使用される方法は、当該方法を定める EU 規則又は当該方法の性能基準に適合しなければならない。

2. 第 1 項に規定する EU 規則がない場合、及び公的管理及びその他の公的活動においては、公的検査機関は、当該機関の特定の分析、試験及び診断の必要性への適合性に応じて、以下のいずれかの方法を使用する：

(a) 欧州標準化機構 (CEN) が承認したものを含む、関連する国際的に認められた規則又はプロトコルに適合する利用可能な方法；又は、

　　欧州連合の基準検査機関によって開発又は推奨され、国際的に認められた科学的プロトコルに従って検証された関連する方法。

(b) (a)に規定する適切な規則又はプロトコルがない場合には、国内で制定された関連規則に適合する方法、又は、そのような規則が存在しない場合には、国内の基準となる研究機関によって開発又は推奨され、国際的に認められた科学的プロトコルに従って妥当性が検証された関連方法；又は、

国際的に認められた科学的プロトコルに従って、研究機関間又は研究機関内の方法の妥当性確認研究によって開発され、妥当性が検証された関連方法。

3. 研究機関による分析、検査又は診断が緊急に必要であり、かつ、本条第1項及び第2項に規定する方法のいずれも存在しない場合には、関連する国内の基準となる研究機関、又は、そのような国内の基準となる研究機関が存在しない場合には、第37条(1)に従って指定されるその他の研究機関は、国際的に認められた科学的プロトコルに従って適切な方法が妥当性確認されるまで、本条第1項及び第2項に規定する方法以外の方法を使用することができます。」

[6] Regulation (EU) 2017/625 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 on official controls and other official activities performed to ensure the application of food and feed law, rules on animal health and welfare, plant health and plant protection products, amending Regulations (EC) No 999/2001, (EC) No 396/2005, (EC) No 1069/2009, (EC) No 1107/2009, (EU) No 1151/2012, (EU) No 652/2014, (EU) 2016/429 and (EU) 2016/2031 of the

European Parliament and of the Council, Council Regulations (EC) No 1/2005 and (EC) No 1099/2009 and Council

Directives 98/58/EC, 1999/74/EC, 2007/43/EC, 2008/119/EC and 2008/120/EC, and repealing Regulations (EC) No 854/2004 and (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council, Council Directives 89/608/EEC,

89/662/EEC, 90/425/EEC, 91/496/EEC, 96/23/EC, 96/93/EC and 97/78/EC and Council Decision 92/438/EEC (Official Controls Regulation) (O.JL 95, 7.4.2017, pp. 1-142)

欧州委員会の解釈

a) 不適合包装の市場投入期限：

食品接触包装とは、関連する EU 食品法令の定義に従い、食品を収容する、又は食品と接触することを意図した包装をいう。この義務は、意図せず存在する PFAS と意図的に添加された PFAS を区別しない。義務を負う事業者は、製造業者、即ち、包装又は包装材料に最終加工工程を施し、自社の名称又は商標を使用して、流通、消費、又は使用のために包装を提供する事業者である。

PPWR は移行期間を設けていない。従って、2026 年 8 月 12 日以降に市場投入される食品接触包装は、この日付以前に製造されたものであっても、PFAS の規制値を遵守する必要がある。製造業者は、包装を空の状態でも製品と一緒にでも市場投入できる。通常、販売用及び集合食品接触包装は充填された状態で市場投入され、輸送用及びサービス用包装は空の状態で市場投入される。

市場への投入とは、所有権、占有権、又はその他の財産権が有償又は無償で移転された時点をいう。従って、製造業者が、取引記録を保持しつつ、単なる占有権の移転のみで、空包装又は集合包装を市場に投入し、2026 年 8 月 12 日までに在庫を使い切ることを妨げない。

リサイクル材を含む包装にも同様の条件が適用される。2026 年 8 月 12 日以降、リサイクル材が PFAS の基準値を超える場合でも、食品に接触しない包装に使用できる。

b) PFAS 基準値の施行：

食品包装に含まれる PFAS は、必然的にヒトの PFAS へのばく露に繋がり、ヒトの健康に対する許容できないリスクを齎す。従って、PPWR に規定される監視当局ではなく、健康リスクの管理を管轄する当局、特に規則(EU) 2017/625 に規定される所管の官庁が、PFAS 基準値の遵守状況を検証するものとする。

規則(EU) 2017/625 第 34 条(1)又は(2a)に規定されている包装中の PFAS 又は総フッ素の試験室分析方法が利用可能になるまで、適用日時点の PFAS 制限値を適用するために、最先端の分析能力と関連マトリックスの PFAS 試験のメタ分析に基づく以下の段階的なアプローチが推奨される：

1. 総フッ素(TF)定量(ステップ I): TF が 50 ppm 未満の場合、サンプルは適合していると見なすことができ、他の 2 つの制限値を試験する必要はない。
2. TF が 50ppm を超える場合、ステップ 2 で熱分解 GC/MS などの方法を用いて、フッ素が有機フッ素 (PFAS) か無機フッ素かを確認できる。有機フッ素が 50ppm 未満の場合、サンプルは適合していると見なされ、他の 2 つの限度値を試験する必要はない。
3. ステップ 3 の 25ppb 及び 250ppb の濃度限度値への適合性を確認するには、直接 TOP (総酸化性前駆物質) 分析が推奨される。

この推奨は、規則(EU) 2017/625 に規定されている当局の PFAS 限度値への適合性検証権限に影響を与えるものではない。

7. 包装のリサイクル性確保に関する要件の適用日

法的規定

第 6 条(1) :「市場に流通する全ての包装は、リサイクル可能でなければならない。」

第 6 条(2) :「包装は、以下の条件を満たす場合、リサイクル可能と見なされる：

(a) マテリアルリサイクルが可能なように設計されており、これにより、第 4 項の規定に従って、元の材料と比較して十分な品質を有する二次原材料を一次原材料の代替として使用できるようになっていること；及び、

(b) 廃棄物となった場合、第 48 条(1)及び(5)の規定に従って分別収集され、他の廃棄物のリサイクル性に影響を与えることなく特定の廃棄物ストリームに分別され、本条第 5 項の規定に従って定められた方法論に基づいて大規模にリサイクルできること。

第 4 項に基づいて採択された委任法に準拠する包装は、この項の最初のサブパラグラフポイント(a)に規定する条件に準拠していると見なされる。

第 4 項に基づいて採択された委任法及び第 5 項に基づいて採択された施行法に準拠する包装は、この項の最初の項に定める条件に準拠していると見なされる。」

欧州委員会の解釈

第 6 条(1)は、市場に投入される全ての包装がリサイクル可能であることを要求している。この規定は、包装及び包装廃棄物指令 (PPWD) 附属書 II ポイント 3(a)における、マテリアルリサイクルの形で回収可能な包装に関する必須要件と似てているが、同一ではない。従って製造業者は、リサイクル設計要件に関する委任法の適用日までは、PPWD 及び関連する整合規格 EN 13430:2004 - マテリアルリサイクルによって回収可能な包装に関する要件 [7]に従ってリサイクル可能性要件のみを遵守すべきである。この委任法は、第 6 条(4)に基づき、2028 年 1 月 1 日までに欧州委員会によって採択され、完全にリサイクル設計要件及び関連する評価方法をハーモナイズさせる。当該日から 2 年間、製造業者は、本規則の意味でリサイクル可能な包装のみが市場に供給されるように、これを遵守しなければならない。

[7] Harmonised standards published in Commission communication in the framework of the implementation of the European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste(OJ C 44 of 19 February 2005)

製造業者は、PPWR 第 6 条(4)に基づく委任法が発効するまで、PPWR 第 38 条及び附属書 VII に基づくリサイクル性に関する適合性評価手続きを実施する必要はない。

8. リサイクル含有率目標の免除

法的規定

リサイタル(50)：「再生プラスチックを含む食品接触材料は、欧州委員会規則(EU)2022/1616 に定められた要件（リサイクル技術に関する要件を含む）を満たさなければならない。プラスチック包装については、当該包装がポリエチレンテレフタレート(PET)で作られている場合を除き、関連するリサイクル含有率要件の適用日より十分に前に、当該プラスチック包装に適したリサイクル技術の利用可能性を再評価することが適切である。当該評価は、関連する EU 規則及び当該技術の適用に関する規則及びその導入状況に基づき、認可国についても対象とすべきである。当該評価に基づき、特定の接触感受性プラスチック包装について、再生利用含有率要件の除外規定を設けたり、本規則に定める例外リストを改正したりする必要があるかもしれない。そのため、EU 条約第 290 条に基づく法律を制定する権限は、欧州委員会に委任されるべきである。」

第 7 条(5)：「第 1 項及び第 2 項は、以下には適用されない：

- (a) 食品接触用プラスチック包装であって、再生材の含有量が人の健康に脅威を与え、包装製品が規則 (EO No 1935/2004) に適合しないもの；
- (b) 包装単位全体の総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品。」

第 7 条(12)：「2028 年 1 月 1 日までに、欧州委員会は、特定のプラスチック包装について、第 1 項ポイント(b)及び(d)に規定する再生材含有量の最低割合の除外、又は特定のプラスチック包装に関する第 4 項の除外リストの改訂の必要性を評価するものとする。本項第 1 項に規定する評価に基づき、プラスチック包装を再生するための適切な再生技術が、関連する EU 規則の下で認可されていないか、又は実際に十分に利用可能でない場合、特に食品包装を含む接触に敏感なプラスチック包装に関する安全関連要件を考慮に入れ、欧州委員会は、第 64 条に基づき委任法を採択する権限を有し、本規則を改正し、次の事項を実施する：(a) 特定のプラスチック包装について、本条第 1 項ポイント(b)及び(d)に定める最低含有率の範囲、時期又は水準の特例を規定すること；及び、(b) 必要に応じて、本条第 4 項の例外事項の一覧を改正すること。」

欧州委員会の解釈

第 7 条(5)は、再生材含有義務に関する特定の除外を規定している。第 7 条(5)(a)に規定する除外は、食品接触用プラスチック包装であって、再生材の量が人の健康に脅威を与え、包装製品が規則(EC) No 1935/2004 に適合しなくなるものについて規定する。第 7 条(5)(b)に規定する除外は、包装単位の総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品に関するものである。これらの除外はいずれも、欧州委員会又は各国の所管の官庁によって具体的に認められる必要はない。従って、上記の除外は直接適用可能であり、製造業者はこれらの要件への適合を示さなければならない。技術文書の要件を遵守し、市場及び技術の発展を踏まえ、免除が依然として正当であるかどうかを定期的に見直さねばならない。

欧州委員会は、2028 年 1 月 1 日までに、プラスチック包装に関する再生材含有義務の更なる除外の必要性を評価するものとする。

9. 輸入されるプラスチック製食品接触包装に関する再生材含有要件

法的規定

第 7 条(1)：「2030 年 1 月 1 日又は本条第 8 項に規定する施行法の発効日から 3 年後のいずれか遅い日までに、市場に投入される包装のプラスチック部分は、附属書 II 表 1 に規定する包装の種類及び形式ごとに、製造工場及び年当たりの平均値として算出した、ポストコンシューマープラスチック廃棄物から回収された再生材含有率が以下の最低割合以上含まれていなければならない：

- (a) シングルユースプラスチック飲料ボトルを除き、主成分としてポリエチレンテレフタレート (PET) を使用した接触感受性包装については 30%；
- (b) プラスチック製の接触に敏感な包装については 10% PET 以外の材料（シングルユースプラスチック飲料ボトルを除く）；
- (c) シングルユースプラスチック飲料ボトルについては 30%；
- (d) 本項ポイント(a)、(b)及び(c)に規定するもの以外のプラスチック包装については 35%。」

欧州委員会の解釈

食品接触用の輸入されるプラスチック材料及び成形品は、食品接触用再生プラスチック材

料及び成形品に関する規則(EU) 2022/1616 に定められた再生プラスチック含有率の要件に適合しなければならない。食品接触材料（食品接触包装を含む）として使用することを意図する再生プラスチック含有プラスチック材料の輸入者は、これらの材料が以下に概説する要件に適合していることを確保すべきである。適合しない場合、これらの材料は食品接触用途（食品接触包装を含む）向けに市場に投入することはできない。但し、他の用途に使用することは可能である。同規則第 6 条は、以下を義務付けている：

- ・プラスチック廃棄物の分別収集。
- ・プラスチック廃棄物の選別からリサイクルまでの全ての活動を含め、第 6 条に基づく前処理活動について、第 3 者機関による認証を取得していること。
- ・リサイクル材が、食品接触用プラスチック材料及び成形品に関する規則(EU) No 10/2011 に従って製造されたことの証明。

従って、第 3 国から輸入された、リサイクル材を含むプラスチック製の食品包装は、上記の要件に適合している必要がある。事業者は、規則(EU) 2022/1616 に基づき、検証可能な証拠によって上記の要件への適合を証明する必要がある。

規則(EU) 2022/1616 は、「新規技術」の側面も導入している。「新規技術」を用いて製造されたプラスチック材料のみが、収集及び前処理に関する規則(EU) 2022/1616 第 6 条の要件を免除できる。リサイクル材が除染ペレットとして（即ち、規則(EU) 2022/1616 第 10 条及び附属書 I に規定されている除染プロセスの産物として）輸入される場合、当該材料を生産する事業者の名称は、規則(EU) 2022/1616 第 24 条に基づき、技術、リサイクル業者、リサイクルプロセス、リサイクルスキーム、及び除染施設に関する EU 登録簿に記載されなければならない。登録簿における施設のステータスは、「新規登録」又は「発効」のいずれかと定義される。

10. 加盟国による堆肥化可能包装の義務化及び適合性の推定に関する柔軟性

法的規定

リサイタル(53)：「バイオ廃棄物の廃棄物ストリームは、従来のプラスチックで汚染されていることが多い、マテリアルリサイクルのストリームは、堆肥化可能プラスチックで汚染されていることが多い。この交差汚染は、資源の浪費と二次原材料の品質低下に繋がるため、発生源で防止する必要がある。こうした懸念に鑑み、加盟国は、自国における堆肥化可能な包装の適切な廃棄物管理について規定すべきである。堆肥化可能なプラスチック包装の適

切な廃棄方法は消費者にとって益々分かりにくくなっているため、堆肥化可能なプラスチック包装の使用に関する明確かつ共通の規則を定め、その使用が環境又は人の健康に明確な利益を齎す場合にのみ義務付けることは正当かつ必要である。これは特に、ティーバッグのように内容物と包装の分離が特に複雑な製品など、堆肥化可能な包装の使用がバイオ廃棄物の収集又は処分に役立つ場合に当てはまる。」

リサイタル（54）：「生分解性プラスチックポリマーで作られた限定的な包装用途については、管理された条件下で嫌気性消化施設を含む堆肥化施設に投入される堆肥化可能な包装を使用することで、環境上の利益が実証される。更に、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)第 2 サブパラグラフを適用し、かつ、適切な廃棄物収集制度及び廃棄物処理インフラが当該加盟国において利用可能な場合、当該加盟国は、金属以外の包装材料で構成されたコーヒー、紅茶、その他の飲料システムのシングルサーブユニット用の堆肥化可能な包装、超軽量プラスチック製レジ袋、軽量プラスチック製レジ袋、並びに本規則の適用日以前に堆肥化が義務付けられていたその他の包装を当該加盟国において初めて利用可能にすることを許可するか否かを柔軟に決定可能とされるべきである。消費者が適切な廃棄経路について混乱することを避け、また、炭素循環の環境的利益を考慮すると、その他の全ての包装はマテリアルリサイクルの対象となり、当該包装の設計は、他の廃棄物のリサイクル性に影響を与えないようにすべきである。」

リサイタル（56）：「2022 年 11 月 30 日欧洲委員会通知に記載されている「バイオベース、生分解性及び堆肥化可能なプラスチックに関する EU 政策枠組み」に記載されているように、産業用堆肥化の基準を遵守することは、家庭内堆肥化における分解を意味するものではない。産業用堆肥化では、高温多湿が求められる。地域社会を含む個人によって行われる家庭内堆肥化では、実際の条件は地域の気候状況や消費者の習慣に大きく左右される。従って、家庭内堆肥化における生分解は、産業用堆肥化よりも遅くなるか、完了しないリスクがある。特に、プラスチック包装の家庭内堆肥化は、関係当局の監督の下、特定の用途及び特定の地域条件においてのみ検討されるべきである。」

第 9 条(2)：「第 6 条(1)の規定に除外として、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)に基づきバイオ廃棄物と同様の生分解性及び堆肥化性を有する廃棄物をバイオ廃棄物と共に収集することを認めており、かつ、堆肥化可能な包装がバイオ廃棄物管理の流れに確実に組み入れられるよう適切な廃棄物収集制度及び廃棄物処理インフラが整備されている場合、加盟国は、次に掲げる包装が堆肥化可能である場合にのみ、当該包装が初めて自国の領域内で利用可能となることを要求することができる：(a) 第 3 条(1)ポイント(1)(g)に規定する包装であって、金属以外の材料で作られたもの、超軽量プラスチック製レジ袋及び軽量プラスチック製レジ袋； (b) この規則の適用日前に加盟国が既に堆肥化可能であることを要求して

いた、本項ポイント(a)に規定する包装以外の包装。」

欧洲委員会の解釈

加盟国は、2026年8月12日まで、自国の領域において追加的な包装を堆肥化可能とすべきかどうかを決定できる。加盟国は、そうした追加的な堆肥化可能な包装が産業廃棄物として堆肥化可能であると決定することのみができる。加盟国が生ごみの廃棄物管理方法の一つとして家庭内堆肥化を実施している状況を反映し、家庭内堆肥化は限られた数の包装材について認められているが、リサイタル56によれば、プラスチック包装の家庭内堆肥化は、関係当局の監督の下、特定の用途及び特定の地域的状況においてのみ検討されるべきである。家庭内堆肥化が国家レベルで義務付けられる場合、加盟国は混乱を避けるため、経済事業者、一般市民、そして欧洲委員会にこれを明確に伝えるべきである。加盟国は、経済事業者が関連する表示及び堆肥化要件を遵守できるよう、そのような包装材の明確なリストを作成し、公表することが推奨される。

本規則は、加盟国に対し、関連する整合規格の採択前、或いはそうした規格がない場合であっても、家庭内堆肥化可能性を義務付けることを認めている。

家庭内堆肥化可能な包装の適合性の推定に関しては、工業用堆肥化可能な包装、及び更新中の工業用堆肥化に関する既存の規格への適合性に関するものと同じ規則が適用される。即ち、製造業者は、家庭内堆肥化に関する既存の国家規格及び既存の認証制度を、第9条への適合を証明するために使用することができるが、これらの文書への適合は、堆肥化可能性要件への適合性の推定を生じさせるものではない。

欧洲委員会は、2026年2月12日までに、第9条(6)に基づき、欧洲標準化機構に対し、家庭内堆肥化可能性に関する新たなEU全体の規格を作成するよう要請する。

工業用堆肥化に関する既存の規格 EN 13432 は、新しい規格が採択されるまでの間、ガイダンスとして使用できる。堆肥化可能包装に関する新たなハーモナイズされた規格への適合の推定は、第9条(6)に基づき欧洲委員会が要請した、関連する整合規格を記載した新たな決定がEU官報に掲載された日から再び可能となる。

11. 堆肥化可能包装における「透過性」及び「ソフトな使用済み」という用語の定義

法的規定

第3条(1)は「本規則の適用上、以下の定義を適用する：

(f) 茶、コーヒー、その他の飲料用の透過性バッグ、又は茶、コーヒー、その他の飲料を入れた使用済みソフトシステムのシングルサーブユニットであって、製品と共に使用及び廃棄されることが意図されているもの」と規定している。

欧州委員会の解釈

第9条(1)の規定は材質に中立的であり、紙製のシングルサーブユニットを含むあらゆる材質で作られた茶、コーヒー、その他の飲料用の透過性バッグ、又はソフトな使用済みシステムのシングルサーブユニットを指す可能性がある。従って、第9条に基づき、このような包装は堆肥化を考慮して設計されなければならない。

12. 包装の最小化

法的規定

リサイタル60:「マーケティングと消費者の受容性は包装設計において依然として重要であるものの、それらは、包装の追加的な重量及び容積を正当化する性能基準の一部となるべきではない。 [...]」

第10条(1):「2030年1月1日までに、製造者又は輸入者は、市場に投入する包装が、包装の形状及び材料を考慮し、その重量及び容積がその機能性を確保するため必要な最小限にまで低減されるように設計されることを確保するものとする。」

第10条(2):「製造者又は輸入者は、附属書IVに定める性能基準に適合しない包装が、次の場合を除いて、市場に流通されないよう確保しなければならない。」

第10条(2)(a)及び(b)は、次の2つの除外を規定している。即ち、

- (a) 包装意匠が保護されている場合、又はその形状が商標である場合。意匠及び商標は2025年2月11日までに保護される必要があり、かつ、最小化要件の適用により、意匠の新規性若しくは個別性が変化するか、又は商標が、マークされた製品を他の事業者の製品と区別することができなくなるような影響を与える場合。
- (b) 包装された製品又は飲料が、EU法で保護されている地理的表示の恩恵を受けている場合。

第 10 条(3) :「2027 年 2 月 12 日までに、欧州委員会は、欧州標準化機構に対し、包装に関する要件への適合性の計算及び測定方法を定めるハーモナイズされた規格を、必要に応じて作成又は更新するよう要請する。この規則に基づく最小化。最も一般的な包装の種類及び形式については、当該規格において最大適正重量及び容積の制限、並びに適切な場合には壁厚及び最大空隙量を規定すべきである。」

附属書 IV パート A ポイント 4 :「包装の機能性：包装デザインは、製品の用途及び販売の要因となる特殊性（贈答用、季節行事向けなど）を考慮し、その機能性を確保しなければならない。」

欧州委員会の解釈

包装の最小化要件は、加盟国が包装廃棄物の一般削減目標をハーモナイズされた方法で達成する上で役立ち、PPWR 第 43 条に定められた廃棄物削減目標を遵守するために、各国がそれぞれ異なる措置を繰り返す必要性を軽減する。

包装の最小化は新たな要件ではない。PPWD（包装廃棄物削減法）においては、関連するハーモナイズされた遵守方法論基準[8]を伴う必須要件として存在していた。評価方法論の要素は、ハーモナイズされた基準から規則に移行されたが、「消費者の受容性」と「マーケティング」は、包装重量と容積の増加を正当化する理由（「性能基準」）として削除された。一方、リサイクル性、リサイクル材含有率、再利用などの他の理由が新たな基準として追加された。

[8] EN 13428:2004 - Packaging - Requirements specific to manufacturing and composition - Prevention by source reduction. The reference to this harmonised standard was published in Commission's Communication OJ C 44 on 19 Februaty 2005

この更新を実施するため、PPWR は欧州委員会に対し、2027 年 2 月 12 日までに CEN に対し既存規格の更新を要請することを義務付けている。更新された評価方法に加え、更新された規格では、最も一般的な包装の種類と形式について、最大適正重量及び容積の制限が規定される。

ハーモナイズされた規格への適合は持続可能性要件への適合の推定となるため、標準化は業界が最小化要件への適合を証明するのに役立つ。加盟国は、その他の又は追加の国内要件を設定することなく、このような適合包装を受け入れ、自国の市場で提供できるようにする必要がある。

第 70 条(1)(b)によれば、既存の包装最小化要件とその評価基準は 2029 年末まで有効である。その後は、第 1 項と第 2 項の両方が適用される（2030 年 1 月 1 日から）。既存の整合規格 EN 13428:2004 は、新しい規格又は更新された規格が制定されるまでの間、引き続き準用してガイダンスとして使用できる。

産業界は、通常の標準化プロセスにおいて、専門家の意見を反映させ、新たな規格を積極的に策定する機会を得る。このプロセスにおいては、包装の形状や機能性といった問題が適切に考慮される。

13. 第 10 条の最小化要件と第 24 条の空き容量比率の関係

法的規定

第 10 条：

「1. 2030 年 1 月 1 日までに、製造業者又は輸入業者は、市場に投入する包装について、包装の形状及び材料を考慮し、その重量及び容積が機能性を確保するために必要な最小限に抑えられるように設計することを確保しなければならない。

2. 製造者又は輸入者は、本規則の附属書 IV に定める性能基準に適合しない包装、及び二重壁、中底、不要な層を含む、製品の容積感を増大させることのみを目的とする特性を有する包装が、以下の場合を除き、市場に流通されないよう確保しなければならない。（...）」

第 24 条(1)は、「2030 年 1 月 1 日又は第 2 項に基づいて採択された施行法の発効から 3 年後のいずれか遅い日までに、集合包装、輸送包装又は電子商取引包装に充填する事業者は、最大空隙率（パーセントで表示）が 50% となるように確保しなければならない。」と規定している。

欧州委員会の解釈

第 24 条に規定される空隙率は、集合包装、輸送包装及び電子商取引包装に適用され、当該包装を使用又は充填する自然人又は法人は、これを遵守する必要がある。欧州委員会は、2028 年 2 月 12 日までに採択される施行法において、空きスペース率の算出方法を定める予定である。

販売用包装については、空きスペースに関する最小化要件は、事前に定められた閾値とは関連付けられていないため、既存の標準 EN 13428:2004 に基づいて評価する必要がある。こ

の規格は、2030年1月1日まで適用され、附属書IVパートAに基づく最新の性能基準及び第10条の要件に従って更新される。義務を負う当事者は製造業者であり、適合性評価を実施し、包装に関する技術文書及び適合宣言書を作成する必要がある。

14. 第II条の要件の適用前に市場に投入された再利用可能な包装

法的規定

第11条

「1. 2025年2月11日以降に市場に投入される包装は、以下の全ての要件を満たす場合に再利用可能と見なされる：(a) 複数回再利用されることを目的として考案、設計され、市場に投入されていること；(b) 通常予測可能な使用条件下で可能な限り多くの回転数を達成できるように考案及び設計されていること；(c) 消費者の健康、安全及び衛生に関する適用可能な要件を満たしていること；(d) 更なる機能及び再利用を妨げるような損傷を受けることなく、空にしたり、荷降ろししたりできること；(e) 包装された製品の品質および安全性を維持し、食品安全に関する要件を含む適用される安全衛生要件への適合を確保しながら、空にしたり、荷降ろししたり、詰め替えたり、詰め替えたりすることができること；(f) 欧州食品安全条約パートBに従って再生できること。付属書VIに規定されている機能を維持しながら、その意図された機能を果たす能力を維持すること；(g) ラベルを貼付し、製品の特性及び包装自体に関する情報（製品の安全性、適切な使用、トレーサビリティ及び保存期間を確保するための関連する指示及び情報を含む）を提供することを可能にすること；(h) 責任者の健康と安全にリスクを与えることなく、空にしたり、荷降ろししたり、詰め替えたり、積み直したりできること；(i) 第6条に規定されているリサイクル可能な包装に関する特定の要件を満たし、廃棄物となった際にリサイクルできること。

2. 欧州委員会は、2027年2月12日までに、第64条の規定に基づき、本条第1項(b)の規定の適用上、再利用において最も頻繁に使用される包装形式について、衛生面及び物流面などのその他の要件を考慮に入れ、再利用可能な包装のローテーションの最小回数を設定することにより、本規則を補足する委任法を採択する。」

第15条(9)：「本条第8項の規定を除き、第5条から第12条に規定される要件に適合していないと考えられる包装を適合させ、撤去し、又は回収する義務は、2025年2月11日より前に市場に投入された再利用可能な包装には適用されない。」

欧洲委员会の解釈

第 11 条は、本規則の発効日である 2025 年 2 月 11 日から適用される再利用基準を定めている。但し、本規則は 2026 年 8 月 12 日から適用される。これは、本規則の発効日（2025 年 2 月 11 日）より前に EU 市場に投入された再利用可能な包装については、遡及的に要件に適合させる必要がないことを意味する。これは、本規則第 15 条(9)に明記されている。

2025 年 2 月 11 日以降に市場に投入される再利用可能な包装は、本規則に適合する必要がある。但し、所管の官庁は、当該包装が本規則第 II 条及びその他の規定に準拠しているかどうかを 2026 年 8 月 12 日以降にのみ確認できる。

第 11 条に定められた要件は、廃止された包装及び包装廃棄物指令、並びに包装の再利用に関する関連するハーモナイズされた規格 EN 13429 2004 に含まれる再利用可能な包装に関する要件と実質的に近いため、既に施行されているはずである。

15. 加盟国が、包装廃棄物の分別に関するハーモナイズされた EU ラベルの隣に既存の国内ラベルを貼付することに関する制限はあるか？

法的規定

第 12 条(1)：「2028 年 8 月 12 日又は本条第 6 項又は第 7 項に基づいて採択された施行法発効日から 24 ヶ月後のいずれか遅い日から、市場に出される包装には、消費者による分別を容易にするため、その材料組成に関する情報を含むハーモナイズしたラベルを表示しなければならない。このラベルは、ピクトグラムに基づき、障害者を含む誰もが容易に理解できるものでなければならない。」

欧州委員会の解釈

第 12 条の適用範囲における包装ラベルの表示は、デポジット返還制度を除き、網羅的かつ完全にハーモナイズされたものとする。分別指示を追加する国内規則は、EU 条約第 288 条により認められていない。加盟国は、2028 年 8 月 12 日またはラベル表示規則及びピクトグラムを規定する施行法の発効日から 24 ヶ月後以降、自国のラベルを EU ハーモナイズされたラベルの隣に表示することは認められない。事業者は、新たな基準への移行なしには適応できないため、ラベル表示制度の移行期間が満了する日が到来した場合、国内措置は当該期限までに廃止されるか、又は移行期間に対応できるよう調整されるべきである。分別指示に関する国内措置が域内市場への影響に鑑みて不均衡と見なされる場合、当該措置は、第 12 条(6)に従って欧州委員会が採択する EU のハーモナイズされた要件の発効日に関わらず、可能な限り速やかに廃止されなければならない。

包装材料識別システムを確立する 1997 年 1 月 28 日欧州委員会決定[9]は、2028 年 8 月 12 日まで引き続き適用される。この決定は、包装の材料構成を識別するための番号及び略語のシステムを確立するものであり、主に廃棄物管理者が包装廃棄物の分別を容易にすることを目的としている。この決定及び略語システムの使用は製造業者の任意であるが、加盟国は、この決定で定義されたシステム以外の包装識別システムが使用されないようにする義務を負う。識別システムを使用する場合は、この決定で定義されたシステムを使用しなければならない。但し、本決定に基づき定められた略称は、2028 年 8 月 12 日以降は認められなくなる。これは、収集後の廃棄物分別における技術の進歩により、リサイクル業者にとってそうした表示の必要性が低下しているためである。

[9] Commission Decision of 28 January 1997 establishing the identification system for packaging materials pursuant to European Parliament and Council Directive 94/62/EC on packaging and packaging waste OJL 50, 20.2.1997, p. 28-31

PPWR 第 12 条(1)に基づくラベル表示義務の目的は、消費者による包装廃棄物の分別を改善することである。本規則は、電子商取引用包装を除く輸送用包装、及びデポジット返還制度の対象となる包装を、このラベル表示義務から明示的に除外している。EU の包装関連法は、家庭用包装と商業用・工業用包装を区別していない。従って、PPWR 第 12 条(1)に基づくラベル表示義務は、規則に明示的に特段の定めがある場合（即ち、電子商取引用包装を含み、その他の輸送用包装を含まない）を除き、全ての包装に適用される。

第 12 条(2)に基づく再利用可能な包装のラベル表示に関しては、加盟国は、2029 年 2 月 12 日又は 30 日以降、自国のラベルを EU のハーモナイズされたラベルの隣に表示し続けることが認められない。関連する表示規則を定める施行法の発効日から 24 ヶ月以内に、廃棄物分別ラベル及び再利用可能な包装ラベルの使用が義務付けられる。

第 12 条(4)に基づくリサイクル含有率及びバイオベース含有率のラベルについては、2028 年 8 月 12 日又は関連する施行法の発効から 24 ヶ月後に完全にハーモナイズされるが、これらのラベルの使用は任意である。即ち、事業者は包装にリサイクル含有率又はバイオベース含有率を表示する義務はないが、表示を希望する場合、EU のハーモナイズされたラベルを使用する必要がある。

加盟国は EU のハーモナイズされた DRS ラベルを使用しないことは自由であるものの、他の加盟国で施行されている DRS ラベルの貼付を禁止できない。これは、義務的及び非義務的なデポジット返還制度の両方に適用される。加盟国は、ハーモナイズされたラベルを使用することで、国内 DRS ラベルを介した域内市場への障壁の創出リスクを軽減することがで

きる。加盟国は、国内 DRS ラベルに関する規則を定めるに当たり、「欧洲委員会からの通知 — 飲料包装、デポジット制度及び物品の自由移動」(2009/C 107/01) [10] を考慮することが推奨される。

[10] Communication from the Commission — Beverages and packagings stems and free movement of goods

拡大生産者責任 (EPR) ラベルに関しては、PPWR (拡大生産者責任規則) は物理的なラベルを禁止し、こうした情報又はラベルはデジタル形式でのみ提供することを許可している (PPWR 第 12 条(9))。

第 12 条は EU 域内の包装ラベルを完全に統一しているため、加盟国は他の国内の強制的な包装ラベル要件を採用することはできない。これは、包装ラベルに関連する域内市場への影響が大きいことを正当化している。

16. 既存の再利用可能な輸送用包装の表示

法的規定

第 12 条(2)によれば、「2029 年 2 月 12 日又は第 6 項に基づいて採択された施行法の発効日から 30 ヶ月後のいずれか遅い方から市場に投入される再利用可能な包装には、当該包装が再利用可能であることを使用者に通知するラベルを付けなければならない。再利用可能性に関する追加情報（地方、国、又は EU 全体の再利用システムの利用可能性及び回収拠点に関する情報を含む）は、包装の追跡、トリップ及びローテーションの計算、又は計算が不可能な場合、平均推定を容易にする QR コード又はその他の標準化されたオープンなデジタルデータキャリアを通じて提供されるものとする。」

第 12 条(3)によれば、これらの要件は「附属書 VI に従ってシステム運用者がいないオープンループシステム」には適用されない。

第 12 条(6)は、欧洲委員会に、包装ラベル：「2026 年 8 月 12 日までに、欧洲委員会は、本条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する包装の表示に関する表示要件及び様式（デジタル方式で提供される場合を含む。）について、ハーモナイズされたラベル及び仕様を定める施行を採択する。（…）」よう指示している。

第 12 条(12)は、「第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する包装であって、EU 域内で製造され、又はこれらの項に規定する期限前に輸入され、かつ、これらの項に規定する基準に適合

しないものは、これらの項に規定する表示要件の発効日から 3 年間、市場に提供することができる」と規定している。

第 15 条(9)は、「本条第 8 項の規定に係らず、第 5 条から第 12 条までに定める要件に適合していないと考えられる包装を適合させ、撤去し、又は回収する義務は、2025 年 2 月 1 日より前に市場に投入された再利用可能な包装には適用されない。」と規定している。

欧州委員会の解釈

以下の 2 つを区別する必要がある：

- (a) PPWR の発効前に市場に投入された再利用可能な輸送用包装、及び
- (b) PPWR の発効後、かつ、(c) 表示に関する施行法の発効前、しかし、
- (c) 2025 年 2 月から 2029 年 2 月までの間に市場に投入された再利用可能な輸送用包装。

(a)に該当する再利用可能な包装は、機能の陳腐化又は運用上の制限により再利用システムから除去されるまで、流通し続けることができる。

(b)の再利用可能な包装は、遅くとも 2032 年 2 月までに表示要件に適合する必要がある。新しい表示規則は、施行法の採択時、即ち 2026 年 8 月には既に業界に周知されていることを考慮すると、適合させる必要がある再利用可能な輸送用包装は限定的な量に留まる。実際には、2025 年 2 月から 2026 年 8 月の間に市場に投入される包装のみが、新しい規則に従ったラベルを付けて再利用される必要がある。PPWR の発効後、事業者は新しい表示規則の適用を受けないことを正当に期待することはもはやできないことを忘れてはならない。

ウェブサイトや添付文書を通じて表示要件を遵守することを示唆する解決策は、PPWR 第 12 条(5)の条件及び PPWR 第 12 条(6)に基づき施行法で規定される条件を除き、受け入れられない。

17. 廃棄物管理事業者の報告義務

法的規定

第 23 条(1)によれば、「包装廃棄物管理事業者は、指令 2008/98/EC 第 35 条(1)に基づき、

電子登録簿を通じて加盟国の領域内で初めて利用可能となる包装に関する情報を除き、本規則附属書 XII 表 3 に掲げる包装廃棄物に関する情報を毎年、所管の官庁に提供しなければならない。

「包装廃棄物管理事業者は、拡大生産者責任義務を個別に履行する生産者に対し、拡大生産者責任義務を共同で履行する生産者責任団体に対し、毎年、第 44 条(10)に定める情報提供義務を遵守するために必要な全ての情報を提供しなければならない。

加盟国は、国内法に従い、公的機関が包装廃棄物の管理の組織化に責任を負っている場合、包装廃棄物管理事業者は、毎年、当該公的機関に対し、第 44 条(10)に定める情報提供義務を遵守するために必要な全ての情報、又は指令 2008/98/EC 第 35 条(1)に従い、電子登録簿を補足するその他の手段を提供しなければならないと規定できる。

第 44 条(10)によれば、「拡大生産者責任義務を個別に履行する生産者は、拡大生産者責任義務の共同履行の場合、当該義務の履行を委託された生産者責任組織、又は再利用システムが拡大生産者責任義務を履行している場合、再利用システム運営者は、前曆年について、附属書 IX パート B ポイント 3 に定める情報を毎年、所管の官庁に提出しなければならない。国内法に基づき、公的機関が包装廃棄物の管理の組織化に責任を負っている場合、加盟国は、当該公的機関が附属書 IX パート B ポイント 3 に定める情報を提出することを規定することができる。」とされている。

欧州委員会の解釈

廃棄物管理運営者とは、廃棄物枠組み指令 (WFD) 第 3 条(9)に定義されている「廃棄物の収集、輸送、回収（選別を含む）、及び処分（これらの業務の監督及び処分場の後処理を含み、販売業者又は仲介業者として行われる行為を含む）」を扱うあらゆる運営者と理解されるべきである。

第 23 条は、義務を負う廃棄物管理事業者が誰であるか、情報をどのように提出するか、又どのような状況下で提出しなければならないかについて規定していない。従って、欧州委員会は、廃棄物管理事業者が包装廃棄物に関する情報を提供する義務は、生産者責任機構 (PRSO)、生産者及び所管の官庁が、第 44 条(10)に基づく報告義務を履行するのを支援するための一般的な要件として解釈されるべきであると理解している。これに拠り、加盟国は、どのような状況下で廃棄物管理事業者が必要な情報を提供することが必要であるかを規定する必要がある。

第 23 条(1)第 1 項は、廃棄物管理事業者は附属書 XII 表 3 に掲げる情報を所管の官庁に提供しなければならないと規定している。但し、既に WFD 第 35 条(1)に規定されているように、所管の官庁に報告されている有害包装廃棄物に関する情報、及び加盟国の領域内で初めて又は未包装で提供される包装に関する情報は、廃棄物管理事業者がそうしら情報を有しないため、提供できない。所管の官庁は、PPWR（廃棄物管理規則）第 44 条に基づいて設置される生産者登録簿を通じて附属書 XII 表 3 の情報を受け取るため、廃棄物管理事業者は、PROS、生産者、又は他の管轄当局によって報告されたデータが正確であることを相互確認する必要がある場合、又は加盟国が指定するその他の状況下でのみ、この情報を提供しなければならない。

18. Horeca セクターにおける現場での消費を目的とした、プラスチック含有量が 5%未満のシングルユース食品及び飲料包装に適用されるルール

法的規定

リサイタル (13) :「(…) 本規則における複合包装の定義は、閾値レベルに関わらず、部分的にプラスチック製のシングルユース包装を、欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 の要件から除外するものではない。」

リサイタル (180) :「本規則は、附属書 V 第 3 項に掲げるプラスチック製品の市場への投入を制限する一方、指令 (EU) 2019/904 は、加盟国に対し、これらのシングルユースプラスチック製品の消費量の削減を達成するため必要な措置を講じることを認めている。指令 (EU) 2019/904 に基づく各国の施行措置は、市場への投入の禁止よりも制限が緩い場合があることから、シングルユースプラスチック包装の削減を促進し、環境中のシングルユースプラスチック包装の量を削減するため、包装の定義に該当するこれらの製品に関しては、本規則が指令 (EU) 2019/904 に優先すべきである。」

第 3 条(1)ポイント 24 :「「複合包装」とは、主包装材の重量の一部を構成する 2 つ以上の異なる材料から作られ、手で分離できず、従って单一の一体型単位を形成する包装単位を意味する。但し、材料の 1 つが包装単位の重要でない部分を構成しない限り、いかなる場合でも包装単位の総質量の 5%以下であり、ラベル、ワニス、塗料、インク、接着剤、ラッカーは除く；これは、指令 (EU) 2019/904 に影響を与えない。」

第 25 条(1)「2030 年 1 月 1 日から、事業者は附属書 V に掲げる様式及び用途の包装を市場に投入してはならない。」

附属書 V ポイント 3：「HORECA（接客・飲食・ケータリング）部門の施設内で充填され消費される食品及び飲料用のシングルユースプラスチック包装。これには、事業所内外のテーブル及びスツールで覆われた飲食エリア、立ち席エリア、並びに複数の事業者又は第三者が共同で食品及び飲料の消費を目的としてエンドユーザーに提供する飲食エリアが含まれる。HORECA 部門の施設で飲料水へのアクセスがない施設は除外される。」

指令(EU) 2019/904 (SUPD) [11 (第 3 条ポイント(2)) は、シングルユースプラスチック製品を「全部又は一部がプラスチックから製造され、以下の目的を達成することを目的として考案、設計又は市場に投入されていない製品」と定義している。当該包装は、その寿命の範囲内で、複数回の使用又は循環使用が可能であり、製造業者に返却され、詰め替え又は再利用されるもの。

[11] Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment (OJ L 155, p. 1—19)

欧州委員会の解釈

紙製で、最大 5% のプラスチックを含むシングルユース食品・飲料用包装（従って、PPWR における「複合包装」には該当しない）は、第 25 条(1)と附属書 V ポイント 3 に規定されている Horeca セクターにおける現地消費のための包装禁止の対象外である。「複合包装」の定義は SUPD (PPWR 第 3 条(1)(24)及び PPWR リサイタル(13)参照) に影響を与えるものではないため、この包装は引き続き同指令の対象となる。

リサイタル(180)は、PPWR と SUPD の関係について具体的に規定しており、PPWR によれば複合包装もシングルユースプラスチック包装と見なされ得ることを示唆している。

紙製で、プラスチック含有量が最大 5% のシングルユース食品・飲料用包装のみが対象である。PPWR の適用対象となる 5% プラスチックは、2030 年以降、全ての加盟国において Horeca 部門における現場での消費が禁止される。

SUPD には、市場への投入の禁止は含まれていないが、加盟国にはそうした包装の消費を削減する義務が課されている。従って、加盟国は、2030 年 1 月 1 日以降も、最大 5% のプラスチックを含むシングルユース食品及び飲料用の紙製包装について、現場での消費又テイクアウトの禁止を含め、国内消費削減措置を講じることができる。

19. プラスチック含有量に関する、第 25 条及び附属書 V ポイント I~4 における包装禁止

の範囲

法的規定

第 25 条(1)によれば、「2030 年 1 月 1 日以降、事業者は、附属書 V に掲げる様式及び用途の包装を市場に投入してはならない。」

附属書 V ポイント I~4 は、様々な用途でのシングルユースプラスチック包装の使用を制限している。

欧州委員会の解釈

附属書 V ポイント I~4 に基づく包装禁止は、100% プラスチック材料で作られた物品のみを対象とするものではない。こうした解釈は、プラスチック以外の材料をごく微量添加しただけで包装が禁止対象から除外される状況、更には技術的に望ましくない状況[12]に繋がる可能性がある。

(注 : [12] の脚注は見当たらない。)

従って、「シングルユースプラスチック包装」の定義がない場合、プラスチック含有量が 5% 以上の紙製包装を含む複合包装は、本規則第 25 条及び附属書 V ポイント I~4 に規定する包装禁止の対象になると見なすべきである。従って、プラスチック含有量が 5% 未満の包装は、この禁止の対象とはならない。

20. 包装禁止に関するシングルユースプラスチック指令 (SUPD) と PPWR の関係

法的規定

リサイタル(180) : 「本規則は、附属書 V ポイント 3 に掲げるプラスチック製品の市場への投入を制限する一方、指令(EU)2019/904 は、加盟国に対し、これらのシングルユースプラスチック製品の消費量の削減を達成するために必要な措置を講じることを認めている。指令(EU)2019/904 に基づく各国の施行措置は、市場への投入の禁止よりも制限が緩い場合があることから、シングルユースプラスチック包装の削減を促進し、環境中のシングルユースプラスチック包装の量を削減するため、包装の定義に該当するこれらの製品に関しては、本規則が指令(EU)2019/904 に優先するべきである。」

第 67 条(1)(a)によれば、特段の定めがない限り、SUPD が PPWR に優先する。

第 70 条(4) :「加盟国は、附属書 V ポイント 2 及び 3 に掲げる様式及び用途の包装の市場への投入を制限する国内規定を、2030 年 1 月 1 日まで維持することができる。第 4 条(3)は、2030 年 1 月 1 日まで、これらの国内措置については適用しない。」

欧州委員会の解釈

加盟国は、附属書 V ポイント 2 (果物及び野菜) 及び 3 (その場で消費される食品及び飲料の包装) に掲げる包装様式に関する既存の包装禁止を、2030 年 1 月 1 日まで維持することができる。この期限後は、本規則に基づく包装制限が優先し、加盟国は矛盾する規制を廃止する必要がある。但し、加盟国は、本規則の適用範囲外である附属書 V ポイント 2 及び 3 に関する包装の禁止及び制限 (本通知の「Horeca 部門における現場での消費のための、プラスチック含有量が 5%未満のシングルユース食品及び飲料の包装に適用される規則」に関するポイント 18 を参照) を、SUPD 第 4 条を実施する場合に限り、維持することができる。

PPWR 附属書 V ポイント(4)は、調味料、保存食、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料等に使用される、個装又はサービングを含む HORECA 部門におけるシングルユースプラスチック包装を制限している。この規定は Horeca 部門に言及しており、こうした包装が、追加の調理を必要とせずに直ちに消費されることを意図したティクアウト用の調理済み食品と共に提供される場合は、その適用範囲から明示的に除外している。附属書 V ポイント(4)に列挙されている包装制限に関しては、SUPD は PPWR の特別法である。加盟国が包装形態に関する国内規制を定めている場合 (PPWR 附属書 V ポイント 4 にも記載されている)、これらの国内規制が PPWR の規制に優先する。

SUPD 第 4 条及び附属書パート A に基づき、加盟国はシングルユースプラスチック製硬質食品容器及び飲料カップに対して国内規制を課すことができる。

従って、

- 調味料等が、食品流通部門においてその場で消費される硬質食品容器である場合 : PPWR 附属書 V ポイント 3 は、プラスチック含有量が 5%を超える容器を禁止しており、加盟国は、プラスチック含有量が 5%未満の容器について、SUPD を通じて国内規制を課すことができる。
- 調味料が硬質食品容器に入っており、調理済み食品のティクアウト用に使用される場合、こうした包装形態は PPWR 附属書 V ポイント 4 では禁止されていないが、加盟国は SUPD

を通じて国内規制を課すことができる。

- 調味料が袋や包装などの柔軟な形状の場合、PPWR 附属書 V ポイント 4 は、プラスチック含有量が 5%を超えるものを規制している。これらは SUPD の適用範囲外であるため、加盟国は国内規制を課すことはできない。
- 調味料等が飲料容器に入った飲料である場合、PPWR はプラスチック含有量が 5%を超えるものを規制しているが、これらは SUPD の適用範囲外であるため、加盟国は国内規制を課すことはできない。

結論として、コーヒークリームなどの調味料が、プラスチック含有量が 5%を超える包装に入っている場合、Horeca セクターの敷地内での消費は PPWR によって規制される。このような包装に含まれるプラスチック含有量が 5%未満の場合、加盟国は、包装が硬質形状で食品が入っている場合は国内規制を課すことができるが、飲料が入っている場合は国内規制を課すことはできない。

発泡ポリスチレン (EPS) 製の食品容器、飲料容器、飲料用カップについては、SUPD (第 5 条) に基づき既に禁止されている。PPWR 第 67 条(5)は、SUPD を改正し、押出成形ポリスチレン (XPS) 製の容器も明示的に対象に含めることを規定している。これは 2030 年 1 月 1 日から適用され、加盟国による国内法への移転は不要である。

PPWR 附属書 V の I 項に記載されているシングルユースプラスチック製集合包装に関する包装制限については、「集合包装として使用される複数個対象のプラスチックリング」は、PPWR 第 67 条(5)により改正された SUPD 附属書パート B に基づき禁止されていることに留意すべきである。

21. 製品の輸送に使用される販売用包装の再利用目標

法的規定

第 29 条(1) : 「2030 年 1 月 1 日から、EU 域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチッククレート、中間容器、バケツ、ドラム缶、キャニスター（あらゆるサイズ又は材質のもの。フレキシブルフォーマット、パレットラッピング、又は輸送中にパレットに載せられた製品の安定化及び保護のためのストラップを含む）の形態で、輸送用包装又は製品の輸送に使用される販売用包装（電子商取引を通じて流通される製品を含む）を使用する事業者は、当該包装の少なくとも 40%がリサイクル可能であること

を確保するものとする。再使用システムにおける再利用可能な包装の総称である。」

第3条(1)(5)は、販売用包装を「販売時点において、最終消費者に対して製品と包装からなる販売単位を構成するように考案された包装」と規定している。

第3条(1)(7)は、輸送用包装を「製品の取扱い及び輸送による損傷を防止するため、一つ以上の販売単位又は販売単位の集合の取扱い及び輸送を容易にするように考案された包装（但し、道路、鉄道、船舶及び航空コンテナを除く）」と規定している。」

欧州委員会の解釈

「製品の輸送に使用される販売用包装」とは、輸送用包装と販売用包装の両方と見なすことができる包装形態である。しかし、第29条(1)に列挙されている、例えばバケツ、ドラム缶、キャニスターなど、製品を輸送する一部の形態は、農薬、塗料、石膏、接着剤などの製品で満たされているため、再利用が不可能となるか、又は不相応なコストと資源消費を伴うことになる。粘性のある充填材は開封後に包装内で硬化したり、充填材が包装に移行して汚染したりする恐れがある。

従って、販売用包装の再利用が可能かどうかは、主に充填材の種類によって異なる。明確な輸送機能を備えた販売用包装のみが再利用の目標に含まれる。「製品の輸送用」という要件は、例えば、包装の特別なデザイン、形状、又はサイズによって示される。

以下にいくつかの例を示す：

- 容器の特性を変化させる塗料、化学薬品、又はソースが入ったプラスチックバケツ：残留物や臭いがあるため、このような製品の輸送に再利用可能な包装を使用することは困難である。使用済みのバケツの内部からこのような残留物や臭いを除去するには、化学薬品、水、又はエネルギーの使用に関して徹底的な洗浄が必要である。そのため、プラスチックバケツの再利用は現実的な選択肢ではない。
- ドラム缶などの硬質包装材に入った朝食用シリアルやその他の固形食品：こうした食品を、例えば再利用可能な包装で輸送することは、同一企業間、関連企業間、又は同一加盟国内におけるドラム缶の再利用は可能である。ドラム缶内の穀物の残留物や臭いはドラム缶内部に影響を与えないため、再利用は現実的な選択肢となる。
- 砂や岩石などのバルク材をフレキシブル中間バルクキャリアバッグで輸送する場合：バルク材を再利用可能なフレキシブル中間バルクキャリアバッグで輸送することは可能である。

これらの製品は、包装内部の特性を変化させず、また、徹底的な洗浄も必要ない。

- プラスチック製の箱又は木箱で輸送される生鮮果物：箱又は木箱に生鮮果物が詰められている場合、その箱又は木箱は販売用包装と見なされる。但し、この箱又は木箱には通常、1食分よりも多くの量の生鮮果物が詰められており、販売場所まで輸送されることを考慮すると、輸送に使用される販売用包装と見なされる。このような包装形態は再利用可能である。

22. 国際貿易における輸送包装の再利用目標

法的規定

第 29 条：

「(1) 2030 年 1 月 1 日から、EU 域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチッククレート、中間容器、バケツ、ドラム缶、キャニスター（あらゆるサイズ及び材質のもの。輸送中にパレットに載せられる製品の安定化及び保護のための軟包装、パレットラッピング材、ストラップを含む。）の形態で、電子商取引を通じて流通される製品を含む製品の輸送に使用される輸送包装又は販売包装を使用する事業者は、当該包装の総量の少なくとも 40%が再利用システム内で再利用可能な包装であることを確保するものとする。

(2) 2030 年 1 月 1 日から、本条第 1 項の規定の適用除外として、EU 域内において、事業者が活動を行う異なる拠点間において、又は事業者が活動を行う拠点と、2025 年 2 月 1 日に適用される勧告 2003/361/EC 附属書第 3 条に定義される他の関連企業又はパートナー企業の拠点との間で、本条第 1 項に掲げる形態の製品の輸送に使用される輸送用包装又は販売用包装を使用する経済事業者は、当該包装が再利用システムにおいて再利用可能であることを確保する。

(3) 2030 年 1 月 1 日から、本条第 1 項の規定の適用除外として、電子商取引を通じて流通される製品を含む製品の輸送に使用される輸送用包装又は販売用包装を、同一加盟国内の他の経済事業者に製品を配送するために使用する経済事業者は、「当該包装が再利用システムにおいて再利用可能であることを確保する。」

欧州委員会の解釈

輸送用包装の再利用対象は、輸送用包装が「EU 域内」で使用される場合に限定される。第 3 国発着の輸送用包装（及び製品輸送に使用される販売用包装）に関しては、この要件は、

輸送用包装に入った製品が到着し、最終目的地に至る流通チェーンにおける更なる作業のために発送される目的で保管される EU 域内における最初の倉庫から適用されるものと理解される。この要件は発送の時点から適用される。この最初の EU 域内倉庫が、EU への最初の入国地点として、欧州の港湾又は空港に設置されている場合もあれば、そうでない場合もある。決定的な要素は EU 域内輸送であり、これは、商品の保管と荷降ろしが行われる最初の倉庫からの輸送と理解されなければならない。[この解釈は、EU 域内における輸送用包装の EU 及び第 3 国の利用者に平等な扱いを確保するものである。]

23. 輸送包装の再利用目標に関する責任ある経済事業者

法的規定

第 29 条(1)は、「2030 年 1 月 1 日から、EU 域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチッククレート、中間容器、バケツ、ドラム缶、キャニスター（あらゆるサイズ又は材質のもの。フレキシブルな形状のもの、パレット包装、輸送中にパレットに載せられる製品の安定化及び保護のためのストラップを含む。）の形態で、電子商取引を通じて流通される製品を含む製品の輸送に使用される輸送包装又は販売包装を使用する経済事業者は、総包装の少なくとも 40%が再利用システム内で再利用可能な包装であることを確保するものとする。2040 年 1 月 1 日から、これらの経済事業者は、第 1 項に規定する包装の少なくとも 70%を再利用システム内で再利用可能な形態で使用するよう努めるものとする。」と規定している。

欧州委員会の解釈:

輸送包装の再利用目標は、輸送に使用される輸送包装又は販売包装を使用する事業者レベルで設定される。

従って、再利用目標は輸送包装の使用者に課される。輸送包装の使用者とは、製造業者、輸入業者、又は販売業者として、関連する輸送包装を使用して製品を EU 市場に投入する事業者を指す。

24. 再利用目標からの特注輸送包装の免除

法的規定

第 29 条(4)は、以下の輸送包装又は販売包装には、第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める義

務は適用されないと規定している：

(a)指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用されるもの；

(b)発注した事業者の個別の要件に合わせて包装が特注設計された大型機械、装置、及び商品の輸送に使用されるもの。」

欧州委員会の解釈

第 29 条(4)(b)は、大型機械、設備及び物品の輸送に使用される包装について、発注者である事業者の個別の要件に合わせて特別に設計された包装について免除を規定している。大型機械、設備及び物品とは、この文脈で理解されるべきである。

この免除を利用しようとする事業者は、包装が個々の製品に合わせて特別に設計されたものであることを示す適切な文書を提出しなければならない。この文書は、包装の技術文書に記載されるべきであり、第 29 条(4b)に定められた免除の条件への適合性を判断するために必要な包装の設計、製造及び運用に関するあらゆる事項を網羅するものとする。

25. 飲料の再利用目標の遵守における「提供」の定義

法的規定

第 29 条(6)に基づき、加盟国の領域内で販売用包装に入ったアルコール飲料及びノンアルコール飲料を消費者に提供する最終販売業者は、2030 年 1 月 1 日までに、当該製品の少なくとも 10%が再利用可能な包装で再利用可能なシステム内で提供されるようにしなければならない。

第 3 条(11)は、「加盟国の領域内で提供」とは、加盟国の領域内で商業活動の一環として流通、消費又は使用するために、有償又は無償を問わず、空の包装又は製品が入った包装の供給を意味する」と規定している。

最終販売業者は、第 3 条(1)(21)において、「再利用を含む包装製品、又は詰め替えにより購入可能な製品を供給し、又は最終消費者に供給するサプライチェーン内の自然人又は法人」と定義されている。」。

欧州委員会の解釈

販売用包装で飲料を消費者に提供する最終販売業者は、殆どの場合、HORECA（再利用可能な包装）部門の小売店、バー、レストランである。提供することは、販売用包装で飲料を消費者に実際に販売することを意味するものではなく、最終販売業者が再利用可能な販売用包装で飲料を販売することを申し出れば十分である。飲料の再利用目標の算出は、第 30 条(3)に基づいて採択される施行法で定められる。

26. Horeca 部門における飲料の再利用目標

法的規定

PPWR（再利用可能な包装に関する法律）第 29 条(6)第 1 項は、次のように規定している。「2030 年 1 月 1 日以降、加盟国の領域内で、販売用包装でアルコール飲料及びノンアルコール飲料を消費者に提供する最終販売業者は、当該製品の少なくとも 10%が、再利用システムにおいて再利用可能な包装で提供されるようにしなければならない。」

欧州委員会の解釈

ビール樽などの大型の再利用可能な飲料容器に入った飲料が、バーやレストラン（B2B）に販売され、バーやレストランの運営者（即ち、Horeca セクター）が消費者に提供する場合には、Horeca セクターの運営者に適用される再利用目標の達成には寄与しない。こうした飲料は、販売用包装で消費者に提供されることはない。充填された大型の再利用可能な容器が消費者に提供される場合にのみ、当該飲料容器は飲料販売業者の再利用目標の達成に貢献することができる。

27. 再利用目標の各国における免除

法的規定

第 29 条(14)は、加盟国が自国の領域内の事業者を 5 年間再利用目標の達成から免除するための累積的な条件を定めている。これらは以下のとおり：

- (a) 免除加盟国が、2025 年までに達成すべき材料の包装廃棄物のリサイクル率の目標値を 5 パーセントポイント上回り、かつ、欧州委員会が 2030 年の目標値の 3 年前に公表した報告書によれば、2030 年の目標値を 5 パーセントポイント上回る見込みであること；
- (b) 免除される加盟国が、第 43 条に定める関連する廃棄物削減目標を達成する見込みであり、2028 年までに一人当たりの包装廃棄物発生量を 2018 年の一人当たり包装廃棄物発

生量と比較して少なくとも 3 パーセント削減したことを証明できること；

(c) 事業者が、それぞれ第 43 条及び第 52 条に定める廃棄物削減及びリサイクルの目標達成に資する企業廃棄物削減・リサイクル計画を策定していること。

この 5 年間の期間は、全ての条件が満たされる限り、加盟国によって更新することができる。」

加盟国が達成すべきリサイクル目標は、PPWR（廃棄物削減・リサイクル法）第 52 条に定められている。目標は、紙、板紙、プラスチック、ガラス、木材、金属、アルミニウムの各包装材料について設定されている。

欧州委員会の解釈

a) 加盟国が全ての材質別リサイクル目標を上回る可能性

複数の「目標」の使用は、複数の材質別目標が存在するものの、この免除の適用条件を満たすためにこれらの目標全てを同時に上回る必要はないことを背景に理解されるべきである。

例えば、ある加盟国でアルミニウムのリサイクル目標が上回った場合、小売業者は、飲料の 10% を再利用可能な包装で販売するという義務の対象となる製品から、アルミ缶で販売される飲料を控除することが認められる可能性がある。小売業者は、ガラスやプラスチックなどの他の材料で作られた包装で販売される飲料についても、再利用目標を達成する必要があるが、10% の目標は、アルミ缶で販売される飲料の割合に応じて比例的に削減される。

b) 複合包装に適用される免除に関する条件

複合包装の場合、包装に使用される材料の関連するリサイクル目標を上回る必要がある。実際には、包装単位の重量の 5% を超える全ての材料のリサイクル目標を上回る必要がある。

c) 廃棄物削減目標に関する条件

各加盟国は、免除加盟国で発生する全ての包装廃棄物について、全体的な廃棄物削減目標を達成する見込みでなければならない。材料別の廃棄物削減目標は設定されていない。

d) 免除の更新条件：

加盟国が 5 年後も再利用目標の免除を継続して利用したい場合、2035 年及び 2040 年の廃棄物削減目標を達成する必要がある。共同立法者が免除の更新を認めた目的は、事業者が再利用に関する目標を達成し、加盟国が 2035 年及び 2040 年に設定された削減目標に従って

包装廃棄物の発生削減を継続することを確実にすることであった。新たなデータが利用可能となり、新たな目標が適用される場合は、適切な時期にそれらを検討すべきである。さもなければ、PPWR の目的、特に包装廃棄物の削減が損なわれる可能性がある。

28. ハーモナイズされた要件のある分野における加盟国の国内措置策定の柔軟性

法的規定

第4条：

「1. 包装は、本規則に適合する場合にのみ市場に投入されるものとする。

2. 加盟国は、第5条から第12条に規定される、又はこれらに基づいて規定される持続可能性、表示及び情報に関する要件に適合する包装の市場投入を禁止、制限、又は妨げてはならない。

3. 加盟国が国内の持続可能性要件、又は本規則に規定される要件に加えて情報要件を維持又は導入することを選択する場合、当該要件は本規則に規定される要件と抵触してはならず、加盟国は、当該国内要件への不適合を理由として、本規則に適合する包装の市場投入を禁止、制限、または妨げてはならない。」

その他の様々な規定により、加盟国が国内措置を採択する権限の範囲が定められ、又は加盟国が本規則の実施に際して追加の免除又は要件を導入することを認めている。

欧州委員会の解釈

PPWR は一部の事項については加盟国に裁量の余地が与えられており、完全にハーモナイズされているか、最低限の要件のみが定められている。また、完全にハーモナイズされていない規定については加盟国による実施が義務付けられている。更に、一部の規定の適用期限は延期されている。

包装に関する各国の規定の相違は、事実上全ての経済セクターと製品のバリューチェーンに影響を及ぼしている。従って、加盟国は、自国の措置を維持又は実施する際にこの点を認識し、こうした各国の措置が域内市場における貿易に対する不均衡かつ不当な障壁や競争の歪みを生じさせないよう確保する必要がある。

EU のハーモナイズされたルールの予期された適用は法的に問題があり、回避すべきである。

EU のハーモナイズされたルールの予期された適用は、EU 条約第 4 条(3)に定められた誠実な協力の原則、及び規則の直接適用の原則を定めた EU 条約第 288 条に違反する。このような国内法は、遅くともハーモナイズされた規定の発効までに、かつ、規則の特定の規定において定められた裁量の余地に従って廃止されなければならない。

加盟国が規則に定められた要件を超える持続可能性要件を導入する可能性に関して、PPWR 第 4 条(2)は、規則の要件を満たす包装がいかなる国内規則によっても市場への投入が制限されないことを事業者に保証している。

PPWR 第 4 条(3)は、加盟国の行動の自由を制限するものと解釈されるべきであり、PPWR 第 4 条(2)に含まれる一般規則の適用除外を認めるものではない。従って、いかなる国内の持続可能性要件又はラベリング要件も、PPWR に基づく持続可能性要件及びラベリング要件を満たす包装の市場への投入を制限するものではなく、域内市場への障壁とならないよう、これらの要件と矛盾するものであってはならない。

29. 加盟国が追加のリサイクル目標を設定するための柔軟性

法的規定

第 52 条(6)：「加盟国は、TFEU に定める一般規則を遵守し、かつ、この規則に従って行動するに当たり、本条に定める最低目標を超える規定を制定することができる。」

第 4 条(3)：「加盟国が、この規則に定めるものに加えて、国内の持続可能性要件又は情報要件を維持又は導入することを選択する場合、当該要件はこの規則に定める要件と抵触してはならず、加盟国は、当該国内要件への不適合を理由として、この規則に適合する包装の市場への投入を禁止、制限、または妨害してはならない。」

欧州委員会の解釈

加盟国は、域内市場を損なわない限り、より高いリサイクル目標だけでなく、追加の目標を設定することができる。一部の加盟国は、例えば液体包装用板紙について、既に追加の目標を設定している。

PPWR は、加盟国に廃棄物管理の組織化に関する裁量を与えた以前の包装及び包装廃棄物指令を踏襲している。

追加のリサイクル目標は、包装廃棄物バリューチェーンの効率性を高める可能性があり、ひいては事業者にとって有益となる可能性がある。しかしながら、加盟国は、そのような目標が通常は市場障壁とならないとしても、PPWR の内部市場目標と矛盾しないことをケースバイケースで証明する必要がある。

30. 加盟国による追加的な再利用目標又はより高い再利用目標の設定に関する柔軟性法的規定

第 29 条(15)は、「第 51 条に定める条件に従うことを条件として、加盟国は、第 43 条に定める目標のうち 1 つ以上を達成するために加盟国が必要な範囲において、本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に定める最低目標を超える目標を経済事業者に対して設定することができる。」と規定している。

第 29 条(16)は、「第 51 条に定める条件に従うことを条件として、加盟国は、第 6 項に該当しない販売用包装で提供される飲料について、当該追加的な目標が、加盟国が第 43 条に定める目標のうち 1 つ以上を達成するために必要である場合、経済事業者に対して目標を設定することができる。」と規定している。

再利用及び詰め替え状況に関する第 51 条：

(l) 「加盟国は、環境上適正な方法で、返却及び詰め替えに対する十分なインセンティブを備えた包装の再利用システムの構築を促進するための措置をとる。これらのシステムは、第 27 条、第 28 条並びに附属書 VI に定める要件を遵守するものとし、食品衛生又は消費者の安全を損なわないものとする。

(2) 第 1 項に規定する措置には、以下を含めることができる。(...)

(c) 製造業者又は最終販売業者に対し、第 29 条に定める再利用目標の対象となる製品以外の製品の一定割合を、再利用システム内又は詰め替えを通じて再利用可能な包装で提供することを求める義務。但し、域内市場の歪み又は他の加盟国からの製品に対する貿易障壁を生じさせないことを条件とする。」

第 33 条(6)は、ティクアウト部門における再利用提供義務に関するもので、加盟国が第 51 条に規定されている 10% という最低目標を超える目標を設定できる条件に言及している。第 33 条(5)ティクアウト包装に関する PPWR は、「加盟国が第 43 条に定める目標のうち 1 つ又は複数を達成するためにより高い目標が必要となる範囲において」適用される。

欧州委員会の解釈

PPWR で定められた加盟国の廃棄物削減目標は、PPWR における EU 調和廃棄物削減措置のみでは達成できない。従って、加盟国は、EU の措置を、包装に関するより高い又は追加の国内再利用目標などの国内措置で補完する必要がある。但し、その際には、加盟国は一定の厳格な条件を遵守する必要がある：

(a) 第 51 条の条件に関して、欧州委員会は、第 29 条(15)の再利用目標を引き上げるために満たすべき累積的な条件は、加盟国が第 29 条の再利用目標に含まれない製品について再利用目標を設定することを認める第 51 条(2)(c)に基づく新たな再利用目標の設定にも満たす必要があると考える。これらの条件は以下のとおりである：

- 新たな目標は、加盟国が廃棄物削減目標（2025 年までに 5% 削減）を達成するために必要であること。2030 年までに 10%、2035 年までに 10%、2040 年までに 15% という目標を掲げており、それを事実とデータで証明する必要がある：

- 新たな目標は、域内市場の歪みや製品の貿易障壁につながらない；

- 新たな目標は、技術規制であるため、TRIS 手続きを通じて通報される。

第 51 条は、加盟国が第 29 条の再利用目標の対象とならず、かつ同条で明示的に除外されていない製品についても再利用目標を設定することを認めている。これは、例えば、加盟国がティクアウト部門について再利用目標を設定することを認めていることを意味する。

従って、加盟国が第 29 条に列挙されているもの以外の部門、又は包装形態若しくは製品について新たな国内再利用目標を設定しようとする場合、自国の廃棄物削減目標を達成するためにはそれが必要であることを証明する必要がある。加盟国が TRIS 通報システムにおいて当該措置を通報する際には、この評価を含める必要がある。

(b) 第 43 条は、加盟国が EU レベルで設定されているものよりも高い国内包装廃棄物削減目標を設定することを認めているが^[13]、高い国内削減目標を、EU レベルで調和された再利用目標を引き上げる正当な理由として用いることはできない。これは、EU 法が国内法に優先するという原則に由来するものであり、そうでなければ加盟国による市場のハーモナイゼーションの目的が損なわれる恐れがある。

[13] Ref. Article 43(7) states: "For the purpose of paragraph 5, Member States may introduce packaging waste prevention measures that exceed the minimum targets set out in paragraph I , while acting in accordance with PPWR."

(c) 特段の定めがない限り、加盟国は直接適用可能かつハーモナイズされた EU 規定を変更することはできない。特に、以下の行為はできない：

- PPWR で明示的に除外されている段ボール箱などの輸送用包装について再利用目標を設定すること。

- 第 29 条(1)第 2 サブパラグラフ、第 29 条(5)、及び第 29 条(6)に規定されているように、2040 年に向け努力が求められる再利用目標を拘束力あるものとして設定すること。

- ティクアウト部門において、PPWR 第 33 条(5)に規定されている努力が求められる再利用目標よりも高い、拘束力のある、或いはより努力が求められる再利用目標を設定する際に、第 33 条(6)の条件を遵守すること。

31. デポジット返還制度（DRS）の適用除外

法的規定

第 3 条(1)ポイント(62)は、「デポジット返還制度」を「当該制度の対象となる包装済み又は充填済みの製品を購入する際に最終消費者にデポジットが課され、当該デポジットが付された包装が、当該目的のため各の当局により認可された回収経路のいずれかを通じて返却された際に、当該デポジット返還制度」と規定している。

PPWR 第 50 条(1)によれば、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において当該暦年に初めて市場に提供される以下の包装形態について、重量比で年間少なくとも 90% の分別収集を確保するために必要な措置を講じなければならない：

(a) 容量が 3 リットル以下の使い捨てプラスチック製飲料ボトル；及び、

(b) 容量が 3 リットル以下の使い捨て金属製飲料容器。」

第 50 条(2)は、「第 1 項に定める目標を達成するため、加盟国は、第 1 項に規定する関連する包装形態についてデポジット返還制度が設けられ、販売時点でデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。

第 50 条(5)は、以下の条件の下で、加盟国に対し第 2 項の義務の免除の可能性を与える：

(a) 第 56 条(1)ポイント(c)に基づき欧州委員会に提出された様式の包装が、重量の 80% 以上である関連する包装形態に関する第 48 条で要求される分別収集率。当該包装が 2026

暦年に初めて当該加盟国の領域内で利用可能となること。

(b) 加盟国は、2028年1月1日までに、欧州委員会に対し免除の要請を通知し、第1項に規定する包装の重量基準による分別収集率90%の達成を確保する戦略、具体的な措置(そのタイムラインを含む)を示す実施計画を提出する。

欧州委員会の解釈

PPWRは、国境地域の小売業者に対してより寛大な条件を規定するものではない。むしろ、DRSの目的及び要件を損なう可能性のある迂回行為を防止するための具体的義務[14]を、国境を越えた事業者に課している。

[14] Article 50(11) provides: "By 1 January 2029, Member States shall ensure that at least the deposit and return systems established under paragraph 2 of this Article following the entry into force of this Regulation meet the minimum requirements listed in Annex X"

By 1 January 2038, the Commission, in collaboration with the Member States, shall assess the implementation of this

Article and identify how to maximise the interoperability of deposit and return systems."

Annex X provides: "Member States with regions with high transboundary business shall ensure that the deposit and return systems allow for collection of packaging from other Member States' deposit and return systems at designated collection points and shall endeavour to enable the possibility of return of a deposit that was charged to the end user when purchasing the packaging."

Member State in which it is located has a DRS and is therefore obliged to charge a deposit onto consumers from other Member States.

PPWR第50条(5)に基づく加盟国の免除の可能性は、地理的基準ではなくパフォーマンス基準に関連するものであり、他の例外と同様に、限定的に解釈されなければならない。

デポジットの徴収とDRSの設置という2つの条件は、DRSがなければデポジットの徴収是不可能であるため、累積的である。これは、デポジット返還制度の定義において強調されている。従って、最終販売業者は、加盟国全体がDRS設置の免除を受けている場合にのみ、デポジット徴収を免除される。言い換えると、最終販売業者が所在する加盟国がDRSを有し、他の加盟国の消費者に対してデポジットを徴収する義務がある場合、最終販売業者はデポジット徴収を免除されない。

32. 既存のデポジット返還制度(DRS)に関する最低要件

法的規定

第 50 条(11)に基づき、加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、少なくとも PPWR 発効後の使い捨てプラスチック飲料ボトル及びシングルユース金属製飲料容器に関する DRS が、附属書 X に掲げる最低要件を満たすことを確保するものとする。

また、第 50 条(11)は、附属書 X に掲げる最低要件は、PPWR 発効前に設置され、かつ 2029 年 1 月 1 日までに第 50 条(1)に定める 90%目標を達成する DRS には適用されないものと規定している。但し、加盟国は、既存の DRS が最初に見直される際に、附属書 X に掲げる最低要件を満たすよう努めなければならない。2029 年 1 月 1 日までに 90% の目標が達成されない場合、既存のシングルユース DRS は、遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに附属書 X に定める最低要件を満たすものとする。

リサイタル 145 では、附属書 X に定める最低要件は、加盟国間の一貫性と回収率の向上に資すると説明されている。これらの要件は、利害関係者の意見、専門家の分析、及び既存のデポジット返還制度における適正規範に基づいて設定されている。

欧州委員会の解釈

既存の DRS の見直しとは、法令に基づき DRS に実質的な変更を課すあらゆる規制措置と理解されるべきである。

最低要件は、DRS の環境パフォーマンス、特に回収率の向上に資する。加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに DRS の見直しを行うに当たり、DRS が第 50 条(2)に定められた 90% の分別回収目標を達成できるかどうかを検討するものとする。DRS が分別収集率 90% 以上を達成している場合、最低要件を満たす必要はない。但し、達成できない場合、加盟国は DRS が附属書 X に定める最低要件を満たすよう確保することを検討すべきである。2029 年 1 月 1 日以降、分別収集義務を満たしていないシングルユース飲料容器の DRS は、2035 年 1 月 1 日までに最低要件を満たさなければならない。

33. デポジット付き飲料容器の小売業者による受入れ

法的規定

附属書 X ポイント 1 によれば、「加盟国は、最終販売業者に対し、自らが販売する包装材料

及び包装形態に係るデポジット付き包装の受領義務を負わせ、かつ、デポジット付き包装が返却された際に、最終使用者に返却済みのデポジットを提供する義務を負わせることを確保するものとする。但し、最終使用者が、デポジット付き包装の使用後に、食品包装について食品グレードのリサイクルを確保し、かつ、その目的のために各国当局により認可された回収経路のいずれかを通じて、デポジット付き包装を回収するための同等のアクセス手段を有する場合は、この限りではない。この義務は、販売面積が最終使用者によるデポジット付き包装の返却を不可能にする場合は適用されない。但し、最終販売業者は、販売する製品の空包装の返却を常に受け入れなければならない。」'

第 50 条(11)は、「2029 年 1 月 1 日までに、加盟国は、少なくとも本規則の発効後に本条第 2 項に基づいて設置されるデポジット返還制度が附属書 X に掲げる最低要件を満たすことを確保するものとする。附属書 X に掲げる最低要件は、本規則の発効前に設置され、本条第 1 項に定める 90% の目標を 2029 年 1 月 1 日までに達成するデポジット返還制度には適用されない。加盟国は、既存のシングルユースのデポジット返還制度が最初の見直しの際に附属書 X に掲げる最低要件を満たすことを確保するよう努めるものとする。2029 年 1 月 1 日までに 90% の目標が達成されない場合、既存のシングルユースのデポジット返還制度は、遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに附属書 X に掲げる最低要件を満たすものとする。」と規定している。

欧州委員会の解釈

附属書 X に規定される DRS に関する最低要件に従い、加盟国は、最終販売業者に対し、自らが販売する包装と同一の材質及び形状のデポジット付き包装を受け入れる義務を負わせるものとする。また、最終ユーザーが他の回収チャネルを通じてデポジットを受け取るための同等の手段を有する場合を除き、最終販売業者は、返却時に返還されたデポジットを支払わなければならない。

小売業者の販売面積が、最終ユーザーがデポジット付き包装を返却することを不可能にしている場合は、販売業者が販売する包装と同一の材質及び形状の包装の回収義務は適用されない。加盟国は、この販売面積が適切な水準で定義されていることを確保しなければならない。販売面積に関わらず、最終販売業者は、購入証明書がなくても、販売する製品の空包装を常に受け入れなければならない。同等の手段を有する回収チャネルがある場合、最終販売業者はこの義務も免除される。

附属書 X に規定される要件は、2025 年 2 月 11 日以降に設置される DRS、又は 2029 年 1 月 1 日までに分別収集率 90% の目標を達成しない DRS にのみ適用される。従って、最低要

件を満たさない DRS は、PPWR に定められた回収義務の対象外となる。

34. リサイクル用に設計された分別収集包装の耐用年数経過後の処理

法的規定

第 48 条(1)によれば、「加盟国は、エンドユーザーからの全ての包装廃棄物の返却及び分別収集を提供し、再利用及び高品質なリサイクルの準備を容易にするためのシステム及びインフラが整備されることを確保するものとする。本規則第 6 条(4)に基づいて採択された委任法において定められたリサイクルのための設計基準に適合する包装は、リサイクルのために収集されるものとする。こうした包装の焼却及び埋立ては、リサイクルが実行不可能であるか、又は最良の環境的成果をもたらさない、分別収集された包装廃棄物のその後の処理作業から生じる廃棄物を除き、禁止される。」と規定している。

第 48 条(2)は、「高品質なリサイクルを促進するため、加盟国は、リサイクルを促進し、プラスチック原料がリサイクルに利用可能であることを確保するための包括的な収集及び選別のためのシステム及びインフラが整備されていることを確保するものとする。」と規定している。

第 48 条(3)は、「加盟国は、一定の廃棄物の種類について、同条第 1 項に定める返送及び分別収集義務を免除することができると規定している。但し、包装廃棄物の一部をまとめて収集すること、又は包装廃棄物若しくは包装廃棄物の一部を他の廃棄物と共に収集することが、当該包装廃棄物又は包装廃棄物の一部を再利用、リサイクル又はその他の回収作業の準備に供する能力に影響を与えず、かつ、当該作業から得られる成果物が分別収集によって得られる成果物と同等の品質を有することを条件とする。」と規定している。

欧州委員会の解釈

第 48 条(1)によれば、第 6 条に基づくリサイクル設計 (DfR) 基準に適合する包装の焼却及び埋立ては認められない。DfR 基準は、第 6 条(4)に規定する委任法において 2028 年 1 月 1 日までに設定され、2 年後から適用されるため、この禁止措置は 2030 年 1 月 1 日から発効する。

DfR 基準の適用除外となる包装形態及び材料は、焼却及び埋立ての禁止からも除外される。適用除外となるのは、軽量木材、コルク、繊維、ゴム、セラミック、磁器、またはワックス製の包装である。医療機器や危険物輸送など、特定の包装用途についても適用除外が認めら

れている。適用除外となる包装は、残留廃棄物とともに収集し、焼却又は埋め立てができる。その他の包装は、リサイクル設計基準に適合する必要があり、分別収集され、原則としてリサイクルされる。

リサイクル設計の包装は、分別収集、選別、処理されたものの、リサイクルが不可能であるか、又はリサイクルによって最良の環境効果が齎されない場合（第 48 条(1)に規定）を除き、焼却又は埋立ては認められない。

加盟国は、上記のように分別収集されない包装廃棄物について、エネルギー回収作業の前に、リサイクル用に設計された包装を除去するための分別を行うことを決定できる（PPWR 第 48 条(4)）。欧州委員会は、これは単なる選択肢ではなく、加盟国がリサイクル目標を達成する上での通常の慣行であると考える。

第 48 条(3)は、分別収集が包装廃棄物又は包装廃棄物の一部のリサイクル能力に影響を与えることなく、かつ、結果として得られるリサイクル材が分別収集された場合と同等の品質である場合、分別収集義務の例外を認め、混合廃棄物分別方式を実施する。このような例外が適用される場合でも、混合分別によって収集された包装廃棄物には、焼却及び埋め立ての禁止が適用される。

35. 2026 年におけるデポジット付き容器の分別収集率及び 2029 年までの DRS 設置義務 法的規定

第 50 条(1)は、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において特定の暦年に初めて市場に提供される以下の包装形態について、重量ベースで年間少なくとも 90% の分別収集を確保するために必要な措置を講じなければならない:(a) 容量が 3 リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトル; 及び (b) 容量が 3 リットル以下の使い捨て金属製飲料容器」と規定している。

第 50 条(2)は、「加盟国は、第 1 項に定める目標を達成するため、第 1 項に規定する関連する包装形態についてデポジット返還制度が設けられ、販売時点でのデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じなければならない」と規定している。

第 50 条(5)は、「加盟国は、次の場合には、第 2 項の義務を免除されることがある：

(a) 第 56 条(1)(c)に基づき委員会に提出された関連する包装形態について、第 48 条に基づき要求される分別収集率が、2026 暦年に当該加盟国の領域内で初めて提供される当該包

装の重量の 80%以上であること。かつ、

(b) 加盟国は、2028 年 1 月 1 日までに、欧州委員会に対し免除の要請を通知し、第 50 条(5)に規定する包装の重量基準による分別収集率 90%の達成を確保する戦略及び具体的な措置（その実施計画を含む）を示す実施計画を提出する。

更に、(a)の規定の適用上、関連する包装形態の分別収集率に関する情報が欧州委員会に提出されていない場合、加盟国は、この項に定める免除の条件が他の方法でどのように満たされているかについて、理由を付した説明を提供しなければならない。理由を付した説明は、検証された国内データに基づき、実施された措置の説明を含むものとする。」と規定している。

欧州委員会の解釈

加盟国は、第 50 条(5)に規定される DRS 設置の免除に関する累積的な要件を満たさない限り、2029 年 1 月 1 日までに DRS を設置しなければならない。

加盟国がこの免除を利用するには、2026 暦年に当該加盟国で提供される使い捨てプラスチックボトル及び金属容器の 80%を別途収集する必要がある。これは遅くとも 2028 年 7 月 1 日までに欧州委員会に報告する必要がある。このデータは推定収集率に基づくものだが、加盟国は SUPD で義務付けられているシングルユースのプラスチックボトルの収集に関する利用可能なデータを含める必要がある。加盟国が 80%の収集目標を達成できない場合、免除の対象とはならない。PPWR によれば、加盟国は遅くとも 2028 年 1 月 1 日までに実施計画を提出する必要がある。欧州委員会の解釈では、免除の選択肢は「一度限りの選択肢」と見なされる。加盟国が第 50 条に定められた規定及び期限に従って免除を申請しない場合、DRS（廃棄物管理計画）を確立する必要がある。

加盟国が免除を受け、3 年連続で使い捨て飲料容器の 90%を分別収集しない場合、第 50 条(7)に規定されているとおり、当該免除は適用されなくなる。その場合、加盟国は、委員会が当該免除の適用を終了した旨を当該加盟国に通知した年の翌年の 2 暦年の 1 月 1 日までに、DRS（廃棄物処理施設）を設置しなければならない。

36. 加盟国によるシングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料缶の 90%収集目標と地域デポジット返還制度の貢献

法的規定

第 50 条(1)は、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において当該暦年に初めて市場に提供される以下の包装形態について、重量ベースで少なくとも年間 90%の分別収集を確保するために必要な措置を講じなければならない：(a) 容量が 3 リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトル；及び (b) 容量が 3 リットル以下の使い捨て金属製飲料容器」と規定している。

第 50 条(2)は、「加盟国は、第 1 項に定める目標を達成するため、第 1 項に規定する関連する包装形態についてデポジット返還制度が設けられ、販売時点でのデポジットが徴収されることを確保するため必要な措置を講じなければならない」と規定している。

欧州委員会の解釈

第 50 条(1)に規定されているシングルユースプラスチック製飲料ボトル及び金属製飲料容器の分別収集率 90% の目標は、加盟国全体に適用され、加盟国の領域内で年間に提供される当該包装形態の量に基づいている。

第 50 条(4)で明示的に免除されているものを除き、全てのシングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料容器は、DRS の対象とする必要がある。加盟国は、これらの包装形態について、自国全域が分別収集の対象となっていることを確保する必要があるが、関連する国の行政区分及び海外領土を考慮して、地方レベルで DRS 制度を実施することができる。

[参考資料]

官報「包装及び包装廃棄物に関し、規則(EU)2019/1020 及び指令(EU)2019/904 を改正し、及び指令 94/62/EC を廃止する 2024 年 12 月 19 日付欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2025/40」2025 年 1 月 22 日

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202500040

欧州議会及び欧州連合閣僚理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第 114 条を考慮し、

欧州委員会の提案を考慮し、

立法法案を各国議会に送付した後、

欧州経済社会委員会の意見[1]を考慮し、

通常の立法手続き[2]に従って行動し、

一方：

(1) 製品は、保護され、生産地から使用又は消費地まで容易に輸送できるようにするために、適切な包装が必要である。包装の域内市場における障壁の防止は、製品の域内市場の機能にとって重要である。断片的な規則や曖昧な要件は、経済事業者に不確実性と追加コストを齎すこと。

(2) 欧州委員会(ユーロスタット)の 2010 年から 2021 年までの包装廃棄物統計によると、包装には大量の一次原材料(バージン材料)が使用されている。欧州連合で使用されるプラスチックの 40% と紙の 50% は包装に使用されており、包装は都市固形廃棄物の 36% を占めている。生成される包装の量が多く、常に増加していること、リユースと収集のレベルが低いこと、リサイクルが不十分であることは、低炭素循環経済の実現に大きな障害となっている。これにより、この規則は、包装のライフサイクル全体をカバーする規則を確立し、各の措置を調和させることで域内市場の効率的な機能に貢献するとともに、包装と包装廃棄物が環境と人の健康に及ぼす影響を防止及び軽減する必要がある。欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC[3]に定められた廃棄物のヒエラルキー(「廃棄物のヒエラルキー」)に沿った措置を定めることにより、この規則は循環経済への移行に貢献するはずであるこ

と。

- (3) 欧州議会及び閣僚理事会指令 94/62/EC[4]は、包装の構成及びそのリユース可能性と回収可能性に関連する包装の要件（「包装の必須要件」）を定め、加盟国に対して回収及びリサイクルの目標を設定していること。
- (4) 2014 年、指令 94/62/EC に関する適合性チェックにおいて、欧州委員会は、包装の環境パフォーマンスを向上させる重要なツールと見なされていた包装の必須要件の調整を勧告し、それらの要件をより具体的かつ容易に施行できるように強化したこと。
- (5) 2019 年 12 月 11 日欧州委員会コミュニケーションで示された欧州グリーンディールに沿って、2020 年 3 月 11 日欧州委員会コミュニケーションで示された新しい「よりクリーンで競争力のある欧州のための循環経済行動計画（CEAP）」は、2030 年までに全ての包装をリユース可能又はリサイクル可能にすることを目的として包装の基本要件を強化することと、（過剰）包装及び包装廃棄物の削減、包装のリユース及びリサイクル可能性を考慮した設計の推進、包装材料の複雑さの軽減、プラスチック包装におけるリサイクル材の要件の導入のためのその他の措置を検討することを約束している。CEAP は、食品廃棄物の削減の必要性も強調している。欧州委員会は、発生源での包装廃棄物の正しい分別を促進する EU 全体のラベル表示の実現可能性を評価することを約束していること。
- (6) プラスチックは最も炭素集約的な包装材料であり、化石燃料の使用という点では、プラスチック廃棄物のリサイクルは、エネルギー回収を伴う焼却よりも約 5 倍優れている。2018 年 1 月 16 日欧州委員会コミュニケーションで定められた循環経済におけるプラスチックに関する欧州戦略で述べられているように、CEAP はリサイクルプラスチックの採用を増やし、プラスチックのより持続可能な使用に貢献することを約束している。EU 予算と独自のリソースシステムは、プラスチック包装廃棄物による汚染の削減に貢献している。2021 年 1 月 1 日から、閣僚理事会決定（EU、Euratom）2020/2053[5]により、各加盟国でリサイクルされていないプラスチック包装廃棄物の量に比例した国家拠出が導入された。この独自のリソースは、シングルユースプラスチックの消費を減らし、リサイクルを促進し、循環経済を促進するインセンティブの一部を形成すること。
- (7) 閣僚理事会は、2020 年 12 月 11 日採択された「循環型かつグリーンな復興」に関する結論において、指令 94/62/EC の改正により、域内市場における持続可能な包装を促進し、包装の複雑さを最小限に抑え、経済的に実現可能な解決策を促進し、包装のリユース性とリサイクル性を向上させ、包装材料、特に食品包装材料における懸念のある物質を最小限に抑えるため、より具体的で効果的かつ実施しやすい規定を更新し、確立する必要があることを

強調した。閣僚理事会は又、指令 94/62/EC の改正により、消費者に包装のリサイクル可能性と、リサイクルを容易にするため包装廃棄物を廃棄すべき場所を知らせるため、分かりやすい方法で包装にラベルを貼ることも規定する必要性を強調したこと。

(8) 2021 年 2 月 10 日欧洲議会による新循環経済行動計画に関する決議[6]は、2030 年までに全ての包装を経済的に実行可能な方法でリユース可能又はリサイクル可能にするという目標を再確認し、廃棄物削減対策と目標及び電子商取引を含む過剰な包装の削減、リサイクル性の向上と包装の複雑さの最小化、リサイクル材の増加、危険物質及び有害物質のフェーズアウト、リユースの促進に関する野心的な必須要件を含む指令 94/62/EC を改正する立法提案を欧洲委員会に提出するよう求めたこと。

(9) この規則は、包装が特定の製品カテゴリとして扱われていない欧洲議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2024/1781[7]を補完するものである。但し、規則(EU) 2024/1781 に基づいて採択された委任法によって、特定製品の包装に関する追加又はより詳細な要件が確立される可能性があることに留意する必要がある。特に、製品の設計又は再設計によって環境への影響が少ない包装に繋がる可能性がある包装の最小化に関連すること。

(10) この規則は EU で上市される全ての包装と全ての包装廃棄物に適用する必要がある。法的明確性のため、指令 94/62/EC に基づく包装の定義は、内容を変更せずに再構築する必要がある。販売用包装、グループ化された包装、及び輸送用包装は個別に定義する必要がある。用語の重複は避ける必要がある。これにより、この規則では、販売用包装は一次包装、グループ化された包装は二次包装、輸送用包装は三次包装に相当すること。

(11) カップ、食品容器、サンドイッチバッグ、又は包装機能を果たすことができるその他のアイテムは、最終販売業者によって空の状態で販売されるように設計及び意図されている場合、包装とは見なされない。このようなアイテムは、販売時点での充填されることを意図して設計されている場合にのみ包装と見なされるべきであり、その場合、それらは「サービス包装」と見なされるべきであり、又は包装機能を果たすことを条件に、食品や飲料を含む最終販売業者によって販売されること。

(12) 一次生産包装の定義は、本規則の下で包装と見なされる製品の拡大を伴うべきではない。その定義の導入及び「生産者」の定義での使用は、その種類の包装を初めて提供する自然人又は法人が本規則の下で生産者と見なされ、その種類の包装を使用する農家などの一次産業の事業者は生産者と見なされることを保証するべきであること。

(13) 製品の不可欠な部分であり、製品の寿命を通じて製品を収容、支持、又は保存するた

めに必要なアイテムであり、そのアイテムの全ての要素が一緒に使用、消費、又は廃棄されることが意図されている場合、そのアイテムは、その機能が製品の一部であることに本質的に関連しているため、包装とは見なされない。但し、実際には製品の残留物と一緒に廃棄され、堆肥化及びリサイクルの流れを汚染することになる、茶やコーヒーのバッグ、及びコーヒー又は茶システムのシングルサーブユニットに関する消費者の廃棄行動を考慮すると、これらの特定のアイテムは包装として扱われるべきである。このアプローチは、指令 2008/98/EC 第 22 条で要求されているように、バイオ廃棄物の分別収集を増やすという目的と一致しており、製品寿命終了時の財務的及び運用上の義務に関する一貫性を確保する。製品に直接塗布された塗料、インク、ワニス、ラッカー、接着剤は、包装とは見なされない。しかし、果物や野菜に貼られた粘着ラベルを含め、製品に直接掛けられたり貼り付けられたりしたラベルは、ラベルの糊は接着性があるが、ラベル自体は接着性ではないため、包装と見なされるべきである。更に、特定材料が包装単位の僅かな部分を占めるに過ぎず、いずれにしても包装単位の総質量の 5% 以下である場合、そうした包装単位は複合包装と見なされるべきではない。この規則の複合包装の定義は、閾値レベルに関係なく、部分的にプラスチックで作られたシングルユース包装を、欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904[8] の要件から免除すべきではないこと。

(14) 包装は、この規則で又はそれに従って規定された持続可能性要件及びラベル要件準拠している場合にのみ、上市されるべきである。包装は、EU 市場で初めて入手可能になった時点で上市されたものと見なされるべきであり、これは、有償か無償かを問わず、製造業者又は輸入業者が商業活動の過程で流通、消費又は使用するため供給したことを意味する。従って、関連要件の適用日前に EU に上市され、小売業者や卸売業者を含む流通業者の在庫にある包装は、本規則に規定される又は本規則に従って規定される持続可能性及びラベル表示要件を満たす必要はないこと。

(15) 廃棄物のヒエラルキーとライフサイクル思考に沿って、環境への全体的な最善の結果をも齎すため、本規則で規定されている措置は、特に包装の最小化、不要な包装の回避、及び包装のリユースの増加を通じて、上市される包装の量を容積と重量の点で削減し、包装廃棄物の発生を防ぐことを目指すべきである。更に、本規則に規定されている措置は、高品質のリサイクルシステムを強化することにより、特にリサイクル材の取込みが非常に少ないプラスチック包装における包装材料の使用を増やすことを目的とし、それによって全ての包装材料のリサイクル率を高め、結果として得られる二次原材料の品質を向上させ、他の回収及び最終処分方法を減らすことを目指すべきであること。

(16) 廃棄物のヒエラルキーに沿って、埋立てによる廃棄物処分を最も好ましくない選択肢と位置付け、本規則に規定されている措置は、埋立てられる包装廃棄物の量を減らすことを

目的とすべきであること。

- (17) 包装は、可能な限り何度もリユース又は高品質のリサイクルが可能となるように設計、製造、商品化され、そのライフサイクル全体及びそれが設計された製品のライフサイクルを通じて環境影響を最小限に抑える必要がある。この目的を達成するため、リユースで最も頻繁に使用される包装形式について、リユース可能な包装の最小回転回数を確立することに関し、欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) 第 290 条に従って行動を採択する権限を欧州委員会に委任する必要があること。
- (18) CEAP の目的と、2020 年 10 月 14 日欧州委員会のコミュニケーション「毒性のない環境に向けた持続可能性のための化学物質戦略」(「持続可能性のための化学物質戦略」) に沿って、化学物質のライフサイクル全体に亘る適切な管理と毒性のない循環的な経済への移行を確保し、日常生活における包装の重要性を考慮すると、この規則は、製造から使用、廃棄まで、廃棄物管理を含む包装のライフサイクル全体を通じて懸念のある物質が存在することに起因する、循環性を含むライフサイクル全体に亘る包装の人の健康、環境、より広範な持続可能性パフォーマンスへの影響に対処する必要があること。
- (19) 科学技術の進歩を考慮し、包装は、その構成における特定の重金属やその他の懸念のある物質の存在を制限するような方法で設計及び製造されるべきである。持続可能性のための化学物質戦略で述べられているように、懸念のある物質は可能な限り最小限に抑えられ、代替品に置き換えられ、特に消費者向け製品において、最も有害な物質は社会に必須でない用途では段階的に廃止される。従って、包装材料又は包装部品の成分としての懸念のある物質は、包装材料及び包装材料からリサイクルされた材料がライフサイクル全体を通じて人の健康や環境に悪影響を及ぼさないことを保証する目的で最小限に抑えられるべきであること。
- (20) パー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) は、EU だけでなく世界の他の地域で幅広い用途に広く使用されている数千の合成化学物質のグループである。PFAS のトン数に関しては、食品接触材料及び包装が最も関連性の高い分野の 1 つである。この規則の範囲内の全ての PFAS は、それ自体非常に難分解性が高いか、環境中で非常に難分解性の高い PFAS に分解される。ヒトの長期ばく後に最も懸念されると考えられるヒトの健康エンドポイント、即ち、授乳中又は授乳を介した影響を含む、発がん性、変異原性、生殖毒性、及び特定の標的臓器毒性について具体的に見ると、多数の PFAS が少なくともこれらのエンドポイントの 1 つに分類される。PFAS の物理的特性、特にその難分解性、及び一部 PFAS の健康に対する特定された影響に基づくと、PFAS は環境及びヒトの健康に危険となること。

(21) 食品接触材料中の PFAS は、必然的にヒトの PFAS へのばく露に繋がる。PFAS の危険性には閾値がないため、食品接触材料からの PFAS へのばく露はヒト健康に対する許容できないリスクである。従って、PFAS は食品接触包装で制限されるべきである。他の EU 法で規定される PFAS の使用に関する制限との重複を避けるため、欧州委員会は、本規則で規定されている食品接触包装における PFAS の制限を改正又は撤廃する必要性をアセスメントする評価を実施すべきであること。

(22) ビスフェノール A (BPA) は、リユース可能なプラスチック製キッチン用品や缶の内張りなど、食品接触材料の製造に主に保護層として使用される化合物である。欧州食品安全機関 (EFSA) が 2023 年に発表した評価によると、食品や飲料への移行とその後の消費者による摂取によって発生する可能性のある BPA へのばく露は、低レベルであっても消費者にリスクを齎す可能性があること。

(23) BPA に関する進行中の手続きに照らし、食品接触材料に関する欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1935/2004[9]に基づいて欧州委員会に与えられた権限に従い、BPA の使用制限は 2024 年末までに採択される予定である。採択されると、BPA の使用制限は全ての食品包装及びその他の食品接触材料に適用され、一般的な移行期間は 18 か月となること。

(24) 2021 年 5 月 12 日欧州委員会のコミュニケーションで示された EU 行動計画「大気、水、土壤の汚染ゼロに向けて」に沿って、EU の政策は、予防措置は発生源で講じられるべきであるという原則に基づくべきである。持続可能性のための化学物質戦略において、委員会は、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1907/2006[10] 及び (EC) No 1272/2008[11] が EU における化学物質規則のベースとして強化されるべきであり、既存の分野別法における化学物質の評価及び管理に対する一貫したアプローチによって補完されるべきであることを強調している。従って、包装及び包装部品に含まれる物質は、その発生源で制限され、主に規則 (EC) No 1907/2006 に基づいて、その規則の第 VIII 章に定められた規則及び手順に従って対処され、廃棄段階を含む物質のライフサイクルの全ての段階に亘って人の健康と環境を保護する。従って、規則 (EC) No 1907/2006 は、包装又は包装部品の製造に使用するため製造される物質、又は包装又は包装部品の製造に使用される物質に対する制限の採用又は修正、及び包装又は包装部品に含まれる物質の上市に適用されることを思い出されたい。

規則 (EC) No 1935/2004 の適用範囲に含まれる包装に関しては、その規則が包装食品の消費者の高度な保護を確保することを目的としていることを思い出す必要がある。更に、包装、包装部品、又は包装廃棄物に含まれる物質も、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2019/1021[12] に基づく残留性有機汚染物質に関する制限及び禁止など、他の EU 法で定め

られた制限の対象となる可能性があること。

(25) 規則(EC)No 1907/2006 附属書 XVII 及び規則(EC)No 1935/2004 に規定されている食品接触材料及び成形品に適用される制限に加え、一貫性の理由から、包装又は包装部品に含まれる鉛、カドミウム、水銀、及び六価クロムに対する既存の制限を維持することが適切であること。

(26) 包装材料又は包装部品に含まれる鉛、カドミウム、水銀及び六価クロムの濃度に関する特例の条件は、指令 94/62/EC に基づいて採択された欧州委員会決定 2001/171/EC[13] 及び 2009/292/EC[14]で確立されており、本規則の下で維持されるべきである。しかし、科学技術の進歩を考慮するため、本規則で規定されている金属のいずれかの濃度を下げるここと、又はこれらの金属の濃度の合計がリサイクル材料又は閉鎖され管理されたチェーン内の製品ループ又は特定の包装タイプ又は包装形式に適用されない条件を決定することに關して、TFEU 第 290 条に従って法を採択する権限は欧州委員会に委任されるべきである。持続可能性のための化学物質戦略に基づき、有害物質に対する同じ濃度は、原則として、バージン材とリサイクル材に適用されるべきである。しかし、例外的な状況では、その原則の例外が必要となる可能性がある。リサイクル材と一次原材料の濃度が異なることを正当化する例外的な状況は、ケースバイケースの分析に基づくべきである。鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの濃度に関する既存の除外を改正する場合、欧州委員会はその原則を考慮すべきであること。

(27) PFAS の制限を損なうことなく、本規則は、人の健康又は環境に対する容認できないリスクがない限り、化学物質の安全性又は食品の安全性に関連する理由に基づいて物質の使用に制限を課す可能性を規定すべきではない。これには、指令 94/62/EC に基づいて既に確立されており、他の EU 法に基づいて対処されていることから、本規則の下で維持されるべき鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの制限が含まれるが、これらに限定されない。しかしながら、包装や包装部品に含まれる物質、或いはその製造工程で使用される物質のうち、包装の持続可能性、特に循環性、とりわけリユースやリサイクルのプロセスに影響を及ぼす物質については、主に化学物質や食品の安全性以外の理由で制限することも認められるべきであること。

(28) 包装廃棄物となった後のリサイクルを目的として設計された包装は、包装の循環性を改善し、包装のリサイクル率と包装におけるリサイクル材の使用を高める最も効率的な方法の 1 つである。業界は、自主的な業界スキームを通じて、また一部の加盟国は、拡大生産者責任手数料の調整を目的として、いくつかの包装形式のリサイクルのための包装設計基準を確立している。域内市場における障壁を防ぎ、業界に公平な競争の場を提供し、包装の

持続可能性を促進するという目的で、EU レベルでのリサイクルのための設計方法論に基づいて包装のリサイクル可能性を評価する基準と方法を調和させることにより、包装のリサイクル可能性に関する強制的な要件を設定することが重要である。2030 年までに全ての包装を経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にするという CEAP に定められた目標を達成するため、リサイクル可能な包装は、マテリアルリサイクル用に設計され、廃棄物となつた場合、他の廃棄物のリサイクル性に影響を与えることなく、別々に収集され、特定の廃棄物ストリームに分類され、大規模にリサイクルできるものでなければならない。包装のリサイクル性は、2030 年からリサイクル設計基準に基づいて確立されたリサイクル性能等級で表現され、2035 年からはリサイクル設計と大規模リサイクル基準の両方に基づいて、附属書 II に記載され、等級 A、B、又は C で表される包装カテゴリに対して確立される。これらの等級の包装はリサイクル可能と見なされ、その結果、上市されることが許可されるべきである。等級 C 未満の包装は、技術的にリサイクル不可能と見なされるべきであり、こうした包装の上市は制限されるべきである。但し、経済事業者が適応するのに十分な時間を与えるため、包装は 2030 年 1 月 1 日からのみこれらの基準に準拠すべきである。2038 年 1 月 1 日からは、包装は少なくとも等級 B でなければ上市されないとすべきであること。

(29) 本規則におけるマテリアルリサイクルの定義は、指令 2008/98/EC に規定されているリサイクル及び材料回収の定義を補完するものでなければならない。マテリアルリサイクルは、材料の経済内で資源を循環させ続けるものであり、従って廃棄物の生物学的処理は含まれるべきではない。マテリアルリサイクルの定義は、本規則に基づいて加盟国に設定されたリサイクル目標の計算に影響を及ぼすべきではない。これらの目標とその計算は、指令 2008/98/EC に規定されているリサイクルの定義に基づいていること。

(30) 高品質のリサイクルとは、リサイクル材が、その保存された技術的特性に基づいて、元の材料と比較し同等又はそれ以上の品質であり、包装又は同様の用途の一次原材料の代替として使用できることを意味する。リサイクル材は複数回リサイクルすることができる。高品質のリサイクルされた原材料の生産を可能にするには、適切に分類された包装廃棄物の収集が不可欠である。マテリアルリサイクルと高品質リサイクルの違いは、マテリアルリサイクルでは包装材料がその材料にリサイクルされるのに対し、高品質リサイクルでは包装材料が、包装材料と同じ品質等級で使用したり、リサイクル材の品質が維持される他の用途に使用できる品質の材料にリサイクルされる点であること。

(31) リサイクル設計評価が実施されたという事実は、それ自体では、包装が実際にリサイクルされることを保証するものではない。本規則の実施のための均一な条件を確保するため、最先端の確立された分別収集プロセスと、運用環境で実証された確立された選別及びリサイクルプロセスに基づいて、包装廃棄物が大規模に効果的にリサイクルされることを保

証する均一な方法論と流通管理メカニズムを確立する施行権限が欧州委員会に付与されるべきである。従って、2035年からは、本規則で設定された方法論と閾値に従って、各包装カテゴリから効果的にリサイクルされた材料の量、即ち重量に基づいて新しい評価を実施する必要がある。大規模リサイクルの閾値は、本規則で規定されているリサイクル材の年間量の目標を考慮して設定する必要がある。2030年までに、加盟国は、監視の目的で、包装カテゴリ別にリサイクルされた包装廃棄物の量に関する最初のデータを欧州委員会に報告することが期待される。拡大生産者責任義務を個別に履行する場合の生産業者、それらの義務の履行を委託された生産者責任組織、又は公的機関が包装廃棄物の管理の組織化を担当する場合、包装廃棄物管理事業者は、運用環境で実証された確立されたプロセスを使用して、包装廃棄物が個別に収集され、分類され、設置されたインフラストラクチャで材料がリサイクルされるようにし、包装が大規模にリサイクルされていることを示す全ての技術文書を製造業者に提供する必要があること。

(32) 包装設計のリサイクル性を確保する統一規則を確立するため、リサイクル基準とリサイクル性能等級の設計を確立すること、リサイクル性能評価の実施方法とその結果の表現方法を確立すること、各包装カテゴリのそれぞれのリサイクル性能等級への適合条件の説明を確立すること、拡大生産者責任義務を遵守するために生産業者が支払うべき財政的貢献の調整に関する枠組みを確立すること、並びに本規則の関連附属書を改正することに関して、TFEU第290条に従って法を採択する権限を欧州委員会に委任すべきであること。

(33) 包装の革新を刺激するため、包装の中核機能を大幅に改善する革新的な特徴を備え、環境上の利点が実証可能な包装には、リサイクル要件に準拠するための追加時間が与えられるべきである。革新的な特徴は、特に新規材料の使用に関して正当化されるべきであり、リサイクル経路の計画的確立は、包装に付随する技術文書で説明されるべきである。その情報は、とりわけ、必要に応じ、リサイクル基準の設計に関する施行法を改正するために使用されるべきである。また、事業者は、革新的な包装を市場に出す前に、欧州委員会及び所管の官庁に通知すべきであること。

(34) 包装された製品の性質及び関連要件により、人及び動物の健康と安全を保護するため、欧州議会及び閣僚理事会指令2001/83/EC[15]、及び欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2019/6[16]に従って、医薬品と直接接触する直接包装、及び医薬品の品質を保持する特定の要件に準拠するため、そうした包装が必要な場合のこれらの立法法で定義されている外装包装については、リサイクル要件を義務付けるべきではない。

更に、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2017/745[17]の対象となる医療機器用の接触に敏感なプラスチック包装、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2017/746[18]の対象となる体外

診断用医療機器用の接触に敏感なプラスチック包装、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) No 609/2013[19]の対象となる乳幼児向け食品及び特殊医療目的の食品用の接触に敏感なプラスチック包装、又、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/68/EC[20]に従った危険物輸送用の包装については、リサイクルの要件を義務付けるべきではない。軽量木材、コルク、繊維、ゴム、セラミック、磁器で作られた販売用包装も、これらの材料は上市される量が非常に少なく、即ち各カテゴリが EU に上市される包装の重量の 1%未満であるため、除外されるべきである。拡大生産者責任に従って財政的貢献を支払う義務は、この除外の対象とすべきではないこと。

(35) 一部の加盟国は、拡大生産者責任料金の調整を通じて包装のリサイクル性を促進する措置を講じている。国家レベルで行われるこうした取組みは、特に複数の加盟国で包装を供給する事業者にとって規制上の不確実性を生み出す可能性がある。同時に、拡大生産者責任の料金の調整は、より持続可能な包装設計を奨励し、より容易にリサイクルできる包装につながると同時に、域内市場の機能を向上させる効果的な経済的手段である。従って、リサイクル性の評価を通じて得られたリサイクル性能等級に基づいて拡大生産者責任料金の調整基準を調和させ、そうした料金の実際の金額を設定しないことが必要である。この基準は包装のリサイクル可能性に関する基準と関連している必要があるため、包装カテゴリごとのリサイクル基準の詳細な設計を確立すると同時に、欧州委員会にこうした統一基準を採用する権限を与えることが適切であること。

(36) 包装の循環性を確保するには、一次原材料をリサイクル材に置き換えることが増えるよう包装を設計及び製造する必要がある。リサイクル材の使用が増えると、リサイクル材の市場が適切に機能する循環経済の発展が促進され、一次原材料の使用に関連するコスト、依存度、環境影響が軽減され、より資源効率の高い材料の使用が可能になる。様々な包装材料に関連し、リサイクル材の投入量が最も少いのはプラスチック包装である。これらの懸念に最も適切な方法で対処するためには、プラスチック包装用途の接触感受性[21]に応じて異なるレベルでプラスチック包装のリサイクル含有量の義務的目標を設定し、それらの目標が 2030 年までに拘束力を持つようにすることで、リサイクルプラスチックの採用を増やす必要がある。段階的に包装の循環性を確保するには、2040 年から目標を引き上げるべきであること。

(37) 木材パルプ化プロセスから生じる紙材料は、この規則の下でプラスチックの定義に該当するとは見なされないこと。

(38) 欧州連合法に従って人と動物の健康を高いレベルで保護し、供給の安全性や医薬品及び医療機器の安全性に対するリスクを回避するため、特定の種類のプラスチック包装は、最

低限のリサイクル含有量の義務から除外されるべきである。これらの種類のプラスチック包装は、指令 2001/83/EC 及び規則(EU)2019/6 で定義される直接包装、規則(EU) 2017/745 で規定される医療機器用の接触に敏感なプラスチック包装、規則(EU)2017/746 で規定される体外診断用医療機器用の接触に敏感な包装、乳幼児専用の食品用の接触に敏感なプラスチック包装、規則(EU)No 609/2013 で規定される特別な医療目的の食品用の接触に敏感なプラスチック包装である。この除外は、医薬品の品質を維持するために包装が特定の要件に準拠する必要がある場合、規則(EU) 2019/6 及び指令 2001/83/EC で定義されているヒト用及び動物用医薬品の外装にも適用されること。

(39) 本規則に基づくりサイクル成分の統合の目標を達成するため、欧州委員会は、本規則の発効後 3 年以内に、バイオベースプラスチック包装の技術開発及び環境パフォーマンスの状況のレビューを公表し、適切な場合、持続可能性の要件及び目標を盛り込んだ立法提案を提示すべきであること。

(40) 域内市場における障壁を防ぎ、本規則の効率的な実施を確保するため、事業者は、包装のプラスチック部分に、本規則で言及される包装の種類及び形式ごとに、製造工場及び年ごとに平均して計算された、使用済みプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル成分の一定最低割合が含まれるようにすべきであること。

(41) 製造工場を計算の基準として使用することにより、包装メーカーはリサイクル成分の最低割合を達成する際にある程度の柔軟性を得ることができる。製造工場とは、包装が製造される 1 つの産業施設のみを指すものと理解すべきであること。

(42) 事業者が包装のプラスチック部分のリサイクル成分を増やすインセンティブを与えるべきである。これを達成する一つの方法は、包装材料のリサイクル含有率に基づいて拡大生産者責任料金を調整することである。こうした場合の料金調整は、包装材料に含まれるリサイクル含有率の計算及び検証に関する共通ルールに基づくべきである。その意味合いにおいて、加盟国は、本規則に準拠することを条件として、リサイクル含有率の最低目標を満たすため、リサイクル材への事前かつ公正なアクセスを認める既存のシステムを維持することが認められるべきである。更に、リサイクル材の優先アクセスは市場価格で認められるべきであり、優先アクセスが認められるリサイクル材の量は、指定された期間内に経済事業者が関係加盟国の領土で提供した包装材料の量に対応すべきであること。

(43) リサイクルプロセスの環境影響を考慮しつつ、包装材料の種類及び形式ごとに製造工場及び年ごとの平均として計算された、使用済みプラスチック廃棄物の回収から得られたリサイクル含有率の計算及び検証に関するルールの実施のための統一条件を確保し、技術

文書の形式を確立するため、施行権限を欧州委員会に付与すべきであること。

(44) プラスチックの高品質なリサイクルと二次原材料の使用に域内市場を提供するため、上市される包装のプラスチック部品には、本規則に言及される包装の種類と形式ごとに、製造工場と年ごとに平均して計算された、使用済みプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材が一定の最低割合含まれていなければならない。包装の種類とは、包装が作られている主なポリマーを指すものと理解されるべきであり、包装の形式とは、特定の包装単位のサイズと形状を指すものと理解されるべきであること。

(45) 環境と人の健康を高いレベルで保護すること、特に大気、水、土壤への排出レベルに関する保護が必要である理由はいくつかある。第一に、気候変動は国境のない地球規模の現象であり、その影響は温室効果ガスの排出源と直接関係がない。温室効果ガスの排出量が少ない国は、温室効果ガスの地球全体の排出に対する個々の寄与とは不釣り合いな気候変動の影響を受ける可能性がある。第二に、水系は、例えば海流を介して相互につながっており、過去の経験から、プラスチック廃棄物汚染を含む汚染が地球の一部で発生すると、他の海洋や大陸に大きく広がる可能性があることが示されている。第三に、土壤への排出は、特にそれらの排出が水路に流れ込む場合、局所的だけでなく国境を越えた影響を及ぼす可能性がある。プラスチック包装におけるリサイクル材の使用の促進は、リサイクル材自体が環境的に持続可能な方法で生産され、カーボンフットプリントが削減され、循環型経済が促進されるという前提に基づいている。そのためには、リサイクル材の入手方法が、その後のプラスチック包装にリサイクル材を使用することによる環境上の利点を相殺しないように、一定の安全策を講じる必要がある。従って、国内で生産されたプラスチック包装と輸入されたプラスチック包装の両方に関し、関連する環境上の懸念に差別なく対処する必要がある。そのために、EUへの輸入は、排出量、分別収集、リサイクル技術の持続可能性基準に関し同等の条件に従うべきであること。

(46) プラスチック廃棄物の分別収集は、収集率、収集された材料の品質、リサイクル品の品質に直接的なプラスの影響を与えるため、不可欠である。これにより、高品質のリサイクルが可能になり、高品質の二次原材料の摂取が促進される。「リサイクル社会」に近づくことは、廃棄物の発生を回避し、廃棄物を資源として利用することを促進する一方で、環境に影響を与える廃棄物階層の下位レベルに資源を固定したり、環境に配慮した廃棄物管理を無視したりすることを回避するのに役立つ。分別収集は、有害廃棄物と非有害廃棄物の混合を避け、廃棄物とその輸送の安全を確保し、1989年3月22日有害廃棄物の国境を越えた移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約[22]、1982年12月10日海洋法に関する国際連合条約[23]、1972年12月29日ロンドンで締結された廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約とその1996年の議定書、及び1973年11月2日船舶による

汚染の防止のための国際条約（MARPOL）附属書V（1978年の議定書により修正）などの国際規則で規定されているように、汚染を回避することにもなること。

(47) 更に、国連環境計画の支援の下、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を開発する政府間交渉委員会（「プラスチック汚染に関するINC」）の様々な会議における国際レベルでの議論は、プラスチックの環境影響を制限するためプラスチックの分別収集に関する行動を強化し、廃棄物の発生を防ぎ、天然資源の搾取を減らすため循環型経済を促進する必要があることを国際的に実証した。また、その方向で措置を講じる締約国の意志も実証した。1979年11月14日ジュネーブで締結された長距離越境大気汚染に関する条約[24]は、その条約の締約国に、大気汚染から環境を保護し、長距離越境大気汚染を含む大気汚染を制限し、可能な限り段階的に削減及び防止するよう努めることを義務付けている。1992年3月17日ヘルシンキで採択された「国境を越える水路及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約」[25]では、締約国は水質汚染の国境を越える影響を防止、管理、軽減するための措置を講じることが義務付けられている。1992年国連環境開発会議のリオ宣言に従い、汚染者は原則として汚染のコストを負担すべきである。これにより、プラスチックのリサイクルなどの産業活動は、汚染防止及び軽減措置と連携して行われるべきであること。

(48) 使用済みプラスチック廃棄物から回収された材料の使用を促進するという環境目標は、プラスチックのリサイクルが、結果として生じる汚染を最小限に抑える方法で行われることを要求する。これが行われない場合、リサイクルの過程で排出される産業汚染物質により、リサイクルプラスチックの使用を促進することによる環境上の付加価値が減少又は消失する。使用済みプラスチック廃棄物のリサイクル技術に関しては、持続可能性基準を策定する必要がある。これらの基準は、特に大気、水、土壤への排出レベルと資源効率に関して、環境と人の健康の高水準の保護を確保する必要がある。この目的のため、プラスチックリサイクル技術の持続可能性基準の確立に関し、EU条約第290条に従って行動する権限を欧州委員会に委任する必要がある。従って、リサイクルは環境に配慮した方法で行われ、リサイクルプロセスと製品の高品質を齎し、リサイクル部門の高い基準を確保する必要がある。リサイクル技術、ひいてはリサイクル材の適切なレベルの持続可能性を確保することにより、プラスチック包装におけるリサイクル材の使用の促進は、環境に配慮した措置となる。プラスチック汚染に関するINCの会議での議論では、リサイクル技術が環境に配慮した方法で運用されることの重要性も強調されたこと。

(49) 使用済みプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材が第三国でリサイクル又は収集される場合に適用される規則の同等性を、第三者監査を含む方法で評価、検証、認証する方法論は、リサイクルが環境に配慮した方法で行われることを確保する必要性、高品質の

リサイクルを確保する可能性、リサイクル部門の品質基準のレベル、及び資源効率のレベルを考慮し、特に大気、水、土壤への排出レベルに関して、環境と人の健康に高レベルの保護を確保する必要がある。こうした考慮は、資源の循環性を達成し、それによって枯渇性天然資源への圧力を軽減するための鍵となる。この規則の実施のための均一な条件を確保するため、その方法論を確立する施行権限を欧州委員会に付与する必要があること。

(50) リサイクルプラスチックを含む食品接触材料は、リサイクル技術に関する要件を含む欧州委員会規則 (EU) 2022/1616[26]に定められた要件を満たす必要がある。プラスチック包装に関して、その包装がポリエチレンテレフタレート (PET) で作られている場合を除き、関連するリサイクル含有量要件の適用日より十分に前に、そうしたプラスチック包装に適したリサイクル技術の利用可能性を再評価することが適切である。その評価には、関連するEU 規則の下での認可状況と、こうした技術の実際の導入も含まれるべきである。その評価に基づいて、特定の接触に敏感なプラスチック包装のリサイクル含有量要件に除外を規定するか、この規則に規定されている除外リストを修正する必要があるかもしれない。そのためには、TFEU 第 290 条に従って法を採択する権限を欧州委員会に委任する必要があること。

(51) リサイクル用の特定のプラスチック廃棄物の供給が不足し、価格が高騰したり、健康、安全、環境に悪影響を及ぼしたりするリスクを考慮するために、使用済みプラスチック廃棄物から回収されるリサイクル材の最低割合を調整することに関し、EU 条約第 290 条に従って行動する権限が委員会に委任されるべきである。こうした委任法の正当性を評価するに当たり、欧州委員会は自然人及び法人からの十分に根拠のある要請を評価すべきである。

(52) ガラスやアルミニウムなどプラスチック以外の材料については、一次原材料をリサイクル材に置き換える傾向が明らかであり、法的及び経済的環境の発展と消費者の期待により、この傾向は今後も続くと予想される。とはいえ、欧州委員会はプラスチック以外の包装材料におけるリサイクル材の使用を注意深く監視し、プラスチック包装以外の包装におけるリサイクル材の使用を増やすことを目的とした目標設定を含む更なる措置の策定を提案することの妥当性を評価する必要があること。

(53) バイオ廃棄物の廃棄物ストリームは従来のプラスチックで汚染されていることが多く、マテリアルリサイクルストリームは堆肥化可能なプラスチックで汚染されていることが多い。この交差汚染は資源の浪費と二次原材料の品質低下につながるため、発生源で防止する必要がある。この懸念に鑑み、加盟国は堆肥化可能な包装について自国の領域における適切な廃棄物管理を規定する必要がある。堆肥化可能なプラスチック包装の適切な廃棄方法は消費者にとって一層分かりにくくなっているため、堆肥化可能なプラスチック包装の使用

に関する明確で共通のルールを定め、その使用が環境や人の健康に明らかな利益を齎す場合にのみ、それを義務付けることは正当かつ必要である。これは特に、ティーバッグのように特に内容物と包装の分離が複雑な製品の場合など、堆肥化可能な包装の使用がバイオ廃棄物の収集又は廃棄に役立つ場合に当てはまること。

(54) 生分解性プラスチックポリマーで作られた限定的な包装用途の場合、制御された条件下で嫌気性消化施設を含む堆肥化プラントに入る堆肥化可能な包装を使用することで、環境上の利点が実証されている。更に、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)第 2 サブパラグラフを適用し、適切な廃棄物収集制度及び廃棄物処理インフラがその加盟国で利用できる場合、その加盟国は、金属以外の包装材料で構成されたコーヒー、紅茶、又はその他の飲料システムのシングルサーブユニット用の堆肥化可能な包装、及び超軽量プラスチック製ショッピングバッグ、軽量プラスチック製ショッピングバッグをその領域で初めて利用可能にすること、及び本規則の適用日以前に堆肥化可能であることが求められるその他の包装をその領域で初めて利用可能にすることを許可するかどうかを柔軟に決定可能であるべきである。消費者が正しい廃棄ルートについて混乱しないようにするために、また炭素の循環性の環境的利点を考慮すると、その他の全ての包装は材料リサイクルに回されるべきであり、こうした包装の設計は、他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を与えないようにすべきであること。

(55) 更に、生分解性廃棄物は、生成される堆肥に汚染物質が存在する原因となってはならない。調和規格 EN 13432:2000 「包装 - 堆肥化及び生分解により回収可能な包装の要件 - 包装の最終承認のための試験計画及び評価基準」の要件は、堆肥化時間、許容汚染レベル、マイクロプラスチックの放出制限に関して改訂され、これらの材料がバイオ廃棄物処理施設で適切に処理されるようになる必要がある。更に、EU では家庭での堆肥化に関する同様の基準を確立する必要があること。

(56) 2022 年 11 月 30 日欧州委員会コミュニケーションに記載されている「バイオベース、生分解性、及び堆肥化可能なプラスチックに関する EU 政策枠組み」に記載されているように、産業用堆肥化の基準に準拠することは、家庭での堆肥化で分解されることを意味するものではない。産業用堆肥化では、高温と高湿度が条件となる。コミュニティを含む個人によって行われる家庭での堆肥化では、実際の条件は地域の気候状況と消費者の習慣に大きく左右される。そのため、家庭での堆肥化における生分解は、産業での堆肥化よりも遅くなったり、完了しなかったりするリスクがある。特に、プラスチック包装の家庭での堆肥化は、関係当局の監督の下、特定の用途と特定の地域条件の範囲内でのみ検討する必要があること。

(57) 堆肥化可能なプラスチックの処分に影響を及ぼす技術及び規制の発展により正当かつ適切である場合、また、そうした材料の使用が環境及び人の健康に有益であることを保証する特定条件の下、欧州委員会は、適切な場合、堆肥化が認められる包装のリストを修正する法案を提示すべきであること。

(58) 堆肥化可能な包装に関する本規則の要件に関する適合性評価を容易にするため、欧洲議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 1025/2012[27]に基づいて採択された統一基準に沿った堆肥化可能な包装の適合性の推定を規定する必要がある。推定が適用されるかどうかを判断する際、最新の科学技術の発展に沿って、それらの要件の詳細な技術規格を考慮する必要がある。堆肥化時間や許容される汚染レベルなどのパラメータは、嫌気性消化プロセスを含むバイオ廃棄物処理施設の実際の状況を反映する必要がある。産業用堆肥化に関する現在の基準は、適合性の推定の根拠として依拠できない。この基準は改訂され、更新版に置き換えられる必要があるためである。但し、新しい又は更新された調和基準が利用可能になるまで、現在の基準をガイダンスとして使用できる。家庭で堆肥化可能な包装については、欧州委員会は必要に応じ EN 標準の開発を要請する必要があること。

(59) 堆肥化可能な包装を含む、食品接触が意図される、又は既に食品と接触している全ての包装は、規則 (EC) No 1935/2004 に規定されている要件を満たす必要がある。適切な場合、食品接触材料に関する EU の法律で要求されている文書と情報を、この規則で要求されている情報と文書の一部として使用できる必要があること。

(60) 包装は、その容積と重量を最小限に抑え、包装機能を果たす能力を維持しつつリサイクルを可能になるように設計する必要がある。製造業者は、この規則に記載されている性能基準に照らして包装を評価する必要がある。包装及び包装廃棄物の発生を削減し、域内市場全体での包装の循環性を改善するという本規則の目的に鑑み、現在の基準を更に補足して明確化し、より厳格にすることが適切である。従って、調和規格 EN 13428 : 2004「包装 - 製造及び構成に固有の要件 - 発生源削減による防止」に記載されている包装性能基準のリストは、変更する必要がある。但し、新しい調和規格又は更新された調和規格が利用可能になるまでは、既存の規格 EN 13428:2004 を使用できる。マーケティングと消費者の受容は包装設計に引き続き関連しているが、それ自体で追加の包装重量と容積を正当化する性能基準の一部であってはならない。しかし、これは、文化遺産と伝統的ノウハウを保護するという EU の目的の一環として、ワインに関する欧洲議会及び理事会規則(EU) No 1308/2013[28]、蒸留酒に関する欧洲議会及び閣僚理事会規則(EU) 2019/787[29]、工芸品及び工業製品に関する欧洲議会及び閣僚理事会規則(EU) 2023/2411[30]、又は欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2024/1143[31]に言及されている品質制度の対象となる工芸品及び工業製品、食品及び農産物の製品規格を損なうものではない。

また、デザインや商標に関する EU 又は国内法、或いは加盟国のいずれかで効力を持つ国際協定の下で保護されている包装デザインも損なわれるべきではない。こうした包装の例外は、包装の最小化に関する新しい規則が包装の形状に影響を与え、商標が商標登録された商品を他の企業の商品と区別できなくなり、デザインが新しい個別の特徴を維持できなくなる程度だけに正当化される。濫用リスクを回避するため、この例外は 2025 年 2 月 11 日より前に保護された商標権と意匠権にのみ適用されるべきである。一方、リサイクル性、リサイクル材の使用、包装のリユースは、追加の包装重量又は容積を正当化する可能性があり、性能基準に追加する必要がある。二重壁、偽底、及び製品の容積を増やすことのみを目的としたその他の特徴を備えた包装は、包装の最小化の要件を満たさないため、上市すべきではない。包装の機能性を確保するため必要のない余分な包装にも同じ規則が適用されること。

(61) 包装の最小化要件を遵守するため、電子商取引包装を含む、グループ化された包装及び輸送包装の空きスペースを制限することに特に注意を払う必要があること。

(62) 包装の最小化に関する本規則の要件に関する適合性評価を容易にするため、規則(EU)No 1025/2012 に従って採択された調和規格に準拠している包装については、それらの要件の詳細な技術規格を表明し、必要に応じ特定の包装形式に対する最大重量又は空きスペースの制限、及び包装の最小化要件に準拠するデフォルトの標準化された包装設計を含む測定可能な設計基準を指定するため、適合性の推定を規定する必要があること。

(63) 包装の循環性と持続可能な使用を促進するため、リユース可能な包装とリユースシステムを奨励する必要がある。そのためには、リユース可能な包装の概念を明確にし、それが包装設計だけでなく、本規則に定められた最低要件に準拠するリユースシステムの構築にも結びつくようとする必要がある。包装設計は、可能な限り多くのローテーション数を可能にし、空にしたり、荷降ろしたり、詰替えたり、積み直したりする際に、安全性、品質、衛生要件を維持できるものでなければならない。リユース可能な包装に関する本規則の要件に関する適合性評価を容易にするため、規則(EU)No 1025/2012 に従って採択された調和規格に準拠している包装については、適合性の推定を規定する必要がある。これは、同規則に基づく詳細な技術規格を表明し、リユース可能な包装の基準と形式を確立する目的で、最小の往復回数又はローテーション数、標準化された設計、及び衛生要件を含むリユースシステムの要件を規定することである。

(64) 消費者に情報を提供し、消費者が包装廃棄物を適切な方法で処分できるようにする必要がある。そのためには、廃棄物の分別用包装の材料構成に基づいて、廃棄物容器の対応するラベルと組み合わせた統一ラベル システムを確立することが適切である。年齢や言語知

識などの状況に関係なく、全ての国民が認識できる統一ラベル システムの必要性が、ラベルのデザインの指針となる必要がある。こうしたシステムは、言語の使用を最小限に抑えたピクトグラムを使用することで実現できる。こうしたデザインは、そうでなければ発生する翻訳コストを最小限に抑えるのに役立つこと。

(65) 選別は、包装の循環性を高める重要なステップである。特に技術革新による選別能力の向上は、より効果的な選別を可能にし、リサイクル用の原料の品質を向上させるために奨励されるべきであること。

(66) 消費者が包装廃棄物を選別して処分できるように、統一されたシンボルのシステムを導入し、包装と廃棄物容器の両方に表示することを義務付け、消費者が処分の目的でシンボルを一致できるようにする必要がある。シンボルは、そのような包装の堆肥化特性に関する情報を消費者に提供するため、適切な廃棄物管理を可能にする必要がある。こうした情報は、特に、堆肥化可能な包装に関する消費者の混乱を避ける必要がある。堆肥化可能な包装は、家庭での堆肥化には適しておらず、産業的に管理された条件でのみ堆肥化可能である。従って、こうした情報により、堆肥化可能な包装が自然界に捨てられるのを防ぐことができる。このアプローチにより、包装廃棄物の分別収集が改善され、包装廃棄物のリサイクル品質が向上し、域内市場における包装廃棄物収集システムの調和レベルが導入されることになる。また、本規則の発効後に確立された義務的なデポジット返還システムに関連するシンボルを統一することも必要である。加盟国は、本規則の発効前に国内法に基づいて確立されたデポジット返還システムの対象となる包装に、こうした統一されたラベルの使用を義務付けることができるはずである。輸送用包装は自治体の廃棄物収集システムを通じて収集されないことを考慮すると、電子商取引用包装を除き、輸送用包装にこれらのシンボルの使用を義務付けるべきではないこと。

(67) 包装におけるリサイクル材の表示は、その情報が包装の適切な使用済み処理を保証するため重要ではないため、義務付けるべきではない。但し、製造業者は、本規則の下でリサイクル材の目標を達成することが求められ、包装におけるリサイクル材を消費者に知らせるため、その情報を包装に表示したいと考えるかもしれない。こうした情報が EU 全体で統一された方法で伝達されるようにするために、リサイクル材を示すラベルを統一する必要があること。

(68) 包装におけるバイオベースプラスチック含有量の表示も義務化されるべきではない。なぜなら、バイオベースプラスチックが持続可能性を確保するため満たさねばならない条件がいくつかあり、バイオベースプラスチックの使用が、バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチックに関する EU 政策枠組みに関する 2022 年 11 月 30 日欧州委員会コミュ

ニケーションに定められた循環経済の原則に沿っていることを保証するため、より多くの科学的証拠が必要であるためである。しかし、製造業者は、包装におけるバイオベースプラスチック含有量を消費者に知らせるため、その情報を包装に表示したいと考えるかもしれない。こうした情報がEU全体で統一された方法で伝達されるようにするために、バイオベースプラスチック含有量を示すラベルは統一されるべきであること。

(69) リユース可能な包装に関して、リユース性、リユースシステムの利用可能性、回収チャネルの場所についてエンドユーザーに知らせるため、こうした包装には、そのような情報を提供するQRコード又はその他の標準化されたオープンなデジタルデータキャリアが付されるべきである。QRコード又はデータキャリアには、追跡やトリップとローテーションの計算を容易にする情報、又はこうした計算が実行できない場合、平均推定値が含まれる必要がある。システムオペレーターがないオープンループシステムの場合、このラベルは任意である必要がある。更に、リユース可能な販売包装は、販売時点で明確に識別される必要があること。

(70) 包装のラベルが重複してはならない。これを避けるため、他のEU法で包装された製品に関する情報がデータキャリアを通じてデジタルで利用可能であることが要求されている場合、この規則に基づいて包装及び他のEU法で包装された製品に要求される情報は、同じデータキャリアを通じてアクセス可能であるべきである。そのデータキャリアは、この規則又はその他の適用されるEU法の要件に準拠する必要がある。特に、包装された製品が、規則(EU)2024/1781又はデジタル製品パスポートを要求する他のEU法の対象である場合、そのデジタル製品パスポートは、この規則に基づく関連情報の提供にも使用されるべきである。包装に懸念のある物質が含まれている場合、欧州委員会が採択した施行法で確立された標準化されたオープンなデジタルマーキング技術を使用してマークされるべきである。その情報により、廃棄物処理業者は、廃棄物の階層に沿って最も適切な廃棄物管理オプションを決定するため、包装の化学組成に関する関連情報にアクセスでき、包装の循環性が促進されること。

(71) 本規則の目的を達成するため、消費者は、本規則に基づいて統一ラベルが制定された包装の特性及び適切な使用済み包装の処理に関する誤解を招く混乱を招く情報から保護されるべきである。生産者がその拡大生産者責任義務を果たしていることを示すため、拡大生産者責任制度が適用される地域全体で、拡大生産者責任制度に含まれる包装を対応するシンボルで識別できるようすべきである。このような識別は、QRコード又はその他の標準化されたオープンなデジタルマーキング技術によってのみ達成されるべきである。そのシンボルは、包装のリサイクル可能性について消費者にとって明確かつ曖昧でないものでなければならないこと。

(72) 強制的なデポジット返還システムの対象となる包装には、包装がそのシステムの対象であり、従って包装は国家当局によってその目的で認可された特定の収集チャネルを通じて収集されるべきであることを消費者に知らせるラベルを貼付すべきである。そのラベルは、欧州委員会によって制定された統一された EU ラベルでなければならない。加盟国は、本規則の発効前に国内法に基づいて確立されたデポジット返還システムの対象となる包装に、このような統一ラベルの使用を義務付けることができるはずであること。

(73) 欧州議会及び閣僚理事会指令 2005/29/EC[32]は、全ての分野で高いレベルの消費者保護を確保する「セーフティネット」として機能し、セクター固有又は製品固有の EU 法のより詳細な要件を補完する。但し、この指令と不公正な商慣行の特定の側面に関連する他の EU 規則との間に矛盾がある場合、その特定の側面に関しては後者が優先される。欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2024/825[33]は、特定の要件を満たさない任意の持続可能性ラベルを表示することは不公正な商慣行を構成すると規定していること。

(74) 表示要件の実施のための均一な条件を確保するため、廃棄物の分別の更なる改善、標準化されたオープンなデジタル技術による包装材料の構成の特定及び懸念のある物質の特定方法の確立、並びに本規則に基づいて確立された包装及び廃棄物容器の表示要件に関する統一ラベル及び規格及びフォーマットを確立する施行権限が欧州委員会に付与されるべきである。これらの規格を策定する際、欧州委員会は言語的要素を最小限に抑え、関連する国際基準を含む科学的又はその他の利用可能な技術情報を考慮に入れるべきである。デポジット返還システムの対象となる包装の統一ラベルの設計では、加盟国間で課されるデポジット額に差異があることが考慮されるべきである。新しいシステムを考慮し、欧州委員会決定 97/129/EC[34]は 2028 年 8 月 12 日から廃止され、その内容が施行法に組み込まれるべきであること。

(75) 経済事業者は、包装がこの規則の要件に準拠していることを保証すべきである。事業者は、包装の域内市場における自由な移動を保証し、その持続可能性を向上させるために、サプライチェーンにおけるそれぞれの役割に関連し、そうした準拠を保証するための適切な措置を講じるべきであること。

(76) 製造業者は、設計及び製造プロセスに関する詳細な知識を持っているため、この規則で規定されている適合性評価を実施するのに最適な立場にある。従って、この規則に基づく適合性評価は、製造業者の唯一の義務とされるべきであること。

(77) 包装又は包装材料の供給業者は、製造業者が包装及び包装材料の適合性を証明するた

め必要な全ての情報と文書を製造業者に提供することを保証するべきである。その情報と文書は、紙又は電子形式のいずれかで提供されるべきであること。

(78) 域内市場の機能を保護するため、EU に上市される第三国からの包装が、単独の包装として輸入されるか、包装された製品と関連して輸入されるかに係らず、この規則に準拠していることを保証する必要がある。特に、製造業者が当該包装に関し適切な適合性評価手続きを実施していることを確実にする必要がある。従って、輸入業者は、上市する包装がこれらの要件に準拠していること、及び製造業者が作成した文書が所管の官庁による検査に利用できることを確実にする必要があること。

(79) 包装を上市する場合、全ての輸入業者は、包装に、名前、登録商号又は登録商標、及び郵便住所、及び可能な場合、連絡可能な電子通信手段を記載する必要がある。包装にそうした表示ができない場合、除外を設ける必要があること。

(80) 販売業者は、製造業者又は輸入業者が包装を上市した後、包装を上市するための本規則の適用要件に関し十分な注意を払って行動する必要がある。販売業者は又、包装の取り扱いがそれらの要件への準拠に影響を及ぼさないことを確実にする必要があること。

(81) 流通業者と輸入業者は市場に近く、包装の適合を確保する上で重要な役割を担っているため、管轄国の当局が実施する市場監視業務に関与し、積極的に参加する用意をし、当該包装に関する全ての必要な情報を当局に提供すべきであること。

(82) 自社の名前又は商標で包装を上市するか、既に上市している包装を本規則の適合性に影響を与えるような方法で変更する輸入業者又は流通業者は製造業者と見なされ、製造業者の義務を負うべきであること。

(83) サプライチェーン全体を通じて包装の追跡可能性を確保することで、市場監視当局が、非準拠の包装を上市又は市場で入手可能にした事業者を追跡する業務が容易になる。従って、事業者は、一定期間、取引に関する情報を保持することが義務付けられるべきであること。

(84) 包装廃棄物の過剰発生の問題は、包装設計に関する義務を定めるだけでは完全には解決できない。特定の包装タイプについては、そうした包装を充填又は使用する事業者に空きスペース率の削減義務を課すべきである。最終販売業者又は最終消費者への製品供給に使用されるグループ化、輸送、電子商取引の包装の場合、空きスペース率は 50 %を超えてはならない。この義務はリユース可能な包装には適用されない。廃棄物のヒエラルキーに沿い、

包装廃棄物の削減を目的とした包装イノベーションを促進するため、販売用包装を電子商取引の包装として使用する事業者は、この義務を免除されるようにすべきである。空きスペース率の計算に関する統一条件を確保するため、計算方法を確立する施行権限を欧州委員会に付与すべきであること。

(85) 域内市場における高いレベルの環境保護と高いレベルの食品安全及び食品衛生を確保し、包装廃棄物防止目標の達成を促進するため、不要な包装又は回避可能な包装は上市すべきではない。こうした包装形式のリストは、本規則に記載される。欧州委員会は、包装の例や制限の除外に関するガイダンスの提供など、そのリストをより詳細に説明するガイドラインを公表すべきであること。

(86) 包装の循環性と持続可能な使用の目的を一層推進するため、リユース可能として販売されている包装が実際にはリユースされないリスクを制限し、消費者がリユース可能な包装を返却するようにする必要がある。これを達成する最も適切な方法は、リユース可能な包装を使用する経済事業者に、リユースシステムを確実に導入し、こうした包装が循環し、ローテーションし、繰返し使用されることを義務付けることである。こうしたシステムの利点を最大化するため、オープンループシステムとクローズドループシステムについて最低限の要件を定めるべきである。リユース可能な包装がリユースシステムに準拠していることの確認も、こうした包装の技術文書の一部であるべきである。リユースシステムは、規模や地理的範囲が異なり、小規模な地域システムから、1つ又は複数の加盟国の領土にまたがる大規模なシステムまで多岐に亘ること。

(87) リユース可能な包装は、ユーザーにとって安全でなければならない。従って、リユース可能な包装で製品を提供する事業者は、リユース可能な包装が再び使用される前に、再調整プロセスの対象になっていることを確認する必要があり、その要件を定める必要があること。

(88) リユース可能な包装は、その所有者がそれを廃棄するか、廃棄する予定であるか、廃棄を要求された場合、指令 2008/98/EC 第 3 条(1)の意味合いにおいて廃棄物となる。再調整プロセス中のリユース可能な包装は通常、廃棄物とは見なされないこと。

(89) 廃棄物防止を促進するため、「詰替え」という新しい概念を導入する必要がある。詰替えは、本規則に定められた防止目標の達成に寄与し、達成に必要な特定の廃棄物防止対策として理解されるべきであること。

(90) 経済事業者が詰め替えによる製品購入の可能性を提供する場合、消費者の健康と安全

を確保するため、詰替えステーションが特定の要件を満たしていることを確認する必要がある。その意味合いにおいて、消費者が独自の容器を使用する場合、経済事業者は、それらの容器の安全な詰替えと使用の条件に関する情報を提供する必要がある。詰替えを奨励するため、経済事業者は詰替えステーションで無料の包装やデポジット返還システムの一部ではない包装を提供すべきではない。経済事業者は、消費者が提供する容器の使用から生じる可能性のある食品安全問題に対する責任を免除されるべきであること。

(91) シングルユース包装の割合の増加と発生する包装廃棄物の増加を減らすため、包装廃棄物の削減の可能性が最も高いと評価されている分野、即ち、ティクアウト用の食品及び飲料、大型白物家電、輸送用包装における包装の定量的なリユース目標を設定する必要がある。これは、既存のリユースシステム、包装を使用する必要性、収納、整理整頓、健康、衛生、安全に関する機能要件を満たす可能性などの要素に基づいて評価される。製品とその生産及び流通システムの違いも考慮される。こうした目標の実施には、製品のライフサイクル全体を通じ達成される環境上の利点を考慮する必要がある。目標の設定は、イノベーションを支援し、リユース包装と詰替えソリューションの割合を増やすことが期待される。HORECA部門の敷地内で充填され消費される食品及び飲料用のシングルユースプラスチック包装は許可されるべきではない。消費者は、シングルユース包装で提供される食品や飲料に適用される条件と同等以上の条件で、ティクアウト用の食品や飲料をリユース可能な容器又は独自の容器で購入する選択肢を常に持つべきである。ティクアウト用の食品や飲料を販売する事業者は、消費者に、独自の容器で食品や飲料を購入する選択肢と、リユース可能な包装で食品や飲料を購入する選択肢を提供すべきであること。

(92) 一定の条件下では、加盟国は、更新可能な5年間、事業者の再利用義務を除外できるべきである。これらの条件は、除外加盟国における、2028年までに高いリサイクル率、及び3%の第一中間廃棄物防止率を含む適用可能な廃棄物防止率及び事業者による企業廃棄物防止及びリサイクル計画の採用に基づくべきであること。

(93) 航空機、飛行機、列車、クルーズ船、フェリー、ヨット、ボートなど、機内でケータリングサービスが利用できる国境を越える輸送手段について、本規則に基づく特定の包装形式の使用制限の対象となる包装を上市することは、その包装を欧州連合内で又は欧州連合内へ輸送することを意味する。欧州連合内輸送とは、輸送車両が欧州連合内の目的地から出発し、到着する状況を意味すること。

(94) 有効性を高め、経済事業者の平等な扱いを確保するため、リユース目標は経済事業者に課すべきである。飲料のリユース目標の場合、そのリユース目標は、販売用包装の飲料を消費者に提供する最終販売業者に課すべきである。細菌や酵母による微生物の腐敗に敏感

であるため生鮮食品と見なされる特定の飲料は、腐敗から保護しつつ長期保存を可能にするため、特別な無菌技術を必要とする。従って、乳やその他の生鮮飲料は、包装のリユース目標の達成義務から除外されるべきである。目標は、リユースシステム内でリユース可能な包装で販売された売上高、数量、重量の割合として、又は輸送用包装の場合、使用回数の割合として計算されるべきである。目標は物質的に中立でなければならない。リユース目標の実施に関する均一な条件を確保するため、その計算方法に関して欧州委員会に施行権限が付与されるべきであること。

(95) 場合によっては、リユース可能な代替品が幅広く機能するため、シングルユース輸送用包装形式を使用する必要がない。こうした代替品が効果的に使用されるようにするために、同じ経済事業者の異なる拠点間、又は経済事業者と関連企業又はパートナー企業間で製品を輸送する場合、パレット、折り畳み式プラスチック箱、プラスチッククレート、中間バルク容器、硬質及び軟質、ドラムなどの包装形式に関し、リユース可能な輸送用包装のみを使用するよう経済事業者に要求することが適切である。同じ義務は、同じ理由から、1つの加盟国内で製品を輸送する経済事業者にも適用されるべきである。特定の種類の輸送又は販売用包装については、リユース可能な代替品は選択肢ではない。これは、ローテーション数が非常に少ない板紙や、使用の合間に特別な洗浄を必要とする特定の接触に敏感な製品に使用される包装の場合に当てはまる。従って、こうした包装は、製品の輸送に使用される輸送用包装及び販売用包装のリユース目標を満たす義務から除外されること。

(96) リユース及び詰替えの目標を達成することは、小規模な経済事業者にとって困難な場合がある。これにより、一定の量以下の包装材料を上市し、2025年2月11日に適用される欧州委員会勧告2003/361/EC[35]に定められた小規模企業の定義を満たす特定の経済事業者又は最終販売業者が一定の面積制限以下の販売面積を有する場合、包装材料のリユース目標を達成する義務を免除されるべきである。これらの目的のため、販売エリアの閾値の修正、最終販売業者のプール契約に適用される詳細な条件と報告要件の設定と指定、経済事業者の免除の規模閾値の修正、及び特定の経済的制約、深刻な衛生、食品安全又は環境問題によりこれらの目標の達成が妨げられる場合、リユース又は詰替え目標の対象となる特定の他の経済事業者又は特定の包装形式に対する更なる除外の設定に関し、TFEU第290条に従って法を採択する権限が欧州委員会に委任されること。

(97) リユース目標の遵守の検証を可能にするため、それぞれの経済事業者が所管の官庁に報告する必要がある。経済事業者は、2030暦年から暦年ごとに関連データを報告する必要がある。加盟国は、このデータを公開する必要があること。

(98) 事業者は複数の異なる包装形式を採用する可能性があるため、リユース目標の達成度

は、販売単位の総数、又は食品の重量や飲料の容量を参照し、市場で入手可能な食品又は飲料の総量に基づいて計算する必要があること。

(99) プラスチック製ショッピングバッグの消費レベルが引き続き高く、資源が効率的に使用されず、ゴミとして廃棄される可能性があることを考慮すると、欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2015/720 によって改正された指令 94/62/EC により既に確立されているように、プラスチック製ショッピングバッグの消費の持続的な削減を目指す規定を維持することが適切である[36]。プラスチック製ショッピングバッグに関する現在の多様なアプローチと限定的な報告要件を考慮すると、加盟国が講じた消費削減措置が、そうしたショッピングバッグの消費の「持続的な」削減という目標を達成したかどうか、また、他の種類のプラスチック製ショッピングバッグの消費が増加していないかどうかを評価することは困難である。従って、プラスチック製ショッピングバッグの消費の持続的な削減の定義を統一し、共通の目標を設定するとともに、新しい報告要件を導入する必要があること。

(100) 「廃棄物防止及びプラスチック製ショッピングバッグ指令の実施に関する EU の更なる措置の実現可能性を評価する調査研究、パート II、プラスチック製ショッピングバッグ指令の実施」と題された 2021 年のプラスチック製ショッピングバッグに関する評価研究の結果を考慮すると、軽量プラスチック製ショッピングバッグの消費を削減し、非常に軽量なプラスチック製ショッピングバッグ及び 50 ミクロンを超えるより厚いプラスチック製ショッピングバッグへの代替効果を評価するため、新たな措置を講じる必要があること。

(101) 15 ミクロン未満の非常に軽量なプラスチック製ショッピングバッグは、廃棄物となり海洋汚染に繋がる可能性が高いため、厳密に必要な用途を除いて、市場に流通することを制限する措置を講じるべきである。これらのプラスチック製ショッピングバッグは、衛生上の理由、又は生肉、魚、乳製品などの湿ったバルク食品の包装を除き、バルク食品の包装として市場に流通すべきではないこと。

(102) 自国領土における軽量プラスチック製ショッピングバッグの消費の持続的な削減を達成するため、加盟国は、これらのタイプのプラスチック製ショッピングバッグの禁止、国家削減目標の実施、経済的手段の維持又は導入、その他のマーケティング制限などの措置を講じるべきであるが、これらの措置は、比例的かつ非差別的であることが条件である。こうした措置は、軽量プラスチック製ショッピングバッグが回収又は廃棄される際の環境影響、その堆肥化特性、耐久性、又は特定の使用目的に応じて異なる可能性がある。この規則に定められたプラスチック製ショッピングバッグに関する目的が達成されれば、加盟国は所管の官庁と関係する経済部門との間の合意により、これらのショッピングバッグに関する規定を実施することが可能となるはずであること。

- (103) プラスチック製ショッピングバッグの使用削減は、他の包装材料で作られたバッグへの置き換えに繋がるべきではない。欧州委員会は、他の包装材料の使用を監視し、そうした包装材料の消費削減の目標と適切な場合には対策を提案すべきであること。
- (104) 本規則に規定されている、又は本規則に従って規定される持続可能性要件の効果的かつ調和のとれた適用を確保するため、それらの要件への適合は、一般的に認められている最先端の方法を考慮した、信頼性が高く、正確で、再現性のある方法を使用して測定されるべきであること。
- (105) 域内市場での貿易に障壁がないことを確保するため、包装における懸念のある物質、堆肥化可能な包装、包装の最小化、リユース可能な包装、リユースシステムなど包装の持続可能性に関する要件は、EU レベルで調和されるべきである。試験、測定、計算の方法を含むこうした要件に関する適合性評価を容易にするため、これらの要件の詳細な技術規格を表現する目的で規則 (EU) No 1025/2012 に従って採択された調和規格に準拠している包装及び包装製品について、適合性の推定を規定する必要があること。
- (106) 調和規格がない場合、例えば調和規格の制定に不当な遅延がある場合など、持続可能性要件に準拠する製造業者の義務を容易にするための代替策として、共通規格への依存が使用されるべきである。更に、規則(EU)No 1025/2012 第 11 条(5)に従って、欧州委員会が関連する調和規格への参照を制限又は撤回した場合、調和規格への依存が可能になるはずである。施行法によって欧州委員会が採択した調和規格への準拠も、適合性の推定を生じさせること。
- (107) 調和規格への依存の実施のための統一条件を確保するため、持続可能性、ラベル表示、リユースシステムに関する要件の調和規格を制定、修正、又は廃止し、試験、測定、又は計算方法を採用する施行権限が欧州委員会に付与されるべきである。欧州委員会は、施行法を準備する際、関連団体及び専門家グループの意見を考慮し、全ての関連利害関係者と協議すべきであること。
- (108) 他の EU 法との一貫性を確保するため、適合性評価手順は、欧州議会及び閣僚理事会決定 No 768/2008/EC に含まれるモジュールに基づいて、本規則に含まれる内部生産管理モジュールであるべきであること [37]。
- (109) 包装の CE マークは、包装が本規則の要件に準拠していることを示すものではなく、該当する場合、包装された製品が適用される EU 製品法に準拠していることを示すだけで

あるべきである。実際、EU 製品法では、通常、製品に関する CE マークを製品自体又はその包装に貼付することが義務付けられている。この規則の要件への準拠を示すために包装に CE マークを付ける必要があると、マークが包装自体を指すのか、包装された製品を指すのかという問題に関して混乱や誤解が生じ、最終的には、該当する包装製品の実際の安全性と準拠に関する不確実性に繋がる可能性があること。

(110) 製品の包装がこの規則の要件に準拠していることは、EU 適合宣言によって証明される必要があること。

(111) 製造業者は、包装がこの規則に準拠しているかどうかに関する情報を提供するため、EU 適合宣言を作成する必要がある。製造業者は、他の EU 法に基づいて EU 適合宣言を作成する必要がある場合もある。市場監視の目的で情報にアクセスできるようにするために、関連する全ての EU 法について単一の EU 適合宣言を作成する必要がある。経済事業者の行政上の負担を軽減するため、その単一の EU 適合宣言に、関連する個々の適合宣言の書類を組み込むことができる必要があること。

(112) 欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2019/1020[38] は、製品の市場監視及び第三国からの製品の管理のための枠組みを規定している。この規則は、EU 域内での商品の自由な移動の恩恵を受ける包装が、人の健康、安全、環境などの公共の利益を高いレベルで保護する要件を満たすことを保証するため、この規則の対象となる包装に適用されるべきであること。

(113) EU における廃棄物管理は、環境の質の保護、保全、改善、人の健康の保護、天然資源の慎重で効率的かつ合理的な利用の確保、循環型経済の原則の促進、再生可能エネルギーの利用の強化、エネルギー効率の向上、EU の輸入資源への依存の削減、新たな経済的機会の提供、及び長期的な競争力への貢献を目的として改善されるべきである。資源のより効率的な使用は、EU の企業、公的機関、消費者に大幅な純節約を齎し、温室効果ガスの年間総排出量を削減すること。

(114) 包装の最小化要件と指令 94/62/EC に定められた目標にも係らず、包装廃棄物の発生は絶対値でも一人当たりでも増加しており、傾向としては、外出先での消費と電子商取引の増加によって包装のリユースと詰替えが更に急激に減少していることが示されている。製品、材料、消費パターンが進化するにつれて、シングルユース包装、特にシングルユースプラスチックの使用が大幅に増加している。これは小売業界と関連しており、流通ネットワークが拡大し、高速包装ラインで製品が製造及び包装され、リユースと詰替えの市場に下押しの圧力がかかっていること。

(115) 生産者と生産者責任組織が自社製品からの廃棄物の収集と処理に関する拡大生産者責任に基づく義務を遵守していることを監視及び検証するため、加盟国は 1 つ以上の管轄当局を指定する必要があること。

(116) 加盟国による廃棄物防止及びリサイクル目標のより適切でタイムリーかつ均一な実施を確保し、実施上の弱点を予測するため、欠陥を検出し、目標達成期限前に対策を講じることができるように、早期警告報告システムを維持すべきである。指令 94/62/EC の下でリサイクル目標の達成をカバーしていたこのシステムの拡張には、加盟国が 2030 年、2035 年、2040 年までに達成すべき包装廃棄物削減目標も含まれるべきであること。

(117) 包装及び包装廃棄物の管理は、一般的な廃棄物管理の重要な要素であるため、加盟国は指令 2008/98/EC に定められた義務の履行に際し作成される廃棄物管理計画において、この問題に専用の章を割くべきである。廃棄物防止及びリユースに関する措置は、指令 2008/98/EC に従って要求される廃棄物防止プログラムに含まれるべきである。これらの章は、指令 2008/98/EC 又はそれ以前の規定に従って、次回の定期評価の一部として廃棄物管理計画及び廃棄物防止プログラムに含める必要があること。

(118) この規則は、指令 2008/98/EC に規定される廃棄物管理規則及び一般原則に基づいていること。

(119) 廃棄物防止は、資源効率を改善し、廃棄物の環境影響を軽減する最も効率的な方法である。従って、経済事業者は、過剰な包装や特定の包装形式の使用を排除し、包装の寿命を延ばし、包装を全く使用しないか少なくするように製品又は販売戦略を再設計し、まとめ売りを含め、シングルユース包装からリユース可能な包装に移行することにより、廃棄物の発生を減らすための適切な措置を講じることが重要であること。

(120) 包装廃棄物の総発生量の野心的かつ持続的な削減を達成するため、2030 年までに一人当たりの包装廃棄物の削減を達成するという廃棄物防止目標を設定する必要がある。2030 年までに 2018 年比で包装廃棄物を 5% 削減するという目標を達成するには、2030 年のベースラインシナリオと比較し、2030 年に EU 全体で平均して約 19% の全体的な絶対削減が必要となる。削減努力が 2030 年以降も継続されるようにするには、2035 年までに 2018 年比で 10% の削減目標を設定する必要がある。これにより、2035 年のベースラインシナリオと比較し、包装廃棄物が 29% 削減されると推定される。2040 年には、2018 年比で 15% の追加削減目標も設定する必要がある。これにより、2040 年のベースラインシナリオと比較して包装廃棄物が 37% 削減されると推定される。加盟国が包装廃棄物防止目標を達成で

きるよう支援するため、基準年 2018 年に対する観光業の増減を反映する補正係数を設定する施行権限を欧州委員会に付与すべきである。商業及び産業の包装廃棄物の発生は家庭消費とは関係がないため、一人当たりの廃棄物防止目標を商業及び産業の包装廃棄物にそのまま適用することはできない。一方では家庭の包装廃棄物、他方では産業及び商業の包装廃棄物の管理に異なるシステムを確立している加盟国は、その特異性を維持できるはずであること。

(121) 加盟国は、廃棄物階層の適用に対するインセンティブを提供する経済的手段やその他の措置により廃棄物防止目標を達成できるはずである。これには、拡大生産者責任制度を通じて実施される措置、リユースシステムの構築と効果的運用の促進、及び経済事業者がエンドユーザーに詰替えの更なる可能性を提供するよう奨励することなどが含まれる。こうした措置は、包装の最小化、リユース目標及び詰替え義務、容積閾値、軽量プラスチック製ショッピングバッグの消費の持続的削減を達成する措置に関する要件など、包装及び包装廃棄物の削減を目的とする本規則に基づくその他の措置と並行し、又、それに加えて採用されるべきである。加盟国は、TFEU に定められた一般規則を遵守し、本規則に従って行動しながら、本規則に定められた最低限の廃棄物防止目標を超える規定を採用することが可能でなければならない。加盟国は、こうした措置を実施する際、重い包装材料から軽い包装材料への移行のリスクを認識し、そのリスクを最小限に抑える措置を優先すべきであること。

(122) TFEU 第 191 条 (2) に明示されている汚染者負担原則を実施するため、包装廃棄物の管理義務を生産者に課すことが適切である。この目的のため、本規則は指令 2008/98/EC に規定されている拡大生産者責任要件に基づいており、拡大生産者責任制度が包装の廃棄物管理費用全体をカバーすることを確保し、管轄当局による適切な管理を容易にする。本規則は、空の包装であれ、製品が入った包装であれ、包装単位ごとに 1 人の生産業者を明確に定義することを目指している。原則として、生産業者とは、加盟国に拠点を置く製造業者、輸入業者又は販売業者として、その加盟国の領域内及び同一領域で包装された製品を提供する経済事業者でなければならない。これには、実際の供給に繋がる可能性のある流通、消費又は使用の申し出が含まれる。従って、企業が自社の所在地以外の加盟国又は第三国から包装製品を購入し、自社の所在地である加盟国でその包装製品を供給する場合、その企業は、その加盟国の領域で包装製品を最初に提供した企業であるため、生産業者と見なされるべきである。オンラインプラットフォームに関しては、製品の最初の提供は、生産業者の定義の意味で利用可能になったと見なされるべきである。但し、輸送用包装、一次生産用包装、又はサービス用包装、シングルユース包装又はリユース可能な包装を販売時点で充填する中小企業の不必要的管理上の負担を最小限に抑えるため、生産業者は、加盟国の領域内で初めて包装を提供する包装の製造業者、販売業者、又は輸入業者であるべきである。なぜなら、その経済事業者は、拡大生産者責任義務を遵守するのに最も適しているからである。

(123)一方、包装又は包装製品が遠隔契約によって直接エンドユーザーに提供される場合、生産者は別の加盟国又は第三国に設立されることもできる。このような場合、生産業者が他の加盟国に拠点を置いている場合、最終使用者が所在する加盟国で拡大生産者責任の公認代理人を任命すべきである。生産業者が第三国に拠点を置いている場合、拡大生産者責任の義務を避けるリスクを回避するため、加盟国は拡大生産者責任の公認代理人の任命を義務付けることも可能であるべきである。汚染者負担原則の尊重を確保し、拡大生産者責任の遵守の観点から、特に「物流会社」の場合、どの種類の生産者が包装廃棄物の責任を負うのかについて確実性を確保する必要がある。物流会社とは、第三国から輸入された商品を受け取り、同じ加盟国又は別の加盟国のいずれであっても、元の輸送用包装の全部又は一部、或いはそれらなしで商品を顧客に送る前に、輸入された商品に関する取扱い活動、例えば、顧客の要求に応じて開梱し、より小さなサイズ又は数量に再包装を行う会社である。このような場合、第三国から輸入され、物流会社に残ってEU域内で廃棄物となる元の輸送用包装の製造業者を特定する必要がある。通常、物流会社は商品の所有権を持たないが、第三国から輸入され、その活動中に取り扱う包装の製造業者と見なされること。

(124)本規則及び指令2008/98/ECに従って生産業者に課せられる費用に加え、加盟国は、拡大生産者責任によってカバーされるべき包装の全廃棄物管理費用の一部として、ごみの中にある包装廃棄物の輸送及びその後の処理を含む清掃活動から生じる必要費用を負担する可能性を保持する。これらの費用は、費用効率の高い方法でこれらのサービスを提供するため必要な費用を超えてはならず、関係する関係者間で透明性があり差別のない方法で確立されるべきであること。

(125)生産業者が、加盟国の領土で初めて利用可能にする包装、又は最終ユーザーではない包装製品を開封する包装から生じる廃棄物の管理を確実にするという財務的及び組織的義務を果たしているかどうかを監視するためには、各加盟国の所管の官庁によって生産業者の登録簿が確立され、管理され、生産業者に登録が義務付けられることが必要であること。

(126)生産者登録要件は、特に生産者が様々な加盟国で包装を提供していることを考慮すると、登録を容易にするために、可能な限りEU全体で調和されるべきである。登録要件の実施のための統一された条件を確保するため、登録簿への登録及び報告の形式を確立し、提供されるデータの細かさと提出された情報でカバーされる包装の種類と材料のカテゴリを指定する施行権限が欧州委員会に付与されるべきであること。

(127)汚染者負担の原則に沿って、包装及び包装製品をEUに上市する、又は電子商取引関係者を含む最終ユーザーではない包装製品を開梱する生産者が、その包装及び包装製品の

寿命終了時の管理に責任を負うことが不可欠である。拡大生産者責任制度は、指令 94/62/EC に規定されているように、2024 年 12 月 31 日までに確立される予定である。これは、これがこれを達成する最も適切な手段であり、包装廃棄物の発生を減らし、包装廃棄物の収集とリサイクルを増やすことで環境にプラスの影響を与えることができるからである。拡大生産者責任制度の確立方法、その効率、及び生産業者の責任の範囲には大きなばらつきがある。従って、指令 2008/98/EC に規定されている拡大生産者責任に関する規則は、一般に、この規則に基づく生産者に対する拡大生産者責任制度に適用され、必要かつ適切な場合、更に具体的な規定によって補完されるべきである。例えば、包装廃棄物の分別収集を容易にするため、生産者は廃棄物容器のラベル付けに資金を提供する必要がある。こうした義務は、汚染者負担の原則及び指令 2008/98/EC に基づいて確立された拡大生産者責任制度の一般的な最低要件に沿ったものであること。

(128) 拡大生産者責任義務に関し、本規則は指令 2008/98/EC に関する特別法である。即ち、本規則の拡大生産者責任に関連する規定は、その指令の矛盾する規定に優先するべきである。この原則は、例えば、生産業者の登録、拡大生産者責任料金の調整、報告に関する要件に関係すること。

(129) 本規則に従って採択された委任法で定められる生産業者の財政的貢献の調整に関するリサイクル可能性に関する統一された要件に加え、加盟国は、リサイクル材、リユース可能性、有害物質の存在、又は指令 2008/98/EC に従ったその他の基準など、他の基準を使用することが認められるべきであること。

(130) 生産業者は、生産者責任組織が彼らに代わって責任を負うことにより、拡大生産者責任に関連する義務を集団的に履行できるべきである。生産業者又は生産者責任組織は加盟国による認可を受ける必要があり、とりわけ、拡大生産者責任に伴う費用を賄うための資金力があることを文書化する必要がある。集団遵守のための個々の生産業者及び生産者責任組織に対する生産業者の認可に関する管理及び手続き上の規則を定める場合、加盟国は個々の生産者と生産者責任組織のプロセスを区別し、個々の生産者にかかる管理上の負担を制限できるようにする必要がある。加盟国は、生産者責任組織間の競争により消費者の利益が大きくなる可能性があるため、複数の生産者責任組織を認可できる。管轄当局は、拡大生産者責任義務の履行を委託された生産者又は生産者責任組織に対し、それらの義務の履行に関する認可手続きについて、コストに基づく比例的な料金を請求できるようとする必要があること。

(131) 生産者責任団体が課す拡大生産者責任手数料が、国営生産者責任団体の場合のように公的収入に分類される場合、そして公的収入が正確なデータに基づくことを要求する予算

規則に従うため、加盟国は、生産業者に対し、登録簿を担当する所管の官庁への報告のための情報を年に1回よりも頻繁に提出するよう要求することが可能でなければならない。国営生産者責任団体には代表生産業者の委任がないため、そうした委任に関する本規則に規定されている要件は適用されないこと。

(132) 本規則は、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2022/2065[39]に規定されている、その第30条(2)及び(3)を含むトレーダーの義務の追跡可能性が、本規則に従って設立された生産業者登録簿に関連して、EU域内に所在する消費者に包装を提供する生産業者と消費者が遠隔契約を締結できるようにするオンラインプラットフォームの提供者にどのように適用されるかを規定すべきである。この規則の目的上、加盟国又は第三国に設立されているかどうかに係らず、加盟国に所在する消費者に直接遠隔契約によって包装を提供する全ての生産者は、規則 (EU) 2022/2065 に基づく事業者の定義に該当すると見なされるべきである。拡大生産者責任義務のフリーライド（ただ乗り）を防止するため、オンライン プラットフォームの提供者が、この規則に従って設立された包装生産者の登録に関する義務をどのように履行すべきかを明確にすべきである。その意味合いにおいて、規則 (EU) 2022/2065 第 III 章セクション4 の範囲内にあるオンライン プラットフォームの提供者が、消費者が生産業者と遠隔契約を締結できるようにする場合、規則 (EU) 2022/2065 に従い、生産者にサービスの使用を許可する前に、この規則に定められた拡大生産者責任義務の遵守について、それらの生産業者から情報を入手すべきである。オンラインで包装を販売する業者の追跡可能性に関する規則は、規則 (EU) 2022/2065 に定められた施行規則の対象となること。

(133) 同様の望ましくないフリーライドの状況は、フルフィルメントサービスプロバイダーに関しても発生する可能性がある。本規則は、オンラインプラットフォームプロバイダーに関する規則 (EU) 2022/2065 と同様のアプローチにより、このようなフリーライドを防止することを目的とすること。

(134) 本規則に従って確立された生産者の登録簿は、規則 (EU) 2022/2065 の目的上、公開登録簿と見なされる。従って、消費者が生産業者と遠隔契約を締結できるようにするオンラインプラットフォームのプロバイダーは、特に、規則 (EU) 2022/2065 に従って、無料で利用できる公式オンラインデータベースやオンラインインターフェースを使用又は検証するか、又は関係するトレーダーに信頼できる裏付け文書を提供するよう要求することにより、関係する生産業者が提供する情報が信頼でき、完全であるかどうかを評価するために最善の努力を払う必要がある。生産業者登録簿の公開データに関して、規則 (EU) 2022/2065 第30条(2)第1サブパラグラフの意味合いにおける「最善の努力」には通常、生産者登録簿の公開データと生産者が提供する情報の照合が必要である。特に、加盟国が本

規則に従って自動データ調整のためのオンライン インタフェースを確立している場合に、このことが当てはまること。

(135) 本規則に従って生産者に課される金銭的負担は、指令 2008/98/EC 第 8a 条(4)ポイント(a)に言及される費用に加え、オンライン マーケットプレイスと生産業者の間の自主的な合意を損なうものではない。オンライン マーケットプレイスは、書面による委任により生産業者に代わって、これらの費用の全部又は一部を受け入れることに同意すること。

(136) 加盟国は、本規則がこれらの措置及び規則の完全な調和を規定していない場合、拡大生産者責任を実施する措置、包装廃棄物の分別収集に関する規則、及び廃棄物容器の表示に関する規則を規定すべきである。更に加盟国は、指令 2008/98/EC 及び本規則に従って、拡大生産者責任の実施に関する追加要件を規定することが可能であるべきだが、そうした措置が域内市場に障壁を生じさせないことを条件とする。本規則は、包装廃棄物の収集及び包装廃棄物の収集に関するその他の国内契約上の取決めについて、どの事業者が責任を負うかを規定するものではないこと。

(137) 加盟国は、包装廃棄物が廃棄物のヒエラルキーに沿って最も適切な廃棄物管理の代替手段に送られるように、包装廃棄物の返却及び収集システムを確立すべきである。このシステムは、全ての利害関係者、特に経済事業者及び公的機関の参加に開かれるべきである。このシステムは、環境及び消費者の健康、安全、衛生を考慮して確立されるべきである。返品・回収システムは、非差別的規定の下で輸入製品の包装にも利用可能かつ適用可能であるべきであること。

(138) 一部の加盟国は、指令 94/62/EC 第 7 条を国内法に転用する際、関連する国内認可及び契約上の取決めの基礎となる個別の廃棄物回収・リサイクルシステムを既に確立している可能性がある。これらの加盟国は、本規則に基づく義務を正しく履行する限り、それらのシステムを引き続き使用できるはずであること。

(139) 加盟国は、関連分野でのリサイクル材の使用に関する品質基準を満たすリサイクルを促進する措置も講じるべきである。この義務は、プラスチック包装におけるリサイクル材の最低割合の設定を考慮すると特に重要であること。

(140) 包装の回収は、その循環性を確保し、二次原材料の強力な市場を確保するための重要なステップである。義務的な回収率の確立は、国家レベルで効率的かつ対象を絞った回収システムを開発するためのインセンティブであり、分別され、リサイクルされる可能性のある廃棄物の量を増やすことを目的としていること。

(141) デポジット返還システムが適切に機能していれば、特に飲料ボトルや缶の回収率とリサイクルの質が非常に高くなることが実証されている。EU 指令 2019/904 に定められたシングルユースプラスチック飲料ボトルの分別回収目標の達成を支援し、回収率を更に引き上げ、金属製飲料容器のリサイクルの質を高めるため、加盟国がデポジット返還システムを確立することが適切である。これらの制度は、クローズドループリサイクルに適した良質の二次原材料の供給を増やし、飲料容器のごみを減らすことに貢献すること。

(142) デポジット返還システムは、シングルユースのプラスチック飲料ボトルと金属製飲料容器に義務付けられるべきである。加盟国は、他の製品や他の材料で作られた包装、特にシングルユースガラスボトルをこれらの制度に含めることも決定できる。加盟国は、技術的及び経済的に実現可能な場合、シングルユース包装形式、特にシングルユースガラス飲料ボトルのデポジット返還システムが、リユース可能な包装にも同様に利用できるようにすべきである。リユース可能な包装についてもデポジット返還システムの確立を検討すべきである。加盟国は、TFEU に定められた一般規則を遵守し、本規則に従って行動する一方で、ホスピタリティ施設で消費される場合に販売時点でのデポジットを徴収することや、配布する包装材料や形式、販売面積に係らず、全ての最終販売業者にデポジット付き包装を受け入れる義務を課すなど、本規則に定められた最低要件を超える規定を採用することが認められるべきであること。

(143) 本規則は、EU 域内に存在するデポジット返還システムの多様性を考慮し、収集率の向上とより質の高いリサイクルの確保に関する要件と基準を満たす限り、それらの制度の技術開発が妨げられないようにすべきであること。

(144) 但し、製品の性質と生産・流通システムの違いを考慮すると、ワイン、芳香性ワイン製品、及び規則(EU)No 1308/2013 附属書 I パート XVI に記載されるワイン、アルコール飲料、乳・乳製品に類似する製品の包装については、デポジット返還システムを義務付ける必要はない。但し、加盟国は、こうした飲料包装、及びその他の飲料及び非飲料包装を対象とするデポジット返還システムを確立できること。

(145) 2029 年 1 月 1 日までに、シングルユースプラスチック飲料ボトル及びシングルユース金属製飲料容器の全てのデポジット返還システムは、この規則で規定されている一般的な最低要件に準拠する必要がある。但し、この規則の発効前に確立され、2029 年 1 月 1 日までに 90 % の分別収集目標を達成しているデポジット返還システムは除く。これらの要件は、加盟国全体で一貫性を高め、返却率を高めるのに役立つ。これらの要件は、利害関係者の意見、専門家の分析、及び既存のデポジット返還システムの適正規範に基づいて設定され

ている。この要件は、イノベーションを可能にすると同時に、現地の状況に適応できる程度の柔軟性を提供するよう設計されること。

(146) 国境を越えた取引が多い地域を持つ加盟国は、デポジット返還システムにより、指定された収集地点で関係加盟国のデポジット返還システムから包装材料を収集できるようにし、デポジットを返還できるように努めるべきであること。

(147) 2026 年にデポジット返還システムなしで対象包装材料の回収率が 80% に達した加盟国は、デポジット返還システムを設けないよう要請できるはずであること。

(148) 加盟国は、関連する国内行政区画及び海外領土の特定の状況を考慮し、そうした制度の環境的及び経済的パフォーマンスを示し、本規則に規定されているシングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料容器の 90% の回収率と完全に一致する限り、地方レベルでデポジット返還システムを実施することを選択できること。

(149) 具体的な包装廃棄物の発生防止対策として、加盟国はリユース及び詰替えソリューションを積極的に奨励すべきである。加盟国は、リユース及び詰替えシステムの確立を支援し、その機能及び衛生基準への準拠を監視すべきである。加盟国は、リユース可能な包装形式を対象とするデポジット返還システムの設定、経済的インセンティブの使用、又は最終販売業者がリユース目標及び詰替え義務の対象となる製品以外の一定の割合をリユース可能な包装又は詰替えで利用できるようにするための要件の設定など、他の措置も講じることが推奨されるが、こうした要件が単一市場の分断や貿易障壁の創出に繋がらないことを条件とすること。

(150) 回収、選別、充填機への再分配、洗浄の要件は、シングルユースデポジット返還システムとデポジットベースのリユースシステムでは全く異なる性質のものである。従って、デポジット返還システムの最低要件はデポジットベースのリユースシステムには適用されない。代わりに、リユースシステムには特定の要件が適用されるべきであること。

(151) 指令 94/62/EC は、欧州議会及び閣僚理事会指令(EU)2018/852[40]によって改正され、加盟国が 2025 年と 2030 年までに達成すべきリサイクル目標が定められた。これらの目標とその計算ルールは維持されるべきである。リサイクル目標に関して加盟国ごとに異なる出発点を認識し、これらの目標の達成を促進する措置がこの規則で提案されているが、一定の条件下では、2030 年のリサイクル目標の達成期限を延期することは依然として可能であるべきである。しかし、欧州委員会は加盟国が提出した改訂版実施計画を拒否する権限を持つべきであること。

(152) 指令 94/62/EC は、欧州委員会に対し、2030 年の包装リサイクル目標を維持し、又は適切な場合には引き上げることを目的として、その目標を見直すことを義務付けている。しかし、一部の加盟国が依然として既存の目標を達成するのが困難であるという証拠があるため、2030 年に設定された目標を修正することは依然適切ではない。そのため、メーカーがより多くのリサイクル可能な包装を上市することを奨励し、それによって加盟国がリサイクル目標を達成するのを支援する措置を講じるべきである。将来的には、包装及び包装廃棄物のリサイクルフローに関するより詳細データを欧州委員会に報告すべきである。そのデータを報告することで、欧州委員会は目標を維持又は引き上げる可能性を考慮して目標を見直すことができる。包装のリサイクル性を向上させるための措置の効果を考慮するため、この規則の想定される全般的な評価、即ち、発効後 7 年より前に見直しを行うべきではない。その見直しの際、現在の目標よりも更に細かいレベルで新たな目標を導入する可能性にも注意を払う必要があること。

(153) リサイクル目標の計算は、リサイクルに回される包装廃棄物の重量に基づくべきである。加盟国は、リサイクルされた包装廃棄物に関し収集されたデータの信頼性と正確性を確保すべきである。原則として、リサイクルとしてカウントされる包装廃棄物の重量の実際の測定は、包装廃棄物がリサイクル作業に入る時点で行うべきである。しかしながら、管理上の負担を制限するため、加盟国は、厳格な条件の下で、一般規則の例外として、廃棄物がリサイクル作業に入る前に発生する平均損失率を考慮して補正される選別作業の出力を測定することに基づいて、リサイクルされた包装廃棄物の重量を確立することが認められるべきである。例えば、選別やその他の準備作業により廃棄物がリサイクル作業に入る前に発生する材料の損失は、リサイクルとして報告される廃棄物の量に含めるべきではない。それらの損失は、電子登録簿、技術規格、様々な廃棄物の流れの平均損失率の計算に関する詳細な規則、又はその他の同等の手段に基づいて確立することができる。加盟国は、廃棄物リサイクルに関し欧州委員会に提出するデータに付随する品質検査報告書に、こうした措置に関する情報を含める必要がある。平均損失率は、出来れば個々の選別施設レベルで設定し、主な廃棄物の種類、家庭用又は商業用など様々な発生源、様々な収集スキーム、様々な選別プロセスに関連付ける必要がある。平均損失率は、特に廃棄物の出荷及び輸出の意味合いにおいて、他に信頼できるデータが利用できない場合にのみ使用する必要がある。包装廃棄物が実際に製品、材料又は物質に再加工されるリサイクル作業に固有の物理的又は化学的変換プロセスによる材料又は物質の重量の損失は、リサイクルされたと報告された廃棄物の重量から差し引くべきではないこと。

(154) リサイクル率の計算が生分解性包装廃棄物の好気性又は嫌気性処理に適用される場合、好気性又は嫌気性処理に入る廃棄物の量は、そうした処理によってリサイクルされた製

品、材料又は物質として使用される払出物が生成される場合に限り、リサイクルされたと見なすことができる。こうした処理の結果生じるものは、通常、堆肥又は消化物であるが、処理された生分解性包装廃棄物の量と比較し、リサイクル材が同等の量含まれている限り、その他の払出物も考慮に入れることができる。その他の場合、リサイクルの定義に従い、生分解性包装廃棄物を燃料又はエネルギーを生成する他の手段として使用される材料に再処理し、処分し、又はリサイクル以外の廃棄物の回収と同じ目的を持つ作業に使用することは、リサイクル目標の達成にカウントされるべきではないこと。

(155) 包装廃棄物が、実際に再処理される前の準備作業の結果として廃棄物ではなくなつた場合、それらは、元の目的又はその他の目的に係らず、その後、製品、材料又は物質に再処理されることになっている限り、リサイクルとしてカウントされるべきである。燃料やエネルギー生成の他の手段として使用される廃棄物、埋め戻されるか処分される廃棄物、又はリサイクル以外の廃棄物の回収と同じ目的を持つ作業に使用される廃棄物は、リサイクル目標の達成にカウントされるべきではないこと。

(156) リサイクル含有量の計算と検証の方法を確立する際、欧州委員会は、利用可能なリサイクル技術を評価し、払出物の品質、廃棄物の入手可能性、必要なエネルギー、温室効果ガスの排出、他の関連する環境への影響を含むその経済的及び環境パフォーマンスを考慮する必要がある。欧州委員会は、そうした技術が誤解を招く環境クレームに使用される可能性も考慮する必要があること。

(157) リサイクル性、リサイクル含有量、リユース性など、本規則で法的要件が定められている包装特性に関するクレームは、本規則で定められた適用可能な最低要件を超える包装特性に関してのみ、本規則に基づいて確立された方法論及び規則に従って行うべきである。こうしたクレームは、包装単位、包装単位の一部、又は経済事業者が上市する全ての包装のいずれに関連するかについても明記すべきであること。

(158) 加盟国は、廃棄物の焼却後に分離された金属のリサイクルを、焼却された包装廃棄物の割合に比例して考慮する権利を有するべきであるが、リサイクルされた金属が欧州委員会施行決定 (EU) 2019/1004[41] で定められた特定の品質基準を満たしていることを条件とすること。

(159) 包装廃棄物をリサイクルのため EU から輸出する場合、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1013/2006[42] 及び欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2024/1157[43] が適用されること。

(160) リユースとは、新しい包装が上市されないことを意味するため、上市されたリユース可能な販売用包装と、リユースのため修理された木製包装は、それぞれの包装リサイクル目標を達成する目的で考慮されるべきである。加盟国は、過去3年間に初めて上市され、リユースシステム内でリユースされたリユース可能な販売用包装の平均シェアの最大5パーセントポイントを考慮し、調整されたリサイクル目標レベルを計算するためにその可能性を利用できるべきであること。

(161) 生産者及び生産者責任組織は、包装廃棄物の防止と管理に関する情報をエンドユーザー、特に消費者に提供することに積極的に関与すべきである。その情報には、包装のリユース方法の有無、包装に表示されるラベルの意味、包装廃棄物の廃棄に関するその他の指示が含まれるべきである。生産者及び生産者責任団体は、消費者に対し、堆肥化可能と表示されている包装は、バイオ廃棄物処理施設の工業的に管理された条件で堆肥化可能であり、家庭での堆肥化には適さないことを意味することを知らせるべきである。包装はゴミとして捨てるべきではない。生産者は、又、エンドユーザーが包装廃棄物の環境的に最適な管理を確保する上で重要な役割を担っていることを知らせるべきである。全てのエンドユーザーへの情報開示及び包装に関する報告には、最新の情報技術を活用すべきである。情報は、屋内及び屋外のポスターやソーシャルメディアキャンペーンなどの従来の手段、又は包装に貼り付けられたQRコードによるウェブサイトへの電子アクセスなどのより革新的な手段のいずれかで提供されるべきであること。

(162) 家庭外での分別収集は、包装の収集率を高め、その循環性を向上させる重要な要素である。加盟国及び経済主体は、消費者の所在地及び習慣に合わせた、家庭外での分別収集のための具体的措置を講じられるべきであること。

(163) 加盟国は、暦年ごとに、リサイクル目標の達成に関する情報を欧州委員会に提供すべきである。軽量プラスチック製ショッピングバッグの消費量削減を目的とした措置の有効性を評価するため、超軽量プラスチック製ショッピングバッグ、軽量プラスチック製ショッピングバッグ、厚手プラスチック製ショッピングバッグ、及び超厚手プラスチック製ショッピングバッグの消費量に関するデータも報告すべきである。これにより、軽量プラスチック製ショッピングバッグを対象とした削減措置に応じてこれらのバッグの消費量が増加したかどうかを評価することができる。加盟国が設置する義務的なデポジット返還システムが有効であるかどうか、又は加盟国がこれらの制度を設置する義務を除外することが正当であるかどうか評価できるようにするために、加盟国の報告を通じ、デポジット返還システムの設置義務の対象となる包装の分別収集率に関する情報を入手することが重要であること。

(164) 大規模リサイクル評価の方法論を確立するため、加盟国は、包装カテゴリごとのリサイクル包装廃棄物の量と、加盟国の領域内で初めて利用可能になった包装の量、又は最終使用者ではない生産者によって開封された包装の量に関するデータを包装カテゴリごとに毎年報告する必要がある。欧州委員会は、大規模リサイクル包装廃棄物の年間の推移を監視するため、これらのデータを集計して公表する必要があること。

(165) 加盟国は、データを電子的に欧州委員会に報告し、品質検査報告書を提出すべきである。更に、リサイクル目標に関するデータには、包装廃棄物の品質管理と追跡可能性の効果的システムを確立するため講じられた措置を説明する報告書を添付すべきであること。

(166) 報告義務の実施に関する統一的な条件を確保するため、リサイクル目標の達成に関するデータ、デポジット返還システムの対象となる包装の分別収集率、及び大規模リサイクル評価の方法を確立するため必要なデータの計算と検証に関する規則を確立する施行権限が欧州委員会に付与されるべきである。この施行法には、発生する包装廃棄物の量を決定する方法論も含まれるべきであり、データの提出形式も規定されるべきである。また、軽量プラスチック製ショッピングバッグの 1 人当たりの年間消費量の計算方法論と、それらのデータの提出形式も確立すべきである。これらのデータは、プラスチック製ショッピングバッグに関する実質的要件の監視と完全な実施をサポートするため必要であり、特に、異なる種類のプラスチック製ショッピングバッグに関する細分化された義務的データを確保するためである。この施行法は、欧州委員会決定 2005/270/EC[44]及び欧州委員会施行決定 (EU) 2018/896[45]に代わるものであるべきであること。

(167) 加盟国及び欧州委員会が本規則に定められた目的の実施を監視できるようにするため、加盟国は包装データベースを確立し、それらのデータベースが適切に機能するようにすべきであること。

(168) 持続可能性要件の効果的な施行は、公正な競争を確保し、本規則の期待される利益と EU の気候、エネルギー、循環性目標の達成への貢献が達成されるようにするため不可欠である。従って、所管の官庁は毎年、EU 適合宣言の少なくとも一部の正確性を確認するよう努めるべきである。EU に上市される製品の市場監視及び管理のための水平的枠組みを規定する規則 (EU) 2019/1020 は、本規則に従って持続可能性要件が設定されている包装に適用されるべきである。規則(EU) 2019/1020 に規定されている市場監視メカニズムは、製品のマーケティングに関する市場監視の要件を定め、包装の上市に関して本規則の遵守を確認するためのセーフガードメカニズムを規定していること。

(169) 包装は、環境や人の健康に既知のリスクを齎さない場合にのみ、上市する必要がある。

市場監視の取組みを集中させるため、リスクを齎す包装は、本規則の目的上、持続可能性要件を遵守していないか、責任ある経済事業者が持続可能性要件を遵守していないため、環境又は関連要件によって保護されているその他の公共の利益に影響を与える可能性がある包装と定義する必要があること。

(170) リスクを齎す包装に関して講じる予定の措置について関係者に通知する手順が存在する必要がある。また、加盟国の市場監視当局が、関連する経済事業者と協力し、そうした包装に関して早期に行動できるようする必要がある。この規則の実施に均一な条件を確保するため、不適合製品に関する国内措置が正当であるかどうかを判断する施行権限が欧州委員会に付与されるべきである。環境又は人の健康の保護に関する正当な理由がある場合、緊急を要する必要が生じた場合、欧州委員会は直ちに適用可能な施行法を採択すべきであること。

(171) 市場監視当局は、包装が持続可能性及びラベル表示の要件に準拠していない、又は包装の上市又は提供に関するその他の規則に違反していることが判明した場合、経済事業者は是正措置を講じるよう要求する権利を持つべきである。経済事業者は是正措置を講じるよう要求する条件を統一的に実施するため、国内措置が正当であるかどうかを決定する施行権限を欧州委員会に付与すべきであること。

(172) 人の健康に関する懸念がある場合、市場監視当局は、包装材料から生じた人又は動物の健康に対するリスクが包装材料の包装内容物に移行した場合、そのリスクを評価すべきではなく、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2017/625[46]、規則 (EU) 2017/745、(EU) 2017/746、(EU) 2019/6、又は指令 2001/83/EC に従って任命された、そのリスクの管理を施行する権限を有する当局に警告すべきであること。

(173) 公共調達は、EU の GDP の 14% に相当する。気候中立の達成、エネルギーと資源の効率性の向上、公衆衛生と生物多様性を保護する循環型経済への移行という目標に貢献するため、欧州委員会に、適切な場合、欧州議会及び閣僚理事会指令 2014/24/EU[47] と 2014/25/EU[48] で定義される契約当局と事業体に対し、本規則に従って採択される施行法に明記される特定の最低限の義務的なグリーン公共調達要件に公共調達を合わせるよう要求する施行権限が付与されるべきである。自主的アプローチと比較し、義務的な要件は、より高性能な包装に対する需要を高めるため公共支出の影響力を最大限に高めるべきである。要件は透明性があり、客観的で、差別のないものでなければならない。加盟国は、公共調達要件の中で技術規格、選定基準、又は契約履行条件を参照できるようにすべきであり、それらの要件が累積的である必要はない。契約当局及び契約主体は、TFEU に定められた一般規則を遵守し、本規則に従って行動しつつ、本規則に定められた最低限のグリーン公共調達

要件を超える規定を採用できる必要があること。

(174) 域内市場の機能の保護と公平な競争条件の創出のため、第三国から欧州連合市場に入る包装が、単独の包装として輸入されるか、包装された製品と併せて輸入されるかを問わず、本規則に準拠していることを確保する必要がある。特に、当該包装に関して製造業者が適切な適合性評価手続きを実施していることを確保する必要がある。市場監視当局と経済事業者との間の市場協力を優先すべきである。従って、欧州連合に上市されるあらゆる包装に関する可能性がある一方で、規則 (EU) 2019/1020 第 25 条 (1) に基づいて指定された当局による介入は、主に市場監視当局が講じる禁止措置の対象となる包装に焦点を当てるべきである。市場監視当局がそうした禁止措置を講じ、その禁止措置が国内に限定されていない場合、市場監視当局は、EU に上市される包装の規制を担当する指定当局に対し、EU に上市される製品に対するリスクに基づくアプローチを可能にするため、包装された製品及び事業者に関する情報を含む、国境でそうした不適合包装を識別するため必要な詳細を伝えるべきである。そうした場合、税関は国境でこの包装を特定し、阻止することを目指すことになること。

(175) EU の外部国境での管理プロセスを最適化し、負担を軽減するため、市場監視情報通信システム (ICSMS) と税関システム間の自動データ転送を可能にする必要がある。2 つの異なるデータ転送は、それぞれの目的を考慮して区別する必要がある。まず、市場監視当局が不適合包装の特定に加えて決定した禁止措置は、ICSMS から税関に伝えられ、外部国境での管理を実施する目的で指定された当局が、そうした禁止措置を適用すべき包装を特定するために使用すべきである。こうした最初のデータ転送には、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2447[49] 第 36 条に規定されている電子関税リスク管理システムが使用されるべきである。これは、関税リスク管理環境の将来の発展を損なうものではない。第二に、税関当局が不適合な包装を特定した場合、とりわけ、停止通知、市場監視当局の結論、税関が講じた措置の結果を転送するケース管理が必要となる。EU 税関シングルウインドウ環境は、ICSMS と各国の税関システム間のこうした 2 回目のデータ転送をサポートすること。

(176) 市場監視当局と税関当局間の通信のための相互接続の実施に均一な条件を確保するため、その相互接続の機能、データ要素、データ処理、個人データの処理、機密性、管理者に関する規則を含む手順規則と実施の取決めの詳細を指定する施行権限が欧州委員会に付与されること。

(177) TFEU 第 290 条に基づいて委任法を採択する場合、欧州委員会が準備作業中に専門家レベルを含む適切な協議を実施し、その協議が 2016 年 4 月 13 日より良い立法に関する機関間協定に定められた原則に従って実施されることが特に重要である [50]。特に、委任法

の準備への平等な参加を確保するため、欧州議会及び閣僚理事会は加盟国の専門家と同時に全ての文書を受け取り、その専門家は委任法の準備を扱う欧州委員会専門家グループの会議に体系的に参加することができる。これらの委任法を策定する場合、欧州委員会は関連する国際基準を含む科学的又はその他の利用可能な技術情報を考慮に入れるべきであること。

(178) この規則によって欧州委員会に付与される施行権限は、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 第 182/2011 号[51]に従って行使されるべきであること。

(179) 指令(EU) 2019/904 の製品要件が監視及び施行され、適切な市場監視の対象となるようにするため、規則(EU) 2019/1020 を改正して指令(EU) 2019/904 をその範囲に含める必要がある。2030 年 1 月 1 日時点のプラスチック飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量に関する要件及び対応する報告義務に関する規定は、この規則によってのみ規制されているため、指令(EU) 2019/904 から削除する必要があること。

(180) この規則は、全ての包装に適用される一般規則を定めている。但し、プラスチック製のショッピングバッグ、飲料カップ、ボトルを含む食品及び飲料容器など、指令(EU) 2019/904 の対象となる特定のシングルユースプラスチック製品は包装と見なされる。指令(EU) 2019/904 は、この規則に関連する特別法である。指令(EU) 2019/904 と本規則との間に矛盾が生じた場合、指令(EU) 2019/904 がその適用範囲内で優先するものとする。指令(EU) 2019/904 は、加盟国に対し、マーケティング制限を含む特定のシングルユースプラスチック製品の消費を削減するための措置を講じることを求めている。こうしたマーケティング制限は、本規則の矛盾する規定に適用され、優先するものとする。本規則は、附属書 V ポイント 3 に記載されるプラスチック製品の上市に対し制限を規定しているが、指令(EU) 2019/904 は、加盟国がそれらのシングルユースプラスチック製品の消費削減を達成するため必要な措置を講じることを認めている。指令(EU) 2019/904 に基づく国内実施措置は、上市禁止よりも制限が緩い可能性があるため、シングルユースプラスチック包装の削減を促進し、環境中のシングルユースプラスチック包装の量を減らすため、包装の定義に該当する製品に関し、この規則が指令(EU) 2019/904 に優先すべきである。その結果、加盟国が指令(EU) 2019/904 の発泡ポリスチレン製包装の上市禁止に除外を採用することは不可能になるはずである。これを反映するため、指令(EU) 2019/904 はそれに応じて修正されること。

(181) この規則は、2030 年 1 月 1 日より前に包装のプラスチック部分のリサイクル含有量を規制していないため、指令(EU) 2019/904 のプラスチック飲料ボトルのリサイクル含有量の要件に関する規定は、その日まで有効のままであるべきであること。

(182) 上市する包装に対する国民の信頼を高めるため、特に持続可能性要件の遵守に関して、不適合な包装を市場に流通させる事業者や義務を遵守しない事業者は罰則の対象となるべきである。従って、加盟国は、この規則に従わなかった場合に効果的で、相応かつ抑止力のある罰則を国内法で定める必要があること。

(183) 欧州連合条約 (TEU) 第 19 条 (1) は、加盟国に対し、加盟国の裁判所を含む EU 法の対象となる分野において効果的な司法保護を確保するのに十分な救済策を提供することを義務付けている。その点で、加盟国は、単独の包装であるか包装された製品に関連する包装であるかを問わず、本規則に包装が不適合であるとの苦情を申し立てたり報告したりした自然人や法人などの関係者が、1998 年 6 月 25 日にオーフスで採択された環境問題に関する情報公開、意思決定への公衆参加、司法へのアクセスに関する条約[52]（「オーフス条約」）の締約国として加盟国が合意した義務に沿って司法へのアクセスを確保すべきであること。

(184) 欧州委員会は、本規則の評価を実施すべきである。2016 年 4 月 13 日より良い立法に関する機関間協定第 22 項に従い、その評価は、効率、有効性、関連性、一貫性、EU 付加価値の 5 つの基準に基づくべきであり、更なる措置の可能性の影響評価の基礎を提供すべきである。欧州委員会は、本規則の実施と、包装の環境持続可能性および域内市場の機能への影響に関する報告書を、欧州議会、閣僚理事会、欧州経済社会委員会、及び地域委員会に提出すべきであること。

(185) 経済事業者が義務を果たし、本規則の要件に準拠するため、事業を適応させるのに十分な時間を与える必要がある。同様に、加盟国が、経済事業者の継続性を維持しつつ、管轄当局による認可手続きの組織に関する行政措置を採用し、本規則の適用に必要な行政インフラを整備するのに十分な時間を与える必要がある。従って、本規則の適用は、それらの準備が合理的に完了できる日まで延期されるべきである。中小企業 (SME) による本規則に基づく義務及び要件の遵守を促進するため、中小企業に重点を置いた経済事業者による遵守を促進するため欧州委員会が提供するガイダンスを含め、特に注意を払うべきである。

(186) これらのコミットメントを満たし、包装に関する野心的でありながら調和の取れた枠組みを確立するため、包装のライフサイクル全体に亘る要件を定める規則を採択する必要がある。従って、指令 94/62/EC は廃止されること。

(187) 指令 94/62/EC は、本規則の適用日から廃止されるべきである。しかし、この規則に基づいて欧州委員会が新しい規則を採択するまでのスムーズな移行と継続性を確保し、リ

サイクルされていないプラスチック包装廃棄物に基づく自国資源に関する EU の自国資源システムの適用の継続性を確保するため、ラベル付け、リサイクル目標、及び欧州委員会へのデータの送信に関する同指令に基づく特定の義務は、一定期間有効のままであるべきであること。

(188) この規則の目的、即ち、包装の環境的持続可能性を改善し、域内市場における包装の自由な移動を確保することは、加盟国では十分に達成できず、むしろその規模と影響により、EU レベルでより良く達成できるため、EU は、EU 条約第 5 条に規定されている補完性の原則に従って措置を採択することができる。同条に規定されている比例性の原則に従って、この規則は、これらの目的を達成するため必要な範囲を超えるものではないこと。

次の規則を採択した：

第 I 章 総則

第 1 条 主題

1. この規則は、包装の上市を可能にするため、環境の持続可能性とラベル表示に関する包装のライフサイクル全体に対する要件を規定する。また、拡大生産者責任、不要な包装の削減、包装のリユース又は詰替えなどの包装廃棄物の防止、及びリサイクルを含む包装廃棄物の収集と処理に関する要件も規定する。
2. この規則は、高いレベルの環境保護に基づき、包装及び包装廃棄物が環境と人の健康に及ぼす影響を防止又は軽減しつつ、EU 域内での貿易の障害及び競争の歪みと制限を回避するため、包装及び包装廃棄物に関する各国の措置を調和させることにより、域内市場の効率的な機能に貢献する。
3. この規則は、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2021/1119[53]に規定されているように、指令 2008/98/EC 第 4 条に規定される廃棄物の階層（「廃棄物の階層」）に沿った措置を定めることにより、循環経済への移行と遅くとも 2050 年までの気候中立の達成に貢献する。

第 2 条 適用範囲

1. この規則は、使用される材料に関係なく全ての包装、及び産業、その他の製造、小売又は流通、オフィス、サービス、又は家庭で使用されるか、又はそうした包装廃棄物がそれから発生するかに関係なく、全ての包装廃棄物に適用される。

2. この規則は、有害廃棄物の管理に関する指令 2008/98/EC の規定、及び安全性、品質、健康の保護、包装された製品の衛生に関するものなどの包装に関する EU 規制要件、及び輸送要件に影響を与えることなく適用される。但し、本規則が指令 2008/68/EC と矛盾する場合、指令 2008/68/EC が優先するものとする。

第3条 定義

1. 本規則の目的上、次の定義が適用される：

(1) 「包装」とは、その材料に係らず、経済事業者が製品を他の経済事業者又は最終使用者に収納、保護、取扱い、配送又は提示するために使用することを意図し、その機能、材料及び設計に基づいて包装形式によって区別できるアイテムを意味し、これには次が含まれる：

(a) 製品の不可欠な部分ではなく、製品の寿命全体に亘って製品を収納、サポート又は保存するために必要なアイテムであり、製品と一緒に使用、消費又は廃棄されることが意図されているもの；

(b) ポイント(a)に言及されたアイテムの構成要素及び補助要素であり、アイテムに組み込まれているもの；

(c) (a)に規定するアイテムの付属要素で、製品に直接掛けられ、又は製品に取り付けられ、包装機能を果たすが、製品の不可欠な部分ではなく、製品と一緒に使用、消費、又は廃棄されることが意図されているもの；

(d) 製品を分配するため販売時点で充填されることを意図して設計及び意図されているアイテム。これは「サービス包装」とも呼ばれる；

(e) 販売され充填される、又は販売時点で充填されることを意図して設計及び意図されており、包装機能を果たすシングルユースのアイテム。

(f) 浸透性の茶、コーヒー、その他の飲料用バッグ、又は茶、コーヒー、その他の飲料が入った、製品と一緒に使用及び廃棄されることを意図した、軟質の使用後のシングルサーブシステムユニット；

(g) 機械で使用することを意図した、製品と一緒に使用及び廃棄される非浸透性の茶、コーヒー、その他の飲料用シングルサーブシステムユニット；

- (2) 「廃棄物」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条(1)で定義される廃棄物をいう。再調整に送られるリユース可能な包装は廃棄物とは見なされない；
- (3) 「ティクアウト用包装」とは、飲料又は調理済み食品が有人販売地点で詰められ、輸送及び別の場所での即時消費のために包装され、追加の準備の必要がなく、通常は包装から消費されるサービス包装をいう。
- (4) 「一次生産包装」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 178/2002[54]で定義される一次生産からの未加工製品の包装として設計され、使用されることを意図したアイテムをいう；
- (5) 「販売包装」とは、販売時点でエンドユーザーに対して製品と包装からなる販売単位を構成するように考案された包装をいう；
- (6) 「グループ化包装」とは、販売時点で一定数の販売単位のグループ化を構成するように考案された包装をいう。販売単位のグループ化がエンドユーザーにそのまま販売されるか、販売時点で棚の補充を容易にする手段として機能するか、在庫管理又は流通単位を作成する手段として機能するかは問わない。また、製品の特性に影響を与えることなく製品から取り外すことができる；
- (7) 「輸送用包装」とは、製品の取扱いや輸送による損傷を防ぐため、1つ以上の販売単位又は販売単位のグループの取扱いや輸送を容易にするため考案された包装をいうが、道路、鉄道、船舶、航空コンテナは除く；
- (8) 「電子商取引用包装」とは、オンライン販売又はその他の遠隔販売手段を通じてエンドユーザーに製品を配送するため使用される輸送用包装をいう；
- (9) 「上市」とは、商業活動の過程で、有償か無償かを問わず、EU 市場での配布、消費、又は使用のため、空の包装又は製品付き包装の供給をいう；
- (10) 「上市する」とは、空の包装又は製品付き包装を EU 市場で初めて提供することをいう；
- (11) 「加盟国の領域内で利用可能にする」とは、有償か無償かを問わず、商業活動の一環として加盟国の領域内で配布、消費又は使用するたに、空の包装又は製品入りの包装の供給をいう；

(12) 「経済事業者」とは、製造業者、供給業者、輸入業者、販売業者、認可代理人、最終販売業者及びフルフィルメントサービス提供業者をいう；

(13) 「製造業者」とは、包装又は包装された製品を製造する自然人又は法人を意味する。但し：

(a) ポイント(b)に従い、自然人又は法人が、包装又は包装された製品を自らの名前又は商標で設計又は製造している場合、包装又は包装された製品に他の商標が表示されているかどうかに関係なく、「製造業者」とは、その自然人又は法人をいう；

(b) 包装又は包装製品を自らの名称又は商標で設計又は製造した自然人又は法人が、…[本規則の発効日]に適用される勧告 2003/361/EC に規定されている小規模企業の定義に該当し、包装を自らの名称又は商標で設計又は製造した自然人又は法人に包装を供給する自然人又は法人が同じ加盟国に所在する場合、「製造業者」とは、包装を供給する自然人又は法人をいう；

(14) 「遠隔契約」とは、欧州議会及び閣僚理事会指令 2011/83/EU[55]第 2 条(7)に定義される遠隔契約をいう；

(15) 「生産業者」とは、遠隔契約を含む販売方法に係らず、次のいずれかに該当する製造業者、輸入業者又は販売業者をいう：

(a) 製造業者、輸入業者又は販売業者が、加盟国に設立され、その加盟国の領域内及び同領域で、輸送用包装、サービス用包装、又は一次生産用包装を、シングルユース包装又はリユース可能な包装として初めて提供する；

(b) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国に設立され、その加盟国の領域内及び同領域で、(a)に規定するもの以外の包装で包装された製品を初めて提供する；

(c) 製造業者、輸入業者又は販売業者が、加盟国又は第三国に設立され、輸送用包装、サービス用包装、又は一次生産用包装を、シングルユース包装又はリユース可能な包装として、他の加盟国の領域で初めて直接エンドユーザーに提供する；又は、

(d) 製造業者、輸入業者又は販売業者が、加盟国又は第三国に設立され、ポイント(c)に言及されるもの以外の包装で包装された製品を、他の加盟国の領域で初めて直接エンドユーザーに提供する；又は、

- (e) 製造業者、輸入業者又は販売業者が、加盟国に設立され、エンドユーザーになることなく包装された製品を開封する。但し、ポイント(a)、(b)、(c)、又は(d)で定義される製造業者が別の人である場合を除く；
- (16) 「供給業者」とは、製造業者に包装又は包装材料を供給する自然人又は法人をいう；
- (17) 「輸入業者」とは、EU 域内に設立され、第三国からの包装を市場に出す自然人又は法人をいう；
- (18) 「販売業者」とは、製造業者又は輸入業者以外のサプライチェーン内の自然人又は法人で、包装を上市する人をいう；
- (19) 「公認代理人」とは、EU 域内に設立され、製造業者から、本規則に基づく製造業者の義務に関する特定の業務に関して製造業者に代わって行動する書面による委任を受けた自然人又は法人をいう；
- (20) 「拡大製造者責任の公認代理人」とは、製造業者が包装又は包装された製品を加盟国の領域内で初めて提供する、又は製造業者が最終ユーザーでなく包装された製品を開封する加盟国又は製造業者が、設立されている第三国以外の国に設立され、指令 2008/98/EC 第 8a(5)条第 3 項に従って製造業者によって任命され、本規則第 VIII 章に基づく製造業者の義務を履行する自然人又は法人をいう；
- (21) 「最終販売業者」とは、リユースを含む包装された製品、又は詰替えによって購入できる製品を最終ユーザーに配送するサプライ チェーン内の自然人又は法人をいう；
- (22) 「消費者」とは、その貿易、事業又は職業以外の目的で活動する自然人を意味する；
- (23) 「エンドユーザー」とは、EU 域内に居住又は設立され、産業又は職業活動の過程で消費者又は職業エンドユーザーとして製品が提供され、その製品を供給された形態で更に上市しない自然人又は法人をいう；
- (24) 「複合包装」とは、2 つ以上の異なる材料で作られた包装単位を意味し、その材料は主包装材料の重量の一部であり、手作業で分離できず、従って单一の一体型ユニットを形成するものをいう。但し、材料の 1 つが包装単位の重要でない部分を構成し、いずれの場合も包装単位の総質量の 5%以下であるラベル、ワニス、塗料、インク、接着剤、ラッカーは除く。これは指令(EU) 2019/904 に影響を与えるものではない；

- (25) 「包装廃棄物」とは、生産残留物を除く廃棄物である包装又は包装材料をいう；
- (26) 「包装廃棄物防止」とは、包装又は包装材料が包装廃棄物になる前に講じられる措置であり、包装廃棄物の量を減らし、製品を収納、保護、取扱い、配送又は提示するため必要な包装の量を減らすか、又は包装をなくすものをいう。これには、包装のリユースに関する措置及び廃棄物になる前に包装の寿命を延ばす措置が含まれる；
- (27) 「リユース」とは、リユース可能な包装を、その考案された目的と同じ目的で複数回再利用する操作をいう；
- (28) 「シングルユース包装」とは、リユース可能な包装ではない包装をいう；
- (29) 「ローテーション」とは、リユース可能な包装が、それが収納、保護、取扱い、配送又は提示することを意図する製品とともに上市された瞬間から、別の製品とともにエンドユーザーに再度供給されることを目的として、リユースシステム内でリユースされる準備が整う瞬間まで、リユース可能な包装が達成するサイクルをいう；
- (30) 「トリップ」とは、ローテーションの一環として、又は単独で、充填又は積載から空又は荷降ろしまでの包装の移動をいう；
- (31) 「リユースシステム」とは、リユースのため包装が回収されることを保証するデポジット返還システムなど、閉ループ又は開ループシステムのいずれかでリユースを可能にする組織的、技術的又は財務的取決めとインセンティブをいう；
- (32) 「再調整」とは、リユースを目的としてリユース可能な包装を機能的な状態に戻すために必要な、附属書 VI パート B に記載される作業をいう；
- (33) 「詰替え」とは、包装機能を果たす容器で、最終ユーザーが所有しているか、最終販売業者の販売時点で最終ユーザーが購入した容器に、最終ユーザーが最終販売業者から購入した1つ又は複数の製品を最終ユーザー又は最終販売業者が詰替える作業をいう；
- (34) 「詰替えステーション」とは、最終販売業者が詰替えで購入できる製品を最終ユーザーに提供する場所をいう；
- (35) 「HORECA セクター」とは、NACE Rev. 2 - 経済活動の統計分類による宿泊及び飲

食サービス活動をいう；

- (36) 「販売エリア」とは、販売のために提供される商品の展示、そうした商品の支払い、及び顧客の流通と存在専用のエリアをいうが、保管エリアなどの一般に公開されていないエリアや、駐車場などの製品が展示されていないその他のエリアは含まれない。電子商取引の包装に関して、保管及び発送エリアは販売エリアと見なされる；
- (37) 「リサイクルを考慮した設計」とは、運用環境で実証された確立された収集、選別、リサイクルのプロセスによって包装のリサイクル可能性を確保する包装の設計をいい、包装の個々の構成要素を含む；
- (38) 「リサイクル可能性」とは、分別収集、別々の流れでの選別、大規模なリサイクル、及び一次原材料の代わりにリサイクル材を使用することに基づいて、設計によって包装が廃棄物の管理及び処理に適合していることをいう；
- (39) 「大規模にリサイクルされた包装廃棄物」とは、EU レベルで、附属書 II 表 2 に記載される各包装カテゴリにおけるリサイクル材の年間量が木材については 30%以上、その他の全ての材料については 55%以上であることを保証する運用環境で実証された確立されたプロセスを使用し、設置されたインフラストラクチャで個別に収集、分類、リサイクルされた包装廃棄物をいう。これには、廃棄物管理の目的で EU から輸出され、第 53 条(11)の要件を満たすと考えられる包装廃棄物が含まれる；
- (40) 「マテリアルリサイクル」とは、廃棄物の生物学的処理、有機材料の再処理、エネルギー回収、及び燃料として使用される材料又は埋戻し作業用の材料への再処理を除き、廃棄物が元の目的又はその他の目的のため材料又は物質に再処理される回収作業をいう；
- (41) 「高品質リサイクル」とは、保存された技術的特性に基づき、元の材料と同等の品質のリサイクル材を生産し、リサイクル材の品質が保持される包装又はその他の用途の一次原材料の代替品として使用されるリサイクルプロセスをいう；
- (42) 「包装カテゴリ」とは、運用環境で実証された確立された最先端の収集、選別、リサイクルプロセスを参照してリサイクル可能性を決定し、リサイクル基準の設計の定義に関連する材料と特定の包装設計の組合せをいう；
- (43) 「統合コンポーネント」とは、包装ユニットの本体と同じ材料であるかどうかに係らず、包装ユニットとその機能に不可欠な包装コンポーネントをいい、包装ユニットの機能性

を確保するため包装ユニットの本体から分離する必要がなく、通常は包装ユニットの本体と一緒に廃棄されるが、必ずしも同じ廃棄ルートを経由する必要はない；

(44) 「別個の構成要素」とは、包装単位の本体と同じ材料から作られているかどうかに係らず、包装単位の本体とは別個のものであり、包装単位の本体から完全にかつ恒久的に分解する必要があり、通常は包装単位の本体より先に、かつ包装単位の本体とは別に廃棄される包装構成要素をいい、輸送又は仕分け中に機械的ストレスによって簡単に分離できる包装構成要素を含む；

(45) 「包装単位」とは、製品の収納、保護、取扱い、配送、保管、輸送又は提示などの包装機能を全体として果たす、統合された構成要素又は別個の構成要素を含む単位をいい、販売時点より前に廃棄されるグループ化された包装又は輸送包装の独立した単位を含む；

(46) 「革新的な包装」とは、新しい材料を使用して製造され、製品の収納、保護、取扱い、配送などの包装の機能が大幅に改善され、全体的な環境上の利点が実証される包装形態をいう。但し、製品のプレゼンテーションとマーケティングを改善することを主な目的として既存の包装を改造した結果生じた包装を除く；

(47) 「二次原材料」とは、必要な全ての検査と選別が行われ、リサイクルプロセスを通じて得られた材料であり、一次原材料の代替となるものをいう；

(48) 「ポストコンシューマープラスチック廃棄物」とは、有償か無償かを問わず、商業活動の過程で、上市された、又は消費、使用のため第3国で供給されたプラスチック製品から発生したプラスチック廃棄物をいう；

(49) 「接触に敏感な包装」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1831/2003[56]、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1935/2004、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 767/2009 号[57]、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1223/2009[58]、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 2017/745、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 2017/746、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 2019/4[59]、又は欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 2019/6、又は指令 2001/83/EC、2002/46/EC[60]、又は 2008/68/EC の範囲内の製品に使用することを意図した包装、又は、欧州委員会決定 (EU) 2023/1809[61] 第1条及び第2条で定義される製品の場合をいう；

(50) 「堆肥化可能な包装」とは、工業的に管理された条件下で生分解するか、又は必ずしも家庭での堆肥化環境である必要はないが、必要に応じ物理的処理と組合せて、最終的に包装

を二酸化炭素に、又、酸素がないときメタンに、そして、無機塩、バイオマス及び水に変換する、そうした条件下で嫌気性消化を含む生物学的分解を受けることができる包装をいい、分別収集及び堆肥化及び嫌気性消化プロセスを妨げたり危険に晒したりしないものをいう；

(51) 「家庭での堆肥化可能な包装」とは、工業規模の堆肥化施設ではなく、管理されていない条件で生分解できる包装をいい、その堆肥化プロセスは、個人が自らの使用のため堆肥を生産することを目的として行うものをいう；

(52) 「プラスチック」とは、規則(EC) No 1907/2006 第3条ポイント(5)の意味におけるポリマーからなり、添加物又はその他の物質が加えられている可能性があり、包装の主要構造部品として機能することができる材料をいうが、化学的に変性されていない天然ポリマーを除く；

(53) 「バイオベースプラスチック」とは、バイオマス原料、有機廃棄物又は副産物などの生物資源から作られたプラスチックをいい、プラスチックが生分解性であるか非生分解性であるかは問わない；

(54) 「シングルユースプラスチック飲料ボトル」とは、指令(EU) 2019/904 附属書パートFに記載されている飲料ボトルをいう；

(55) 「プラスチック製ショッピングバッグ」とは、製品の販売時点で消費者に提供される、持ち手付き又は持ち手なしのプラスチック製ショッピングバッグをいう；

(56) 「軽量プラスチック製ショッピングバッグ」とは、厚みが 50 ミクロン未満のプラスチック製ショッピングバッグをいう；

(57) 「超軽量プラスチック製ショッピングバッグ」とは、厚みが 15 ミクロン未満のプラスチック製ショッピングバッグをいう；

(58) 「厚手プラスチック製ショッピングバッグ」とは、厚みが 50~99 ミクロンのプラスチック製ショッピングバッグをいう；

(59) 「超厚手プラスチック製ショッピングバッグ」とは、厚みが 99 ミクロンを超えるプラスチック製ショッピングバッグをいう；

- (60) 「廃棄物容器」とは、廃棄物を保管及び収集するため使用される入れ物、例えば容器、ピン、袋をいう；
- (61) 「デポジット」とは、包装又は充填された製品の価格の一部ではない、包装又は充填された製品を購入する際、エンドユーザーから徴収される、所定の加盟国におけるデポジット返還システムの対象であり、エンドユーザー又はその他の人がデポジット付きの包装をその目的のため設置された回収場所に返却すると償還される、定められた金額をいう；
- (62) 「デポジット返還システム」とは、当該制度の対象となる包装済み又は充填済みの製品を購入する際、エンドユーザーにデポジットが課され、デポジット付きの包装が、当該目的のため各国当局により認可された回収経路のいずれかを通じて返還された際に償還されるシステムをいう；
- (63) 「技術規格」とは、製品、プロセス又はサービスが満たすべき技術要件を規定する文書をいう；
- (64) 「統一規格」とは、規則(EU) No 1025/2012 第 2 条(1)ポイント(c)に定義される規格をいう；
- (65) 「適合性評価」とは、包装に関する本規則の持続可能性、安全性、ラベル表示及び情報要件が満たされているかどうかを証明するプロセスをいう；
- (66) 「生産者責任組織」とは、複数の生産者に代わって拡大生産者責任義務の履行を財務的に、又は財務及び運営的に組織する法人をいう；
- (67) 「ライフサイクル」とは、包装のライフサイクルの連続的かつ相互に関連した段階をいい、天然資源からの原材料の取得又は生成、前処理、製造、保管、流通、使用、修理、リユース、及び使用終了から構成される；
- (68) 「リスクのある包装」とは、第 62 条(1)に列挙される要件以外、本規則に規定されている要件又は本規則に従って規定されている要件に準拠していないことにより、その要件によって保護されている環境、健康、又はその他の公共の利益に影響を与える可能性がある包装をいう；
- (69) 「重大なリスクのある包装」とは、評価に基づき、関連する不遵守の程度又は関連する危害が、市場監視当局による迅速な介入を必要とすると考えられるリスクのある包装を

意いう。これには、不適合の影響が即時に現れない場合も含まれる；

(70) 「オンラインプラットフォーム」とは、規則(EU)2022/2065 第3条ポイント(i)に定義されているオンラインプラットフォームをいう；

(71) 「公共契約」とは、EU指令2014/24/EU第2条(5)に定義される公共契約、又はEU指令2014/25/EUに言及される公共契約をいう。

EU指令2008/98/EC第3条(9)、(10)、(11)、(14)、(16)、(17)、(21)にそれぞれ規定される「廃棄物管理」、「収集」、「分別収集」、「処理」、「再利用の準備」、「リサイクル」及び「拡大生産者責任制度」の定義が適用される。

規則(EU)2019/1020第3条ポイント(3)、(4)、(11)、(16)、(18)、(22)、(23)の「市場監視」、「市場監視機関」、「フルフィルメント サービス プロバイダー」、「是正措置」、「リスク」、「リコール」、及び「撤回」の定義がそれぞれ適用される。

規則(EU)2024/1781第2条ポイント(27)、(29)の「懸念物質」及び「データ キャリア」の定義がそれぞれ適用される。

2. 本条第1項第1サブパラグラフポイント(1)の包装の定義に該当するアイテムの参考リストは附属書Iに記載される。

第4条 自由な移動

1. 包装は、本規則に準拠している場合にのみ上市される。
2. 加盟国は、第5条から第12条に規定される持続可能性、表示及び情報要件に準拠した包装の上市を禁止、制限又は妨害してはならない。
3. 加盟国が国内の持続可能性要件、又は本規則に規定される要件に加えて情報要件を維持又は導入することを選択した場合、それらの要件は本規則に規定される要件と矛盾してはならず、加盟国は、国内要件に準拠していないことを理由に、本規則に準拠している包装の上市を禁止、制限、又は妨害してはならない。
4. 見本市、展示会、又は類似のイベントにおいて、加盟国は、本規則に準拠していない包装の展示を妨げてはならない。但し、目に見える標識で、そうした包装が本規則に準拠して

いないこと、及び適合するまで販売されないことが明確に示されていることを条件とする。

第 II 章 持続可能性の要件

第 5 条 包装材料に含まれる物質に関する要件

1. 上市される包装材料は、二次原料、灰、最終処分用のその他の物質など排出物や廃棄物管理の結果における懸念のある物質の存在及び濃度、及びマイクロプラスチックによる環境影響を含め、包装材料又は包装材料の何らかの構成要素として、懸念のある物質の存在及び濃度が最小限に抑えられるよう製造されねばならない。
2. 欧州委員会は、包装材料及び包装材料に含まれる懸念のある物質の存在を監視し、適切な場合、関連するフォローアップ措置を講じなければならない。

2026 年 12 月 31 日までに、欧州委員会は欧州化学物質庁の支援を受け、包装材料及び包装材料に含まれる懸念のある物質の存在に関する報告書を作成し、それらが材料のリユース及びリサイクルに影響を与えるか、又は化学物質の安全性に影響を及ぼす程度を判断する。その報告書には、包装材料及び包装材料に含まれる懸念のある物質を列挙し、それらが人の健康及び環境に許容できないリスクを齎す可能性がある程度を示すことができる。

欧州委員会は、調査結果を記載した報告書を欧州議会、閣僚理事会、及び本規則第 65 条に規定する委員会に提出し、適切なフォローアップ措置を検討するものとする。これには次が含まれる：

- (a) 包装材料に含まれる懸念のある物質のうち、主に人の健康又は環境に影響を与えるものについては、規則(EC)No 1907/2006 第 68 条(1)及び(2)に規定する手順を使用して新しい制限を採択する；
- (b) 懸念のある物質のうち、包装材料に含まれる材料のリユース及びリサイクルに影響を与えるものについては、本規則第 6 条(4)に従ってリサイクル基準の設計の一環として制限を設定する。

加盟国は、ある物質が包装材料に含まれる材料のリユース及びリサイクルに影響を与えると考える場合、2025 年 12 月 31 日までに、欧州委員会及び欧州化学物質庁にその情報を提供し、入手可能な場合、関連するリスク評価又はその他の関連データを参照するものとする。

3. 加盟国は、第 6 条(4)ポイント(a)に基づき、懸念のある物質が包装材料のリユースやリ

サイクルに潜在的に影響を及ぼす懸念のある物質の使用を、当該物質の化学的安全性に主に関連する理由以外の理由で制限することを検討するよう欧州委員会に要請できる。加盟国は、当該要請に、当該物質の特定及び用途、並びに化学的安全性に主に関連する理由以外の理由で包装材料における当該物質の使用がどのようにリサイクルを妨げているかを記載した報告書を添付しなければならない。欧州委員会は、要請を評価し、その評価結果を第 65 条に規定する委員会に提出するものとする。

4. 規則(EC)No 1907/2006 附属書 XVII に規定される化学物質の制限、又は該当する場合、規則(EC)No 1935/2004 の食品接触材料及び成形品に関する制限及び特定の措置に影響を与えることなく、包装又は包装部品に含まれる物質に起因する鉛、カドミウム、水銀、及び六価クロムの濃度の合計は 100 mg/kg を超えてはならない。

5. 2026 年 8 月 12 日から、食品接触用包装材料は、パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)が次の制限値以上の濃度で含まれている場合、そうした濃度の PFAS を含む包装の上市が他の EU 法に基づいて禁止されていない限り、上市されないものとする：

(a) 標的 PFAS 分析で測定された全ての PFAS について 25 ppb (ポリマー PFAS は定量から除外)；

(b) 標的 PFAS 分析の合計として測定された PFAS の合計について 250 ppb(該当する場合、前駆物質の事前分解を伴う。ポリマーPFAS は定量から除外)；

(c) PFAS について 50 ppm (ポリマー PFAS を含む)。総フッ素量が 50mg/kg を超える場合、規則(EC) No 1907/2006 第 3 条ポイント(9)、(11)、(13)にそれぞれ定義される製造業者、輸入業者、又は下流ユーザーは、要求に応じ、本規則第 3 条(1)ポイント(13)、(17)にそれぞれ定義される製造業者又輸入業者に、本規則附属書 VII に言及される技術文書を作成できるよう、PFAS 又は非 PFAS の含有量として測定されたフッ素量の証明を提供するものとする。

「PFAS」とは、少なくとも 1 つの完全にフッ素化されたメチル (CF_3-) 又はメチレン ($-\text{CF}_2-$) 炭素原子 (H/Cl/Br/I が結合していない) を含む物質を指す。但し、次の構造要素のみを含む物質は除く： $\text{CF}_3\text{-X}$ 又は $\text{X-CF}_2\text{-X}'$ ($\text{X} = \text{-OR}$ 又は $\text{-NRR}'$ 、 $\text{X}' = \text{メチル} (-\text{CH}_3)$ 、 $\text{メチレン} (-\text{CH}_2-)$ 、芳香族基、カルボニル基 ($-\text{C(O)-}$)、 -OR'' 、 -SR'' 、又は -NR''R''')。R/R' /R''/R'''は、水素 (-H)、メチル (- CH_3)、メチレン (- CH_2-)、芳香族基、又はカルボニル基 ($-\text{C(O)-}$)。

2030 年 8 月 12 日までに、欧州委員会は、規則(EC) No 1935/2004、(EC) No 1907/2006、

又は(EU) 2019/1021 に従って定められた PFAS の使用に関する制限又は禁止との重複を回避するため、この項を修正又は廃止する必要があるかどうか評価するための評価を実施するものとする。

6. 本条第 4 項及び第 5 項に規定された要件への準拠は、附属書 VII に従って作成された技術文書で実証されるものとする。

7. 科学技術の進歩を考慮するため、欧州委員会は、本条第 4 項に言及される包装又は包装部品に存在する物質に起因する鉛、カドミウム、水銀及び六価クロムの濃度の合計を下げるため、第 64 条に従って委任法を採択して本規則を修正することができる。

8. 科学技術の進歩を考慮するため、欧州委員会は、本条第 4 項に言及される濃度の合計がリサイクル材又は閉鎖かつ管理されたチェーン内の製品ループに適用されない条件を決定し、又、本規則附属書 II 表 1 に列挙される包装の分類に基づいて、同項で規定されている要件から除外される包装の種類又は包装形式を決定するため、本規則を補足する第 64 条に従って委任法を採択することができる。こうした委任法は、ケースバイケースの分析に基づいて正当化され、期限が定められ、適切な表示及び情報要件を規定し、除外が定期的に見直されることを確保するため、定期的報告の要件を含むものとする。この項に従って採択された委任法は、決定 2001/171/EC 及び 2009/292/EC で確立された除外を修正するためにのみ採択されるものとする。

9. 2033 年 8 月 12 日までに、欧州委員会は、本条及び第 6 条(4)に従って定められたリサイクル基準の設計が、包装材料の成分としての懸念のある物質の存在及び濃度を最小限に抑えるのに十分貢献しているかどうか評価するための評価を実施するものとする。

第 6 条 リサイクル可能な包装

1. 上市される全ての包装はリサイクル可能でなければならない。

2. 包装は、次の条件を満たす場合、リサイクル可能と見なされるものとする：

(a) マテリアルリサイクル用に設計されており、その結果得られる二次原材料が、元の材料と比較して十分な品質であり、第 4 項に従って一次原材料の代替として使用できるようになっている；及び、

(b) 廃棄物となった場合、第 48 条(1)及び(5)に従って分別収集され、他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を与えることなく特定の廃棄物ストリームに分類され、本条第 5 項に

従って定められた方法に基づいて大規模にリサイクルされる。

第 4 項に従って採択された委任法に準拠している包装は、本項第 1 サブパラグラフポイント(a)に定められた条件に準拠していると見なされる。

第 4 項に従って採択された委任法及び第 5 項に従って採択された施行法に準拠している包装は、本項第 1 サブパラグラフに定められた条件に準拠していると見なされる。

本項第 1 サブパラグラフポイント(a)は、2030 年 1 月 1 日又は第 4 項第 1 サブパラグラフに従って採択された委任法の発効日から 24 か月後のいずれか遅い方から適用される。

この項の最初のサブパラグラフポイント(b)は 2035 年 1 月 1 日から、また大規模リサイクル要件に関しては 2035 年 1 月 1 日から、又は第 5 項に従って採択された施行法の発効日から 5 年後のいずれか遅い方から適用される。

3. 製造業者は、本条第 4 項に従って採択された委任法及び本条第 5 項に従って採択された施行法に基づいて、包装のリサイクル可能性を評価するものとする。包装のリサイクル可能性は、附属書 II 表 3 に記載されるリサイクル可能性性能等級 A、B、又は C で表すものとする。

第 10 項の規定に違反することなく、2030 年 1 月 1 日又は本条第 4 項に基づいて採択された委任法の発効から 24 か月後のいずれか遅い方から、包装は、附属書 II 表 3 に記載される等級 A、B、又は C の中でリサイクル可能でない限り、上市されないものとする。

本条第 10 項の規定に反すことなく、2038 年 1 月 1 日から、包装は、附属書 II 表 3 に記載され、等級 A 又は B の中でリサイクル可能でない限り、上市されないものとする。

4. 欧州委員会は、2028 年 1 月 1 日までに、欧州標準化団体により策定された基準を考慮した上で、第 64 条に従って委任法を採択し、本規則を補足し、次を確立するものとする：

(a) 附属書 II 表 3 及び附属書 II 表 1 に記載される包装カテゴリに関し、附属書 II 表 4 に記載されるパラメータに基づくリサイクル基準及びリサイクル性能等級の設計；

リサイクル基準とリサイクル性能等級の設計は、主な材料に基づいて策定され、次の事項を満たすものとする：

(i) 包装廃棄物をリサイクルのために異なる材料ストリームに分離し、選別及びリサイクルする能力を考慮し、結果として得られる二次原材料が元の材料と比較して十分な品

質であり、実行可能な場合、リサイクル材の品質が維持される包装又はその他の用途の一次原材料の代替として使用できる；

(ii) 運用環境で実証済みの確立された収集及び選別プロセスを考慮し、全ての包装部品を対象とする；

(iii) 利用可能なリサイクル技術、払出物の品質、廃棄物の入手可能性、必要なエネルギー、温室効果ガスの排出を含むその経済的及び環境パフォーマンスを考慮する；

(iv) 適切な場合、包装に含まれる材料のリユース及びリサイクルに影響を与える懸念のある物質を特定する；

(v) 適切な場合、化学物質の安全性に主として関連しない理由で、包装又は包装部品における懸念のある物質又はそうした物質のグループの存在に制限を課す。このような制限は、規則(EC)No 1907/2006 附属書 XVII に規定される化学物質の制限、又は該当する場合、規則(EC)No 1935/2004 の食品接触材料及び成形品に関する制限及び特定の措置に影響を与えることなく、人の健康又は環境に対する許容できないリスクを軽減するのに役立つ可能性がある；

(b) リサイクル性能評価を実施し、その結果を包装単位当たりのリサイクル性能等級で表す方法。材料固有の基準や選別効率などの重み付けに基づき、包装が第 2 項に基づいてリサイクル可能と見なされるかどうかを決定する；

(c) 附属書 II 表 1 に記載されている各包装カテゴリについて、それぞれのリサイクル性能等級の遵守条件の説明；

(d) 包装リサイクル性能等級に基づいて、第 45 条(1)に規定される拡大生産者責任義務を遵守するため生産者が支払うべき財政的貢献の調整に関する枠組み。

この項の最初のサブパラグラフに言及される委任法を採択する場合、欧州委員会は、第 5 条(2)に従って実施された評価の結果があれば、それを考慮に入れるものとする。

欧州委員会は、第 64 条に従って委任法を採択し、附属書 II 表 1 を、材料及び製品の設計、並びに収集、選別、リサイクル インフラストラクチャの科学的及び技術的発展に適応させるため修正する権限を有する。委任法において、欧州委員会は、追加の包装カテゴリのリサイクル設計基準を定め、或いは附属書 II 表 1 に記載されるカテゴリ内にサブカテゴリを作

成することができる。

経済事業者は、関連する委任法の発効日から 3 年以内に、新しい又は更新されたリサイクル設計基準に準拠するものとする。

5. 欧州委員会は、2030 年 1 月 1 日までに、次の事項を確立する施行法を採択するものとする：

(a) 附属書 II 表 2 に記載される包装カテゴリごとの大規模リサイクル評価の方法論、大規模リサイクル評価の閾値で附属書 II 表 3 を補足し、必要に応じ、附属書 II 表 3 に記載される全体的なリサイクル性能等級を更新する。その方法論は、少なくとも次の要素に基づくものとする：

(i) 欧州連合全体及び各加盟国で市場に流通する、附属書 II 表 2 に記載された包装カテゴリごとの包装の量；

(ii) 欧州連合全体及び各加盟国で、第 56 条(7)ポイント(a)に基づいて採択された施行法に従って計算時点で計算された、附属書 II 表 2 に記載された包装カテゴリごとのリサイクル包装廃棄物の量；

(b) 包装が大規模にリサイクルされることを保証する流通管理メカニズム。(b)に規定する流通管理メカニズムは、少なくとも次の要素に基づくものとする：

(i) 選別・リサイクル施設に送られる収集された包装廃棄物の量を示す技術文書；

(ii) 製造業者が下流事業者から包装が大規模にリサイクルされることを保証する必要なデータ入手できるようにする検証プロセス。

これらの施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手続きに従って採択されるものとする。

この項の最初のサブパラグラフで規定するデータは、一般の人々が利用可能であり、容易にアクセスできるものとする。

6. 欧州委員会は、大規模リサイクル方法論について報告する必要があるデータの細かさを評価するものとする。適切な場合、欧州委員会は、第 64 条に従って委任法を採択し、附属書 II 表 2 及び附属書 XII 表 3 を技術的及び科学的発展に適合させるように修正するものとする。

7. 2035 年までに、欧州委員会は、選別及びリサイクル技術の発展に基づいて、大規模にリ

サイクルされたと見なされる包装の最低基準を見直し、適切な場合、基準を改訂するための法案を提出できる。

8. 包装のリサイクル可能性を高めるため、本条第 4 項に従って採択された委任法及び第 5 項に従って採択された施行法の発効日から 18 か月後、第 45 条に規定された拡大生産者責任義務を遵守するため生産者が支払う財政的拠出は、本条第 4 項に従って採択された委任法及び第 5 項に従って採択された施行法に詳細に規定されるリサイクル可能性の性能等級に従って調整されるものとする。

本条第 11 項(g)に規定する包装に関し、第 45 条に規定される拡大生産者責任義務を遵守するため生産者が支払う財政的貢献について、加盟国は当該包装のリサイクルの技術的実現可能性及び経済的実行可能性を考慮するものとする。

9. 本条第 2 項及び第 3 項に規定する要件への準拠は、附属書 VII に規定される包装に関する技術文書で実証されるものとする。

包装単位に統合コンポーネントが含まれる場合、リサイクル基準の設計及び大規模リサイクル要件への準拠の評価には、全ての統合コンポーネントが含まれるものとする。輸送中又は選別中の機械的ストレスにより互いに分離する可能性のある統合コンポーネントについては、別途評価を行うものとする。

包装単位に個別のコンポーネントが含まれる場合、リサイクル基準の設計及び大規模リサイクル要件への準拠の評価は、個別のコンポーネントごとに別途行うものとする。

包装単位の全てのコンポーネントは、運用環境で実証された確立された収集、選別、リサイクルのプロセスと互換性があり、包装単位の本体のリサイクル性を妨げないものでなければならない。

10. 第 2 項及び第 3 項の除外として、2030 年 1 月 1 日から、第 2 項の要件に準拠しない革新的な包装は、上市された暦年の末日から最大 5 年間、上市することができる。

この除外が使用される場合、経済事業者は革新的な包装が上市される前に所管の官庁に通知し、包装が革新的な包装であることを示す全ての技術的詳細を含めるものとする。その通知には、革新的な包装の収集とリサイクルに関する大規模リサイクル要件を達成するためのタイムラインを含めるものとする。その情報は、市場監視を実施する欧州委員会及び各国当局に提供されるものとする。

所管の官庁が、その包装は革新的な包装でないと判断した場合、経済事業者はリサイクル基準の既存の設計に従うものとする。

所管の官庁が、その包装は革新的な包装であると判断した場合、その旨を欧州委員会に通知するものとする。

欧州委員会は、包装の革新的な性質に関する所管の官庁の要請を評価し、必要に応じ、本条第4項に基づく委任法を更新又は新たに採択するものとする。

欧州委員会は、第1項に言及される除外が上市される包装の量に与える影響を監視するものとする。欧州委員会は、適切な場合、その項を改正する目的で法案を提出するものとする。

加盟国は、環境上の利点が期待される革新的な包装の収集及び選別インフラの改善を継続的に目指すものとする。

11. 本条は、次には適用されないものとする：

- (a) 指令 2001/83/EC 第1条ポイント(23)及び規則(EU)2019/6 第4条ポイント(25)に定義される即時包装；
- (b) 規則(EU) 2017/745 の対象となる医療機器の接触に敏感な包装；
- (c) 規則(EU)2017/746 の対象となる体外診断用医療機器の接触に敏感な包装；
- (d) 医薬品の品質を保つ特定の要件を満たすため包装が必要な場合、指令 2001/83/EC 第1条(24)及び規則(EU) 2019/6 第4条(26)に定義される外装；
- (e) 規則(EU) No 609/2013 第1条(a)、(b)、(c)に定義される乳児用調合乳及びフォローアップ調合乳、加工穀物ベースの食品及びベビーフード、及び特別な医療目的の食品の接触に敏感な包装；
- (f) 指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用される包装；
- (g) 軽量木材、コルク、繊維、ゴム、セラミック、磁器、又はワックスで作られた販売用包装。但し、そうした包装には第8項が適用される。

12. 2035 年 1 月 1 日までに、欧州委員会は、少なくとも選別及びリサイクル技術の進化、及び経済事業者及び加盟国が得た実践的経験を考慮し、第 11 項に基づく除外を見直すものとする。その上で、欧州委員会は、それらの除外の継続の妥当性を評価し、適切な場合、法案を提出するものとする。

第 7 条 プラスチック包装における最低リサイクル含有量

1. 2030 年 1 月 1 日又は本条第 8 項に規定する施行法の発効から 3 年のいずれか遅い日までに、上市される包装のプラスチック部品には、附属書 II 表 1 に規定する包装の種類及び形式ごとに、製造工場及び年ごとの平均として計算し、使用済みプラスチック廃棄物から回収された次の最低リサイクル含有量が含まれるものとする：

- (a) シングルユースプラスチック飲料ボトルを除き、ポリエチレンテレフタレート (PET) を主成分とする接触に敏感な包装の場合 30 %；
- (b) シングルユースプラスチック飲料ボトルを除き、PET 以外のプラスチック材料から作られた接触に敏感な包装の場合 10 %；
- (c) シングルユースプラスチック飲料ボトルの場合 30 %；
- (d) 本項ポイント (a)、(b)、及び(c) に規定するもの以外のプラスチック包装の場合 35 %。

2. 2040 年 1 月 1 日までに、上市される包装のプラスチック部品には、附属書 II 表 1 に記載される包装の種類と形式ごとに、製造工場及び年ごとの平均として計算された、使用済みプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材の次の最低割合が含まれるものとする：

- (a) シングルユースプラスチック飲料ボトルを除き、PET を主成分とする接触に敏感な包装の場合 50 %；
- (b) シングルユースプラスチック飲料ボトルを除き、PET 以外のプラスチック材料から作られた接触に敏感な包装の場合 25 %；
- (c) シングルユースプラスチック飲料ボトルの場合 65 %；
- (d) 本項ポイント (a)、(b)、及び(c) に言及されるもの以外のプラスチック包装の場合 65 %。

3. 本条の目的上、リサイクル材は、次の使用済みプラスチック廃棄物から回収されるものとする：

- (a) 本規則又は指令 2008/98/EC 及び(EU)2019/904 を転用する国内規則に従って EU 域内で収集されたもの、又は本規則及び指令 2008/98/EC 及び(EU) 2019/904 に言及されるものと同等の高品質リサイクルを促進する分別収集基準に従って第三国で収集されたもの；及び、
- (b) 該当する場合、欧州議会及び閣僚理事会指令 2010/75/EU[62]が適用される EU 域内の施設でリサイクルされる、又はリサイクル作業に関連する大気、水、及び土壌への排出の防止と削減に関する規則が適用される第三国にある施設でリサイクルされており、それらの規則は、指令 2010/75/EU に従って確立された排出制限及び環境性能レベルに関する規則と同等であり、EU 域内に所在し、同じ活動を行っている施設に適用される。この条件は、それらの制限及びレベルが、第三国にある類似の施設と同じ活動を行っている EU 域内の施設に適用される場合にのみ適用される。

4. 第 1 項及び第 2 項は、次には適用されない：

- (a) 指令 2001/83/EC 第 1 条(23)及び規則(EU)2019/6 第 4 条(25)に定義される直接包装；
- (b) 規則(EU)2017/745 の対象となる医療機器、研究専用の機器、及び調査機器の接触に敏感なプラスチック包装；
- (c) 規則(EU)2017/746 の対象となる体外診断用医療機器の接触に敏感なプラスチック包装；
- (d) 指令 2001/83/EC 第 1 条(24)及び規則(EU)2019/6 第 4 条(26)に定義される外装包装であり、医薬品の品質を維持する特定の要件に準拠するために必要な場合；
- (e) 堆肥化可能なプラスチック包装；
- (f) 指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用される包装；
- (g) 乳幼児専用の食品、特別な医療目的の食品、及び規則(EU)No 609/2013 第 1 条ポイント(a)、(b)、(c)に規定される幼児に通常使用される飲料及び食品の包装用の接触に敏感なプラスチック包装；
- (h) 指令 2001/83/EC の対象となる医薬品、及び規則(EU)2019/6 の対象となる獣医用医薬品の製造用の供給品、部品、及び直接包装部品の包装。但し、こうした包装は医薬品の品

質基準に準拠している必要がある。

5. 第 1 項及び第 2 項は、次には適用されない：

- (a) 食品接触を意図したプラスチック包装で、リサイクル材の量が人の健康に脅威を与え、包装された製品が規則(EC) No 1935/2004 に準拠しないもの；
- (b) 包装ユニット全体の総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品。

6. 本条第 1 項及び第 2 項に規定する要件への準拠は、製造業者又は輸入業者が、附属書 VII に規定する包装に関する技術情報で実証するものとする。

7. 第 45 条に規定する拡大生産者責任義務を遵守するため生産者が支払う財政的拠出金は、包装に使用されるリサイクル材の割合に基づいて調整できる。こうした調整は、リサイクル技術の持続可能性基準及びリサイクル材の目的における環境コストを考慮するものとする。

8. 2026 年 12 月 31 日までに、欧州委員会は、本条第 3 項に規定する条件に従って EU 域内でリサイクル及び収集された使用済みプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材の割合の計算及び検証の方法論、並びに附属書 VII に規定する技術文書の形式を確立する施行法を採択するものとする。この目的のため、欧州委員会は、元の材料と比較し十分な品質があり、一次原材料の代替として使用できる二次原材料の使用を考慮するものとする。検証方法には、本条第 3 項に基づいて設定され、本条第 9 項に基づいて採択された委任法に定められた条件が満たされていることを保証するため、EU 域内のリサイクル材の製造業者及びその他の製品とは別の販売単位として上市されるプラスチック包装の製造業者に対し独立した第三者監査を実施する義務が含まれる場合がある。

施行法を採択する際、欧州委員会は、払出物の品質、廃棄物の入手可能性、必要なエネルギー、温室効果ガスの排出、及びその他の関連する環境影響を含む、経済及び環境パフォーマンスを考慮し、利用可能なリサイクル技術を評価するものとする。

これらの施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手順に従って採択されるものとする。

9. 2026 年 12 月 31 日までに、第 8 項第 2 サブパラグラフに規定する評価に基づき、欧州委員会は、第 64 条に従って委任法を採択し、本規則にプラスチックリサイクル技術の持続可能性基準を補足するものとする。

本条の目的のため、リサイクル材は、次のいずれかの場所でリサイクルされた使用済みプラ

スチック廃棄物から回収されるものとする：

(a) 本項に従って確立された持続可能性基準を満たすリサイクル技術を使用する、EU域内に所在する施設、又は、

(b) 委任法に基づいて策定された持続可能性基準と同等の基準に従ってリサイクル技術を使用する第三国に所在する施設。

10. 2026年12月31日までに、欧州委員会は、使用済みプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材が第三国でリサイクル又は収集される場合に適用される規則の同等性を、第三者監査を含む方法で評価、検証、及び認証する方法を確立する施行法を採択するものとする。評価では、リサイクルが環境に配慮した方法で行われることを保証する基準を含む環境及び人の健康の保護基準、及びリサイクル部門の資源効率及び品質基準などの高品質リサイクルに関する基準を考慮するものとする。これらの施行法は、第65条(2)に規定する審査手順に従って採択されるものとする。

11. 2029年1月1日まで、又は第8項に規定する施行法の発効日から24か月後のいずれか遅い日までに、第1項に基づく包装に含まれるリサイクル含有率の計算及び検証は、第8項に従って採択された施行法に規定された規則に準拠するものとする。

12. 2028年1月1日までに、欧州委員会は、特定のプラスチック包装について、第1項ポイント(b)及び(d)に規定されたリサイクル含有率の最小割合の除外、又は特定のプラスチック包装についての第4項の除外リストの改訂の必要性を評価するものとする。

本項の最初のサブパラグラフに言及される評価に基づき、プラスチック包装をリサイクルする適切なリサイクル技術が関連するEU規則の下で認可されていないか、又は実際に十分に利用できない場合、特に食品包装を含む接触に敏感なプラスチック包装に関する安全関連の要件を考慮し、欧州委員会は、本規則を改正する権限を有し、次を目的とする第64条による委任法を採択する：

(a) 特定のプラスチック包装について、本条第1項ポイント(b)及び(d)に規定される最低割合の範囲、時期、又はレベルからの除外を規定する；

(b) 必要に応じ、本条第4項の除外リストを改正する。

13. 特定のリサイクルプラスチックが入手できないか、又は価格が高すぎるため、本条第1項及び第2項に規定されるリサイクル材の最低割合の遵守が過度に困難である場合、欧州委員会は、第64条に従って委任法を採択し、それに応じて最低割合を調整することにより、

これらの項を改正する権限を有する。こうした調整が適切であるかどうかを評価するに当たり、欧州委員会は、使用済みプラスチック廃棄物の市場状況に関する関連情報及びデータ、並びに人又は動物の健康、食糧供給の安全性又は環境に対する関連リスクに関する入手可能な最良の証拠を添付するよう自然人又は法人から要請があったかどうかを評価するものとする。欧州委員会は、人又は動物の健康、食糧供給の安全性又は環境に重大な影響がある例外的な場合にのみ、こうした委任法を採択するものとする。

14. 欧州委員会は、2032年2月12日までに、技術の最新状況の進展と経済事業者及び加盟国が得た実務経験を考慮し、第1項に規定する2030年のリサイクル材の最低割合の実施状況を検討し、これらの割合がどの程度、効果的かつ実施しやすい持続可能な包装を促進するソリューションにつながるか、2030年の最低割合の達成に関する経験と変化する状況に基づく2040年の最低割合の達成の実現可能性、本条に規定する除外及び特例を維持することの妥当性、及びリサイクル材の新たな最低割合を設定する必要性又は妥当性を評価する報告書を提出するものとする。当該報告書には、適切な場合、本条、特に2040年のリサイクル材の最低割合を改正する法案を添付するものとする。

15. 2032年2月12日までに、欧州委員会は、プラスチック以外の包装におけるリサイクル包装材料の使用に関する状況を検討し、それに基づいて、こうした他の包装におけるリサイクル材の使用をやすやすための措置を講じること、又は目標を設定することの妥当性を評価し、適切な場合、法案を提出するものとする。

第8条 プラスチック包装におけるバイオベース原料

1. 2028年2月12日までに、欧州委員会は、欧州議会及び閣僚理事会指令(EU)2018/2001[63]第29条に規定される持続可能性基準を考慮し、バイオベースプラスチック包装の技術開発及び環境パフォーマンスの状況を検討するものとする。

2. 第1項に言及される検討に基づき、欧州委員会は、適切な場合、次の事項を行うための法案を提示するものとする：

(a) プラスチック包装におけるバイオベース原料の持続可能性要件を定める；

(b) プラスチック包装におけるバイオベース原料の使用をやすやすための目標を定める；

(c) 規則(EU)2022/1616に定められた要件に準拠した食品接触用包装に適したリサイクル技術が利用できない場合、使用済みプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材の代わりにバイオベースプラスチック原料を使用することで、本規則第7条(1)及び(2)に定め

られた目標を達成する可能性を導入する；

- (d) 適切な場合、第 3 条(1)ポイント(53)に定められたバイオベースプラスチックの定義を修正する。

第 9 条 堆肥化可能な包装

1. 第 6 条(1)の除外として、2028 年 2 月 12 日までに、第 3 条(1)ポイント(1)(f) に規定する包装及び果物や野菜に貼付される粘着ラベルが上市される場合、当該包装及び粘着ラベルは、バイオ廃棄物処理施設における工業的に管理された条件での堆肥化の基準に適合するものとし、加盟国が要求する場合、本条第 6 項に規定する家庭での堆肥化の基準に適合するものとしなければならない。
2. 第 6 条(1)の除外として、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)に従ってバイオ廃棄物と同様の生分解性及び堆肥化特性を持つ廃棄物をバイオ廃棄物と一緒に収集することを許可し、堆肥化可能な包装がバイオ廃棄物管理の流れに入ることを保証する適切な廃棄物収集スキーム及び廃棄物処理インフラストラクチャが利用できる場合、加盟国は、包装が堆肥化可能である場合にのみ、次の包装が初めて自国の領域で利用可能になることを要求できる：
 - (a) 第 3 条(1)ポイント(1)(g)に言及される包装で、金属以外の材料で出来ているもの、超軽量プラスチック製ショッピングバッグ、及び軽量プラスチック製ショッピングバッグ；
 - (b) 本項ポイント(a)に言及されるもの以外の包装で、加盟国が本規則の適用日前に既に堆肥化可能であることを要求していたもの。
3. 2028 年 2 月 12 日までに、生分解性プラスチックポリマー及びその他の生分解性材料で作られた包装を含む、第 1 項及び第 2 項に言及される以外の包装は、他の廃棄物の流れのリサイクル可能性に影響を与えることなく、第 6 条に従ってマテリアルリサイクル用に設計されるものとする。
4. 本条第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に規定される要件への準拠は、附属書 VII に言及される包装に関する技術情報で実証されるものとする。
5. 欧州委員会は、堆肥化可能な包装の排除に影響を与える技術及び規制の発展により正当かつ適切であり、附属書 III で確立された条件を満たしている場合、その他の包装を第 1 項又は第 2 項ポイント(a)に含める必要があるかどうかを分析し、適切な場合、法案を提示す

ることができる。

6. 欧州委員会は、2026年2月12日までに、欧州標準化団体に、堆肥化可能な包装に関する要件の詳細な技術規格を定める統一規格を作成又は更新するよう要請するものとする。その際、欧州委員会は、最新の科学技術の発展に沿って、家庭用堆肥や嫌気性消化プロセスを含むバイオ廃棄物処理施設の実際の状況を反映する保持時間、温度、攪拌などのパラメータが考慮されるよう要請するものとする。欧州委員会は、これらの規格に、指定されたパラメータに従って生物分解を受ける堆肥化可能な包装が最終的に二酸化炭素に、又、酸素がないときメタンに、そして、無機塩、バイオマスと水に変換されるかの検証が含まれるよう要請するものとする。

欧州委員会は、2026年2月12日までに、欧州標準化団体に対し、第1項に言及される包装の家庭での堆肥化に関する要件の詳細な技術規格を規定する統一規格の作成も要請するものとする。

第10条 包装の最小化

1. 2030年1月1日までに、製造業者又は輸入業者は、包装の形状と材質を考慮し、上市する包装が、その機能性を確保するため必要な最小限の重量と容積まで削減されるよう設計されていることを確認するものとする。

2. 製造業者又は輸入業者は、本規則附属書IVに規定する性能基準に準拠しない包装、及び二重壁、偽底、不要な層など、製品のボリューム感を増大させることのみを目的とした特徴を持つ包装が、次の場合を除き、上市しないようにしなければならない：

(a) 包装デザインが、閣僚理事会規則(EC)No 6/2002[64]に基づく共同体デザイン、又は欧州議会及び閣僚理事会指令98/71/EC[65]の範囲にある、加盟国のいずれかで効力を有する国際協定を含む意匠権によって保護されている、又はその形状が、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2017/1001[66]又は欧州議会及び閣僚理事会指令(EU)2015/2436[67]の範囲にある加盟国のいずれかで効力を有する国際協定に基づいて登録された商標を含む商標である場合、意匠権及び商標は、2025年2月11日より前に保護されており、本条に基づく要件の適用により、包装デザインが新規性又は独自の特徴を変えるような形で影響を受けるか、又は商標がマークされた製品を他の事業体の製品と区別できなくなるような形で商標に影響を及ぼす場合、又は、

(b) 包装された製品又は飲料が、ワインに関する規則(EU)No 1308/2013、蒸留酒に関する規則(EU)2019/787、工芸品及び工業製品に関する規則(EU) 2023/2411 など EU 法で保

護されている地理的表示の恩恵を受けているか、規則(EU) 2024/1143 に規定される品質スキームの対象となっている場合。

3. 欧州委員会は、2027 年 2 月 12 日までに、欧州標準化機関に対し、本規則に基づく包装の最小化に関する要件への準拠の計算及び測定の方法を規定する統一規格を適宜作成又は更新するよう要請するものとする。最も一般的な包装の種類及び形式について、こうした規格で最大適正重量及び容積の制限、及び適切な場合、壁の厚さ及び最大空きスペースを規定する必要がある。

4. 本条第 1 項及び第 2 項に規定する要件への準拠は、附属書 VII に規定する技術文書で実証されるものとし、この技術文書には次の要素が含まれるものとする：

- (a) 附属書 IV に規定する性能基準及び方法論に照らして包装を評価するために使用された技術規格、基準及び条件の説明；
- (b) これらの性能基準のそれぞれについて、包装の重量又は容積の一層の削減を妨げる設計要件の特定；
- (c) 包装の最小必要容積又は重量を評価するため使用された、モデル化やシミュレーションなどのテスト結果、研究、又はその他の関連情報源。

リユース可能な包装については、本条第 1 項に定める要件への適合性の評価は、リユース可能な包装の特性、特に第 11 条に定める要件を考慮するものとする。

第 11 条 リユース可能な包装

1. 2025 年 2 月 11 日から上市される包装は、次の要件を全て満たす場合、リユース可能であると見なされるものとする：

- (a) 複数回リユースすることを目的として考案、設計され、上市されている；
- (b) 通常予測可能な使用条件下で可能な限り多くのローテーションを達成できるよう考案され、設計されている；
- (c) 消費者の健康、安全、衛生に関する適用可能な要件を満たしている；
- (d) 更なる機能やリユースを妨げるような損傷を受けることなく、空にし、荷降ろししたりできる；

- (e) 包装された製品の品質と安全性を維持し、食品の安全性に関するものを含む適用可能な安全衛生要件への準拠を確保しつつ、空にし、荷降ろしし、詰替え、詰替えたりできる；
- (f) 意図された機能を実行する能力を維持しつつ、附属書 VI パート B に従って再調整できる；
- (g) 製品の安全性、適切な使用、追跡可能性、保存期間を確保するための関連する指示と情報を含む、ラベルを貼付し、製品の特性と包装自体に関する情報を提供できる；
- (h) 責任者の健康及び安全を危険に晒すことなく、空にし、荷降ろしし、詰替え、積直しできる；
- (i) 第 6 条に規定するリサイクル可能な包装に特有の要件を満たし、廃棄物になったときにリサイクルできる。

2. 欧州委員会は、2027 年 2 月 12 日までに、第 64 条に従って委任法を採択し、衛生及び物流などのその他の要件を考慮し、リユースで最も頻繁に使用される包装形式について、本条第 1 項ポイント (b) の目的で、リユース可能な包装のローテーションの最小回数を定めることにより、本規則を補足するものとする。
3. 本条第 1 項に規定する要件への準拠は、附属書 VII に規定する包装に関する技術情報で実証されるものとする。

第 III 章 ラベル、マーキング及び情報要件

第 12 条 包装のラベル

1. 2028 年 8 月 12 日、又は本条第 6 項又は第 7 項に従って採択された施行法の発効日から 24 か月のいずれか遅い方から、上市される包装には、消費者による選別を容易にするため、その材料構成に関する情報を含む統一ラベルを貼付するものとする。このラベルは絵文字に基づき、障害者を含む全ての人が理解しやすいものとする。第 9 条(1)に規定する包装、及び該当する場合、第 9 条(2)に規定する包装については、ラベルに、その材料が堆肥化可能であること、家庭での堆肥化に適していないこと、及び堆肥化可能な包装は自然界で廃棄してはならないことを記載するものとする。電子商取引の包装を除き、この義務は輸送用包装又はデポジット返還システムの対象となる包装には適用されない。

懸念のある物質を含む上市される包装は、第 7 項第 2 サブパラグラフに規定する方法に従い、標準化されたオープンなデジタル マーキング技術によってマークされるものとする。

この項に規定する統一ラベルに加え、事業者は、消費者の選別を容易にするため、包装の各個別コンポーネントの行き先に関する情報を含む QR コード又はその他の種類の標準化されたオープンなデジタル データ キャリアを包装に付けることができる。

第 50 条(1)に規定するデポジット返還システムの対象となる包装には、明確で明確なラベルを付けるものとする。国内ラベルに加え、包装には、本条第 6 項に従って採択された関連施行法で定められた統一された色ラベルを付けることもできる。加盟国は、デポジット返還システムの対象となる包装に、その統一された色ラベルを付けることを要求できるが、それが域内市場の歪みや他の加盟国からの製品に対する貿易障壁に繋がらないことを条件とする。

2. 上市されるリユース可能な包装には、2029 年 2 月 12 日、又は第 6 項に従って採択された施行法の発効日から 30 か月のいずれか遅い方から、包装がリユース可能であることをユーザーに知らせるラベルを貼付するものとする。地域、国、又は EU 全体のリユースシステムの利用可能性や収集ポイントに関する情報など、リユース可能性に関する詳細情報は、包装の追跡、移動回数とローテーション回数の計算、又は計算が不可能な場合、平均推定値を容易にする QR コード又はその他の種類の標準化されたオープンなデジタル データ キャリアを通じて提供されるものとする。更に、リユース可能な販売用包装は、販売時点で明確に識別され、シングルユース包装と区別されるものとする。
3. 本条第 2 項の除外として、ラベル及び QR コード又はその他の種類の標準化されたオープン デジタル データ キャリアを記載する要件は、附属書 VI に従ってシステム オペレーターが存在しないオープン ループ システムには適用されない。
4. 第 7 条が適用される包装が、2028 年 8 月 12 日、又は本条第 6 項に従って採択された施行法の発効日から 24 か月のいずれか遅い方から、上市され、リサイクル材の割合に関する情報を含むラベルが付けられている場合、そのラベル、及び該当する場合 QR コード又はその他の種類の標準化されたオープン デジタル データ キャリアは、本条第 6 項に従って採択され関連する施行法に定められた規格に準拠し、第 7 条(8)に従って確立された方法論に基づくものとする。包装にバイオベースプラスチック含有量の割合に関する情報を含むラベルが貼付されている場合、そのラベルは、本条第 6 項に従って採択され関連する施行法に定められた規格に準拠するものとする。

5. 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に言及されるラベル、及び第 2 項に言及される QR コード又はその他の標準化されたオープン デジタル データ キャリアは、容易に消去できないように、包装に目に見える形で、判読可能な形で、確実に貼付、印刷、又は刻印する必要がある。そこに含まれる情報は、オンライン販売を通じて製品を購入する前に、エンド ユーザーが利用できるようにする必要がある。包装の性質及びサイズにより、そうした貼付、印刷、又は刻印が不可能又は保証されない場合、ラベル、QR コード又はその他の標準化されたオープン デジタル データ キャリアをグループ化された包装に貼付する必要があります。包装の性質や大きさによりそれが不可能又は保証されない場合、又は弱者、特に視覚障害者に差別なく情報へのアクセスを提供することが関連する場合、情報は単一の電子読み取り可能なコード又はその他のタイプのデータ キャリアを介して提供されるものとする。

第 1 項、第 2 項、第 4 項に言及されるラベル及び QR コード又はその他のタイプの標準化されたオープンなデジタル データ キャリアに含まれる情報は、包装が上市される加盟国によって決定された、エンド ユーザーが容易に理解できる 1 つ以上の言語で提供されるものとする。

第 1 項、第 2 項、第 4 項に従って電子的手段で情報が提供される場合、次の要件が適用される：

- (a) 適切かつ関連する個人データは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2016/679[68]第 5 条(1)に関する本条の第 1 項、第 2 項、第 4 項に言及される関連する適合情報にユーザーがアクセスできるようにするという限定された目的のためにのみ収集されるものとする。
- (b) 情報は、販売又はマーケティング目的の他の情報と一緒に表示されてはならないものとする。

EU 法で包装された製品に関する情報をデータキャリア経由で提供することが義務付けられている場合、包装された製品と包装に必要な情報を提供するため単一のデータキャリアが使用され、両者は容易に区別できるものとする。

6. 2026 年 8 月 12 日までに、欧州委員会は、本条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に言及される包装の表示に関する、デジタル手段で提供される場合を含む、表示要件及びフォーマットに関する統一ラベル及び規格を確立する施行法を採択するものとする。これらの施行法を策定する際、欧州委員会は複合包装の特殊性を考慮するものとする。第 50 条(2)に言及されるデポジット返還システムの対象となる包装の統一ラベルを策定する際、欧州委員会は加盟国が課すデポジットのあらゆる変動を考慮するものとする。これらの施行法は、第 65 条(2)

に言及される審査手順に従って採択されるものとする。

7. 2026 年 8 月 12 日までに、欧州委員会は、複合包装及び一体型又は個別包装のコンポーネントを含む、標準化されたオープンなデジタル マーキング技術によって、第 1 項に言及される包装の材料構成を識別する方法を確立する施行法を採択するものとする。

欧州委員会は、2030 年 1 月 1 日までに、標準化されたオープンなデジタル マーキング技術によって懸念のある物質を識別する方法を確立する施行法も採択するものとする。この方法論では、マーキングに、包装単位内の各材料に存在する懸念のある物質の少なくとも名前と濃度が含まれるようにする必要がある。

これらの施行法は、第 65 条(2)に言及される審査手順に従って採択されるものとする。

8. 他の統一された EU ラベルに関する要件を損なうことなく、事業者は、本規則で統一されたラベルが規定されている包装の持続可能性要件、その他の包装特性、又は包装廃棄物管理オプションに関し、消費者又はその他のエンド ユーザーに誤解や混乱を与える可能性のあるラベル、マーク、シンボル、又は刻印を提供又は表示してはならない。欧州委員会は、適切な場合、消費者又はその他のエンド ユーザーに誤解や混乱を与える可能性のある側面を明確にするためガイドラインを採用するものとする。

9. 2027 年 2 月 12 日までに、拡大生産者責任制度に含まれる包装は、その制度又はシステムが適用される加盟国の領土全体で識別できる。このような識別は、生産者が拡大生産者責任義務を果たしていることを示すため、QR コード又はその他の標準化されたオープンなデジタル マーキング技術の対応するシンボルによってのみ達成されるものとする。そのシンボルは明確かつ曖昧でないものであり、包装のリサイクル可能性又はリユース可能性に関し、消費者又はその他のエンド ユーザーに誤解を与えないものでなければならない。

10. 第 50 条(1)に規定するもの以外のデポジット返還システムの対象となる包装は、国内法に基づき、当該制度又は制度が適用される領域全体に亘り、対応するシンボルによって識別できる。当該シンボルは、明確かつ曖昧さのないものでなければならず、返却される加盟国における包装のリサイクル可能性及びリユース可能性について消費者又はその他のエンド ユーザーに誤解を与えてはならない。加盟国は、他の加盟国で実施されているデポジット返還システムに関連するラベルの貼付を禁止してはならない。

11. この条項は、規則(EU)2017/745、規則(EU)2017/746、規則(EU)2019/6 及び指令 2001/83/EC で定義される直接包装及び外装包装には適用されない。但し、これらの EU 法

で定義されるその他の表示要件により包装にスペースがない場合、又は包装の表示によりヒト用医薬品又は動物用医薬品の安全な使用が危うくなる可能性がある場合は除く。

12. 第 1 項、第 2 項、第 4 項に言及される包装で、EU 域内で製造されるか、これらの項で言及される期限前に輸入され、これらの項で規定される基準に準拠していないものは、これらの項で規定される表示要件の発効日から 3 年間上市することができる。

第 13 条 包装廃棄物の収集用廃棄物容器の表示

1. 2028 年 8 月 12 日、又は第 2 項に言及される施行法の採択から 30 か月のいずれか遅い日までに、加盟国は、個別の容器に廃棄されることが意図されている包装廃棄物の各材料固有の部分を個別に収集できるようにする統一ラベルが、包装廃棄物の収集用の全ての廃棄物容器に、明瞭で、読みやすく、消えない方法で貼付、印刷又は刻印されることを確保するものとする。包装廃棄物の容器には、複数のラベルを付けることができる。この義務は、デポジット返還システムの対象となる容器には適用されない。

2. 2026 年 8 月 12 日までに、欧州委員会は、本条第 1 項に言及される容器の表示要件及び表示形式に関する統一ラベル及び規格を確立する施行法を採択するものとする。欧州委員会は、これらの施行法を策定する際、加盟国で確立された収集システムの特殊性及び複合包装の特殊性を考慮するものとする。容器の表示は、デポジット返還システムの対象となる包装の表示を除き、第 12 条(6)に規定する包装の表示に対応するものとする。これらの施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手続きに従って採択されるものとする。

第 14 条 環境クレーム

本規則で法的要件が規定されている包装特性に関する指令 2005/29/EC 第 2 条ポイント(o)で定義される環境クレームは、上市される包装が次の要件を満たしている場合、行うことができる：

(a) クレームは、本規則で規定されている基準、方法論、及び計算規則に従って、本規則で規定される適用可能な最低要件を超える包装特性に関してのみ行われる；及び、

(b) クレームは、それが包装単位、包装単位の一部、又は経済事業者が上市する包装全てに関連するかどうかを指定する。

本条に規定する要件への準拠は、本規則附属書 VII に規定する包装に関する技術文書で実証されるものとする。

第 IV 章 一般的な義務

第 15 条 製造業者の義務

1. 製造業者は、第 5 条から第 12 条に規定される要件又それに従って規定される要件に適合する包装のみを上場するのとする。
2. 包装を上市する前に、製造業者は第 38 条に規定する適合性評価手順を実行するか、又は代理で実行させ、附属書 VII に規定する技術文書を作成するものとする。

第 38 条に規定する適合性評価手順により、包装が適用要件に準拠していることが実証された場合、製造業者は第 39 条に従って EU 適合宣言書を作成するものとする。

3. 製造業者は、附属書 VII に規定する技術文書及び EU 適合宣言書を次のように保管するものとする：
 - (a) シングルユース包装の場合：包装が上市された日から 5 年間；
 - (b) リユース可能な包装の場合：包装が上市された日から 10 年間。
4. 製造業者は、包装の連続生産が本規則に準拠し続けるための手順が整備されていることを保証するものとする。製造業者は、包装設計又は特性の変更、並びに適合性が宣言される参照又適合性が検証される適用の基準となる調和規格、共通技術規格又はその他の技術規格の変更を適切に考慮するものとする。製造業者は、包装の適合性が影響を受ける可能性があると判断した場合、第 38 条に規定する適合性評価手順に従って再評価を実施するか、又は製造業者に代わって再評価を実施するものとする。
5. 製造業者は、包装に識別を可能にするタイプ、バッチ、シリアル番号又はその他の要素が記載されていることを保証するものとする。又は、包装のサイズ又は性質により識別できない場合、必要な情報が包装された製品に添付された文書に記載されていることを保証するものとする。
6. 製造業者は、包装又は QR コード又はその他のデータ キャリアに、自社の名称、登録商標又は登録商標、及び連絡先の郵送先住所、及び利用可能な場合、連絡可能な電子通信手段を記載するものとする。それが不可能な場合、必要な情報は、第 12 条ポイント(1)、(2)、(4)、又は(5)に規定する QR コード又はその他の標準化されたオープン デジタル データ

キャリアを通じて、又は包装された製品に添付された文書を通じて、情報の一部として提供されるものとする。郵送先住所には、製造業者に連絡できる単一のポイントが記載されるものとする。

7. 製造業者は、第 5 項及び第 6 項に従って提供される情報が明確で、理解しやすく、判読可能であり、包装された製品のラベルに関する他の EU の法律で要求されている情報に取って代わったり、不明瞭にしたり、混同したりしないことを保証するものとする。
8. 本規則の発効日以降に上市した包装が、第 5 条から第 12 条に規定されている、又はそれに従って規定されている適用要件の 1 つ以上に適合していないと考える、又はそう信じる理由がある製造業者は、その包装を適合させるため、必要な是正措置を直ちに講じ、必要に応じ、包装を撤回又はリコールするものとする。製造業者は、包装を販売した加盟国の市場監視当局に、不適合の疑い及び講じた是正措置について直ちに通知するものとする。
9. 本条第 8 項の規定に違反するものとして、第 5 条から第 12 条に規定されている、又はそれに従って規定されている要件に適合していないと考えられる包装を適合させる、撤回する、又はリコールする義務は、2025 年 2 月 11 日より前に上市されたリユース可能な包装には適用されないものとする。
10. 製造業者は、国家当局からの正当な要請があった場合、技術文書を含む、包装が第 5 条から第 12 条に規定された要件に準拠していることを証明するため必要な全ての情報と文書を、当該当局が容易に理解できる 1 つ以上の言語で提供するものとする。当該情報と文書は電子形式で提供され、要請があれば紙の形式で提供されるものとする。関連文書は、国家当局からの要請を受けてから 10 日以内に提供されるものとする。製造業者は、第 5 条から第 12 条に規定される要件に準拠していないケースを是正するため講じられる措置について、国家当局と協力するものとする。
11. 第 2 項及び第 3 項は、産業及び医療環境で使用される構成可能な医療機器及び医療システムのカスタムメイドの輸送包装には適用されないものとする。
12. 自らの名称又は商標で設計又は製造した包装を有する自然人又は法人が、…[本規則の発効日]に適用される勧告 2003/361/EC に定められた小規模企業の定義に該当し、自らの名称又は商標で設計又は製造した包装を有する自然人又は法人に包装を供給する自然人又は法人が EU 域内に所在する場合、包装を供給する自然人又は法人は、本条の目的上、製造業者と見なされる。

第 16 条 包装又は包装材料の供給業者の情報提供義務

1. 供給業者は、製造業者が包装及び包装材料の本規則への適合を証明するため必要な全ての情報及び文書を、製造者が容易に理解できる 1 つ以上の言語で、附属書 VII に言及され、第 5 条から第 11 条に基づいて要求される技術文書を含めて製造業者に提供するものとする。その情報及び文書は、紙又は電子形式で提供されるものとする。
2. 適切な場合、接触に敏感な包装に適用される EU 法の法規に基づいて要求される文書及び情報は、第 1 項に基づいて製造者に提供される情報及び文書の一部となるものとする。

第 17 条 権限のある代理人

1. 製造業者は、書面による委任により、権限のある代理人を任命することができる。
2. 権限のある代理人は、製造業者から受け取った委任で指定されたタスクを実行するものとする。権限委任により、権限委任を受けた代表者は少なくとも次の行為を行うことができる：
 - (a) EU 適合宣言及び技術文書を、次のとおり各国の市場監視当局が利用できるように保管する：
 - (i) シングルユース包装については、包装が上市された日から 5 年間；
 - (ii) リユース可能な包装については、包装が上市された日から 10 年間；
 - (b) 権限委任を受けた代表者の権限に含まれる包装の不適合事例に関して講じられた措置について、権限のある各国当局の要請に応じて協力する。
 - (c) 権限のある各国当局からの合理的な要請に応じて、包装の適合性を証明するため必要な全ての情報及び技術文書を、当該当局が容易に理解できる 1 つ以上の言語で当該当局に提供する；
 - (d) 権限のある各国当局からの要請に応じ、当該要請の受領後 10 日以内に関連文書を提供する；
 - (e) 製造業者が本規則に基づく義務に反する行為をした場合、委任を終了する。

第 15 条(1)に規定する義務、及び第 5 条から第 11 条に基づいて、又はそれに従って要求さ

れる附属書 VII に規定される技術文書を作成する義務は、認定代理人の委任の一部を構成するものではない。

第 18 条 輸入業者の義務

1. 輸入業者は、第 5 条から第 12 条に基づいて、又はそれに従って要求される要件に適合する包装のみを上市するものとする。

2. 包装を上市する前に、輸入業者は次の事項を確保するものとする：

(a) 第 38 条に規定する適合性評価手順が製造業者により実施され、製造業者が第 5 条から第 11 条に基づいて、又はそれに従って要求される附属書 VII に規定される技術文書を作成する；

(b) 包装には第 12 条に従ってラベルが貼付されている；

(c) 包装には必要な文書が添付されている；及び、

(d) 製造業者が第 15 条(5)及び(6)に規定された要件を遵守している。

輸入業者が、包装が第 5 条から第 12 条に規定された、又はそれに従って規定された適用要件に準拠していないと考える、又はそう信じる理由がある場合、輸入業者は、包装が準拠するまで、その包装を上市してはならない。

3. 輸入業者は、包装に、その名称、登録商号又は登録商標、及び連絡先の郵送先住所、及び可能な場合は連絡可能な電子通信手段を記載するものとする。包装にその情報を表示できない場合、第 12 条に規定する標準化されたオープン デジタル データ キャリア又は包装された製品に添付された文書で提供するものとする。

4. 輸入業者は、第 3 項に従って提供される情報が明確で理解しやすく判読可能であり、包装された製品のラベル表示に関する他の EU 法で要求される情報に取って代わったり不明瞭にしたりせず、又、混同されないことを保証するものとする。

5. 輸入業者は、包装が自らの責任下にある間、それが空であるか製品が入っているかを問わず、保管又は輸送条件が、第 5 条から第 12 条に規定される、又はそれに従って規定されている適用要件への準拠を危うくしないことを保証するものとする。

6. 上市した包装が、第 5 条から第 12 条に規定される、又はそれに従って規定されている適用要件に準拠していないと考える、又はそう信じる理由がある輸入業者は、その包装を準拠させるため必要な是正措置を直ちに講じ、必要に応じ、包装を撤回又はリコールするものとする。輸入業者は、包装を販売した加盟国の市場監視当局に、不適合の疑い及び講じた是正措置について直ちに通知するものとする。
7. 輸入業者は、EU 適合宣言のコピーを市場監視当局が利用できるように保管し、附属書 VII に言及され、第 5 条から第 11 条に基づいて要求される技術文書が、次のとおり、要請に応じて当局に提供されるようにするものとする：
 - (a) シングルユース包装については、包装が上市された日から 5 年間；
 - (b) リユース可能な包装については、包装が上市された日から 10 年間。
8. 輸入業者は、国家当局からの正当な要請があった場合、その当局が容易に理解できる 1 つ以上の言語で、技術文書を含む包装が第 5 条から第 12 条に基づいて規定された適用要件に準拠していることを証明するため必要な全ての情報と文書をその当局に提供するものとする。その情報と文書は電子形式で提供され、要請があれば紙の形式で提供されるものとする。関連文書は、国家当局からの要請を受けてから 10 日以内に提供されるものとする。
9. 輸入業者は、第 5 条から第 12 条に規定される要件又はそれに従って規定されている要件に違反した場合の是正措置について、管轄国の当局と協力するものとする。

第 19 条 販売業者の義務

1. 包装を上市する場合、販売業者は本規則の要件に関して十分な注意を払って行動するものとする。
2. 包装を上市する前に、販売業者は次を確認するものとする：
 - (a) 包装に対する拡大製造者責任の義務を負う製造業者が、第 44 条に規定されている製造業者登録簿に登録されている；
 - (b) 包装に第 12 条に従ってラベルが貼られている；
 - (c) 製造業者及び輸入業者が、それぞれ第 15 条(5)及び(6)及び第 18 条(3)に規定されている要件を遵守している。

3. 販売業者が包装を上市する前に、包装が第5条から第12条に規定されている要件に適合していない、又は製造業者又は輸入業者がそれぞれ第15条(5)及び(6)及び第18条(3)に規定されている要件を遵守していないと判断する、又は信じる理由がある場合、販売業者は、包装が適合するまで、又は製造業者又は輸入業者が遵守するまで、包装を上市してはならない。

販売業者は、包装が空であるか製品が入っているかに係らず、包装が自らの責任下にある間、保管又は輸送条件が第5条から第12条に規定されている要件への適合を危うくしないことを保証するものとする。

4. 生産業者によって開示された情報は、第5条から第12条に規定される適用要件への準拠を確認する以外の目的で販売業者によって使用されないものとする。特に、販売業者が商業目的でこうした情報を悪用することは禁止されるものとする。

5. 販売業者は、包装された製品とともに上市した包装が、第5条から第12条に規定される適用要件に適合していないと考える、又はそう信じる理由がある場合、必要に応じ、その包装を適合させるため必要な是正措置が講じられるよう、又は包装を撤回又は回収するものとする。

販売業者は、包装を提供した加盟国の市場監視当局に、不適合の疑い及び講じた是正措置について直ちに通知するものとする。

6. 販売業者は、国家当局からの正当な要請があった場合、その当局が容易に理解できる1つ以上の言語で、その当局がアクセスできる、包装が第5条から第12条に規定されている適用要件に適合していることを証明するため関連する全ての情報及び文書をその当局に提供するものとする。その情報及び文書は、電子形式で、又要請があれば紙の形式で提供されるものとする。

販売業者は、第5条から第12条に規定される要件、又はそれに従って規定されている要件に違反するケースを是正するため講じられる措置について、国家当局と協力するものとする。

第20条 フルフィルメント サービス プロバイダーの義務

フルフィルメント サービス プロバイダーは、取り扱う包装について、空の包装か製品が入っている包装かを問わず、保管、取扱い、梱包、宛名書き、発送中の状況が、包装が第5条

から第 12 条に規定されている要件又はそれに従って規定されている要件に準拠していることを危うくしないことを保証するものとする。

第 21 条 製造業者の義務が輸入業者及び販売業者に適用されるケース

輸入業者又は販売業者が、自社の名前又は商標で包装を上市する場合、又は既に上市している包装を、本規則の関連要件への準拠に影響を与えるような方法で変更する場合、その輸入業者又は販売業者は、本規則の目的上、製造業者と見なされ、第 15 条に基づく製造業者の義務の対象となるものとする。

第 1 項に言及される輸入業者又は販売業者が、2025 年 2 月 11 日に適用され勧告 2003/361/EC に規定される小規模企業の定義に該当し、輸入業者又は販売業者に包装を供給する自然人又は法人が EU 域内に所在する場合、包装を供給する自然人又は法人は、第 15 条の目的上、製造業者と見なされるものとする。

第 22 条 経済事業者の識別

1. 経済事業者は、要請に応じ、市場監視当局に次の情報を提供するものとする：

(a) 包装又は包装製品を供給した経済事業者の識別情報；

(b) 包装又は包装製品を供給した経済事業者の識別情報。

2. 経済事業者は、第 1 項(a)に規定する情報を、次のとおり提供できるものとする：

(a) シングルユース包装については、包装を供給した日又は供給を受けた日から 5 年間；

(b) リユース可能な包装については、リユース可能な包装を供給した日又は供給を受けた日から 10 年間。

第 23 条 包装廃棄物管理事業者の情報提供義務

包装廃棄物管理事業者は、指令 2008/98/EC 第 35 条(1)に従い、電子登録簿を通じて加盟国の領域で初めて利用可能になった包装に関する情報を除き、本規則附属書 XII 表 3 に記載される包装廃棄物に関する情報を毎年所管の官庁に提供するものとする。

包装廃棄物管理事業者は、拡大生産者責任義務を個別に履行する場合は生産者に、拡大生産者責任義務を集団的に履行する場合、その義務の履行を委託された生産者責任組織に、第 44

条(10)に規定される情報提供義務を遵守するため必要な全ての情報を毎年提供するものとする。

加盟国は、国内法に従い、公的機関が包装廃棄物の管理の組織化に責任を負っている場合、包装廃棄物管理事業者は、指令 2008/98/EC 第 35 条(1)に従い、第 44 条(10)に規定された情報義務を遵守するため必要な全ての情報を、又は電子登録簿を補足するその他の手段を使用し、毎年、当該公的機関に提供しなければならないと規定することができる。

第 V 章 包装及び包装廃棄物を削減する事業者の義務

第 24 条 過剰包装に関する義務

1. 2030 年 1 月 1 日又第 2 項に従って採択された施行法の発効から 3 年のいずれか遅い日までに、集合包装、輸送包装、又は電子商取引包装を充填する事業者は、パーセントで表す最大空きスペース率が 50 %になるようにしなければならない。

2. 欧州委員会は、2028 年 2 月 12 日までに、第 1 項に規定する空きスペース率の計算方法を確立する施行法を採択するものとする。当該方法論は、特に、不規則な形状の包装製品、複数の販売用包装又は製品を含む包装、液体製品を含む包装、内容物が容易に破損する可能性がある包装製品、寸法が小さいために大型製品によって破損する可能性がある包装製品、及び輸送用包装において出荷ラベルを貼付できる最小スペースなど、適用される法的要件に準拠するか製品を保護するのに十分な大きさの空きスペースに配置する必要がある包装の特殊特性を考慮するものとする。

これらの施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手順に従って採択されるものとする。

3. 第 1 項に規定する比率の計算の目的上：

(a) 空きスペースとは、グループ化された包装、輸送用包装又は電子商取引用包装の総容積と、そこに含まれる販売用包装の容積との差を意味する；

(b) 空きスペース率とは、(a) に定義される空きスペースと、グループ化された包装、輸送用包装又は電子商取引用包装の総容積との比率をいう。

紙切れ、エアクッション、プチプチ、スポンジフィラー、フォームフィラー、木綿、ポリスチレン、発泡ポリスチレンのチップなどの充填材料で満たされた空間は、空きスペースと見なされる。

4. 2028 年 2 月 12 日までに、販売用包装材料を充填する事業者は、空きスペースが、製品保護を含む包装機能を確保するため必要な最小限にまで削減されるようにする必要がある。販売用包装材の空きスペース率とは、販売用包装材の全内容積と包装された製品の容積との差を意味する。

この項の遵守状況を評価する目的で、紙切れ、エアクッション、プチプチ、スポンジフィラー、フォームフィラー、木綿、ポリスチレン、発泡ポリスチレンのチップなどの充填材料で満たされた空間は、空きスペースと見なされる。

輸送中に沈殿する可能性のある製品、又は食品を保護するためヘッドースペースが必要な製品、又はこれらの特性を示すその他の製品の販売用包装については、次のとおり：

- (a) この項の遵守は、充填時のパック充填レベルとして評価される；
- (b) 包装された食品の間又は内部の空気、又は保護ガスは、空きスペースとは見なされない。

5. 販売用包装を電子商取引用包装として使用する、又はリユースシステム内でリユース可能な包装を使用する事業者は、本条第 1 項に規定された義務を免除される。但し、事業者は、そうした販売用包装が第 10 条に規定された要件に準拠していることを保証する必要がある。

6. 欧州委員会は、2032 年 2 月 12 日までに、第 1 項に言及される空きスペース率及び第 5 項の除外を見直し、特におもちゃ、化粧品、DIY キット、電子製品について、販売用包装の空きスペース率を確立する可能性を評価するものとする。

第 25 条 特定の包装形式の使用に関する制限

1. 2030 年 1 月 1 日から、事業者は、附属書 V に記載された形式及び用途の包装を上市してはならない。

2. 第 4 条(2)の規定に違反するものとして、加盟国は、附属書 V に記載されていない材料で作られた、附属書 V に記載された形式及び用途の包装を上市することに関し、2025 年 1 月 1 日以前に採択された制限を維持できる。

3. 本条第 1 項は、第 9 条(2)ポイント(b) に影響を及ぼさないものとする。

4. 本条第 1 項の除外として、加盟国は、2025 年 2 月 11 日に適用される勧告 2003/361/EC で定義される小規模企業に対し、当該包装を使用しないことが技術的に不可能であること、又はリユースシステムの機能に必要なインフラストラクチャへのアクセスを得ることが技術的に不可能であることが実証されている場合、本規則附属書 V ポイント 3 に列挙された形式及び用途の包装の上市を許可することができる。
5. 2032 年 2 月 12 日までに、欧州委員会は、これらの制限及びこれらの制限の除外及び除外の環境へのプラスの影響を評価し、接触に敏感な包装に適用される安全及び衛生要件を満たす代替包装ソリューションの利用可能性を考慮するものとする。その評価に基づき、欧州委員会は、包装廃棄物の削減を目的として、本条及び附属書 V を見直し、技術及び科学の進歩に合わせそれらを適応させるものとする。欧州委員会は、その検討に基づき、特定の包装形式の使用に関する新たな制限を設けることの妥当性、並びに本条に規定する特例及び除外を維持することの妥当性を評価し、適切な場合には立法提案を提出するものとする。
6. 欧州委員会は、加盟国及び欧州食品安全機関と協議の上、2027 年 2 月 12 日までに、附属書 V をより詳細に説明し、対象となる包装形式の例、制限の除外などを含むガイドラインを公表し、附属書 V ポイント 2 から除外される果物と野菜の非網羅的なリストを提供するものとする。

第 26 条 リユース可能な包装に関する義務

1. 加盟国の領域で初めてリユース可能な包装を提供する事業者は、当該加盟国において、当該包装の回収を確実にするインセンティブを含め、附属書 VI に規定された要件を満たす、当該包装のリユースのためのシステムが実施されていることを確保するものとする。当該事業者は、加盟国で既に実施されている既存のリユースシステムを利用する場合、本項に準拠していると見なされるものとする。
2. 本条第 1 項に基づく要件へのシステムの準拠に関する説明は、第 11 条(3)に従って提供されるリユース可能な包装に関する技術文書の一部として作成されるものとする。この目的のため、製造業者は、附属書 VI に規定されるシステム参加者から関連する書面による確認を求めるものとする。

第 27 条 リユースシステムに関する義務

1. リユース可能な包装を使用する経済事業者は、1 つ以上のリユースシステムに参加し、

リユース可能な包装が再利用されるリユースシステムが、附属書 VI パート A に規定されている要件に準拠していることを保証するものとする。

2. リユース可能な包装を使用する経済事業者は、エンド ユーザーがリユースできるように包装を再度提供する前に、附属書 VI パート B に従って当該包装が再生されていることを保証するものとする。

3. リユース可能な包装を使用する経済事業者は、1 つ以上の相互リユースシステムの責任者として第三者を任命することができる。

経済事業者が第 1 項に言及される第三者を任命した場合、本条に規定されている義務は、当該第三者が自らに代わって履行するものとする。

4. 附属書 VI の要件に従って閉ループ システムでリユース可能な包装を使用する経済事業者は、システム参加者が特定し、システム事業者が承認した 1 つ以上の収集ポイントに包装を返却する必要がある。

第 28 条 詰替えに関する義務

1. 詰替えによる製品購入の可能性を提供する経済事業者は、エンド ユーザーに次の事項（「詰替えのルール」）を通知するものとする：

(a) 詰替えで提供される製品を購入するため使用できる容器の種類；

(b) 詰替えの衛生基準；

(c) ポイント (a) に言及される容器の使用に関する健康と安全に関するエンド ユーザーの責任。

詰替えのルールは定期的に更新され、施設内に明確に掲示されるか、エンド ユーザーに提供されるものとする。

2. 詰替えによる製品購入の可能性を提供する事業者は、詰替えステーションが、附属書 VI パート C に規定される要件、及び詰替えによる製品販売に関するその他の EU 法に規定される要件に準拠していることを保証するものとする。

3. 詰替えによる製品購入の可能性を提供する事業者は、詰替えステーションでエンド ユー

ザーに包装又は容器を提供する場合、その包装及び容器が附属書 VI に規定される要件を満たしていない場合、又はデポジット返還システムの一部として提供されている場合、無料で提供されないことを保証するものとする。

4. 事業者は、エンドユーザーが第 1 項に従って事業者から通知された詰替えの規則に従わない場合、特に事業者が、容器が不衛生であるか食品又は飲料の販売に適していないと判断した場合、エンドユーザーが提供する容器の詰替えを拒否できる。事業者は、エンドユーザーが提供する容器の使用から生じる衛生又は食品の安全性に関する問題について一切の責任を負わない。

5. 2030 年 1 月 1 日より、販売面積が 400 平方メートルを超える最終販売業者は、その販売面積の 10 %を食品及び非食品製品の詰替えステーションに充てるよう努めなければならぬ。

第 29 条 リユース目標

1. 2030 年 1 月 1 日より、EU 域内で、電子商取引で流通する製品を含む製品の輸送に使用される輸送用包装材料又は販売用包装材料を、あらゆるサイズ又は材質の、輸送中にパレットに載せられた製品を安定させ保護するためのフレキシブル フォーマット又はパレットラッピング又はストラップを含む、パレット、折り畳み式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチック クレート、中間バルク コンテナ、バケツ、ドラム、キャニスターの形で使用している経済事業者は、こうした包装材料の合計の少なくとも 40 %がリユースシステム内でリユース可能な包装材料であることを確保するものとする。

2040 年 1 月 1 日より、これらの経済事業者は、第 1 項に言及される包装材料の少なくとも 70 %をリユースシステム内でリユース可能なフォーマットで使用するよう努めるものとする。

2. 2030 年 1 月 1 日より、本条第 1 項の規定に係らず、EU 域内で、事業者が活動を行う異なる拠点間、又は事業者が活動を行う拠点のいずれかと、2025 年 2 月 11 日に適用される勧告 2003/361/EC 附属書第 3 条に定義されるその他の関連企業又はパートナー企業の拠点間で、本条第 1 項に列挙する形式で製品の輸送に使用される輸送用包装又は販売用包装を使用する経済事業者は、こうした包装がリユースシステム内でリユース可能であることを確保するものとする。

3. 2030 年 1 月 1 日より、本条第 1 項の規定に係らず、電子商取引で流通される製品を含む

製品の輸送に使用される輸送用包装又は販売用包装を、同じ加盟国内の別の経済事業者に製品を配送するため、第 1 項に列挙する形式で使用する経済事業者は、そうした包装がリユースシステム内でリユース可能であることを確保するものとする。

4. 第 1 項、第 2 項、第 3 項に規定する義務は、次の輸送用包装又は販売用包装には適用されない：

(a) 指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用されるもの；

(b) 注文した事業者の個別の要件に合わせ、包装がカスタムデザインされる大型機械、設備、商品の輸送に使用されるもの；

(c) 輸送に使用され、規則(EC) No 178/2002 第 2 条及び第 3 条(4)で定義される食品及び飼料、又は州議及び閣僚理事会規則(EU)No 1169/2011[69]第 2 条(2)ポイント(f)で定義される食品原料と直接接触する柔軟な形式のもの；

(d) 板紙の箱の形態のもの。

5. 2030 年 1 月 1 日より、販売用包装の外で板紙を除く箱の形態の集合包装を使用して一定数の製品をグループ化し、在庫保管又は配送ユニットを作成する経済事業者は、そうした包装の少なくとも 10 %がリユース可能な包装で、リユースシステム内で使用されることを確保するものとする。

2040 年 1 月 1 日より、経済事業者は、第 1 項に言及される包装の少なくとも 25 %をリユース可能な形式で、リユースシステム内で使用するよう努めるものとする。

6. 2030 年 1 月 1 日より、加盟国の領土内で消費者に販売用包装のアルコール飲料及びノンアルコール飲料を提供する最終販売業者は、それらの製品の少なくとも 10 %がリユース可能な包装で、リユースシステム内で使用されることを確保するものとする。

2040 年 1 月 1 日から、事業者は、第 1 項に言及される製品の少なくとも 40%をリユース可能な包装であり、リユースシステム内で利用できるように努めなければならない。

最終販売業者は、自社ブランドで製造された包装製品が、この項で定められた目標の達成に公平かつ相応の基準で貢献することを保証するものとする。

7. 第 6 項に規定される目標は、次には適用されないものとする：

- (a) 規則(EU)No 1169/2011 第 24 条の意味する非常に腐りやすい飲料、規則(EU)No 1308/2013 附属書 I 第 16 部に記載される乳及び乳製品、並びに閣僚理事会規則(EEC)No 2658/87[70]附属書 I 統合命名法(CN)のコード 2202 99 11 及び 2202 99 15 に該当する乳製品類似品；
- (b) 規則(EU) No 1308/2013 附属書 VII パート II の 1、3 から 9、11、12、15、16、17 に列挙されるブドウ製品の種類；
- (c) 欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)No 251/2014[71]に定義される芳香性ワイン製品；
- (d) ワイン製品及び芳香性ワイン製品に類似し、ブドウ及び野菜以外の果物から得られる製品、及び CN コード 2206 00 に該当するその他の発酵飲料；
- (e) CN コード 2208 に該当するアルコールベースの蒸留酒。

8. 2027 年 2 月 12 日までに、欧州委員会は加盟国と協議の上、第 6 項及び第 7 項の範囲に含まれる製品の種類に関するガイドラインを公表するものとする。

9. 第 6 項に言及される最終販売業者は、販売時点でその特定のリユースシステム内で、自らが上市した包装と同じ種類、形状、サイズのリユース可能な包装を全て無料で回収し、流通チェーン全体を通じ、そうした包装の回収と返却を確実に行うものとする。最終販売業者は、最終ユーザーが包装の実際の引き渡しが行われる場所又はその近くで包装を返却できるようにしなければならない。最終販売業者は、関連するデポジットを全額償還するか、関連するデポジットが返還されるように、特定のリユースシステムのガバナンス ルールに従って包装の返却を通知するものとする。

10. ある暦年において、最終販売業者の販売面積が 100 平方メートル以下である場合、当該最終販売業者は、当該暦年において第 6 項に定める目標を達成する義務を免除されるものとする。最終販売業者及び一部の製造業の特別な状況に基づき、国レベルであっても、欧州委員会は、第 64 条に従って委任法を採択し、販売面積の閾値を修正する権限を有する。

11. 加盟国は、最終販売業者の販売面積が 2,000 人未満の島にある場合、第 6 項に定める目標を達成する義務を免除することができる。

加盟国は、最終販売業者の販売面積が人口密度 54 人/平方キロメートル未満の市町村にある場合、第 6 項に定める目標を達成する義務を免除することもできるが、第 6 項に定める

目標は、5,000 人を超える人口密集地に販売面積を持つ最終販売業者に適用されるものとする。

第 1 又は第 2 サブパラグラフに従って免除された最終販売業者が、第 6 項に言及される製品をリユース可能な包装で販売する場合、第 9 項に従ってそうした包装の回収を手配するものとする。第 1 又は第 2 サブパラグラフに従って免除された最終販売業者が複数の販売地域を有し、それらの地域の 1 つ又は一部のみがそうした島、又はそうした自治体にある場合、加盟国の領土でそうした販売地域で提供される関連飲料は、第 6 項に定められた目標の達成を目的として計算されないものとする。

12. 加盟国は、第 6 項に規定された義務を果たす目的で最終販売業者がプールを形成することを許可することができるが、各プールは次の条件を満たすものとする：

- (a) 関連飲料カテゴリの市場シェアの 40 %を超えない；
- (b) 5 社以下の最終販売業者で構成されている；
- (c) 全てのプール メンバーによって加盟国の領土内で提供される飲料カテゴリのみを対象とする；
- (d) 条件が、最終販売業者が同じブランド名で営業している場合、適用されない。

加盟国が第 1 サブパラグラフに従って最終販売業者にプールの形成を許可する場合、各プールは加盟国の管轄当局に少なくとも次の情報を提供するものとする：

- (a) プールに含まれる最終販売業者；
- (b) プール管理者及び連絡担当者として任命された最終販売業者。

加盟国は、本項に関連し第 6 項に基づく義務を履行するために必要な追加情報の提供を要求することができる。

最終販売業者は、プールの取決めが TFEU 第 101 条及び第 102 条に準拠していることを保証するものとする。当該プールに対する EU の競争規則の一般的な適用性を損なうことなく、プールの全てのメンバーは、特に、本規則第 30 条(2)に言及される情報に関する場合を除き、プールの取決めの意味合いにおいて、見込み販売データに関するものを含め、データ共有又は情報交換が行われないようにするものとする。

2028 年 1 月 1 日までに、欧州委員会は、各最終販売業者が各暦年に上市する包装の種類と量、及び最終販売業者の所在地を考慮し、本項に言及されるプールの取決めに適用される詳細な条件と報告要件を確立及び指定することにより、本規則を補足する第 64 条に従って委任法を採択するものとする。

13. 経済事業者は、当該暦年中に次の行為を行った場合、当該暦年について本条に定められた目標を達成する義務を免除されるものとする：

- (a) 加盟国の領土で 1,000kg 以下の包装を利用可能にした場合；及び、
- (b) 勧告 2003/361/EC に規定されている小規模企業の定義に該当し、2025 年 2 月 11 日に適用される。

国内レベルを含む最終流通及び一部の製造業の特別な条件に基づき、欧州委員会は、第 64 条に従って委任法を採択し、本項ポイント(a)に規定される基準を修正する権限を有する。

14. 加盟国は、次の条件の下、経済事業者を本条に基づく義務から 5 年間免除することができる：

- (a) 免除加盟国が、2025 年までに達成すべき材料当たりの包装廃棄物のリサイクル目標を 5 パーセントポイント上回り、その日の 3 年前に欧州委員会が公表した報告書により、2030 年の目標を 5 パーセントポイント上回る見込みである；
- (b) 免除加盟国が、第 43 条に規定されている関連する廃棄物防止目標を達成する見込みであり、2018 年に 1 人当たりで発生した包装廃棄物と比較し、2028 年までに 1 人当たりで発生した包装廃棄物を少なくとも 3% 削減したことを証明できる；
- (c) 経済事業者が、それぞれ第 43 条及び第 52 条に規定される廃棄物防止及びリサイクルの目標の達成に貢献する企業廃棄物防止及びリサイクル計画を採用している。

全ての条件が満たされている場合、加盟国は 5 年間の期間を更新できる。

15. 第 51 条に定める条件に従い、加盟国は、第 43 条に定める目標の 1 つ以上を達成するため、加盟国に必要な範囲で、本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に定める最低目標を超える目標を経済事業者に対し設定できる。

16. 第 51 条に定める条件に従い、加盟国は、第 43 条に定める目標の 1 つ以上を達成するため、加盟国に必要な範囲で、本条第 6 項に該当しない販売用包装で提供される飲料に関

して経済事業者に対し目標を設定できる。

17. 本条に規定された又は本条に基づいて定められた目標は、曆年期間について計算されるものとする。

18. 最新の科学的及び経済的データと動向を考慮するため、欧州委員会は、第 64 条に従つて委任法を採択し、次の事項を確立することにより本規則を補足する権限を有する：

(a) 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に規定された目標の遵守に関連する特定のセクターで発生した特定の経済的制約のため、本条に規定されたものに追加される経済事業者に対する免除。

(b) 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に規定された目標の対象となる特定の包装形式に対する免除。但し、衛生及び食品安全の問題によりこれらの目標の達成が妨げられる場合；

(c) 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に規定された目標の対象となる特定の包装形式に対する免除。但し、環境問題によりこれらの目標の達成が妨げられる場合。

19. 2034 年 1 月 1 日までに、最先端の技術の進歩と経済事業者及び加盟国が得た実践的経験を考慮し、欧州委員会は、本条に定める 2030 年の目標の実施状況を検討する報告書を提出するものとする。当該報告書では、シングルユース及びリユース用包装のライフサイクル評価の観点からも含め、次の事項を評価するものとする：

(a) 2030 年の目標が、効果的かつ実施しやすい持続可能な包装を促進する解決策をどの程度齎したか；

(b) 2030 年の目標達成の経験及び変化する状況に基づく 2040 年の目標達成の実現可能性；

(c) 本条に定める免除及び特例を維持することの妥当性；

(d) 他の包装カテゴリのリユース及び詰替えに関する新たな目標を設定する必要性又は妥当性。

欧州委員会の報告書には、雇用影響評価が含まれるものとする。報告書には、適切な場合、本条、特に 2040 年の目標を修正する立法提案が添付されるものとする。加盟国は、2032 年 12 月までに、自国の領土におけるリユース目標の実施に関する雇用影響評価に関するデ

ータを欧州委員会に提出するものとする。加盟国は、欧州委員会にデータを提出する前に、包装のリユース目標の対象分野の労働者及び雇用主を代表する国内の社会的パートナーに通知し、協議するものとする。

第 30 条 リユース目標の達成度の計算に関する規則

1. 第 29 条(1)及び(5)に定められた目標の達成度を証明するため、包装を使用する経済事業者は、各目標について個別に次の事項を計算するものとする：
 - (a) 曆年中に使用したリユースシステム内のリユース可能な包装を構成する、第 29 条(1)又は(5)に該当する包装形式のいずれかに相当する単位数；
 - (b) 曆年に使用した、本項ポイント(a)に示されたもの以外の、該当する場合、第 29 条(1)又は(5)に列挙された包装形式のいずれかに相当する単位数。
2. 第 29 条(6)及び第 33 条に定められた目標の達成を証明するため、加盟国の領域で消費者にそうした製品を提供する最終販売業者は、各目標について個別に次を計算するものとする：
 - (a) 曆年に加盟国の領域で利用可能になった、リユースシステム内のリユース可能な包装の飲料の総販売単位数又は総量；
 - (b) 曆年に加盟国の領域で利用可能になった、(a)に言及したもの以外の包装の飲料の総販売単位数又は総量。
3. 2027 年 6 月 30 日までに、欧州委員会は、第 29 条に定めるリユース目標の計算方法を確立する施行法を採択するものとする。

これらの施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手続きに従って採択されるものとする。

4. 第 29 条に定めるリユースの目標達成を証明する義務は、2030 年 1 月 1 日又は本条第 3 項に規定する施行法の発効日から 18 か月後のいずれか遅い方から適用される。

第 31 条 リユースの目標に関する所管の官庁への報告

1. 第 29 条(1)から(8)に規定する経済事業者は、第 29 条に規定するリユース目標の達成に関するデータを曆年ごとに含む報告書を第 40 条に規定する所管の官庁に提出するものとする。

2. 第 1 項に規定する報告書は、データを収集した報告年度の終了から 6 か月以内に提出するものとする。
3. 最初の報告年度は、2030 曆年とする。
4. 管轄当局は、データを報告するための電子システムを確立し、使用するフォーマットを指定するものとする。
5. 管轄当局は、報告されたデータの信頼性を確保するために必要な追加情報の提供を経済事業者に要求することができる。
6. 加盟国は、第 1 項に言及される報告書を公開するものとする。
7. 2027 年 2 月 12 日までに、欧州委員会はリユースに関する欧州監視機関を設立するものとする。監視機関は、本規則に規定されている措置の実施を監視し、リユースの実践に関するデータを収集し、リユースの分野における適正規範の開発に貢献する責任を負うものとする。

第 32 条 テイクアウト部門の詰替え義務

1. 2027 年 2 月 12 日まで：
 - (a) HORECA 部門で事業活動を行い、加盟国の領土内でティクアウト包装の温かい又は冷たい飲料を提供する最終販売業者は、消費者が充填用の容器を持参できるシステムを提供するものとする；
 - (b) HORECA 部門で事業活動を行い、加盟国の領土内でティクアウト包装の調理済み食品を提供する最終販売業者は、消費者が充填用の容器を持参できるシステムを提供するものとする。
2. 消費者が充填用の容器を持参する場合、第 1 項に規定する最終販売業者は、同じ製品とシングルユース包装からなる販売単位を販売する場合よりも高いコストや不利な条件で消費者に製品を提供するものとする。

最終販売業者は、販売時点で、消費者が用意した詰め替え可能な容器で製品入手できる可能性があることを、明瞭で、判読可能な情報ボード、又は標識を通じて消費者に通知するも

のとする。

第 33 条 テイクアウト部門のリユース提供義務

1. HORECA 部門で事業活動を行い、加盟国の領土内でティクアウト用包装の温かい又は冷たい飲料、調理済み食品を提供する最終販売業者は、2028 年 2 月 12 日までに、消費者に、リユースシステム内でリユース可能な包装の製品入手するオプションを提供するものとする。
2. 最終販売業者は、販売時点で、明瞭で、判読可能な情報ボード又は標識を通じて、再利用可能な包装の製品入手できる可能性について消費者に通知するものとする。
3. 最終販売業者は、リユース可能な包装に詰められた製品を、同じ製品とシングルユース包装で構成される販売単位よりも高いコストで、不利にならない条件で提供するものとする。
4. 最終販売業者は、2025 年 2 月 11 日に適用される勧告 2003/361/EC に定められた小規模企業の定義に該当する場合、本条の適用を免除される。
5. 2030 年以降、最終販売業者は、販売する製品の 10 %をリユース可能な包装形式で提供するよう努めるものとする。
6. 第 51 条に定める条件に基づき、加盟国は、第 43 条に定める目標の 1 つ以上を達成するため、加盟国がより高い目標を必要とする範囲で、本条第 5 項に定める最低目標を超える目標を経済事業者に対し設定することができる。

第 VI 章 プラスチック製ショッピングバッグ

第 34 条 プラスチック製ショッピングバッグ

1. 加盟国は、自国の領土における軽量プラスチック製ショッピングバッグの消費の持続的な削減を達成するための措置を講じるものとする。

持続的な削減は、2025 年 12 月 31 日までに、及びその後は毎年 12 月 31 日までに、年間消費量が 1 人当たり軽量プラスチック製ショッピングバッグ 40 枚、又は重量で同等の目標を超えない場合、達成されたと見なされる。

2. 加盟国が第 1 項に定める目標を達成するため講じる措置は、軽量プラスチック製ショッピングバッグが製造、リサイクル、又は廃棄される際の環境影響、並びにその堆肥化特性、耐久性、又は特定の用途を考慮するものとする。こうした措置は、第 4 条の除外として、比例的かつ非差別的である限り、販売制限を含むことができる。
3. 本条第 1 項及び第 2 項に基づく措置に加え、加盟国は、TFEU から生じる義務に従い、壁の厚さに係らず、あらゆる種類のプラスチック製ショッピングバッグに関して、経済的手段や国家削減目標などの措置を講じることができる。
4. 加盟国は、衛生上の目的で必要とされる、又は食品の廃棄を防ぐためのバラ食品の販売用包装として提供される非常に軽量なプラスチック製ショッピングバッグを、第 1 項に定める義務から除外することができる。
5. 欧州委員会は、2032 年 2 月 12 日までに、軽量プラスチック製ショッピングバッグよりも環境に影響を与える可能性のある、第 1 項及び第 2 項に言及されるもの以外の包装材料に関する報告書を作成し、適切な場合、削減目標とそれらの目標を達成するための措置を定めた立法提案を提出するものとする。

第 VII 章 包装の適合性

第 35 条 試験、測定及び計算方法

包装が第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定される要件に準拠していること、及び準拠していることを検証するため、一般に認められている最先端の方法を考慮し、結果の不確実性が低いと考えられ、信頼性が高く、正確で、再現性のある方法を使用して試験、測定及び計算を行うものとする。

第 36 条 適合性の推定

1. 第 35 条に規定する試験、測定又は計算方法であって、欧州連合官報にその参照が公表されている調和規格又はその一部に適合するものは、同条に規定する規格又はその一部が対象とする要件に適合していると推定される。
2. 本条第 1 項に規定する試験、測定又は計算方法が、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC)No 765/2008[72]に従って認定を受けた適合性評価機関によって実施される場合、それらは本

条第 1 項の要件に適合していると推定される。

3. 欧州連合官報に参照が公表されている調和規格又はその一部に準拠している包装は、それらの規格又はその一部が対象とする第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定される要件に準拠していると推定される。

第 37 条 共通規格

1. 本条第 2 項に規定する共通規格又はその一部に準拠する包装は、これらの要件が共通規格又はその一部でカバーされている限りにおいて、第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定される要件に準拠していると見なされる。

2. 欧州委員会は、次の条件が満たされる場合、施行法により、第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定される要件に関する共通規格を制定ができる：

(a) 次のいずれか：

(i) 本規則第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定される要件を対象とする統一規格への言及が、規則(EU)No 1025/2012 に従って欧州連合官報に掲載されておらず、又、そうした言及が合理的な期間内に掲載されることが見込まれない；又は、

(ii) 既存の規格が、要求が対象とする要件を満たしていない；及び、

(b) 欧州委員会が、規則(EU)No 1025/2012 第 10 条(1)に従って、1 つ以上の欧州標準化組織に、本規則第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定される要件に関する統一規格の草案又は改訂を要求しており、次のいずれかに該当する場合：

(i) 要求が、要求が提出された欧州標準化組織のいずれにも受け入れられていない；

(ii) 要求が提出された欧州標準化組織の少なくとも 1 つに受け入れられているが、要求された統一規格が：

– 要求で設定された期限内に採用されていない；

– 要求に準拠していない；又は、

– 対象とする要件に完全には適合していない。

これらの施行法は、第 65 条(2)に規定されている審査手順に従って採択されるものとする。

3. 本条第 2 項に規定する施行法の草案を作成する前に、欧州委員会は、規則(EU)No 1025/2012 第 22 条に規定する委員会に対し、本条第 2 項に規定する条件が満たされていると考えている旨を通知するものとする。
4. 欧州標準化団体が調和規格を採用し、欧州連合官報にその参照を掲載するため欧州委員会に調和規格を提案する場合、欧州委員会は、規則 (EU) No 1025/2012 に従って調和規格を評価するものとする。欧州連合官報にそうした統一規格への言及が掲載された場合、欧州委員会は、第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定されている要件と同じ要件を網羅する、本条第 2 項に言及される施行法又はその一部を廃止するものとする。
5. 加盟国又は欧州議会が、共通規格が第 5 条から第 12 条、第 24 条及び第 26 条に規定される要件を完全に満たしていないと考える場合、詳細な説明を提出し、欧州委員会にその旨を通知するものとする。欧州委員会はその詳細な説明を評価し、適切な場合、問題の共通規格を定める施行法を修正できるものとする。

第 38 条 適合性評価手順

第 5 条から第 12 条に規定されている要件に関する包装の適合性評価は、附属書 VII に規定される手順に従って実施するものとする。

第 39 条 EU 適合宣言

1. EU 適合宣言には、第 5 条から第 12 条に規定された要件、又はそれに従って規定された要件が満たされていることが実証されていることを記載するものとする。
2. EU 適合宣言は、附属書 VIII に規定するモデル構造を持ち、附属書 VII に規定するモジュールで指定される要素を含み、継続的に更新されるものとする。EU 適合宣言は、包装が上市される、又は市場で入手可能になる加盟国で要求される 1 つ以上の言語で作成するか、又は翻訳されるものとする。
3. 包装又は包装された製品が、EU 適合宣言を必要とする複数の EU 法の対象である場合、適切な場合、全てのこうした EU 法に関して单一の EU 適合宣言を作成するものとする。その宣言には、関係する EU 法とその公表参照を記載するものとする。宣言は、関連する個々の EU 適合宣言で構成された書類で構成できる。
4. EU 適合宣言を作成することにより、製造業者は、包装がこの規則で規定されている要件

に準拠していることについて責任を負うものとする。

5. 所管の官庁は、リスクに基づくアプローチに基づいて評価される適合宣言の少なくとも一部の正確性を毎年管理するよう努め、市場から不適合製品を撤去するなど、不適合に対処するために必要な措置を講じるものとする。

第 VIII 章 包装及び包装廃棄物の管理

第 1 節 一般規定

第 40 条 所管の官庁

1. 加盟国は、本章及び第 6 条(10)、第 29 条(1)から(7)及び(9)、及び第 30 条から第 34 条に規定される義務の実施及び執行を担当する 1 つ以上の所管の官庁を指定するものとする。
2. 加盟国は、所管の官庁又は所管の官庁の組織及び運営の詳細を定めるものとし、これには次の事項を規定する行政及び手続き上の規則が含まれる：
 - (a) 第 44 条に従った生産業者の登録；
 - (b) 第 44 条(7)及び(8)に基づく報告要件の組織化及び監視；
 - (c) 第 45 条に基づく拡大生産者責任義務の実施の監視；
 - (d) 第 47 条に基づく拡大生産者責任の履行の認可；
 - (e) 第 56 条に基づく情報の提供。
3. 加盟国は、2025 年 7 月 12 日までに、第 1 項に従って指定された所轄の官庁の名前と住所を欧州委員会に通知するものとする。加盟国は、これらの所轄の官庁の名前又は住所の変更を遅滞なく欧州委員会に通知するものとする。

第 41 条 早期警告レポート

1. 欧州委員会は、欧州環境機関と協力して、第 43 条及び第 52 条に定められた目標の達成に向けた進捗状況に関するレポートを、これらの条項に定められた期限のそれぞれ 3 年前に作成するものとする。

2. 第 1 項に規定する報告書には、次の事項が含まれるものとする：
 - (a) 各加盟国による目標達成の推定；
 - (b) それぞれの期限までに目標を達成できない恐れのある加盟国のリストと関係加盟国に対する適切な勧告；
 - (c) 目標達成に向けた前進の指針となり得る、EU 全域における適正規範の例。

第 42 条 廃棄物管理計画及び廃棄物防止プログラム

1. 加盟国は、指令 2008/98/EC 第 28 条に従って要求される廃棄物管理計画に、本規則第 48 条、第 50 条及び第 52 条に従って講じられた措置を含む、包装及び包装廃棄物の管理に関する専用の章を含めるものとする。
2. 加盟国は、指令 2008/98/EC 第 29 条に従って要求される廃棄物防止プログラムに、本規則第 43 条及び第 51 条に従って講じられる措置を含む、包装、包装廃棄物、及びゴミとして廃棄される包装の防止に関する専用の章を含めるものとする

第 2 節 廃棄物防止

第 43 条 包装廃棄物の防止

1. 各加盟国は、決定 2005/270/EC に従って欧州 8 委員会に報告された 2018 年の 1 人当たりの包装廃棄物発生量と比較し、1 人当たりの包装廃棄物発生量を少なくとも次まで削減するものとする：
 - (a) 2030 年までに 5 %；
 - (b) 2035 年までに 10 %；
 - (c) 2040 年までに 15 %。

2. 加盟国が本条第 1 項に定める包装廃棄物防止目標を達成できるよう支援するため、2027 年 2 月 12 日までに、欧州委員会は、第 56 条(7)ポイント(c)に従って採択された施行法によって、基準年 2018 年に対する観光の増加又は減少を反映する補正係数を設定するものとする。この補正係数は、観光客 1 人当たりの包装廃棄物発生率と基準年 2018 年に対する観

光客数の変動に基づき、観光における包装廃棄物削減の可能性を考慮するものとする。

3. 第 1 項及び第 4 項に影響を与えることなく、一方で、家庭の包装廃棄物、他方で、産業及び商業の包装廃棄物の管理について別々のシステムを既に確立している加盟国は、それらのシステムを維持できる。
4. 第 1 項に定める目標を達成するため、各加盟国は、発生するプラスチック包装廃棄物の量を削減するよう努めるものとする。
5. 本規則で規定されている措置に加え、加盟国は、EU の廃棄物政策の全体的目的に沿って、本条で規定されている目標を達成するため、包装廃棄物の発生を防ぎ、包装の環境への影響を最小限に抑えることを目的とした措置を実施するものとする。こうした措置には、指令 2008/98/EC 附属書 IV 及び IVa に言及される措置など、廃棄物の優先順位の適用に対するインセンティブを提供する経済的手段及びその他の措置の使用、又は拡大生産者責任制度を通じて提供されるインセンティブ、及び生産者又は生産者責任組織に対する廃棄物防止計画の採用義務を含むその他の適切な手段及び措置が含まれる場合がある。これらの措置は、比例的かつ非差別的であり、貿易障壁又は競争の歪みを回避するよう設計されるものとする。こうした措置は、包装廃棄物の削減という目標を達成するため使用される軽量の包装材料への移行に繋がらないものとする。
6. 本条第 5 項の目的のため、及び欧州議会及び閣僚理事会指令(EU)2020/2184[73]第 16 条(2)項に影響を与えることなく、加盟国は、レストラン、食堂、バー、カフェ、ケータリングサービスに対し、利用可能な場合は顧客に水道水を無料で、又は低額のサービス料で、リユース可能、又は詰替え可能な形式で提供するよう奨励するものとする。
7. 第 5 項の目的のため、加盟国は、本規則に従って行動しつつ、第 1 項に定められた最低目標を超える包装廃棄物防止措置を導入することができる。
8. 加盟国は、第 1 項の規定に従わず、2025 年 12 月 31 日までに、第 1 項に定める目標の計算に、2018 年以外の基準年を使用するよう欧州委員会に要請することができる。加盟国がこうした要請を行った場合、欧州委員会は、第 5 項及び第 7 項に影響を与えることなく、加盟国が第 1 項に定める目標の計算にこうした他の基準年を使用することを許可できるが、その条件として、加盟国は、次の事項について実証された証拠を提出しなければならない：
 - (a) 第 1 項に定める目標の計算に基準年として使用することを要請した年における包装廃棄物の大幅な増加；

- (b) ポイント(a)で実証された包装廃棄物の大幅な増加は、報告手順の変更のみによるものである；
- (c) ポイント(a)で実証された包装廃棄物の大幅な増加は、消費量の増加によるものではない；及び、
- (d) 加盟国間のデータの比較可能性の向上。

9. 2032年2月12日までに、欧州委員会は、第1項に規定された目標を見直し、特定の包装材料に関する特定の目標を含める必要性を評価するものとする。そのため、欧州委員会は、適切と判断する場合、法案を添えて、報告書を欧州議会及び閣僚理事会に提出するものとする。

第3節 生産者登録及び拡大生産者責任

第44条 生産業者の登録

1. 各加盟国は、第14項に従って採択された最初の施行法の発効日から18か月以内に、この章に規定された要件に対する生産業者の遵守を監視するための国家登録簿を作成するものとする。

各国家登録簿は、全ての加盟国において、拡大生産者責任に関する生産業者又は公認代理人の登録を容易にするため、生産者のウェブサイトの他の国家登録簿へのリンクを提供するものとする。

2. 生産業者は、加盟国の領域内で初めて包装又は包装された製品を提供する場合、又は最終使用者ではない包装された製品を開梱する場合、各加盟国の登録簿を担当する所轄の官庁に登録申請書を提出することにより、各加盟国において本条第1項に規定する登録簿に登録する義務があるものとする。生産業者が第46条(1)に基づき生産者責任組織に拡大生産者責任義務の履行を委託した場合、登録簿が設立された加盟国が別途指定しない限り、本条に定める義務は当該組織が履行するものとする。

3. 加盟国は、本条に定める義務が、書面による委任に基づき、拡大生産者責任の公認代表者により生産業者に代わって履行されるものと規定することができる。

4. 生産業者は、加盟国において、自身、又は該当する場合、第45条に従い拡大生産者責任

の公認代表者が登録されていない場合、加盟国の領域内で初めて包装材料又は包装された製品を利用可能にしたり、最終使用者とならずに包装された製品を開封したりしてはならない。

5. 登録申請には、附属書 IX パート A に従って提供される情報を含めるものとする。加盟国は、本規則及び第 40 条(2)に従って加盟国が採択した規則の遵守を監視し、確保するため、情報又は文書が必要な場合、生産業者に追加情報又は文書の提供を求めることができる。
6. 拡大生産者責任の公認代理人が複数の生産業者を代表する場合、第 5 項に従って提供される情報に加え、代表する各生産業者の氏名及び連絡先を個別に提供するものとする。
7. 生産業者、又は該当する場合、本条第 2 項及び第 3 項に従って国内法で規定される拡大生産者責任の生産業者の公認代理人又は生産者責任組織は、附属書 IX パート B ポイント 1 に記載される情報を、前曆年ごとに 6 月 1 日までに、登録を担当する所轄の官庁に提出するものとする。

加盟国は、この項に従って提供される情報について、第 40 条(1)に規定する所管の官庁の監督の下、存在する場合、国家基準に基づいて独立した監査人による監査及び認証を受けることを要求できる。

8. 生産業者が加盟国の領域内で初めて、1 曆年中に 10 トン未満の包装済み製品の包装を含む包装を利用可能にした場合、又は第 3 条(1)ポイント(15)(e)で定義される生産業者が 1 曆年中に 10 トン未満の包装を開封した場合、生産業者、又は該当する場合、本条第 2 項及び第 3 項に従って国内法で規定されている拡大生産者責任又は生産者責任組織に関する生産者の公認代理人は、附属書 IX パート B ポイント 2 に記載される情報を、各曆年の 6 月 1 日までに登録を担当する所轄官庁に提出するものとする。

加盟国は、第 1 項の除外として、特定の曆年について、次の事項を達成するために正確なデータが不十分となる場合、第 1 項に規定する上限値よりも低い上限値を設定することができる：

- (a) 当該曆年における第 56 条(1)及び(2)に基づく報告義務の遵守；及び、
 - (b) 第 57 条に基づくデータベースが完全であることを確保し、第 56 条(2)ポイント(a)に基づくデータの提供。
9. 予算上の理由により必要な場合、加盟国は、生産業者に対し、四半期ごとに、附属書 IX

パート B ポイント 1 及び 2 に規定する情報の登録簿を、担当する所轄の官庁に提出するよう要求できる。

10. 拡大生産者責任義務を個別に履行する場合、生産業者、拡大生産者責任義務を集団的に履行する場合、当該義務の履行を委託された生産者責任組織、又はリユースシステムが拡大生産者責任義務を履行している場合、リユースシステム運営者は、毎年、前暦年ごとに所管の官庁に附属書 IX パート B ポイント 3 に規定する情報を提出するものとする。

国内法に基づき、公的機関が包装廃棄物の管理の組織化に責任を負っている場合、加盟国は、所管の官庁が附属書 IX パート B ポイント 3 に規定する情報を提出することを規定できる。

11. 登録を担当する管轄当局は、次の事項を行うものとする：

(a) 第 2 項に規定する登録の申請を、電子データ処理システムを通じて受理するものとし、その詳細は管轄当局のウェブサイトで公開される；

(b) 第 5 項及び第 6 項に要求される全ての情報が提供された時点から最大 12 週間以内に登録を許可し登録番号を提供する；

(c) 第 5 項及び第 6 項に規定される要件に実質的な要件を追加することなく、登録の要件及びプロセスに関する手順を定めることができる；

(d) 第 2 項に言及される登録申請の処理について、生産者にコストに基づく比例料金を請求できる；

(e) 第 7 項及び第 8 項に従って提出された情報を受け取り、監視する。

12. 生産業者、又は該当する場合、拡大生産者責任の生産業者の公認代理人、又は生産者責任組織は、登録に含まれる情報の変更、及び登録で言及されている包装又は包装された製品の加盟国の領域内での最初の提供の恒久的な停止について、遅滞なく所管の官庁に通知するものとする。生産業者が生産業者として存在しなくなった場合、生産業者の登録が終了した暦年の末日から 3 年後に生産業者は登録簿から削除されるものとする。

13. 加盟国は、登録生産者リストが容易にアクセス可能で、公開され、無料で提供されることを確保するものとするが、関連する EU 法及び国内法に従って商業上機密情報の機密性を維持することに支障をきたすものではない。登録生産者リストは、機械可読、並べ替え可能、検索可能で、第三者が使用できるオープンスタンダードに準拠するものとする。

14. 欧州委員会は、2026年2月12日までに、登録及び報告の形式を確立し、提供されるデータの細かさ、提出された情報でカバーされる包装の種類及び材料のカテゴリを指定する施行法を採択するものとする。

本条に基づく情報提出の形式は、相互運用可能であり、オープンスタンダード及び機械可読データに基づくものとし、ベンダーロックインなしで相互運用可能なデータ交換ネットワークを通じて転送可能であるものとする。

これらの施行法は、第65条(2)に規定する審査手順に従って採択されるものとする。

第45条 拡大生産者責任

1. 生産業者は、指令2008/98/EC第8条及び第8a条、並びにこの節に従って確立された制度の下、加盟国の領域で初めて利用可能にする、又は最終使用者でなくても開封する包装について、包装済み製品の包装を含め、拡大生産者責任を有するものとする。

2. 指令2008/98/EC第8a条(4)ポイント(a)に言及される費用に加え、生産業者が支払う財政的負担は、次の費用をカバーするものとする：

(a) 本規則第13条に言及される包装廃棄物の収集用の廃棄物容器にラベルを貼る費用；及び、

(b) 欧州委員会施行規則(EU)2023/595[74]及び本規則第56条(7)ポイント(a)に従って採択される施行法に基づき、これらの施行がそうした調査の施行義務を規定している場合、収集された混合都市廃棄物の組成調査の実施費用)。

カバーされる費用は、透明性、比例性、非差別性、及び効率的な方法で設定されるものとする。

3. 第3条(1)ポイント(15)(c)及び(d)に言及される生産業者は、生産業者が設立されている加盟国以外の、生産業者が包装又は包装された製品を初めて提供する各加盟国において、書面による委任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命するものとする。加盟国は、第三国に設立された生産業者が、包装又は包装された製品を自国の領土で初めて提供する場合、書面による委任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命することを規定できる。

4. 規則(EU)2022/2065第30条(1)ポイント(d)及び(e)を遵守するため、同規則第III章第4

節の適用範囲に含まれ、消費者が生産業者と遠隔契約を締結できるようにするオンラインプラットフォームのプロバイダーは、EU域内に所在する消費者に包装又は包装された製品を提供する生産業者から、その生産業者に自社のサービスの使用を許可する前に、次の情報を取得するものとする：

- (a) 消費者が所在する加盟国における本規則第44条に規定する生産業者の登録に関する情報、及びその登録簿における生産業者の登録番号；
- (b) 消費者が所在する加盟国において、本条第1項、第2項、及び第3項に規定する拡大生産者責任要件に準拠する包装のみを提供していることを確認する生産業者による自己証明。

生産業者がオンラインマーケットプレイスを通じて製品を販売する場合、本条第2項に規定する義務は、書面による委任に基づいて、生産業者に代わってオンラインプラットフォームの提供者が履行できる。

- 5. 加盟国は、その加盟国で国家登録簿との自動データ照合が提供されている場合、第4項ポイント(a)及び(b)に規定する情報の検証にそれが適用されると規定できる。
- 6. 第4項に規定する情報を受け取り、生産者にサービスの使用を許可する前に、オンラインプラットフォームの提供者は、受け取った情報が完全かつ信頼できるかどうかを評価するため最大限の努力を払うものとする。
- 7. 欧州連合域内に所在する消費者に包装又は包装された製品を提供する生産業者は、規則(EU)2019/1020第3条ポイント(11)に言及されるサービスのいずれかについて、フルフィルメントサービスプロバイダーと生産業者の間で契約が締結された時点で、本条第4項ポイント(a)及び(b)に言及される情報をフルフィルメントサービスプロバイダーに提供するものとする。
- 8. 本条第7項に規定する情報を受け取り、フルフィルメントサービスプロバイダーと生産者との間で規則(EU)2019/1020第3条(11)に規定するサービスのいずれかについて契約が締結された時点で、フルフィルメントサービスプロバイダーは、加盟国又は連合によつて提供される自由にアクセスできる公式オンラインデータベース又はオンラインインターネットの使用、又は本規則第44条(13)に基づく公開登録リスト、又は生産業者に信頼できる情報源からの裏付け文書を提供するよう要求することにより、本条第7項に規定する情報が信頼でき、完全であるかどうかを評価するため、最大限の努力を払うものとする。本規則の目的上、生産業者は提供される情報の正確性について責任を負うものとする。

フルフィルメント サービス プロバイダーが、関係する生産者から取得した第 7 項に言及される情報のいずれかが不正確、不完全、又は最新ではないという十分な兆候を得た場合、又はそう信じる理由がある場合、フルフィルメント サービス プロバイダーは、生産業者に遅滞なく、又は該当する場合、EU 法又は国内法で定められた期間内にその状況を改善するよう要求するものとする。

生産業者がその情報を訂正又は完了しない場合、フルフィルメント サービス プロバイダーは、要求が完全に遵守されるまで、EU に所在する消費者への包装又は包装された製品の提供に関連する、その生産業者へのサービスの提供を速やかに停止するものとする。フルフィルメント サービス プロバイダーは、停止の理由を生産業者に提供するものとする。

9. 欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2019/1150[75]第 4 条に影響を与えることなく、フルフィルメント サービス プロバイダーが本条第 8 項に従ってサービスの提供を停止した場合、関係する生産者は、フルフィルメント サービス プロバイダーが設立されている加盟国の裁判所でフルフィルメント サービス プロバイダーの決定に異議を申し立てる権利を有するものとする。

第 46 条 生産者責任組織

1. 生産業者は、第 47 条に従って認可された生産者責任組織に、生産者に代わって拡大生産者責任義務を履行するよう委託できる。加盟国は、拡大生産者責任義務を生産者責任組織に委託することを義務付ける措置を採択できる。
2. 加盟国の領土において、1 つ又は複数の生産者責任組織が生産者に代わって拡大生産者責任義務を履行する権限を付与されている場合、加盟国は、生産者責任組織又は生産者責任組織に拡大生産者責任義務の履行を委託していない組織と生産業者が、第 47 条(3)並びに第 48 条及び第 50 条に従った活動に関して、加盟国の領土全体を網羅することを確保するものとする。加盟国は、生産者責任組織による拡大生産者責任義務の履行を協調的に監督する独立した第三者を任命するか、又はそうした監督を所管の官庁に委託するものとする。
3. 生産者責任組織は、専有情報又は個々の生産者又はその権限を与えられた代表者に直接帰属する情報に関し、保有するデータの機密性を確保するものとする。
4. 指令 2008/98/EC 第 8a 条(3)ポイント(e)に言及される情報に加え、生産者責任組織は、加盟国の領土で初めて利用可能になった、又は最終使用者ではない生産業者によって開封

された包装された製品の包装を含む包装の量、及び生産者責任義務を履行している包装の量に対する回収及びリサイクル材料のレベルに関する情報を、少なくとも年に 1 回、ウェブサイトで公開するものとする。

加盟国は、包装廃棄物の管理の組織を担当する公的機関が、その領土で発生した包装廃棄物の量に対する回収及びリサイクル材料のレベルに関する情報を、少なくとも年 1 回、ウェブサイトで公開することを規定できる。

5. 生産者責任組織は、中小企業を含む、包装済み製品の包装を含む少量の包装の生産者に不均衡な負担をかけることなく、生産業者の出身地や規模に関係なく、生産業者を平等に扱うことを保証するものとする。

第 47 条 拡大生産者責任の履行に関する認可

1. 拡大生産者責任義務を個別に履行する場合は生産業者、拡大生産者責任義務を集団的に履行する場合、その義務の履行を委託された生産者責任組織は、所管の官庁に拡大生産者責任の履行に関する認可を申請するものとする。

2. 第 40 条(2)に規定する管理及び手続き上の規則を定める措置を採択する場合、加盟国は認可手続きの要件及び詳細を定めるものとする。これらの要件及び詳細は、拡大生産者責任義務の個別履行と集団履行で異なる場合がある。加盟国は、又、生産業者又は生産者責任組織がその目的で提供する情報を含め、遵守を検証する方法を確立するものとする。認可手続きには、本条第 3 項に規定された要件の遵守を確保するため実施された措置の検証に関する要件、及びその検証の期限が含まれるものとし、その期限は完全な申請書類の提出から 18 週を超えてはならないものとする。その検証は、その結果に関する検証報告書を発行する所轄の官庁又は独立した専門家によって実施されるものとする。独立した専門家は、所轄の官庁及び生産者責任組織又は個別の履行を認可された生産業者から独立しているものとする。

3. 加盟国が第 2 項に従って確立する措置には、次の事項を確実にする措置が含まれるものとする：

(a) 指令 2008/98/EC 第 8a 条(3) ポイント(a)から(d)に規定された要件が遵守されている；

(b) 生産業者又は生産者責任組織が実施又は支払う措置は、生産者責任組織が代理を務める生産業者又は生産業者によって加盟国の領域内で初めて提供される包装製品の包装を含む包装の量と種類、又は最終使用者ではない生産業者又は生産業者によって開封された包

装に関し、対象となる包装廃棄物の面積と量に比例した頻度で、第 48 条(1)及び(5)、及び第 50 条に従って全ての包装廃棄物を消費者に無料で返却及び廃棄物処理できるようにするのに十分である；

(c) そのため、予備的取決めを含む必要な取決めが、廃棄物管理を代理で実施する流通業者、公的機関、又は第三者との間で実施されている；

(d) 収集された包装廃棄物がその後予備処理及び高品質のリサイクルの対象となることを保証するため必要な選別及びリサイクル能力が利用可能である；

(e) 本条第 6 項に規定された要件が遵守されている。

4. 生産業者又は生産者責任組織は、認可申請に含まれる情報の変更、認可の条件に関する変更、又は事業の永久停止について、遅滞なく所管の官庁に通知するものとする。通知された変更の一部又は全てに基づいて、所管の官庁は認可の修正を決定できる。

5. 所管の官庁は、特に製造業者又は製造業者責任組織が包装廃棄物の処理の組織に関する要件を満たさなくなった場合、又は所管の官庁への報告義務、認可条件の変更を通知する義務など、指令 2008/98/EC 第 8 条及び第 8a 条に従って確立されたスキームに基づくその他の拡大製造者責任義務を履行しなかった場合、又は製造業者が永久に業務を停止した場合、認可を取消すことを決定できる。

6. 拡大製造者責任義務を個別に履行する場合、製造業者、又は拡大製造者責任義務を集団的に履行する場合、それらの義務の履行を委託された製造業者責任組織は、拡大製造者責任義務の不遵守が発生した場合、業務の永久停止又は破産を含め、製造業者又は製造業者責任組織が負う廃棄物管理業務に関連する費用を賄うことを目的とした適切な保証を提供するものとする。加盟国は、保証に関する追加要件を規定できる。保証は、生産者の手数料によって賄われ、加盟国が連帯責任を負う公的基金の形をとることができる。

第 4 節 返却、収集、デポジット返還システム

第 48 条 返却及び収集システム

1. 加盟国は、指令 2008/98/EC 第 4 条、第 10 条及び第 13 条に従って処理されることを確実にし、リユース及び高品質リサイクルの準備を容易にするため、エンドユーザーからの全ての包装廃棄物の返却及び分別収集を提供するシステム及びインフラストラクチャが確立

されることを保証するものとする。

本規則第 6 条(4)に従って採択された委任法で確立されたリサイクル基準に適合する包装は、リサイクルのため収集されるものとする。こうした包装の焼却及び埋立ては禁止される。但し、リサイクルが不可能であるか、又は最良の環境結果を齎らさない、別途収集された包装廃棄物のその後の処理作業から生じる廃棄物は除く。

2. 加盟国は、高品質リサイクルを促進するため、包括的な収集と選別のシステムとインフラストラクチャが整備され、リサイクルを促進し、プラスチック原料がリサイクルに利用出来るようしなければならない。こうしたシステムとインフラストラクチャは、リサイクル材の独特の品質が保存又は回復され、量、品質、又は機能の損失を最小限に抑えつつ、更にリサイクルされ、同じ方法で同様の用途に使用できるような用途での使用のため、リサイクル材への優先的なアクセスを提供することができる。
3. 加盟国は、包装廃棄物の一部と一緒に収集する、又は包装廃棄物又は包装廃棄物の一部を他の廃棄物と一緒に収集することが、指令 2008/98/EC 第 4 条及び第 13 条に従って、そうした包装又は包装廃棄物の一部をリユース、リサイクル、又はその他の回収作業の準備にかける能力に影響を与えず、それらの作業から、分別収集によって達成されるものと同等の品質の払出物を生成することを条件として、特定の形式の廃棄物について、本条第 1 項の返却及び分別廃棄物収集義務を免除できる。
4. 加盟国は、別々に収集されない包装廃棄物が、リサイクル用に設計された包装を取り除くため、廃棄又はエネルギー回収作業の前に分別されることを確実にすることができる。
5. 第 1 項に言及されるシステム及びインフラストラクチャは次のとおり：
 - (a) 関係するセクターの経済事業者、所管の官庁、及びそれらの代理で廃棄物管理を行う第三者の参加に開放されている；
 - (b) 加盟国の全領土とあらゆる種類の包装及び活動からの全ての包装廃棄物をカバーし、人口規模、包装廃棄物の予想量と構成、及び最終ユーザーへのアクセスと近接性を考慮する。公共スペース、事業所、及び住宅地での分別収集を含み、十分な容量がある；
 - (c) 特にアクセスのために課される詳細な取決め及び関税に関し、差別のない条件で輸入製品に開放され、貿易障壁又は競争の歪みを回避するよう設計されている。
6. 加盟国は、第 1 項に規定するシステムの組織化に公的廃棄物管理システムが参加できる

ように規定できる。

7. 加盟国は、関連分野でのリサイクル材の使用に関する品質基準を満たす包装廃棄物のリサイクルを促進する措置を講じるものとする。

第 49 条 義務的収集

加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、義務的収集目標を設定し、第 52 条に列挙された材料の収集が、同条に規定されたリサイクル目標及び第 7 条に規定された義務的リサイクル含有率目標と一致するよう必要な措置を講じるものとする。

第 50 条 デポジット返還システム

1. 加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国で特定の暦年に初めて上市される次の包装形態の重量の少なくとも 90 %を毎年分別収集するため必要な措置を講じるものとする：
 - (a) 容量が 3 リットルまでのシングルユースプラスチック飲料ボトル；及び、
 - (b) 容量が 3 リットルまでのシングルユース金属製飲料容器。

加盟国は、上市された包装から発生した包装廃棄物の量を使用し、第 56 条(7)ポイント(a)に従って採択された施行法に従って、この項の最初のサブパラグラフ(a)及び(b)に定められた目標を計算することができる。

2. 加盟国は、第 1 項に定められた目標を達成するため、第 1 項に言及される関連する包装形式についてデポジット返還システムが設定され、販売時点でデポジットが請求されるようにするため必要な措置を講じるものとする。

3. 加盟国は、第 2 項の除外として、次の条件が満たされる場合、HORECA 部門の経済事業者にデポジットの徴収を免除できる：

(a) デポジットの付いた包装が施設内で開封される；

(b) 製品が施設内で消費される；及び、

(c) デポジットの付いた空の包装が施設内に返却される。

4. 第 2 項は、次の包装には適用されない：

- (a) 規則(EU)No 1308/2013 附属書 VII パート II ポイント 1、3、8、9、11、12、15、16、17 にリストされているブドウ製品のカテゴリ、又は規則(EU) No 251/2014 で定義されている芳香のあるワイン製品；
- (b) ワイン製品及び芳香性ワイン製品に類似し、ブドウ以外の果物及び野菜から得られる製品、並びに CN コード 2206 00 に該当するその他の発酵飲料；
- (c) CN コード 2208 に該当するアルコールベースの蒸留酒；及び、
- (d) 規則(EU)No 1308/2013 附属書 I パート XVI に記載される乳及び乳製品。

第 2 項の除外として、加盟国は、技術的に実現不可能な場合、容量が 0.1 リットル未満のシングルユースプラスチック飲料ボトル及びシングルユース金属製飲料容器をデポジット返還システムへの参加から除外できる。

5. 加盟国は、次の条件の下、第 2 項に基づく義務を除外される場合がある：

- (a) 第 56 条(1)ポイント(c)に基づいて欧州委員会に提出された関連包装形式の第 48 条で要求される分別収集率が、2026 历年に初めて加盟国の領域で利用可能になる当該包装の重量の 80%以上である；及び、
- (b) 2028 年 1 月 1 日までに、加盟国は欧州委員会に免除の要請を通知し、第 1 項に言及される包装の重量による分別収集率 90% の達成を確実にする具体的な措置を、タイムラインを含めて戦略を示す実施計画を提出する。

(a) の目的上、関連包装形式の分別収集率に関する情報が未だ欧州委員会に提出されていない場合、加盟国は、この項に規定されている除外の条件が他の方法でどのように満たされているかについて、合理的な説明を行うものとする。理由を付した説明は、検証された国内データに基づくものとし、実施された措置の説明を含むものとする。

6. 欧州委員会は、第 5 項ポイント(b)に従って提出された実施計画の受領後 3 か月以内に、計画が第 5 項ポイント(b)に定められた要件に準拠していないと判断した場合、加盟国に計画の修正を要請できる。加盟国は、欧州委員会の要請を受領後 3 か月以内に修正された実施計画を提出するものとする。

7. 加盟国における第 1 項に言及される包装の分別収集率が低下し、3 历年連続で上市された特定の包装形態の重量の 90 % を下回った場合、欧州委員会は当該加盟国に除外が適用さ

れなくなったことを通知するものとする。デポジット返還システムは、欧州委員会が当該加盟国に除外が適用されなくなったことを通知した年の翌年の 2 曆年の 1 月 1 日までに確立されるものとする。

8. 加盟国は、特にシングルユースガラス製飲料ボトル及び飲料用カートンについて、デポジット返還システムを確立し、維持するよう努めるものとする。加盟国は、技術的及び経済的に実行可能な場合、シングルユース包装形式、特にシングルユースガラス飲料ボトル用のデポジット返還システムが、リユース可能な包装にも同様に利用可能であることを確保するよう努めるものとする。

9. 加盟国は、TFEU に定められた一般規則を遵守し、本規則に従って行動しつつ、第 4 項に列挙された包装、及び他の製品用又は他の材料で作られた包装を含める可能性など、本条に規定された最低要件を超える規定を採用できる。

10. 加盟国は、第 1 項に基づいて確立されたものと同様の目的及び形式を持つリユース可能な包装の返却ポイント及び機会が、デポジット返還システムにシングルユース包装を返却する返却ポイント及び機会と同様、エンドユーザーにとって便利であることを確保するものとする。

11. 加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、少なくとも本規則の発効後に本条第 2 項に基づいて設置されたデポジット返還システムが附属書 X に列挙された最低要件を満たすようにするものとする。

附属書 X に列挙された最低要件は、本規則の発効前に設置され、2029 年 1 月 1 日までに本条第 1 項に定められた 90% 目標を達成したデポジット返還システムには適用されないものとする。加盟国は、既存のシングルユースのデポジット返還システムが最初に見直される際、附属書 X の最低要件に準拠するよう努めるものとする。2029 年 1 月 1 日までに 90% の目標が達成されない場合、既存のシングルユースのデポジット返還システムは遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに附属書 X の最低要件に準拠するものとする。

2038 年 1 月 1 日までに、欧州委員会は加盟国と協力し、本条の実施状況を評価し、デポジット返還システムの相互運用性を最大化する方法を特定するものとする。

12. この規則の附属書 X に記載されている最低要件は、TFEU 第 349 条第 3 項で認められている最外縁地域には、その地域の特殊性を考慮し適用されないものとする。

第 5 節 リユース及び詰替え

第 51 条 リユース及び詰替え

1. 加盟国は、返却への十分なインセンティブを備えた包装のリユースシステム及び環境に配慮した詰替えシステムの確立を奨励する措置を講じるものとする。これらのシステムは、第 27 条及び第 2 条、並びに附属書 VI に規定される要件に準拠するものとし、食品衛生又は消費者の安全を損なわないものとする。
2. 第 1 項に言及される措置には、次が含まれる場合がある：
 - (a) リユース可能な包装及び第 50 条(1)に言及されるもの以外の包装形式について、附属書 X の最低要件に準拠したデポジット返還システムの使用；
 - (b) 経済的インセンティブの利用。これには、最終販売業者にシングルユース包装の使用料を課し、販売時点で消費者にそうした包装のコストを知らせる義務が含まれる；
 - (c) 製造業者又最終販売業者に、第 29 条に規定されたリユース目標の対象製品以外の製品の一定割合を、リユースシステムの中又は詰替えを通じリユース可能な包装で提供できるようにする義務。但し、それが他の加盟国からの製品に対する域内市場の歪みや貿易障壁に繋がらないことが条件。
3. 加盟国は、拡大生産者責任制度及びデポジット返還システムが、削減及び防止措置の資金調達に最低限の予算を割り当てるなどを確保するものとする。

第 6 節 リサイクル目標とリサイクルの促進

第 52 条 リサイクル目標とリサイクルの促進

1. 加盟国は、自国全域を対象とする次のリサイクル目標を達成するため必要な措置を講じるものとする：
 - (a) 2025 年 12 月 31 日までに、発生する全ての包装廃棄物の重量の最低 65 %；
 - (b) 2025 年 12 月 31 日までに、発生する包装廃棄物に含まれる次の特定の材料の重量の最低割合：
 - (i) プラスチック 50 %；

- (ii) 木材 25 % ;
- (iii) 鉄金属 70 % ;
- (iv) アルミニウム 50 % ;
- (v) ガラス 70 % ;
- (vi) 紙と板紙 75 % ;

- (c) 2030 年 12 月 31 日までに、発生する全ての包装廃棄物の重量の最低 70% ;
- (d) 2030 年 12 月 31 日までに、発生する包装廃棄物に含まれる次の特定の材料の重量の最低割合：
 - (i) プラスチック 55% ;
 - (ii) 木材 30% ;
 - (iii) 鉄金属 80% ;
 - (iv) アルミニウム 60% ;
 - (v) ガラス 75% ;
 - (vi) 紙と板紙 85%。

2. 第 1 項ポイント(a)及び(c)に影響を与えることなく、加盟国は、次の条件の下、第 1 項ポイント(b)及び(d)に規定する期限を最大 5 年間延期できる：
- (a) 延期期間中の目標からの除外は、単一の目標から最大 15 パーセント ポイントに制限されるか、又は 2 つの目標に分割される；
 - (b) 延期期間中の目標からの除外の結果、単一の目標のリサイクル率は 30 % を下回らない；
 - (c) 延期期間中の目標からの除外の結果、第 1 項ポイント(b)(v)及び(vi)に規定する単一の目標のリサイクル率は 60 % を下回らず、第 1 項ポイント(d)(v)及び(vi)に規定する単一

の目標のリサイクル率は 70 %を下回らない；及び、

(d) 本条第 1 項ポイント (b) 及び(d)に規定されるそれぞれの期限の 24 か月前までに、加盟国は期限を延期する意向を欧州委員会に通知し、本規則附属書 XI に従って実施計画を欧州委員会に提出する。この実施計画は、指令 2008/98/EC 第 11 条(3)ポイント(b)に従って提出された実施計画と組み合わせることができる。

3. 加盟国が、本条第 1 項ポイント (d)に規定されている期限の延期を要請する場合、欧州委員会は、本条第 2 項ポイント (d) に従って提出された実施計画を受領してから 3 か月以内に、当該計画が附属書 XI に規定されている要件に準拠していないと欧州委員会が判断した場合、加盟国に計画の改訂を要請することができる。加盟国は、欧州委員会の要請を受領してから 3 か月以内に改訂された実施計画を提出するものとする。欧州委員会が、改訂された実施計画が附属書 XI に定められた要件を満たしておらず、加盟国が本条第 2 項に基づく延期期間内に目標を達成できる可能性が低いと判断した場合、欧州委員会は実施計画を拒否するものとし、加盟国は本条第 1 項ポイント (d)に定められた期限内に目標を達成する義務を負うものとする。

4. 欧州委員会は、2032 年 2 月 12 日までに、第 1 項ポイント(c)及び(d)に定められた目標を見直し、目標を引き上げる、又は更なる目標設定を検討するものとする。そのため、欧州委員会は、欧州議会及び閣僚理事会に報告書を提出するものとする。欧州委員会が適切と判断する場合、法案を添付するものとする。

5. 加盟国は、適切な場合、包装廃棄物のリサイクルから得られた材料を包装及びその他の製品の製造に使用することを、次の方法で奨励するものとする：

(a) 当該材料の市場条件を改善する；

(b) こうした材料の使用を妨げる既存の規則を見直す。

6. 加盟国は、TFEU に定められた一般規則を遵守し、本規則に従って行動しつつ、本条に定められた最低目標を超える規定を採用できる。

第 53 条 リサイクル目標の達成度の計算に関する規則

1. 第 52 条(1)に定められた目標が達成されたかどうかを判断するための計算は、本条に定められた規則に従って行われるものとする。

2. 加盟国は、特定の暦年に発生した包装廃棄物の重量を計算するものとする。加盟国で発生した包装廃棄物の計算は、網羅的であるものとする。

発生した包装廃棄物を計算する方法は、次のアプローチに基づくものとする：

(a) 加盟国の領土内でその特定の年に利用可能になった包装、又は最終使用者ではない生産者によって開封された包装；又は、

(b) 同じ年にその加盟国で発生した包装廃棄物の量。

本項に従って行われる計算は、第 56 条(7)ポイント(a) に従って採択される施行法によって確立される要件及び検証に従って、結果の比較可能性、信頼性、及び網羅性を確保するよう調整されるものとする。

3. 加盟国は、特定の暦年にリサイクルされた包装廃棄物の重量を計算するものとする。リサイクルされた包装廃棄物の重量は、その後の再処理の対象とならない廃棄物を除去し、高品質のリサイクルを確保するため必要な全ての検査、選別、及び他の予備操作を経て、廃棄物が実際に製品、材料、又は物質に再処理されるリサイクル操作に入る、廃棄物となつた包装の重量として計算されるものとする。

4. 複合包装及び複数の材料で構成されるその他の包装は、包装に含まれる材料ごとに計算及び報告されるものとする。加盟国は、特定材料が包装ユニットの重要でない部分を構成し、包装ユニットの総質量の 5 %を超えない場合、この要件を免除できる。

5. 第 3 項の目的のため、リサイクルされた包装廃棄物の重量は、廃棄物がリサイクル作業に入るときに測定されるものとする。

この項の最初のサブパラグラフの除外として、リサイクルされた包装廃棄物の重量は、次の条件を満たす限り、選別作業の払出時に測定できる：

(a) 払い出された廃棄物はその後リサイクルされる；

(b) リサイクル作業に先立つ更なる作業によって除去され、その後リサイクルされない材料又は物質の重量は、リサイクルされたと報告された廃棄物の重量に含まれない。

6. 加盟国は、本条第 2 項から第 5 項に規定された条件が満たされることを保証するため、包装廃棄物の品質管理及び追跡可能性の効果的システムを確立するものとする。そのシステムは、指令 2008/98/EC 第 35 条(4)に従って設置された電子登録簿、又は選別された廃

棄物の品質要件に関する技術規格から構成することができる。また、信頼できるデータが他の方法で入手できない場合、様々な廃棄物の種類と廃棄物管理方法のそれぞれについて、選別された廃棄物の平均損失率から構成することもできる。平均損失率は、指令 2008/98/EC 第 11a 条(10)に基づいて採択された委任法で定められた計算規則に基づいて計算されるものとする。

7. 好気性又は嫌気性処理に投入される生分解性包装廃棄物の量は、その処理によって、投入量に対しリサイクル含有量が同程度の堆肥、消化物、又はその他の払出物が生成され、リサイクル製品、材料、又は物質として使用される場合、リサイクルとしてカウントできる。払出物が陸上で使用される場合、加盟国は、この使用が農業又は生態系の改善に利益を齎すことを条件として、それをリサイクルとしてカウントできる。
8. 再処理される前の準備作業の結果として廃棄物ではなくなった包装廃棄物の量は、そうした材料が、その後、元の目的又はその他の目的で使用される製品、材料、又は物質に再処理されることになっている場合、リサイクルとしてカウントできる。但し、燃料やエネルギー生成の他の手段として使用されるか、焼却、埋戻し、又は埋立てられる予定の廃棄物は、リサイクルとしてカウントされない。
9. 加盟国は、廃棄物の焼却後に分離された金属のリサイクルを、リサイクルされた金属が決定(EU)2019/1004 に定められた品質基準を満たしている場合、焼却された包装廃棄物の割合に比例して考慮できる。
10. 包装廃棄物が他の加盟国に送られ、その加盟国でリサイクルが行われる場合、その包装廃棄物が収集された加盟国のみがそれをリサイクルされたものとしてカウントできる。
11. EU から輸出された包装廃棄物は、第 3 項 に定められた要件が満たされ、該当する場合、規則(EC)No 1013/2006 又は規則(EU) 2024/1157 に従って、輸出者が廃棄物の出荷が当該規則の要件に準拠していること、第三国での包装廃棄物の処理が関連する EU 環境法の要件と同等の条件下で行われたことを含むことを文書で証明する場合にのみ、収集された加盟国によってリサイクルされたものとしてカウントされる

第 54 条 リユースを含めたリサイクル目標達成度の計算に関する規則

1. 加盟国は、過去 3 年間に初めて上市され、リユースシステム内で再利用されたリユース可能な販売用包装の平均割合を考慮し、特定の年について第 52 条(1)に規定された目標の調整レベルを達成することを決定できる。

調整レベルは、次を差し引いて計算される：

- (a) 第 52 条(1)ポイント(a)及び(c) に規定された目標から、上市された全ての販売用包装におけるこの項の最初のサブパラグラフで言及されるリユース可能な販売用包装の割合；及び、
- (b) 第 52 条(1)ポイント(b)及び(d)に規定された目標から、上市されたその材料で構成された全ての販売用包装における、この項の最初のサブパラグラフに言及されるリユース可能な販売用包装の割合。

調整目標レベルの計算では、再利用可能な販売用包装材の平均シェアの 5 パーセントポイント以下が考慮されるものとする。

2. 加盟国は、第 52 条(1)ポイント(a)、第 52 条(1)ポイント(b)(ii)、第 52 条(1)ポイント(c)、及び第 52 条(1)ポイント(d)(ii) に規定された目標の計算において、リユースのため修理される木製包装材料の量を考慮に入れることができる。

第 7 節 情報と報告

第 55 条 包装廃棄物の防止と管理に関する情報

1. 指令 2008/98/EC 第 8a 条(2)及び本規則第 12 条に言及される情報に加え、生産業者、又は本規則第 46 条(1)に従って拡大生産者責任義務の履行を委託されている場合、生産者責任組織、又は指令 2008/98/EC 第 8a 条(2)を適用する際、加盟国により任命された公的機関は、加盟国の領土内で生産者が供給する包装に関し、包装廃棄物の防止と管理に関する次の情報をエンド ユーザー、特に消費者に提供するものとする：

- (a) 適正規範を含む廃棄物防止に貢献するエンド ユーザーの役割；
- (b) 包装のリユースに関する利用可能な取決め；
- (c) 危険な製品又は廃棄物を含む包装の取扱いを含む、包装廃棄物の分別収集に貢献するエンド ユーザーの役割；
- (d) 本規則第 12 条に従って包装に貼付、印刷、又は刻印されている、又は包装された製品に附属書に記載されるラベル及びシンボルの意味；

(e)ごみとして又は混合都市ごみとしてなど包装廃棄物の不適切な廃棄が、環境、人の健康、又は人の安全に及ぼす影響、及びシングルユース包装、特にプラスチック製ショッピングバッグが環境に及ぼす影響；

(f) 本規則第 9 条(2)に従って、堆肥化可能な包装の堆肥化特性及び適切な廃棄物管理オプション。消費者は、堆肥化可能な包装が家庭での堆肥化に適しておらず、堆肥化可能な包装が自然界に廃棄されるべきではないことを知らされるものとする。

本項第 1 項(d)に基づく義務は、2028 年 8 月 12 日、又は第 12 条の関連規定の適用日のいずれか遅い方から適用されるものとする。

2. 第 1 項に言及される情報は最新のものであり、次の手段によって提供されるものとする：

(a) ウェブサイト又はその他の電子通信手段；

(b) 公開情報；

(c) 教育プログラム及びキャンペーン；

(d) エンドユーザー及び消費者が容易に理解できる 1 つ以上の言語による案内。

3. 情報が公に提供される場合、商業上機密性の高い情報の機密性は、関連する EU 及び国内法に従って保持されるものとする。

第 56 条 欧州委員会への報告

1. 加盟国は、各暦年について、次のデータを欧州委員会に提出するものとする：

(a) 第 52 条(1)ポイント(a)から(d)までの実施に関するデータ、及びリユース可能な包装に関する附属書 XII 表 2 に従ったデータ；

(b) 附属書 XII 表 4 に列挙されるカテゴリごとに、超軽量プラスチック製ショッピングバッグ、軽量プラスチック製ショッピングバッグ、厚手プラスチック製ショッピングバッグ、超厚手プラスチック製ショッピングバッグの 1 人当たりの年間消費量；

(c) 第 50 条(2)に規定されるデポジット返還システムを確立する義務の対象となる附属書 XII 表 5 に列挙される包装の個別回収率。

加盟国は、他の材質のショッピングバッグの年間消費量に関するデータも提供することができる。

2. 加盟国は、各暦年について、次のデータを欧州委員会に提出するものとする：

(a) 附属書 XII 表 3 に列挙される各包装カテゴリについて、当該加盟国の領域内で初めて利用可能になった、又は最終使用者ではない生産者により開封された包装の量；

(b) 第 52 条に言及される各包装材料について収集された包装廃棄物の量；

(c) 附属書 XII 表 3 に列挙される各包装カテゴリについて、リサイクルされた包装廃棄物の量及びリサイクル率。

3. 最初の報告年は、次の事項に関するものとする：

(a) 第 1 項ポイント(a)及び(b)並びに第 2 項に規定される義務に関して、第 7 項に従って欧州委員会への報告の形式を定める施行法の発効後 2 年目の暦年；

(b) 第 1 項ポイント(c) に規定される義務に関しては、暦年 2028 年。

4. 加盟国は、第 1 項及び第 2 項に規定されるデータを、第 7 項に従って欧州委員会が定めた形式で、データが収集された報告年度の終了から 19 か月以内に電子的に提出するものとする。

5. この条に従って加盟国が提出するデータには、品質チェック レポートが添付されるものとする。その品質チェック レポートは、第 7 項に従って欧州委員会が定めた形式で提示されるものとする。

6. この条に従って加盟国が提出するデータには、第 53 条(7)及び(11)の適用に関するレポートが添付され、該当する場合、平均損失率に関する詳細な情報が含まれるものとする。

7. 欧州委員会は、2027 年 2 月 12 日までに、次の事項を定める施行法を採択するものとする：

(a) 第 1 項ポイント(a)及び(c)、並びに発生した包装廃棄物の量を決定する方法、及びそれらのデータの提出形式を含む第 2 項に従ったデータの計算、検証及び提出に関する規則；

(b) 第 1 項ポイント(b)に規定する 1 人当たりの軽量プラスチック製ショッピングバッグの年間消費量の計算方法、及びそれらのデータの提出形式；

(c) 基準年に対する観光の増加又は減少を計上する第 43 条(2)に規定する補正係数。

これらの施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手続きに従って採択されるものとする。

8. 加盟国は、リユースシステムのシステム運営者及び加盟国で包装を提供する全ての経済運営者が、加盟国が本条に基づく報告義務を履行できるよう、正確で信頼できるデータを管轄当局に提供することを要求するものとする。その際、関連する場合、詳細データの提供に関し中小企業が直面する特定の問題を考慮するものとする。

第 57 条 包装データベース

1. 第 56 条(7)に規定する施行法の採択日から 12 か月以内に、加盟国は、第 56 条に規定する報告義務を履行する目的で、包装及び包装廃棄物に関するデータベースが依然整備されていない場合、統一された基準で確立されることを確保するため必要な措置を講じるものとする。

2. 第 1 項に規定するデータベースには、次が含まれるものとする：

(a) 個々の加盟国レベルでの包装及び包装廃棄物の流れの規模、特徴、及び変化に関する情報；

(b) 附属書 XII に列挙されるデータ。

3. 包装データベースは、報告及び包装廃棄物管理のコストに関する最新データにアクセスでき、相互運用性とデータの再利用が保証される機械可読形式で、より広く一般に公開されるものとする。これらは、関係加盟国の公用語で、次の手段により提供されるものとする：

(a) ウェブサイト又はその他の電子通信手段；又は、

(b) 公開レポート。

第 1 項に言及される要件は、商業的に機密性の高い情報又はデータ保護法に影響を及ぼすものでないものとする。

第 IX 章 保護手順

第 58 条 国家レベルでリスクを齎す包装に対処する手順

- 規則(EU)2019/1020 第 19 条に影響を与えることなく、加盟国の市場監視当局は、本規則の対象となる包装が環境又は人の健康にリスクを齎すと信じる十分な理由がある場合、当該リスクに関連する本規則に規定されている全ての要件を網羅する、関連する包装に関する評価を遅滞なく実施するものとする。関係する経済事業者は、必要に応じて市場監視当局と協力するものとする。

第 1 項の目的のため、本規則の施行を担当する当局は、本規則に包装が準拠していないとの申立てに関連する苦情又は報告を追跡し、適切な是正措置が講じられていることを確認するものとする。

市場監視当局は、第 1 項に従って実施される評価の過程で、包装が本規則に規定された要件に準拠していないと判断した場合、遅滞なく、市場監視当局が定める期間内に、当該包装をこれらの要件に準拠させるための適切かつ相応の是正措置を講じるよう、関連する事業者に要求するものとする。この期間は、不適合の性質、及び、該当する場合、その程度に応じて合理的に定められる。

- 第 1 項の除外として、人の健康を保護することを目的とした特定の法律の対象となる接触に敏感な包装に関連し人の健康に対するリスクがあり、そのリスクが包装材料の包装内容物に転嫁される場合、市場監視当局は、包装材料に起因する人又は動物の健康に対するリスクに関する評価を実施しないものとする。その代わり、こうしたリスクを評価する権限を有する当局、即ち、規則(EU)2017/625、(EU)2017/745、(EU)2017/746、(EU)2019/6、又は指令 2001/83/EC に言及される権限のある当局に警告するものとする。
- 市場監視当局が、不遵守が自国の領域に限定されていないと判断した場合、評価の結果及び経済事業者に要求した措置について、欧州委員会及び他の加盟国に通知するものとする。
- 経済事業者は、EU 全域で経済事業者が上市した全ての不遵守包装に関し、あらゆる適切な是正措置が講じられるようにするものとする。
- 経済事業者が第 1 項(3)に規定する期間内に適切な是正措置を講じない場合、又は不遵守が継続する場合、市場監視当局は、自國領土内での包装の提供を禁止し、包装を撤去又は回収するためあらゆる適切な暫定措置を講じるものとする。

市場監視当局は、これらの措置について欧州委員会及び他の加盟国に遅滞なく通知するも

のとする。

6. 本条第 5 項に従って欧州委員会及び他の加盟国に送信される情報は、規則(EU)2019/1020 第 34 条に規定する情報通信システムを通じて伝達されるものとし、入手可能な全ての詳細、特に不遵守包装の特定に必要なデータ、包装の原産地、申立てられた不遵守の性質及び関連するリスク、講じられた国内措置の性質及び期間、及び経済事業者が提出したクレーム、及び、該当する場合、本規則第 61 条(1)に規定する情報を含むものとする。市場監視当局は、不遵守が次のいずれかによるものであるかどうかを示すものとする：

(a) 包装が本規則に規定されている、又は本規則に従って定められた持続可能性要件を満たしていない；

(b) 本規則第 36 条及び第 37 条に規定される調和規格又は共通規格に欠陥がある。

7. 第 5 項に従って措置を講じる加盟国以外の加盟国は、採用した措置及び当該包装の不遵守に関する利用可能な追加情報を欧州委員会及び他の加盟国に遅滞なく通知するものとする。又、加盟国が第 5 項に従って講じられた措置に異議を唱える場合、その異議を欧州委員会及び他の加盟国に通知するものとする。

8. 第 5 項又は第 7 項に規定する情報の受領後 3 か月以内に、加盟国又は欧州委員会が加盟国により講じられた暫定措置に関して異議を唱えなかった場合、それらの措置は正当であると見なされるものとする。

加盟国は、関係する要件の特殊性を考慮し、暫定措置の適用期間を 3 か月より長く又は短くすることができる。

9. 加盟国は、当該包装が市場から撤去されるか、又は当該包装又は当該製造業者に関し遅滞なくその他の適切な制限措置が講じられることを確保するものとする。

第 59 条 欧州連合のセーフガード手続き

1. 第 58 条(5)及び(6)に規定する手続きの完了後、加盟国が第 58 条に従って講じた措置に対し異議が申し立てられた場合、又は欧州委員会が、国内措置が欧州連合法に違反していると判断した場合、欧州委員会は遅滞なく加盟国及び関係する経済事業者と協議し、国内措置を評価するものとする。その評価結果に基づき、欧州委員会は国内措置が正当であるかどうかを判断する施行法を採択するものとする。

その施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手続きに従って採択されるものとする。

2. 欧州委員会は、第 1 項に規定する施行法を全ての加盟国に通知し、加盟国及び関係する経済事業者に遅滞なく伝達するものとする。

国内措置が正当であると判断した場合、全ての加盟国は、不適合包装が市場から撤去されるよう必要な措置を講じ、その旨を欧州委員会に通知するものとする。

国内措置が不当と見なされる場合、関係加盟国はその措置を撤回するものとする。

3. 国内措置が正当と見なされ、包装の不適合が本規則第 36 条に規定する統一規格の欠陥に起因する場合、欧州委員会は、規則(EU) No 1025/2012 第 11 条に規定する手続きを適用するものとする。

4. 国内措置が正当と見なされ、包装の不適合が第 37 条に規定する共通技術規格の欠陥に起因する場合、欧州委員会は遅滞なく、関係する共通技術規格を修正又は廃止するものとする。

第 60 条 リスクを齎す適合包装

1. 加盟国が、第 58 条に基づく評価を実施した結果、包装が第 5 条から第 12 条に規定されている適用要件を満たしているにも係らず、環境又は人の健康にリスクを齎すことが判明した場合、加盟国は、関連する経済事業者に対し、遅滞なく次を要求するものとする：

(a) 市場監視当局が定める合理的な期間内に、リスクの性質、及び該当する場合、リスクの程度に応じたあらゆる適切な措置を講じ、当該包装が上市されたときリスクを齎さないようにする；

(b) 包装を適合させる；

(c) 包装を市場から撤去する；又は、

(d) 包装を回収する。

2. 第 1 項の例外として、接触に敏感な包装に関連し人の健康に対するリスクがあり、そのリスクが包装材料の包装内容物に転嫁される場合、監視当局は包装材料に起因する人又は動物の健康に対するリスクに関する評価を実施しないものとする。その代わり、監視当局は、こうしたリスクを管理する権限を有する当局、即ち、規則(EU)2017/625、(EU)2017/745、

(EU)2017/746、又は(EU)2019/6、又は指令 2001/83/EC に規定される権限のある当局に警告するものとする。

3. 経済事業者は、EU 全域で上市した全ての不適合包装に関し是正措置が講じられるよう確保するものとする。

4. 加盟国は、第 1 項に従って、欧州委員会及び他の加盟国にその調査結果とその後の措置を直ちに通知するものとする。その情報には、入手可能な全ての詳細、特に、不適合包装の特定に必要なデータ、包装の原産地とサプライ チェーン、関連するリスクの性質、及び講じられた国内措置の性質と期間が含まれるものとする。

5. 欧州委員会は、遅滞なく、加盟国及び関連する経済事業者と協議し、講じられた国内措置を評価するものとする。その評価結果に基づき、欧州委員会は、国内措置が正当であるかどうかを決定する施行法を採択し、必要に応じ適切な措置を提案するものとする。

その施行法は、第 65 条(2)に規定する審査手続きに従って採択されるものとする。

環境又は人の健康の保護に関する緊急性が正当に認められる場合、欧州委員会は、第 65 条(3)に規定する手続きに従って、直ちに適用される施行法を採択するものとする。

欧州委員会は、この項に規定する施行法を全ての加盟国に通知し、加盟国及び関連する経済事業者に直ちに通知するものとする。

第 61 条 欧州連合に上市される包装の規制

1. 市場監視当局は、不適合が自国の領域に限定されていない場合、規則(EU)2019/1020 第 25 条(1)に従って指定された当局に、本規則第 58 条(5)に規定する措置を遅滞なく通知するものとする。その通知には、全ての関連情報、特に措置が適用される不適合包装の特定に必要な詳細、及び包装された製品の場合には製品自体が含まれるものとする。

2. 規則(EU)2019/1020 第 25 条(1)に従って指定された当局は、規則(EU)2019/1020 第 25 条(3)に基づくリスク分析を実行するため、本条第 1 項に従って伝達された情報を使用するものとする。

3. 第 1 項に規定する情報の伝達は、関連する税関リスク管理環境に情報を入力することにより行われるものとする。

4. 欧州委員会は、第 58 条(6)に規定する情報通信システムから本条第 3 項に規定する環境への本条第 1 項に規定する通信を自動化するための相互接続を開発するものとする。当該相互接続は、本条第 5 項に規定する施行法の採択日から 24 か月以内に運用を開始するものとする。

5. 欧州委員会は、第 4 項の手続き規則及び機能、データ要素、データ処理を含む実施取決めの詳細、並びに第 4 項に言及される相互接続に関する個人データの処理、機密性、管理者に関する規則を規定する施行法を採択する権限を有する。

これらの施行法は、第 65 条(2)に基づく審査手続きに従って採択されるものとする。

第 62 条 明らかな不適合

1. 加盟国が次のいずれかの状況に気付いた場合、加盟国は関連する経済事業者に当該不適合を終わらせるよう要求するものとする：

- (a) EU 適合宣言が作成されていない；
- (b) EU 適合宣言が正しく作成されていない；
- (c) 第 12 条に言及される QR コード又はデータ キャリアが、同条に従って必要な情報へのアクセスを提供していない；
- (d) 附属書 VII で言及されている技術文書が入手できない、不完全である、又は誤りがある；
- (e) 第 15 条(6)又は第 18 条(3)に規定する情報が欠落しているか、虚偽であるか、又は不完全である；
- (f) 第 15 条又は第 18 条に規定するその他の管理要件が満たされていない；
- (g) 第 24 条及び第 25 条に規定する過剰包装の制限又は特定の包装形式の使用に関する要件が遵守されていない；
- (h) リユース可能な包装に関し、第 27 条に規定するリユースシステムの構築、運用又は参加に関する要件が満たされていない；

- (i) 詰替えに関し、第 28 条(1)及び(2)に規定する情報要件が満たされていない；
 - (j) 第 28 条(3)に規定する詰替えステーションの要件が満たされていない；
 - (k) 第 29 条に規定するリユース目標が達成されていない；
 - (l) 第 32 条の詰替え義務及び第 33 条のリユース提供義務が満たされていない；
 - (m) 第 6 条に規定するリサイクル可能な包装に関する要件が満たされていない；
 - (n) 第 7 条に規定するプラスチック包装における最低限のリサイクル含有量に関する要件が満たされていない。
2. 第 1 項ポイント(a)から(f)に規定する不適合が継続する場合、関係加盟国は、包装が市場で入手可能となることを禁止するか、包装が回収又は市場から撤去されるようにするため、あらゆる適切な措置を講じるものとする。
 3. 本条第 1 項ポイント(g)から(n)に規定する不適合が継続する場合、加盟国は、第 68 条に従って加盟国が定める本規則の違反に適用される罰則に関する規則を適用するものとする。

第 X 章 グリーン公共調達

第 63 条 グリーン公共調達

1. 環境的に持続可能な包装の供給と需要を奨励するため、欧州委員会は、2030 年 2 月 12 日までに、包装又は包装された製品に関する指令 2014/24/EU、又は包装又は包装された製品を使用するサービスに関する指令 2014/25/EU の範囲内にあり、指令 2014/24/EU 第 2 条(1)、又は指令 2014/25/EU 第 3 条(1)に定義される契約当局、指令 2014/25/EU 第 4 条(1)に定義される、包装又は包装された製品が、契約見積額又は契約の対象となるサービスで使用される製品の価値の 30%以上を占める事業体によって授与される公共契約の最低限の必須要件を規定する施行法を採択するものとする。これらの施行法は、本規則第 65 条(2)に規定される審査手続きに従って採択されるものとする。
2. 第 1 項に従って採択された施行法に規定される要件は、当該施行法の発効日から 12 か月後に開始される同項に規定される公共契約の授与手続きに適用されるものとする。

3. 最低限の義務的なグリーン公共調達要件は、第 5 条から第 11 条に規定される要件及び次の要素に基づくものとする：

(a) 包装又は包装された製品、又は包装又は包装された製品を使用するサービス又は工事に対し授与された公共契約の価値及び量；

(b) 契約当局又は契約主体が、過度のコストを伴わず、より環境的に持続可能な包装又は包装製品を購入する経済的実現可能性；

(c) 関連する包装又は包装製品の EU レベルでの市場状況；

(d) 要件が競争に与える影響；

(e) 包装廃棄物管理義務。

4. 最低限の義務的なグリーン公共調達要件は、次の形式を取ることができる：

(a) 指令 2014/24/EU 第 42 条及び指令 2014/25/EU 第 60 条の意味する技術規格；

(b) 指令 2014/24/EU 第 58 条及び指令 2014/25/EU 第 80 条の意味する選定基準；又は、

(c) 指令 2014/24/EU 第 70 条及び指令 2014/25/EU 第 87 条の意味する契約履行条件。

これらの最低限の義務的なグリーン公共調達要件は、本規則の目的の達成を促進するため、指令 2014/24/EU 及び 2014/25/EU に含まれる原則に従って策定されるものとする。

5. 第 1 項に規定する契約当局及び契約主体は、正当な理由がある場合、公衆の安全又は公衆衛生を理由として、第 1 項に従って採択された施行法に規定された要件を免除することができる。契約当局及び契約主体は、又、正当な理由がある場合、これらの要件が解決できない技術的困難につながる場合、これらの要件を免除することができる。

第 XI 章 委任された権限及び欧州委員会の手続き

第 64 条 委任の行使

1. 委任法を採択する権限は、本条に定める条件に従って欧州委員会に付される。

2. 第 5 条(7)及び(8)、第 6 条(4)第 1 サブパラグラフ及び第 3 サブパラグラフ、第 6 条(6)、第 7 条(9)、第 7 条(12)第 2 サブパラグラフ、第 7 条(13)、第 11 条(2)、第 29 条(10)、第 29 条(12)第 6 サブパラグラフ、第 29 条(13)第 2 サブパラグラフ、及び第 29 条(18)に規定する委任法を採択する権限は、2025 年 2 月 12 日から 10 年間、欧州委員会に付される。欧州委員会は、10 年間の期間が終了する 9 か月前までに、権限の委任に関する報告書を作成するものとする。権限の委任は、各期間終了の 3 か月前までに欧州議会又は閣僚理事会が延長に反対しない限り、自動的に同一期間延長されるものとする。
3. 第 5 条(7)及び(8)、第 6 条(4)第 1 サブパラグラフ及び第 3 サブパラグラフ、第 6 条(6)、第 7 条(9)、第 7 条(12)第 2 サブパラグラフ、第 7 条(13)、第 11 条(2)、第 29 条(10)、第 29 条(12)第 6 サブパラグラフ、第 29 条(13)第 2 サブパラグラフ、及び第 29 条(18)に規定する権限の委任は、欧州議会又は閣僚理事会により、いつでも撤回することができる。撤回決定は、その決定で指定された権限委譲を終了するものとする。撤回決定は、欧洲連合官報に決定が公表された翌日、又は同官報に指定された後日発効するものとする。既に施行されている委任法の有効性には影響しないものとする。
4. 委任法を採択する前に、欧州委員会は、2016 年 4 月 13 日のより良い立法に関する機関間協定に定められた原則に従って、各加盟国が指名した専門家と協議するものとする。
5. 委任法を採択したとき、欧州委員会は直ちに、欧州議会と閣僚理事会に同時に通知するものとする。
6. 第 5 条(7)又は(8)、第 6 条(4)第 1 サブパラグラフ又は第 3 サブパラグラフ、第 6 条(6)、第 7 条(9)、第 7 条(12)第 2 サブパラグラフ、第 7 条(13)、第 11 条(2)、第 29 条(10)、第 29 条(12)第 6 サブパラグラフ、第 29 条(13)第 2 サブパラグラフ、又は第 29 条(18)に従つて採択された委任法は、欧州議会及び閣僚理事会への当該法の通知後 2 か月以内に、欧州議会又は閣僚理事会のいずれからも異議が表明されない場合、又は当該期間の満了前に欧州議会及び閣僚理事会の双方が異議を唱えない旨を欧州委員会に通知した場合にのみ発効する。当該期間は、欧州議会又は閣僚理事会の主導により 2 か月延長されるものとする。

第 65 条 委員会の手続き

1. 欧州委員会は、指令 2008/98/EC 第 39 条に規定する委員会の支援を受けるものとする。当該委員会は、規則(EU) No 182/2011 の意味する委員会とする。
2. この項に言及する場合、規則(EU)No 182/2011 第 5 条が適用されるものとする。

3. この項に言及する場合、規則(EU)No 182/2011 第 8 条が、同規則第 5 条と併せて適用されるものとする。

第 XII 章 改正

第 66 条 規則(EU) 2019/1020 の改正

規則 (EU) 2019/1020 は次のように改正される：

(1) 附属書 I に次の点が追加される：

「74. 特定のプラスチック製品による環境影響の削減に関する 2019 年 6 月 5 日欧州議会及び閣僚理事会指令(EU) 2019/904(OJ L 155、2019 年 6 月 12 日、1 ページ)」

75. 規則 (EU) 2019/1020 及び指令(EU) 2019/904 を改正し、指令 94/62/EC を廃止する包装及び包装廃棄物に関する欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) 2025/40(OJ L,2025/40、2025 年 1 月 22 日。)；

(2) 附属書 II ポイント 8 を削除する。

第 67 条 指令 (EU) 2019/904 の改正

指令(EU)2019/904 は次のように改正される：

(1) 第 2 条は次のように改正される：

(a) 第 2 項は次に置き換えられる：

「2. 本指令が指令 94/62/EC 又は 2008/98/EC と矛盾する場合、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2025/40 に別段の定めがない限り、本指令が優先するものとする。[*1]」

[*1] 包装及び包装廃棄物に関する、及び規則(EU) 2019/1020 及び指令(EU) 2019/904 を改正し、指令 94/62/EC を廃止する欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2025/40、(OJ L,2025/40、2025 年 1 月 22 日。)；

(b) 次の項が追加される：

「3. 本指令第 4 条が、規則(EU)2025/40 第 25 条(1)及び(6)と矛盾する場合、同規則附属書 V ポイント(3)に記載されるシングルユースプラスチック包装に関し、同規則第 25 条(1)及び(6)が優先するものとする。」

(2) 第6条(5)において、ポイント(a)及び(b)は、2030年1月1日、又は規則(EU)2025/40第7条(8)に規定する施行法の発効日から3年後のいずれか遅い方から削除される。

(3) 第13条(1)において、ポイント(e)は、2030年1月1日、又は規則(EU)2025/40第7条(8)に規定する施行法の発効日から3年後のいずれか遅い方から削除される。

(4) 第13条第3項は、次の文に置き換えられる：

「3. 欧州委員会は、本条に従って報告されたデータ及び情報を確認し、その確認結果に関する報告書を公表するものとする。報告書は、データ及び情報の収集の組織、データ及び情報の出所、加盟国で使用された方法論、並びにそれらのデータ及び情報の完全性、信頼性、適時性及び一貫性を評価するものとする。評価には、改善のための具体的勧告を含めることができる。報告書は、加盟国によるデータおよび情報の最初の報告後、及びその後4年ごとに作成されるものとする。」；

(5) 附属書パートBは、次のとおり改正される：

(a) ポイント7、8、及び9は、次の文に置き換えられる：

「(7) 発泡ポリスチレン(EPS)又は押出成形ポリスチレン(XPS)製の食品容器、即ち、次の食品を入れるため使用される、蓋付き又は蓋なしの箱などの容器：

(a) 直ちに消費されることを目的とした食品、又はティクアウト用の食品；

(b) 通常は容器から消費される；及び、

(c) 調理、煮沸、加熱などの追加の準備なしに消費できる。

飲料容器、皿、袋、食品を包んだ包装を除く、ファストフードやその他の直ちに消費できる食事に使用される食品容器を含む。

(8) 発泡ポリスチレン (EPS) 又は押出成形ポリスチレン (XPS) 製の飲料容器、キャップと蓋を含む。

(9) 発泡ポリスチレン (EPS) 又は押出成形ポリスチレン (XPS) 製の飲料用カップ、カバーと蓋を含む。」

(b) 次のポイントが追加される：

「(10) 空港や駅で輸送中の荷物の保護に使用されるシュリンクラップ。

(11) 輸送及び取扱い中に包装された商品を保護するため使用されるポリスチレン及びその他のプラスチックの破片。

(12) 規則 (EU) 2024/40 第 3 条(1) ポイント 6 で定義されるグループ化された包装として使用されるマルチパックプラスチックリング。」

第 68 条 罰則

1. 2027 年 2 月 12 日までに、加盟国は本規則の違反に適用される罰則に関する規則を定め、その実施を確実にするため必要な全ての措置を講じるものとする。規定される罰則は、効果的で、釣り合いが取れ、抑止力のあるものとする。

2. 第 24 条から第 29 条に従わなかった場合の罰則には、行政罰金が含まれるものとする。加盟国の法制度で行政罰金が規定されていない場合、この項は、関連当局が罰金手続きを開始し、管轄の国内裁判所が罰金を課すという形で適用することができるが、その際、これらの法的救済策が有効であり、この項に言及される行政罰金と同等の効果を持つことが保証される。いずれの場合も、課される罰金は有効で、つり合いが取れており、抑止力があるものとする。

3. 加盟国は、2027 年 2 月 12 日までに、第 1 項及び第 2 項に言及される規則及び措置を欧洲委員会に通知し、それらに影響を及ぼすその後の改正を遅滞なく欧洲委員会に通知するものとする。

第 69 条 評価

2034 年 8 月 12 日までに、欧洲委員会は、本規則及び域内市場の機能と包装の環境持続可能性の改善に対する本規則の寄与について評価を行うものとする。この評価には、とりわけ、この規則が農業食品システム及び食品廃棄物に与える影響に特化した部分が含まれるものとする。欧洲委員会は、この評価の主な結果に関する報告書を欧洲議会、閣僚理事会、欧洲経済社会委員会及び地域委員会に提出するものとする。加盟国は、この報告書の作成に必要な情報を欧洲委員会に提供するものとする。

第 70 条 廃止及び経過規定

1. 指令 94/62/EC は、2026 年 8 月 12 日から廃止されるが、次の例外がある：
(a) 指令 94/62/EC 第 8 条(2)は、本規則第 12 条(6)に従って採択された施行法の発効日

から 30 か月後まで引き続き適用されるものとする；

(b) 指令 94/62/EC 第 9 条(1)及び(2)は、同指令附属書 II ポイント 1 段落 1 に従った必須要件に関しては、2029 年 12 月 31 日まで引き続き適用される；

(c) 指令 94/62/EC 第 5 条(2)及び(3)、第 6 条(1)ポイント(d)及び(e)、及び第 6a 条は、2028 年 12 月 31 日まで引き続き適用される；

(d) 指令 94/62/EC 第 12 条(3a)、(3b)、(3c)、(4)は、2029 年 12 月 31 日まで引き続き適用されるものとする。但し、欧州委員会へのデータの送信に関しては、2029 年 12 月 31 日まで引き続き適用されるものとする。

2. 決定 97/129/EC は、2028 年 8 月 12 日から廃止される。

3. 決定 2001/171/EC 及び 2009/292/EC は、本規則第 5 条(8)に従って欧州委員会が採択した委任法によって廃止されるまで、引き続き有効であり、引き続き適用される。

4. 加盟国は、2030 年 1 月 1 日まで、附属書 V の 2 及び 3 に列挙された形式及び用途の包装の上市を制限する国内規定を維持できる。第 4 条(3)は、2030 年 1 月 1 日まで、これらの国内措置に関しては適用されない。

5. 廃止された指令 94/62/EC への言及は、本規則への言及として解釈され、本規則の附属書 XIII の相関表に従って読み取られるものとする。

第 71 条 発効及び適用

この規則は、欧州連合官報掲載日から 20 日後に発効する。

この規則は、2026 年 8 月 12 日から適用される。

但し、第 67 条(5)は、2029 年 2 月 12 日から適用される。

この規則は、その全体が拘束力を持ち、全ての加盟国で直接適用される。

2024 年 12 月 19 日、ブリュッセルにて採択された

欧洲議会を代表して 議長 R.METSOLA
閣僚理事会を代表して 議長 BOKA J.

附属書I 第3条(1)ポイント(1)の包装の定義の適用範囲に含まれる項目の参考リスト

A. 第3条(1)ポイント(1)(a)

1. 包装に該当する項目：

菓子箱

CDケースを包むフィルム オーバーラップ

カタログや雑誌の郵送用ポーチ（雑誌が中に入っているもの）

ケーキと一緒に販売されるケーキ用ドイリー

プラスチック フィルム、アルミニウム、紙などロール、チューブ、シリンダーに巻き付けた軟質材料。但し、製造機械の一部として意図され、製品を販売単位として提示するため使用されていないロール、チューブ、シリンダーは除く

種まきトレイを含む販売及び輸送のみを目的とする植木鉢

注射液用ガラス瓶

CDスピンドル（販売されるもの、CD付き、保管用ではないもの）

衣類と一緒に販売されるハンガー

マッチ箱

滅菌バリア システム（製品の滅菌状態を保つために必要なポーチ、トレイ、材料）

消火器を除く、各種ガス用の詰め替え可能なスチール シリンダー

紅茶やコーヒーのアルミ箔ポーチ

歯磨き粉のチューブ用の箱

2. 包装ではないもの：

シード トレイを含む花や植木鉢 、生産の様々な段階で企業間取引に使用、又は植物と一緒に販売されるもの

工具箱

チーズの周りのワックス層

ソーセージのケーシング

ハンガー (別売り)

プリンター用カートリッジ

CD、DVD、ビデオ ケース (CD、DVD、ビデオが入った状態で販売)

CD スピンドル (空の状態で販売、保管用)

洗剤用の可溶性バッグ

墓石の照明(キャンドル用の容器)

機械式石臼 (詰替え可能な容器に統合、例：詰替え可能なペッパー ミル)

B. 第3条(1)ポイント(1)(b)及び(c)

1. 包装であるアイテム：

果物や野菜に貼られた粘着ラベルを含む、製品に直接掛けられたり製品に貼り付けられたりしたラベル

容器の蓋の一部であるマスカラブラシ

他の包装品に貼られた粘着ラベル

ホッキス

プラスチックスリーブ

洗剤の容器の蓋の一部である用量測定装置

機械式石臼(詰替え不可の容器に内蔵され、製品が充填されているもの。例：コショウが充填されたペッパー・ミル)

2. 包装であるアイテムでないもの：

無線周波数識別(RFID)タグ

欧洲議会及び閣僚理事会規則(EU) 2020/740[1]に準拠したステッカー形式のタイヤラベル

C. 第3条(1)ポイント(1)(d)及び(e)

1. 包装であるアイテムで、製品の包装時に充填されるよう設計され意図されている場合の販売品：

紙製又はプラスチック製のショッピングバッグ

シングルユースの皿とカップ

ラップフィルム

サンドイッチ用袋

アルミホイル

洗濯物用の洗濯用プラスチックホイル

2. 包装ではないもの：

マドラー

シングルユースのカトラリー

ラッピングペーパー(消費者及び事業者向けに別売り)

紙製のベーキングケース(中身が空のまま販売)

ケーキなしで販売されるケーキ用ドイリー

販売時点で充填することを意図していないシングルユースの皿とカップ

附属書 II 包装のリサイクル可能性を評価するための分類とパラメータ

表1 第6条に言及される包装材料、タイプ、分類の参考リスト

カテゴリ番号 (新)	主な包装材料	包装タイプ	様式(例示であり網羅していない)	色／光学透過率
1	ガラス	ガラス及び大半がガラスの複合材による包装	ボトル、瓶、フラコン(香水ボトル)、化粧品ポット、広口深皿容器(tub)、アンプル、ガラス製バイアル(ソーダ石灰シリカ)、エアゾール缶	—
2	紙／板紙	紙/板紙包装	箱、トレイ、集合包装、軟質紙包装(フィルム、シート、パウチ、蓋、コーン、包み紙など)	—
3	紙／板紙	紙/板紙が大半を占める複合包装	液体包装用板紙や紙コップ(ポリオレフィンをラミネートしたので、アルミニウムの有無は問わない)、トレイ、皿、コップ、金属ラミネート又はプラスチックラミネート紙/板紙、プラスチックライナー/窓付きの紙/板紙	—
4	金属	金属及び鉄が大半を占める複合材料	ブリキやステンレス鋼を含む鉄製で硬質のもの(エアゾ	—

		でできた包装	ール缶、缶、塗料缶、箱、ト レイ、ドラムや管)	
5	金属	アルミニウム及び アルミニウムが大 半を占める複合材 でできた 硬質の包装	アルミニウム製で硬質のも の（食品・飲料缶、ボトル、 エアゾール缶、ドラム、チュ ーブ、缶、箱、トレイ）	－
6	金属	アルミニウム及び アルミニウムが大 半を占める複合材 でできた 半硬質及び軟質の 包装	アルミニウム製で半硬質及 び軟質のもの（容器やトレ イ、チューブ、ホイル、フレ キシブルホイル）	－
7	プラスチック	PET-硬質	ボトルとフラスコ瓶	透明クリア/ 着色、不透明
8	プラスチック	PET-硬質	ボトル及びフラスコ瓶以外 の硬質のもの（ポット、広口 深皿容器（tub）、ジャー、カ ップ、単層及び多層トレイ及 び容器、エアゾール缶を含 む）	透明クリア/ 着色、不透明
9	プラスチック	PET-軟質	フィルム	ナチュラル/ 着色
10	プラスチック	PE-硬質	容器、ボトル、トレイ、ポッ ト、チューブ	ナチュラル/ 着色
11	プラスチック	PE-軟質	多層及び多材料包装を含む フィルム	ナチュラル/ 着色
12	プラスチック	PP-硬質	容器、ボトル、トレイ、ポッ ト、チューブ	ナチュラル/ 着色
13	プラスチック	PP-軟質	多層及び多材料包装を含む フィルム	ナチュラル/ 着色
14	プラスチック	HDPE と PP-硬 質	型枠及びビパレット、プラダ ン（プラスチック板紙）	ナチュラル/ 着色
15	プラスチック	PS と XPS-硬質	硬質の成形物（乳製品容器、 トレイ、カップ、その他の食 品容器を含む）	ナチュラル/ 着色

16	プラスチック	EPS-硬質	硬質の成形品(魚箱／白物家電／トレイを含む)	ナチュラル／着色
17	プラスチック	その他の硬質プラスチック(PVC、PCなど)で硬質の複合材料を含む	バルクコンテナ、ドラム缶などの硬質の形状品	—
18	プラスチック	その他のフレキシブル・プラスチックで複合材料を含む	パウチ、ブリスター・パック、熱成形包装、真空包装、補正大気/補正湿度包装、で例えばフレキシブル中間バルクコンテナ、バッグ、ストレッヂフィルムなどを含む	—
19	プラスチック	生分解性プラスチック[1] - 硬質(例: PLA、PHB)及び軟質(PLAなど)	硬質及び軟質の成形品	—
20	木、コルク	コルクを含む木製包装	パレット、箱、木箱	—
21	テキスタイル	天然繊維及び合成繊維	袋物	—
22	陶磁器又は磁器製石材	粘土、石材	鉢、容器、ボトル、瓶	—

[1] このカテゴリには、易生分解性(6ヶ月以内に元の材料の90%以上が生物学的プロセスによってCO₂、水、無機物に変換される能力が証明されていること)で、製造に使用された原料に関係ないプラスチックが含まれることに注意すること。容易に生分解しないバイオベースポリマーは、他の関連するプラスチックのカテゴリに含まれる。

表2 第6条に言及される包装材料と分類の参考リスト

材料	カテゴリ	附属書II表1へのリンク
プラスチック	PET-硬質	カテゴリ7、8
	PE-硬質、PP-硬質、HDPE及びPP-硬質	カテゴリ10、12、14
	フィルム/フレキシブル	カテゴリ9、11、13、18

	PS、XPS、EPS	カテゴリ 15, 16
	その他の硬質プラスチック	カテゴリ 17
	生分解性（硬質及び軟質）	カテゴリ 19
紙／板紙	紙・板紙（液体包装用板紙を除く）	カテゴリ 2、3
	液体包装ボード	カテゴリ 3
金属	アルミニウム	カテゴリ 5, 6
	スチール	カテゴリ 4
ガラス	ガラス	カテゴリ 1
木	木、コルク	カテゴリ 20
その他	繊維、陶磁器、その他	カテゴリ 21,22

表3 リサイクル性能等級

2030		2035			2038		
リサイクル性能 グレード	リサイクルのためのデ ザイン(DfR) 単位当たりのリサイ クル可能性を重み付け て評価する。	リサイクル性能グ レード(DfR用)	リサイクルのための デザイン(DfR) 単位当たりのリサ イクル可能性を重 み付けで評価す る。	リサイクル性能グ レード (一定スケールの リサイクル評価 用)	リサイクル性能グレー ド	リサイクルのための デザイン(DfR) 単位当たりのリサイ クル可能性を重み 付けで評価する。	リサイクル性能グレー ド (一定スケールのリサイ クル評価用)
グレードA	95%以上	グレードA	95%以上 %	グレードA RaS	グレードA	95%以上 %	グレードA RaS
グレードB	80%以上	グレードB	80点以上 %	グレードB RaS	グレードB	80点以上 %	グレードB RaS
グレードC	70%以上	グレードC	70%以上	グレードC RaS 上市はできない	グレードC	70%以上	グレードC RaS
技術的に リサイクル不可能	70%未満	技術的にリサイクル 不可能	70%未満	一定スケールの リサイクルに合 致しない(第3条 1項32号の閾値 以下)。	技術的にリサイクル 不可能	70%未満	一定スケールのリサイ クルに合致しない(第3条 1項32号の閾値以 下)。

包装のリサイクル性は、性能等級 A、B、又は C で表される。

2030 年以降、リサイクル性能はリサイクル設計基準に基づく。リサイクル設計基準は、一次原材料の代替として十分な品質の二次原材料の使用の循環性を確保する必要がある。

リサイクル設計基準に基づく評価は、第 6 条(4)及び関連する委任法に基づいて確立された方法論、及び表 4 で確立されたパラメータを考慮し、表 1 にリストされている各包装カテゴリに対して実行される。包装ユニットごとに基準を比較検討した後、カテゴリ A、B、又

はCに分類される。包装ユニットのリサイクル性能等級が70%未満の場合、リサイクル性能等級に準拠していないと見なされ、従って、包装は技術的にリサイクル不可能と見なされ、上市が制限される。

2035年から、包装リサイクル可能性の評価に新たな要素、即ち、大規模リサイクル評価が追加される。その結果、第6条(5)に基づいて採択された施行法で確立された方法論に従って、各包装カテゴリから効果的にリサイクルされた材料の量（重量）に基づいて新たな評価が行われる。大規模リサイクル評価に準拠するための年間リサイクル包装材料に関する閾値は、第3条(1)ポイント(39)で設定された目標を考慮して定義される。

表4 第6条に基づくリサイクル基準の設定のための設計パラメータの非網羅的リスト

この表のリストは、第6条(4)に規定されるリサイクル基準の設定のベースとして使用される。次に、リサイクル基準の設計を使用して、表3に記載されている性能等級に繋がる計算を設定する。更に、そのリストに記載されているパラメータの評価では、次の点を考慮する：

- エンド ユーザーが手動で、又は処理工場で、包装の任意のコンポーネントを分離できること、
- 選別及びリサイクル プロセスの効率（収量など）、
- 選別及びリサイクル技術の進化（包装を現在選別できないが、2年後には選別できるようになる可能性があるという側面に対処するため）、
- 一次原材料の代替を可能にする二次原材料の機能性の維持。

次のパラメータが包装に提供する包装の機能性が、リサイクル基準の設計で考慮する必要がある。

リサイクル設計基準のパラメータ	パラメータの関連性
添加物	添加物とは、特定の特性を付与するために材料に添加される物質を指すことが多い。包装容器中に添加物が存在すると、選別工程で包装材料の選別が不正確になり、得られた副原料が汚染される可能性がある。
ラベル	ラベルの被覆率（包装の表面積に対するラベルの面積の比率）は選別の効率に影響する。ラベルの材質や糊・接着剤の種類も

	副原料の品質に影響する。
スリーブ	主包装体へのスリーブの被覆率は、選別の可能性に影響する。更に、スリーブの使用は、主包装体との分離能力に影響を与える可能性がある。 スリーブの材質は、包装の分別性とリサイクル性の両方に影響する。
クロージャー及びその他の小型包装部品	クロージャーとは、包装を閉じたり密封したりするために使用される部品を指す。クロージャには、硬質、軟質など様々なタイプがあり、例えば、開封防止シュリンク、ライニング、キャップ、蓋、シール、バルブなどがある。 クロージャーの材質は、包装の分別性とリサイクル性の両方に影響する。 包装にしっかりと取り付けられていないクロージャーは、ポイ捨てを増やす可能性がある。 主包装体に取り付けられた小さな包装部品は、分離性やリサイクル性に影響を与える可能性がある。そのため、選別やリサイクルの過程で失われる可能性がある。
接着剤	粘着剤は、リサイクルプロセスやエンドユーザーが容易に分離できるように、或いは選別やリサイクルプロセスの効率に影響を与えないように使用することができる。包装に粘着剤が残っていると、二次原料の品質（純度）が低下する可能性がある。 洗浄可能な接着剤は、包装本体からの分離を確実にし、副原料に接着剤の残留物が残らないようにすることができる。
色材	色材とは、包装材料に色を与える物質である。 紙やプラスチックに含まれる高濃度の染料は、選別の問題を引き起こし、二次原料の品質を低下させる可能性がある。
材料構成	分離が容易で二次原料の収率が高い単体原料又は原料の組み合わせを使用することが望ましい。
バリア/コーティング	バリア性を付与するために添加される材料や物質（バリア）、又は他の特性を付与するために表面に塗布される様々な材料（コーティング）をいう。包装内にバリア／コーティングがあると、リサイクルが難しくなることがある。二次原料の収率が高い組み合わせが望ましい。
インキ及び塗料/印刷/コーティング	インキと塗料は、着色剤と他の物質の混合物であり、印刷又はコーティングプロセスによって材料に塗布される（インキ）、又は揮発性溶剤に溶解した樹脂及び/又はセルロースエステル

	からなる保護コーティング（ラッカー）である。コーティングとは、バッチコーティングやその他の情報、ブランディングを目的として、販売用パッケージに直接施される印刷を指す。懸念物質を含むインキの使用は、包装ユニットがリサイクルできないため、リサイクルの妨げとなる。印刷インキが放出されると、洗浄水を通してリサイクルの流れを汚染する可能性がある。同様に、放出されない印刷インキは、リサイクルの流れの透明性を損なう可能性がある。
製品残留物/空にする容易さ	包装の内容物の残留物は、分別性とリサイクル性に影響を与える可能性がある。包装のデザインは、内容物を簡単に空にできるようにし、廃棄時には完全に排出された状態であるべきである。
解体の容易さ	互いにしっかりとくっついた部品は、包装の分別性やリサイクル性に影響を与える可能性がある。包装設計は、異なる構成要素を異なる材料の流れに分離する可能性を促進することができる。

附属書 III 堆肥化可能な包装

堆肥化可能な包装形式の使用を義務付けるか導入する際に考慮すべき条件：

- (a) リユース可能な包装として設計できなかったか、包装なしでは製品を上市できなかつた；
- (b) 使用後、有機廃棄物の流れに入るように設計されている；
- (c) 生分解性があり、嫌気性消化を含む物理的又は生物学的分解を受け、最終的に二酸化炭素と水、新しい微生物バイオマス、無機塩に、酸素がないとき、メタンに変換される；
- (d) 堆肥化できない包装を使用する場合と比較して、その使用により有機廃棄物の収集量が大幅に増加する；
- (e) 堆肥化できない包装による堆肥の汚染が大幅に減少し、生物廃棄物処理に問題が生じない；
- (f) 使用により、堆肥化できない包装廃棄物の流れの汚染が増加しない。

附属書 IV 包装の最小化評価の方法論

パート A 性能基準

1. 製品保護：包装設計は、製品の重大な損傷、損失、劣化または廃棄を防止する目的で、包装又は充填の時点から最終使用まで製品を保護する必要がある。要件には、機械的又は化学的損傷、振動、圧縮、湿度、水分損失、酸化、光、酸素、微生物感染、害虫、官能特性の劣化などに対する保護が含まれる場合があり、製品品質に関する要件を規定する特定のEU法への参照が含まれる。
2. 包装製造プロセス：包装設計は、包装製造及び充填プロセスと互換性がある必要がある。包装製造プロセスは、容器の形状、厚さの許容範囲、サイズ、ツールの実現可能性、又は製造時の廃棄物を最小限に抑える規格などの包装設計要素を決定する場合がある。製品メーカーが実施するプロセスでは、衝撃やストレスへの耐性、機械的強度、包装ラインの速度と効率、搬送時の安定性、耐熱性、効果的な密閉、最小ヘッドスペース、衛生など、梱包の特定の設計要素も必要になる場合がある。
3. 物流：包装設計は、包装された製品の適切で安全な配送、輸送、取扱い、及び倉庫保管を保証する必要がある。要件には、最適なスペース利用のための寸法調整、パレット化及びパレット解除システムとの互換性、取扱い及び倉庫保管システム、輸送及び取扱い中の包装システムの完全性などが含まれる。
4. 包装の機能性：包装設計は、製品の目的や、贈答目的や季節のイベントでの販売など、製品の販売に繋がる特殊性を考慮し、機能性を保証する必要がある。
5. 情報要件：包装設計は、包装された製品自体、その使用、保管、及び安全に関する指示を含む手入れに関する必要な情報をエンドユーザーに提供できるようにする必要がある。要件には、製品情報、保管、適用、使用に関する指示、バーコード、及び賞味期限の提供が含まれる場合がある。
6. 衛生と安全性：包装設計は、包装された製品の流通、最終使用、廃棄の全過程を通じ、ユーザーと消費者の安全、及び製品の安全性と衛生を確保する必要がある。要件には、安全な取扱い設計、子供の誤飲防止、改ざん防止、盗難防止、偽造防止、危険警告、内容物の明確な識別、安全な開封装置、又は圧力解放閉鎖に関する要件が含まれる場合がある。

7. 法的要件：包装設計は、包装と包装された製品が適用法に準拠できることを保証する必要がある。

8. リサイクル材、リサイクル可能性、及びリユース： 包装設計は、この規則で要求されているように、リユース可能性、リサイクル可能性、及びリサイクル材の包含を保証する必要がある。包装がリユースを意図している場合、第 11 条(1)に規定される要件を満たす必要がある。これは、例えば、より多くの往復やローテーションを可能にするため、リサイクル材を含めることを促進するため、又はリサイクル性を高めるため、例えば、単一材料又は使用済みリサイクル材に移行する場合、包装の重量又は容積を、他の性能要因の下で可能な範囲を超えて増やす必要がある場合があることを意味する。

パート B 評価方法及び最小包装容積及び重量の決定

第 3 条(1)ポイント(1)で説明される包装機能を確保するため必要な最小包装容積及び重量の評価は、技術文書で説明され、少なくとも次を含むものとする：

- (a) 包装に必要な最小重量及び容積の計算の詳細を含む評価結果の説明。同じ包装の生産バッチ間で起こり得る変動を考慮し、文書化する必要がある；
- (b) パート A に記載される各性能基準について、包装された製品、包装、及びユーザーに対する安全性と衛生を含む包装機能を危険に晒すことなく、包装の重量又は容積の更なる減少を防ぐ設計要件を説明する説明。これらの設計要件を特定するため使用された方法を記述し、包装の重量又は容積を更に削減できない理由を説明する必要がある。包装機能を果たさない余分な層の削減など、特定の包装材料による全ての削減機会を調査する必要がある。ある包装材料を別の包装材料に置き換えるだけでは十分とは見なされない；
- (c) ポイント(a)及び(b)に基づいて実施された評価に使用されたテスト結果、市場調査、又は研究。

附属書 V 包装形式の使用に関する制限

	包装様式	用途制限	実例
1	グループ化された シングルユースプラスチック包装	ボトル、缶、缶詰、ポット、広口深皿容器(tub)、パケットで販売される商品をグループ化するために販売時点で使用されるプラスチック製包装で、消費者が複数の商品を購	集合ファーム、シュリンクフィルム

		入することを可能にする、又は促すための便宜包装として設計されたもの。取扱いを容易にするために必要なグループ化された包装は除く。	
2	未加工の生鮮果物・野菜の1回限り包装	<p>1.5kg 未満の包装済み生鮮青果物のシングルユースプラスチック包装。</p> <p>加盟国は、水分の損失、膨張性の損失、微生物的危険や物理的衝撃、酸化を回避する必要性が実証されている場合、あるいは不釣り合いな経済的・管理的コストを伴わずに、認証や表示に関する規則 EU 2018/848 の要求事項を遵守して、有機青果物と非有機青果物との混在を回避する他の可能性がない場合には、この制限の適用除外を設定することができる。</p>	ネット、バッグ、トレイ、コンテナ
3	シングルユースプラスチック包装	<p>HORECA セクターの施設内で充填・消費される食品・飲料用のシングルユースプラスチック包装。</p> <p>この包装には、営業所の内外にある、テーブルとスツールで覆われたすべての飲食エリア、立食エリア、及び飲食を目的として複数の経済事業者又は第三者が共同でエンドユーザーに提供する飲食エリアが含まれる。</p> <p>飲料水を利用できない HORECA セクターの事業所は免除される。</p>	トレイ、シングルユースの皿とコップ、袋、箱
4	HORECA セクターの調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料のシングルユースプラスチック包装	<p>調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料に使用される、1回分または1人前が入った、HORECA セクターのシングルユースプラスチック包装：</p> <p>A)このような包装は、それ以上の調理を必要とせず、すぐに消費することを目的としたティクアウト用調理済み食品とともに提供される；</p> <p>B)このような包装は、病院、診療所、老人ホームなど、個別のケアが医療上必要な施設において、安全性と衛生を確保するために必要</p>	小袋、広口深皿容器(tub)、トレイ、箱

		である。	
5	個人的な予約を目的とした宿泊施設で使用されるシングルユース包装	NACE Rev. 2 - Statistical classification of economic activities ¹ に従った、宿泊施設で使用される化粧品、衛生用品、トイレタリー用品のシングルユース包装は、個人予約のみを対象とし、次の宿泊客が到着する前に廃棄されることを意図している。	シャンプーボトル、ハンド＆ボディローションボトル、シングルユースの固形石鹼の個包装
6	超軽量プラスチック製手提げ袋	超軽量プラスチック製手提げ袋、ただし、衛生上の理由から必要とされる場合や、食品廃棄の防止に役立つ場合にバラ食品の一次包装として提供される、非常に軽量なプラスチック製手提げ袋を除く。	大量の食料品用に用意された非常に薄い袋

附属書 VI リユースシステム及び詰替えステーションに固有の要件

この附属書の目的上、次の定義が適用される：

- (a) 「ガバナンス ガイドライン」とは、システム参加者の役割、包装の所有権及び想定される所有権の移転、並びにこの附属書で定義されるリユースシステムのその他の関連するガバナンス要素を定義するリユースシステムのガバナンス構造を意味する；
- (b) 「クローズド ループ システム」とは、リユース可能な包装が、包装の所有権の変更なしにシステム オペレーター又はシステム参加者の協力グループによって循環されるリユースシステムを意味する；
- (c) 「オープンループシステム」とは、リユース可能な包装が不特定多数のシステム参加者の間で循環し、包装の所有権が再利用プロセスの 1 つ以上の時点で変更されるリユースシステムを意味する；
- (d) 「システムオペレータ」とは、システム参加者であり、再利用システムを管理する自然人又は法人を意味する；

(e) 「システム参加者」とは、リユースシステムに参加し、次のアクションの少なくとも1つを実行する自然人又は法人を意味する：エンドユーザー又は他のシステム参加者から包装を収集し、それを再調整し、システム参加者間で配布し、輸送し、製品を充填し、包装し、又はエンドユーザーに提供する。リユースシステムは、1人以上のシステム参加者で構成される。

パート A リユースシステムの要件

1. リユースシステムの一般的な要件

全てのリユースシステムは、次の要件を満たしている必要がある：

(a) ガバナンスガイドラインに記載されているように、明確に定義されたガバナンス構造を持つ；

(b) 次のガバナンス構造を持つ：

(i) ガバナンス ガイドラインのシステムの目的、及び該当する場合はリユース目標とシステムのその他の目的が達成されることを保証する；

(ii) システムの一部となることを望む全ての経済事業者が平等にアクセスし、公正な条件で利用できる；

(iii) 全てのエンド ユーザーが平等にアクセスし、公正な条件で利用できる；

(c) リユース可能な包装が、第 11 条(2)に従って採択された委任法に定められた最低限の意図された回転数以上確実に循環するように設計されている；

(d) 包装の使用要件を含む、全てのシステム参加者によって受け入れられ、次の内容を含め、その機能を定義する規則があること：

(i) システム内で循環することが許可される包装の種類と設計を指定する；

(ii) システムを通じて使用、充填、又は輸送されることが意図されている製品について説明する；

(iii) 適切な取扱いと包装の使用に関する条件を指定する；

(iv) 包装の再調整に関する詳細な要件を指定する；

- (v) 包装の収集要件を規定する；
 - (vi) 包装の保管要件を規定する；
 - (vii) 包装の充填又はアップロード要件を規定する；
 - (viii) エンドユーザーが包装を収集ポイント又は集合収集システムに返却するためのインセンティブを提供することなどにより、リユース可能な包装の効果的かつ効率的な収集を確保するための規則を規定する；
 - (ix) 脆弱な消費者を含め、リユースシステムへの平等かつ公平なアクセスを確保するための規則を定める；
- (e) システムの適切な機能を制御し、再利用が適切に有効になっているかどうかを確認するシステム オペレーターを配置する；
 - (f) 充填又リユースの数、即ち、カテゴリごとのローテーション数 と不合格品、回収率、即ち、返品率、材料及びカテゴリごとの販売単位又は同等単位、又は計算が実行不可能な場合は平均推定値、システムに追加されたリユース可能又は詰替え可能な包装の単位数、及び廃棄計画によって処理された包装の単位数に関するデータにアクセスできる報告規則を定める；
 - (g) 包装の設計が相互に合意された規格又は基準に従って定められていることを確認する；
 - (h) 全てのシステム参加者に対してコストと利益が公平に分配されるようにする；
 - (i) システムで使用され、廃棄物となったりユース可能な包装に対する拡大生産者責任義務を確実に実施する。

システムオペレータがいないオープンループシステムは、ポイント(b)(i)、(e)、(f)、及び(h)の要件を免除される。

本規則の発効前に確立されたオープンループシステムは、ポイント(a)、(b)(i)、(ii)、(e)、(f)、及び(h)の要件を免除される。

2. クローズドループシステムの要件

ポイント 1 に記載されるリユースシステムの一般的な要件に加え、クローズドループシステムは、次の要件を満たす必要がある：

- (a) システムは、エンドユーザーからシステム参加者への包装の返送を容易にするリバースロジスティクスを備えている；
- (b) システムは、包装の収集、再調整、及び再配布を確実に行う；
- (c) システム参加者は、システム規則に従って包装が使用、収集、及び保管されている場合、収集ポイントから包装を持ち帰る義務がある。

3. オープン ループ システムの要件

ポイント 1 に記載されるリユースシステムの一般的な要件に加え、オープン ループ システムは、次の要件を満たす必要がある：

- (a) 包装が使用された後、システム参加者は包装をリユースするか、別のシステム参加者にリユースのために渡すかを決定する；
- (b) システムは、包装の収集、再調整、再配布が実施され、一般に利用可能であることを保証する；
- (c) パート B の要件を満たす再調整は、システムの一部である。

パート B 再調整

1. 再調整プロセスは、包装の再調整を実行する責任者の健康と安全にリスクを生じさせではなく、そのプロセスが環境に及ぼす影響を最小限に抑える必要がある。接触に敏感な材料、廃棄物、産業排出物に関する適用法に従って運用する必要がある。

2. 再調整には、リユース可能な包装形式とその使用目的に合わせて調整された次の操作が含まれる：

- (a) 包装の状態の評価；
- (b) 損傷した、又はリユースできない包装部品の除去；

(c) 除去された包装部品を適切な回収プロセスに搬送；

(d) 必要な衛生条件に従って包装を洗浄及び清掃；

(e) 包装の修理；

(f) 包装の目的適合性の検査及び評価。

3. 必要に応じ、クリーニングと洗浄のプロセスは、再生の様々な段階で実行され、繰り返される。

4. 再生製品は、それに適用される健康及び安全の要件を満たす必要がある。

パート C 詰替えの要件

詰替えステーションは、次の要件を満たす必要がある：

(a) 詰替えステーションには、次の事項に関する明確で正確な情報が表示される；

(i) 詰替えステーションで製品を購入するためエンドユーザーの容器が満たす必要がある衛生基準；

(ii) 詰替えによる製品購入に使用できる容器の種類と機能；

(iii) 適用法に基づく衛生基準への準拠を保証するための最終販売業者の連絡先；

(b) 詰替えステーションには、エンドユーザーが特定の量の製品を購入できるようにするための測定装置が含まれているか、代替手段が用意されている；

(c) エンドユーザーが支払う価格には、容器の重量は含まれない。

附属書 VII 適合性評価手順

モジュール A 内部生産管理

1. 内部生産管理は、製造業者がポイント 2、3、及び 4 に規定された義務を履行し、当該包

装が本規則の適用される第 5 条から第 12 条までの要件を満たしていることを自らの責任で保証し宣言する適合性評価手順である。

2. 技術文書

製造業者は技術文書を作成するものとする。文書は、包装が適用要件に適合しているかどうかを評価できるようにし、不適合のリスクの適切な分析と評価を含めるものとする。

技術文書は、適用要件を規定し、評価に関連する限り、包装の設計、製造、及び操作を網羅するものとする。技術文書には、該当する場合、少なくとも次の要素を含めるものとする：

- (a) 包装とその使用目的の一般的な説明；
- (b) 概念設計、製造図面、及びコンポーネントの材料；
- (c) ポイント (b) で提供された図面及び包装の計画と動作を理解するために必要な説明と説明；
- (d) 次のリスト：
 - (i) 第 36 条に言及される全面的又は部分的に適用されている調和規格；
 - (ii) 第 37 条に言及される、全面的又は部分的に適用される共通規格；
 - (iii) 測定又は計算の目的で使用されるその他の関連技術規格；
 - (iv) 調和規格又は共通規格が部分的に適用されている場合、適用されている部分を示す；
 - (v) 調和規格又は共通規格が適用されていない場合、第 1 項に言及される要件を満たすため採用されたソリューションの説明；
- (e) 第 6 条、第 10 条及び第 11 条に規定される評価がどのように実施されたかについての質的説明；
- (f) 試験報告書。

3. 製造

製造業者は、製造プロセスとその監視によって、製造された包装がポイント 2 に言及される技術文書、及びポイント 1 に言及される要件に準拠していることを保証するため必要な全ての措置を講じるものとする。

4. 適合宣言

製造業者は、包装の種類ごとに書面による適合宣言を作成し、シングルユース包装が上市されてから 5 年間、リユース可能な包装が上市されてから 10 年間、技術文書とともに国家当局の処分に備え保管するものとする。適合宣言には、それが作成された包装が特定されるものとする。

適合宣言のコピーは、要求に応じて関係当局に提供されるものとする。

5. 権限のある代理人

技術文書の保管に関しポイント 4 で規定されている製造業者の義務は、その義務が委任状に明記されている場合、権限のある代理人が製造業者に代わって、その責任において履行できる。

附属書 VIII EU 適合宣言 番号(*1)

1. 番号… (包装の固有の識別):
2. 製造業者、及び該当する場合、製造業者の正式代理人の氏名と住所:
3. この適合宣言は、製造業者の単独の責任で発行される。
4. 宣言の対象 (追跡を可能にする包装の識別) : 包装の説明 :
5. ポイント 4 に言及される宣言の対象は、関連する EU 調和法に準拠している: … (適用されるその他の EU 法への参照)。
6. 適合宣言の対象となる関連する調和規格又は使用される共通規格への参照、又は関連するその他の技術規格への参照 :

7. 該当する場合、通知機関 … (名前、住所、番号) … は … (介入の説明) … を実行し、証明書を発行した: … (証明書の日付を含む詳細、及び該当する場合、有効期間と条件に関する情報)。

8. 追加情報 :

署名者及び代表者 :

(発行場所及び日付):

(氏名、役職) (署名):

(*1) (宣言の識別番号)

附属書 IX 第 44 条に言及される登録簿への登録及び報告のための情報

パート A 登録時に提出する情報

1. 拡大生産者責任のために生産業者又はその公認代理人が提出する情報には、次が含まれる :

(a) 生産業者が加盟国の領域で利用可能な包装済み製品の包装などの包装に使用する名前及び、ある場合、ブランド名、及び生産者の住所、郵便番号、場所、通り名及び番号、国、ある場合、電話番号、Web アドレス、及び单一の連絡先を示す電子メール アドレスを含む；

(b) 生産業者が、その代理として拡大生産者責任義務を履行する権限を与えられた代理人に与えている場合、(a)に言及された情報を加え、権限を与えられた代理人の名前と住所、郵便番号、場所、番地、国、電話番号、電子メールアドレスを含む；

(c) 生産業者の国民識別コード、商業登記番号又は同等の公式登録番号、及び欧州又は国の納税者番号を含む；

(d) 生産者が第 45 条に基づく責任をどのように果たしているかについての宣言、第 46 条(1)が適用される場合、生産者責任組織が発行した証明書を含む。

2. 生産者責任組織が拡大生産者責任義務の履行を委託されている場合、生産者が提供する情報には、郵便番号、住所、番地、国、電話番号、ウェブアドレス、電子メールアドレスを含む名前と連絡先の詳細、生産者責任組織の商業登記番号又は同等の公式登録番号、生産者責任組織の欧州又は国の納税者番号を含む国民識別コード、代表生産者の委任状、及び提供

された情報が真実であることを示す、生産者、又は該当する場合、拡大生産者責任又は生産者責任組織の生産者の公認代表者による声明が含まれる。

3. 第 46 条(1)に規定する生産者から拡大生産者責任義務の履行を委託された生産者責任組織が第 44 条に規定する登録義務を履行する場合、この部の第 1 項で要求される情報に加えて、次の情報を提供するものとする：

(a) 代表される生産者の氏名及び連絡先、郵便番号、住所、一般名及び番号、国、電話番号、ウェブアドレス、電子メールアドレスを含む；

(b) 該当する場合、代表される各生産者の権限；

(c) 生産者責任組織が複数の生産者を代表している場合、代表される各生産者が第 45 条に規定する責任をどのように果たしているかを個別に示す。

パート B 報告のために提出される情報

1. 第 44 条(7)に従って報告のために提出される情報：

(a) 生産者の国民識別コード；

(b) 報告期間；

(c) 生産者が加盟国の領土で初めて提供する、又は生産者がエンドユーザーでないのに開封する附属書 II 表 1 に規定する包装カテゴリの重量による量；

(d) 加盟国の領土で初めて提供する、又はエンドユーザーではない生産者が包装された製品を開封する包装に関する生産者の責任を確保するための決め。

2. 第 44 条(8)に従って報告のために提出する情報：

(a) 生産者の国民識別コード；

(b) 報告期間；

(c) このポイントの表 1 に規定する包装の種類に関する情報；

(d) 加盟国の領土で初めて提供する、又はエンドユーザーではない生産者が包装された製品を開封する包装に関する生産者の責任を確保するための決め。

表1

	加盟国で使用可能な重量別数量
ガラス	
プラスチック	
紙／板紙	
鉄金属	
アルミニウム	
木	
その他	
計	

3. 第44条(10)に従って報告のため提出される情報：

- (a) 加盟国で収集され、選別のために送られた、附属書II表2に定義される包装廃棄物のカテゴリごとの重量による量；
- (b) 加盟国内でリサイクル、回収、処分された、又は附属書XII表3に規定されるEU域内又は第三国に輸送された包装廃棄物のカテゴリごとの重量による量；
- (c) 附属書XII表5に記載される、別々に収集され、容量が3リットルまでのシングルユースプラスチック飲料ボトル及び容量が3リットルまでのシングルユース金属製飲料容器の重量による量。

附属書X デポジット返還システムの最低限の要件

この附属書の目的上、次の定義が適用される。

「システム オペレーター」とは、加盟国でデポジット返還システムを設立又は運営する責任を委ねられた自然人又は法人を意味する。

デポジット返還システムの最低限の一般要件

加盟国は、自国の領域で設立されたデポジット返還システムが次の最低要件を満たすようにする必要がある：

- (a) 単一のシステム オペレーターが設立又はライセンスを受けているか、複数のシス

ム オペレーターがいる場合、加盟国は異なるシステム オペレーター間の調整を確実にするための措置を講じるものとする；

- (b) システムのガバナンスおよび関連する運用規則は、システムに含まれる包装タイプ又はカテゴリに属する包装を上市することを条件として、システムの一部となることを望む全ての経済事業者に平等なアクセスと公正な条件を認める；
- (c) 管理手順及び報告システムが設定され、システム運営者がデポジット返還システムの対象となる包装の回収に関するデータを取得できるようにする；
- (d) 必要な回収率を達成するために十分な最低デポジット額が設定されている；
- (e) システム運営者の財務能力に関する最低要件が設定され、システム運営者がその機能を遂行できるようにする；
- (f) システム運営者は非営利の独立した法人である；
- (g) システム運営者は、本規則の規則から生じる役割、及び加盟国により確立されたデポジット返還システムの調整及び運用に関する追加の役割のみを遂行する；
- (h) システム運営者はデポジット返還システムの機能を調整する；
- (i) システム運営者は、次の事項を文書で保管する：
 - (i) システムの内部組織を定める法令；
 - (ii) システムの資金調達システムの証拠；
 - (iii) システムが本規則に規定された要件、及びシステムが運営される加盟国で規定された追加要件に準拠していることを証明する声明；
- (j) システム運営者の年間売上高の十分な額が、包装廃棄物の管理に関する一般啓発キャンペーに使用されている；
- (k) システム運営者は、システムが運営される加盟国の所管の官庁から、本附属書の要件の遵守状況を監視する目的で要求された情報を提供する；

(l) 加盟国は、最終販売業者が、自らが流通させる包装材料及び包装形態のデポジット付き包装を受け入れ、デポジット付き包装が返却された際、エンドユーザーに償還されたデポジットを提供する義務を負うことを確保するものとする。但し、エンドユーザーが、食品包装については食品グレードのリサイクルを保証し、その目的で国家当局によって認可されている収集経路のいずれかを通じて、デポジット付き包装の使用後にデポジットを償還するための同等のアクセス手段を有する場合は除く。

この義務は、販売面積が、エンドユーザーがデポジット付き包装を返却することを不可能にしている場合は適用されない。但し、最終販売業者は、販売する製品の空の包装の返却を常に受け入れる必要がある；

(m) エンドユーザーは、商品を購入することなくデポジット付き包装を返却できる。デポジットはエンドユーザーに償還されるものとする；

(n) デポジット返還システムによって回収されるデポジット付きの包装は、全て明確にラベル付けされており、エンドユーザーはそうした包装を返却する必要があることを容易に識別できる；

(o) 料金が透明である。

最低限の要件に加え、加盟国は、特に回収された包装廃棄物の純度を高め、ごみを減らし、その他の循環型経済の目的を促進するため、本規則の目的を確実に達成するため、必要に応じて追加の要件を設定することができる。

国境を越えたビジネスが多い地域を持つ加盟国は、デポジット返還システムが、指定された収集地点で他の加盟国のデポジット返還システムから包装を回収できるようにし、包装を購入する際にエンドユーザーに請求されたデポジットを返還できるように努めるものとする。

附属書 XI 第 52 条(2)ポイント(D)に従って提出される実施計画

第 52 条(2)ポイント(d)に従って提出される実施計画には、次の事項が含まれるものとする：

(a) 包装廃棄物及びその構成ストリームのリサイクル、埋立て、その他の処理の過去、現在、及び予測率の評価；

- (b) 指令 2008/98/EC 第 28 条及び第 29 条に従って実施されている廃棄物管理計画及び廃棄物防止プログラムの実施状況の評価；
- (c) 加盟国が、第 52 条(1)ポイント(b)又は(d)に定められた関連目標を、そこに定められた期限内に達成できない可能性があると考える理由、及びその目標達成に必要な時間延長の評価；
- (d) 期間延長中に加盟国に適用される本規則第 52 条(1)ポイント(b)又は(d)に規定された目標を達成するため必要な措置。これには、指令 2008/98/EC 第 4 条に規定されている廃棄物の優先順位の適用に対するインセンティブを提供する適切な経済的手段及びその他の措置が含まれる；
- (e) ポイント(d)に規定された措置の実施スケジュール、実施権限を有する機関の決定、及び期間延長の場合に適用される目標の達成に対する各機関の貢献の評価；
- (f) 汚染者負担原則に沿った廃棄物管理の資金調達に関する情報；
- (g) 廃棄物管理の計画及びパフォーマンスの監視を改善する目的で、必要に応じデータ品質を改善するための措置。

附属書 XII 加盟国が包装及び包装廃棄物に関するデータベースに含めるデータ（表 1 から表 4 に従って）

1. 販売、グループ化、輸送用包装の場合：
 - (a) 加盟国内で生成された包装の包装カテゴリごとの数量（生産、輸入、保管されたトン数から輸出されたトン数を差し引いたもの）（表 1）；
 - (b) リユース可能な包装の数量（表 2）。
2. 販売、グループ化、輸送用包装廃棄物の場合：
 - (a) 各包装カテゴリごとに（表 3）：
 - (i) 加盟国の領域で初めて利用可能になった包装、又はエンドユーザーではない製造者が製品を開封した包装の数量；
 - (ii) 生成された包装廃棄物の数量；

- (iii) 処分、回収、リサイクルされた包装の数量；
- (b) 第 56 条(1)ポイント(b)に規定する、超軽量プラスチック製ショッピングバッグ、軽量プラスチック製ショッピングバッグ、及び厚手プラスチック製ショッピングバッグの区分ごとの一人当たりの年間消費量（表 4）
- (c) 第 50 条(1)に規定されているデポジット返還システムの対象となる包装形態の分別収集率（表 5）。

表 1 加盟国の領域で生成された包装（販売用、グループ化、輸送用）の量

	生産トン数	- 輸出トン数	+ 輸入トン数	+ 保存トン数	= 合計
ガラス					
プラスチック					
紙/板紙					
鉄系統の金属					
アルミニウム					
木材					
その他					
合計					

表 2 加盟国の領域で初めて利用可能になったリユース可能な包装（販売用、グループ化、輸送用）の総量

その加盟国 の領域で初 めて市場に 出された包 装材料のト ン数	リユース可能な包装		リユース可能な販売用包装	
	トン数	リユース可能 な包装材料 全体の割合	トン数	リユース可能 な販売された 包装の割合
ガラス				
プラスチック				

紙/板紙					
鉄金属(ブリキを含む)					
アルミニウム					
木材					
その他					
合計					

表 3 附属書 II 表 2 で定義される包装カテゴリごとの量: 加盟国の領域で初めて利用可能になった包装、最終使用者ではない生産者が製品を開封した包装、発生した包装廃棄物。加盟国の領土内で処分、回収、リサイクルされ、輸出された包装廃棄物

素材	カテゴリ	加盟国の領域内で初めて市販される包装(t)	包装廃棄物発生量(t)	包装廃棄物処分量(t)	包装廃棄物総回収量(t)	包装廃棄物リサイクル量(t)	包装廃棄物総処分量(t)	包装廃棄物総回収量(t)	包装廃棄物リサイクル量(t)
				国内	国外				
プラスチック	PET—硬質								
	PE—硬質、PP—硬質、HDPE及びPP—硬質								
	フィルム/軟質								
	PS、XPS、EPS								
	その他の硬質プラスチック								
	生分解性(硬質及び軟質)								

紙/板紙	紙・板紙(液体包装用板紙を除く)								
	液体包装ボード								
金属	アルミニウム								
	スチール								
ガラス	ガラス								
木材	木、コルク								
その他	繊維、陶磁器、その他								

表4 加盟国の領土内で消費された超軽量プラスチック製ショッピングバッグ、軽量プラスチック製ショッピングバッグ、厚手プラスチック製ショッピングバッグ、超厚手プラスチック製ショッピングバッグの一人当たりの数量

	国内で消費されるプラスチック製手提げ袋	
	一人当たりの枚数	トン／人
超軽量プラスチック製手提 げ袋 肉厚15ミクロン以下 のプラスチック製手提げ袋		
軽量プラスチック製手提 げ袋 肉厚 50 ミクロン以下のレジ袋		
厚手プラスチック製手提 げ袋 肉厚 50～99 ミクロンのレジ袋		

表5 第50条(1)に規定されたデポジット返還システムの対象となる包装形態の分別収集率

	国内で初めて上市された包装 材料のトン数(t)	デポジット返還スキームによ り、国内領域内で個別に収集 された包装材料のトン数(t)
容量3リットルまでの飲料用ペ ットボトル		
容量 3 リットルまでのシングル ユース金属製飲料容器		

附属書 XIII 相関表 (略)